

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第16巻 第1号

2013年9月

論文

- 訳語「民主主義」使用の一般化野口 忠彦 (1)
- The Joint Custody of Children after Divorce
: A Comparison of Japanese law and Italian law椎名 規子 (65)
- 機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討 (3)
— 現実主義的国際秩序論の再検討 (下) —阿部 松盛 (77)
- アメリカ合衆国における妊娠中絶合法化の過程
— 1971年および1972年の情況小竹 聡 (135)
- 水利行為による権利侵害奥田 進一 (181)
- マーシャル集積論の制度主義的転回
— 明治・大正期の羽二重産業を例に —小木田敏彦 (193)

資料

- 徳富蘇峰と宇都宮太郎の往復書簡澤田 次郎 (I) (235)

抄録

- 外国人が学ぶ日本経済論の教材開発吉野 文雄 (237)
- 「拓殖大学論集 政治・経済・法律研究」投稿規則 (239)
- 「拓殖大学論集 政治・経済・法律研究」執筆要領 (242)

訳語「民主主義」使用の一般化

野 口 忠 彦

—もくじ—

はじめに

- i 「デモクラシー」の初期の表示
 - ii 訳語「民主主義」使用反対論
 - iii 訳語「民主主義」使用の一般化
- むすび

はじめに

「デモクラシー Democracy」については、初めの頃は、その原音に従って表記され、次には訳語が考案され、様々な訳語が用いられたり、その訳語に原音が添えられて表記されたりもするが、やがて、それらの訳語のうちの1つ「民主主義」は、反対論の表明があったものの、一般化した。すると、敢えて原語を示したい場合を別にすれば、その訳語だけの表記で十分になる。もちろん、訳語「民主主義」よりは「デモクラシー」の方がよいとする「デモクラシー」使用例なども存続してはいるが、それらは「民主主義」ほど一般化していない。

「デモクラシー」の一般化し定訳化している訳語「民主主義」について、適訳ではないことを筆者は既に指摘した¹。その論稿において、記述した「敗戦によるG.H.Q.の占領統治以来」「民主主義」使用が一般化し「定訳²」化していることについては事実であるが、いずれ、もう少し詳しく、しかも具体的に明らかにしたいと思っていた。そこで、その論稿において用いた資料だけでなく、その後入手した資料も加えて、改めて訳語「民主主義」の一般化の経緯を実証的かつ理論的に明らかにしたものが本稿である。

なお、この「はじめに」の注1に記載の拙稿において筆者がなしたミスを訂正するためにはあるが、くわえて、「民主主義」の使用が一般化し何かといえば「民主主義」という訳語が使われるにもかかわらず、あるいは、「民主主義」という訳語が使用されている割には、訳語「民主主義」が誰によって最初に使われたのかなどについて全くといってよいほどに周知されていないこともあり、それを知らしめるためにも、その点について、もう一度記す。

前尾繁三郎は約50年も前（昭和33年：1958年）に次のように指摘している。

それなら、民主主義の語は誰れが何時初めて使ったかのであろうか。私のいままで読んだ書物の中ではトクヴィルのアメリカの民主政治を明治十四年：1881年に肥塚竜が訳した自由原論という本にあるのが初見である。同書には「民主主義は多少一般人類の政治中に検出せらるべき者なれども此主義の埋没して顯然表出せざる者比比皆是なり」などとある。もつともこの箇所の民主主義の語には、ソベレエノフピープルのルビが打っており、デモクラシーそのものの訳語ではないが、他の箇所ではデモクラシーを共和主義と訳したり、民主主義と訳したりしている。³

この「民主主義という言葉」は「(昭和三十三年：1958年二月 雑誌「言語生活」)」に既に発表したものの再録であることが記されている⁴が、正しくは「昭和三十三年：1958年九月⁵」(国立国語研究所監修、『言語生活』、筑摩書房、昭和33年：1958年9月)である。実は確認のため、このコピーを取り寄せ(平成24年：2012年12月5日)、比較してみたら、「民主主義という言葉」は全くそのままの転載ではなく、タイトル表記も、『言語生活』記載のものは「民主主義という言葉⁶」となっているなど、用字の表記が違っているだけではなく、文章にも多少の違いはあるものの、両者にはほとんど大きな違いはない。その両者を比較している際に、筆者は大きなミスをしていることに気がついた。以前に発表の拙稿⁷では、引用に当たり、最後の部分(「民主主義と訳したり」)をパソコンに入れ落としていたのである。このミスをお詫びし、上記の通り訂正する。こうしてみると、佛国トクヴィル原撰、肥塚龍重訳、『自由原論』における訳語「民主主義」の存在傾向を反映してか、「デモクラシーそのものの訳語ではない」「民主主義」が中心であって、付随的であったが、「デモクラシー」の訳語「民主主義」の初出の発見者も前尾であった。

前尾の記述の通り、A. トクヴィル Alexis de Tocqueville の第1巻と第2巻が1835年：天保6年に、第3巻が1840年：天保11年に出版された『アメリカにおけるデモクラシー *De la Démocratie en Amérique*』(3vols) の H. リーヴ Henry Reeve による英訳で1835年：天保6年に出版された『アメリカにおけるデモクラシー *Democracy in America*』(2vols) から第1巻のみの重訳で明治14年：1881年～明治15年：1882年に出版されたトクヴィル原撰、肥塚龍重訳『自由原論』(全3冊)の第二巻、第四章における「民主主義」が「デモクラシー」の初訳である⁸。

なお、本稿は、引用に当たり、「ひらがな」や「カタカナ」は原則としてそのままにしたが、漢字については、旧字は新字に変えたものが多いことをお断りしておく。年を表す数字については、コロン：の後につけられた半角(西暦でない場合は、年号付き)の数字は、たとえ、引用文中のものでも、全て、筆者によるものであることもお断りしておく。その年号については、主に、『日本史広辞典』(日本史広辞典編集委員会編、山川出版社、1997年：平成9年。)巻末の「年代表」によった。そして、引用した訳文については、必ずしも訳書通りでないものもあることも

お断りしておく。加えて、本研究は拓殖大学政治経済研究所から平成22年度個人研究助成を受けた。記して感謝する。また、本稿も、いつもながら本校茗荷谷図書館閲覧グループのレファレンス担当の方々にお世話になったことを記して感謝する。

注

- 1 これは、野口忠彦、「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説—Semantic Analysis of Japanese “Minshushugi” Translated from “Democracy” —1—〜4—」で、詳しくは以下の通りである。
 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —1—, 『拓殖大学論集(276) 政治・経済・法律研究』第12巻 第1号, 拓殖大学政治経済研究所, 2009年:平成21年12月。
 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —2—, 『拓殖大学論集(278) 政治・経済・法律研究』第12巻 第2号, 拓殖大学政治経済研究所, 2010年:平成22年3月。
 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —3—, 『拓殖大学論集(279) 政治・経済・法律研究』第13巻 第1号, 拓殖大学政治経済研究所, 2010年:平成22年12月。
 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —4—(完), 『拓殖大学論集(281) 政治・経済・法律研究』第13巻 第2号, 拓殖大学政治経済研究所, 2011年:平成23年3月。
 ついでに言えば、この論稿のタイトルを「適訳か」とするよりは、この論稿を読めば分かることではあるが、明確に「誤訳である」とした方がよかったかもしれない。
- 2 野口忠彦, 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —1—, 1頁。
- 3 前尾繁三郎, 「民主々義という言葉」, 『政治家の歳時記』, [国立国語研究所監修, 『言語生活』, 筑摩書房, 昭和33年1958年9月。], 誠文堂新光社, 昭和35年:1960年。401頁。
- 4 前尾繁三郎, 「民主々義という言葉」, 401頁。
- 5 国立国語研究所監修, 『言語生活』, 筑摩書房, 昭和33年:1958年9月。
- 6 国立国語研究所監修, 『言語生活』, 筑摩書房, 昭和33年:1958年9月。
- 7 野口忠彦, 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —1—, 29頁, 注48。
- 8 野口忠彦, 「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説— —1—, 21頁〜22頁をみることに。

i 「デモクラシー」の初期の表示

「デモクラシー」について、わが国においては、訳語によってではなく、原音をカタカナ表記して「デモクラシー」などと表現されることもある。「デモクラシー」などという表現について、訳語に添えられる場合や原語による表記も含めて、それらには、たとえば、次のような例がある。

まず、文章の中で使われている例を示す。

「デモクレシイ」 =堀達之助編, 『A POCKET DICTIONARY OF THE ENGLISH AND JAPANESE LANGUAGE. 英和对訳袖珍辞書 PRINTED AT YEDO, 1862. 文久二年江戸開版』, [徳川幕府洋書調所, 文久二年:1862年]¹。

- 「デモツクラシイ」 = 中村正直, 「米国教法ノ勢力有ル事」, 明治19年:1886年6月12日の講演「杞憂ヲ誤ル勿レ」²。
- 「デモクラシー」 = 北村透谷, 「桂川(吊歌)を評して情死に及ぶ」, [『評論』第8号, 明治26年:1893年]³。
 = 須崎黙堂, 「政体観」, [『大阪朝日新聞』第5959号, 明治31年:1898年8月28日]⁴。
 = 鳥谷部春汀, 「人物月旦・大隈伯と故陸奥伯」, [『太陽』, 明治40年:1907年10月]⁵。
 = 内田魯庵, 「近時の小説に就て」〈談話〉, [『太陽』, 明治40年:1907年11月。および『イカモノ』, 明治42年:1909年5月]⁶。
 = 内田魯庵, 「小説と脚本を通じて観たる現代社会」, [『太陽』, 明治44年:1911年1月。および『沈黙の饒舌』, 大正3年:1914年5月]⁷。
 = 後藤新平, 『政治の倫理化』, 大正15年:1926年⁸。
 = 小山東助, 「時勢の変を眺めつゝ」, [大正3年:1914年4月13日大隈伯大命を拝したる其夜]⁹。
 = 吉野作造, 「滝田君と私」, [『中央公論』大正14年:1925年12月号]¹⁰。
 = 吉野作造, 「民本主義鼓吹時代の回顧」, [『社会科学』, 第4巻第1号, 昭和3年:1928年2月]¹¹。
- 「デモクラシイ」 = 清水卯三郎, 『当世言逆論政體篇』, 瑞穂屋蔵版, 2542年:明治15年:1882年¹²。
 = 森鷗外, 「大正九年:1920年か:1921年頃の鷗外」が徐ろに語ったという言葉の中にある¹³。
- 「デモクラチスム」 = 森鷗外, 「鼎軒先生」, [『東京経済雑誌』, 明治44年:1911年4月]¹⁴。
- 「デモクラート」 = 加藤弘之, 『人権新説』, [丸善書店, 明治15年:1882年]¹⁵。
- 「デモクラット」 = 福地櫻痴, 「幕府衰亡論」, [『国民之友』, 明治25年:1892年]¹⁶。
- 「デモクラチック」 = 吉野作造, 「民本主義鼓吹時代の回顧」, [『社会科学』, 第4巻第1号, 昭和3年:1928年2月]¹⁷。
- “Demokratie” = 森鷗外, 「仮名遣意見」, 「臨時仮名遣い調査委員会第四回の席での講演の筆記」, 明治4年:1871年6月26日¹⁸。
- 「民主政治^{デモク}」 = ヨング, 阿礼之訳述, 『政治略原』, [明治4年:1871年]¹⁹。
- 「共和政治^{デモクラシー}」 = 「日報記者ノ妄説ヲ駁ス」, 「論説」, [『朝野新聞』, 明治15年:1882年2月19日(第2519号)]²⁰。
- 「民主々義^{デモクラシー}」 = 井上毅, [「地方自治意見」, (三), 明治21年:1888年10月13日]²¹。
- 「民主政治^{デモクラシー}」 = 福地源一郎(櫻痴は号), [「漸進主義を執りたる事」, 『新聞紙実歴』, 『懐

往事談付『新聞紙歴』, 民友社, 明治27年:1894年] ²²。なお, この語彙は, 「(既に明治4年:1871年米国の旅館にて伊藤伯と論じ)」たという, 櫻痴の陳述の中にある。

デモクラシー
「人民ニ政權」

= 中澤臨川, 「自然主義汎論」, [『早稲田学』, 明治43年:1910年9月] ²³。

デモクラシー
「貧富智の間」

= 矢野龍溪, 『経国美談』前編, [明治16年:1883年3月] ²⁴。

デモクラチック
「平民的思想」

= 陸羯南, 「近時政論考」, [『近時政論考』, 日本新聞社, 明治24年:1891年] ²⁵。

デモクラシー
「民主主義」

= 幸徳秋水, 「小引」, 『平民主義』, [隆文館, 明治40年:1907年] ²⁶。

モデクラシー(ママ:筆者)
「民本主義」

= 中澤臨川, 「自然主義汎論」, [『早稲田学』, 明治43年:1910年9月] ²⁷。

デモクラシー
「民本主義」

= 茅原華山, 『欧州戦争と思想問題』, 大正3年:1914年 ²⁸。

= 吉野作造, 「歐米に於ける憲政の発達及現」(一)〔この(一)は, (三)が付けられているし, 付けてある方が良く分かるので, 通例に従い付けた。(二)についても同様である。〕, 『国民講壇』創刊号:1巻1号, 大正4年:1915年6月15日 ²⁹。

さらに, 次のような例もある。

「デモ小説家」

= 内田魯庵, 「山田美妙大人の小説(其二)」, [『女学雑誌』135号, 明治21年:1888年11月3日] ³⁰。

「デモ音楽士」

= 内田魯庵, 「山田美妙大人の小説(其二)」, [『女学雑誌』135号, 明治21年:1888年11月3日] ³¹。

「デモクラシック派」

= 陸羯南, 「近時政論考」, [『近時政論考』, 日本新聞社, 明治24年:1891年] ³²。

「デモクラシック論派」

= 陸羯南, 「近時政論考」, [『近時政論考』, 日本新聞社, 明治24年:1891年] ³³。

次に, 論文などのタイトルの中で使われている例を示す。

「デモクラシーを使ひ分けたる吉野博士」

茅原華山, [『洪水以後』, 大正5年:1916年2月1日] ³⁴。

「デモクラシーの心理」

木村久一, [『新公論』, 大正6年:1917年5月号] ³⁵。

「デモクラシーの政治哲学的意義」

大山郁夫, [『大学評論』, 大正6年:1917年7月号, 10月号, 11月号] ³⁶。

「俎上のデモクラシー(室伏高信の民本主義を評す)」

山川均, [『新日本』, 大正7年:1918年5月号。筆名・無名氏, 「第三階級のデモクラシー

と第四階級のデモクラシー」として山川均、『社会主義の立場から』に収録³⁷。

「デモクラシーの純化」

山川均, [『新日本』, 大正7年:1918年8月号。また, 筆名・無名氏, 「第三階級のデモクラシーと外四階級のデモクラシー」として山川均, 『社会主義の立場から』にも収録³⁸。

「デモクラシーの要素」

新渡戸稲造, 『実業之日本』22巻3号, [大正8年:1919年2月1日]³⁹。

「デモクラシーと我国」

米田庄太郎, [『大阪朝日新聞』, 大正8年:1919年2月23日~26日; 米田庄太郎, 『現代知識階級運動と成金とデモクラシー』に収録⁴⁰。

「デモクラシーの真相 (山川均氏の『社会主義の立場から』を読んで)」

今中次麿, [『新人』, 大正8年:1919年9月号]⁴¹。

「デモクラシーと経済財政政策」

堀江帰一, [『太陽』, 大正8年:1919年3月号]⁴²。

「デモクラシーと教育」

谷本富, [『民本主義』, 大正8年:1919年3月号]⁴³。

「デモクラシーの新理想」

室伏高信, [『批評』, 大正8年:1919年4月号]⁴⁴。

「デモクラシーに関する吾人の見解」

吉野作造, [『黎明講演集』第2集, 大正8年:1919年4月号]⁴⁵。

「デモクラシーの経済的基礎」

山川均, [『改造』, 大正8年:1919年5月号]⁴⁶。

「デモクラシー批判」

深作安文, [『哲学雑誌』, 大正8年:1919年6月号]⁴⁷。

「虚偽のデモクラシーより真正のデモクラシーへ」

福田徳三, [『黎明講演集』全10輯, 第5輯, 大正8年:1919年7月号]⁴⁸。

「産業組織の改造と政治的デモクラシーの能力」

今中次麿, [『新人』, 大正8年:1919年12月号]⁴⁹。

「基督教とデモクラシー」

海老名弾正, [『新人』, 大正9年:1920年6月号]⁵⁰。

また, 著書中の章あるいは節, および雑誌の見出しの中で使われている例を示す。

「第五篇 サートル・レザルタス

泰西社会の新紀元デモクラシーの警鐘及暁鐘」

高橋五郎訳注, 『カアライル論文選集』, 大正6年:1917年⁵¹。

「デモクラシー」

(著者名無記載)『社会及団体研究録』第一回第一号, 大正8年:1919年3月⁵²。

なお、『社会及団体研究録』はこの第壹回第一号から第貳回第二号(大正九年:1920年まで(ただし,大正九年:1920年4月は発行されず5月は5日と31日に2回)発行されている。「デモクラシー」論は,第壹回第一号,第壹回第貳号(4月);第壹回第三号(5月),第壹回第四号(6月),第壹回第九号(11月),第壹回第十二号(大正九年:1920年3月)第貳回第一号(5月5日),第貳回第二号(5月31日),に掲載されているが,著者あるいは訳者については,第壹回第九号においてだけは「社会学研究所委員」とあり,第壹回第貳号に限り,そのタイトルが「デモクラシー」ではなくて「デモクラシー評論」とされ,目次には著者名「ロウエル」の名はあるが訳者あるいは紹介者の名はなく,その目次の枠外に「本号には有名なるローエルのデモクラシーに関する大論文(四十頁)を掲載せり」とあり,本文には,著者名が「ゼームズ,ラッセル,ローエル」となっているだけである。その他全て著(訳)者あるいは紹介者名の記載がないのが惜しまれるが,注目すべき重要な内容を含んでいる。(これについては,別稿で論ずる。)なお,この「デモクラシー」論について,川合隆男編,『近代日本社会学関係雑誌記事目録』(龍溪書舎,1997年:平成9年。)をみても分かるが,たしかに「科外研究」とされているものもあるが,「科外研究」とされていないものもある(第一回第一号,三号,四号などの「デモクラシー」)。この限りでは,「科外研究」である基準は明確にされているとはいえない。

「第一 信仰

デモクラシー」

井上雅二,『森村翁熱海一夕話』,大正8年:1919年⁵³。

「附=教育改造論

二,デモクラシーは教育改造の聲也」

クロスバイ著,西山哲治訳,『教育家としてのトルストイ伯』,大正9年:1920年⁵⁴。

「第参章 デモクラシーと国運の振起」

「第四章 デモクラシーとは何ぞ 上」

「第五章 デモクラシーとは何ぞ 下」

谷本富,『現代思潮と教育の改造』,大正10年:1921年⁵⁵。

「附=一 十字街頭のデモクラシー」

谷本富,『文化運動と教育の傾響』,大正10年:1921年⁵⁶。

「日本主義

九 自由解放とデモクラシー」

岩野泡鳴,『泡鳴全集』,[第四冊],第十卷,大正11年:1922年⁵⁷。

「第四章 デモクラシーと国防」

佐藤鋼次郎、『軍隊と社会問題』，大正11年：1922年⁵⁸。

「第二編 国体国民性

五 デモクラシーと日本国民性」

三浦周行、『現代史観』，大正11年：1922年⁵⁹。

「附 デモクラシーと知能の段階」

青木誠四郎、『低能児及劣等児の心理と其教育』，大正11年：1922年⁶⁰。

「一 ダルトン氏教育の基調

デモクラシーの要素」

吉田惟孝、『最も新しいダルトン式教育の研究』，大正11年：1922年⁶¹。

「第一章 ダルトン式学習の原理私見

二 学校生活の基調としてのデモクラシーの意義

三 デモクラシーの精神に基ける学習」

吉田惟孝、『指導案例に重を置いたダルトン式学習の実際研究』，大正12年：1923年⁶²。

「第二章ダルトン式学習の理論私見

二 デモクラシーと自我の実現

三 学校生活の基調としてのデモクラシーの意義」

吉田惟孝、『ダルトン式学習実施経験』，大正13年：1924年⁶³。

「近世社会生活とデモクラシー

第一節デモクラシーの意義

第二節 デモクラシーの発見」

真田幸憲、『新時代の教育』，大正13年：1924年⁶⁴。

「五 デモクラシーと成人教育」

石田新太郎、『成人教育施設案内』，大正14年：1925年⁶⁵。

「第1章 デモクラシー 添谷育志」

明治学院大学法学部政治学科編、『初めての政治学——ポリティカル・リテラシーを育てる』，2011年：平成23年⁶⁶。

以上については、「デモクラシー」という表記だけをみても、「デモクラシー」の訳語「民主主義」が明治末期はおろか、大正期に至ってもまだ定着しているとは必ずしもいえないことも示しているともみられる。なお、これについては、後でさらに詳しく明らかにする。

くわえて、著書あるいは訳書のタイトルの中で使われている例もある。たとえば、次の通り。(例外も含むが、これについては注73をみること。)

『デモクラシー』

高橋清吾，大正8年：1919年⁶⁷。

『デモクラシーとは？』

矢部貞治，昭和21年：1946年⁶⁸。

『デモクラシーの受難者——トーマスペインの生涯と思想——政治家評伝集』

戸沢鉄彦，昭和23年：1948年⁶⁹。

『デモクラシーの本質と価値』

ハンス・ケルゼン，Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, zweite Auflage (Tubingen : J.C.B.Mohr, 1929 : 昭和4年). 西島芳二訳，昭和23年：1948年⁷⁰。

『アメリカにおけるデモクラシー』

トクヴィル，Alexis de Toqueville, *De La Démocratie en Amérique : Œuvres, Papiers et, Correspondances d' Alexis de Tocqueville*, 2vols., Tome2, (Gallimard, 1961 : 昭和36年). 岩永健吉郎，松本礼二訳，昭和47年：1972年⁷¹。

『デモクラシーの現代化』

吉村正，1972年：昭和47年⁷²。

『アメリカの民主政治』

トクヴィル，Alexis de Toqueville, *De la Démocratie en Amérique*, 1888 : 明治21年. 井伊玄太郎訳，[1972年：昭和47年]，1987年：昭和62年⁷³。(この例外的用例についてはこの注をみること。)

『デモクラシーとは何か』

R. A. ダール，Robert A. Dahl, *On Democracy* (New Haven : Yale University Press, 1988 : 昭和63年). 中村孝文訳，2001年：平成13年⁷⁴。

『デモクラシー』

千葉眞，2000年：平成12年⁷⁵。

『政治思想とデモクラシーの検証』臨床政治学の基礎

岡野加穂留・伊藤重行編著，岡野加穂留監修，現代臨床政治学叢書3，2002年：平成14年⁷⁶。

『デモクラシー』

バーナード・クリック，Bernard Crick, *Democracy : A Very Short Introduction* (Oxford : Oxford University Press, 2002 : 平成14年). 添谷育志，金田耕一訳，2004年：平成16年⁷⁷。

これらについて，いうまでもなく，鷗外の“Demokratie”はドイツ語であるし，ケルゼンのものはドイツ語からの，トクヴィルのものはフランス語からの翻訳である。本稿は「デモクラシー」からも分かるように英語からの訳語を中心にはいるが，場合によれば，それら以外の言語，

あるいは、それらからの訳語も参考にする。

これらによって、外国語の語彙「デモクラシー」について、原語で表現される場合もあるが、とくに初めの頃は原音に従いカタカナ表記されている例が多い。そのような表記による表現は「デモクラシー」あるいは英語の語彙に関わらずどんな外国語の語彙にとっても一般的な傾向であろう。また、訳語に「デモクラシー」などとカタカナで原音を添える表記には、訳語にルビを振る表記と訳語の後にカタカナで表記する方法とがあるが、いずれにしてもカタカナは、当該の訳語の「原音」を示しているもので、これも、外国語の訳語表記に一般的な傾向であるとも思われるが、当該の訳語が普及している場合にも、敢えて当該の原語を示すためなどにも、このような方法がとられもするが、上掲の用例については当時その訳語がまだそれほど普及しているとは思われず（この点については、後でも明らかにするが）、その訳語がまだ定着していないことも示しているものとも思われる。それに、「デモクラシー」には、「共和政治」を含め一部に過ぎないが様々な訳語が考案されていたことも分かる。

なお、阿礼之（明治4年：1871年）による「民主政治^{デモクラシー}」という表記は紛れもなく「民主政治」の原語が「デモクラシー」であることを示すために「デモクラシー」という原音のカタカナ表記が添えられたもので、その訳語が当時まだ一般化していないことを示しているとみられる。それに、ただ「民主」とせず、「政治」をつけたことは「デモクラシー」が政治形態であることを示している点で評価される。また、「民主政治^{デモクラシー}」という表記については、福地源一郎（明治27年：1894年）や中澤臨川（明治43年：1910年）による用例が発表された当時は、これらの用例以前に井上毅の「民主^{デモクラシー}々義」（明治21年：1888年）、これらの用例の前者の後にして後者と同年のしかも同じ中澤臨川による「民主^{デモクラシー}主義」（明治43年：1910年）という用例も示しているように、また、前述のように明治14年：1817年以降「民主々義」あるいは「民主主義」という訳語が存在はしていたが、まだ一般化していなかったとはいえ、「民主主義」とせずに「民主政治」としていることは、一面において、「主義」よりは「政治」の方が正しいか、あるいは良いので「主義」とせずに「政治」としたものと、論理上は考えられることではあるが、そのようなことについての記述は見出されえない。同様に、他面において、「デモクラシー」の訳語「民主」は比較的早くから知られていたので、「デモクラシー」の「政治」という意味で「民主政治」としたとも論理上は考えられるが、これについても、そのようなことについての記述は見出されえない。このように、「民主政治^{デモクラシー}」という表記については、2つの可能性が考えられるとはいえ、事實は、そのどちらなのか、あるいはそれら以外なのか、いずれにしても決定的な記述は見出されえない。ただ、「民主政治^{デモクラシー}」という表記については、阿礼之の「民主政治^{デモクラシー}」同様に、「政治」とした点では評価される。

さらに、これらのうちで、矢部貞治の『デモクラシーとは？』（昭和21年：1946年。）が出版された頃は、正確には昭和20年：1945年以降、後述のように「民主主義」という訳語が既に一般化していたとみられるので、それ以後の用例は、「民主主義」としないで「デモクラシー」

としていることについて、「民主主義」という訳語が、誤訳であるという判断を含めて、適切でないという判断か、あるいは、少なくとも「デモクラシー」という表記の方が良いという判断の結果であると思われる。もっとも、それ（昭和20年：1945年）以前の著述についても、その理由はともかく、「デモクラシー」という表記が良いという判断のもとにタイトルが決定されたものも少なくはないとみられる。

ii 訳語「民主主義」使用反対論

ここでは、これらのうちで、結果として、著書あるいは訳書のタイトルについてが中心になってしまったが、明確に訳語「民主主義」が適訳でないという理由で「デモクラシー」を用いた例もある。それは、矢部貞治の『デモクラシーとは？』である。この昭和20年：1945年10月22日から24日の3回に互り学校放送「教師の時間」に放送した草稿に、多少の筆を加えた⁷⁸『デモクラシーとは？』において、矢部は次のように記している。

デモクラシーは我国では一般に民主主義とか民主政治とか譯されてゐますが、民主という言葉は「人民主権」といふことを聯想させ、…

…デモクラシーは、君主主権とか人民主権とかいふやうな、憲法上の主権論とは必ずしも関係なしに、実現出来るものと考えたのであります。⁷⁹

つまり、矢部は「デモクラシー」が「民主主義とか民主政治とか譯されてゐる」が、「民主という言葉は「憲法上の主権論」である「人民主権」といふことを聯想させ」るし、「デモクラシーは」「憲法上の主権論とは必ずしも関係なしに、実現出来るものと考え」、⁸⁰「民主」という訳語に異議を唱え、そのパンフレット冒頭に掲げられた発行者の「民主主義政治の発足に際して」という「民主主義」という訳語の使用にも抗してかそのパンフレットのタイトルに「デモクラシー」を用いたものと思われる。後述のように、「民主主義」に異議を唱えたり、「民主主義」を用いない人々は「民主」よりむしろ「主義」を対象にして問題としているのに、ここでの矢部はむしろ「民主」を対象に異議を唱えている点では評価されるものの、このような主張は「民主」を対象にして問題としているという点で、その嚆矢吉野作造の主張の踏襲であるともみられる。

ただし、吉野の主張は、矢部のそれとも異なっている。吉野は以下のように論じている。

…余の考ふる所に依れば、デモクラシーなる辞は今日の政治法律などの学問上に於て、少なくとも二つの異つた意味に用ゐられて居る。一つは、「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味に。モ一つは、「国家の主権の活動の基本的の目標は、政治上に在るべし」とい

ふ意味に。其後者の意義に用ゐら、とき、之を民本主義と訳して差支はないが、前者の意義に用ゐら、ときは、之を民本主義と区別する為に、予は民主主義と訳した方が適當であると考ふる。⁸¹

これに従えば、「デモクラシーなる語」は異なった2つの意味を持ち、2つの訳語があることになり、「民主主義」は、「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味であることになるが、この場合の「民主主義」は、正確に言えば、「デモクラシー」の全き訳語としての「民主主義」ではなくて、「デモクラシー」の全き意味の半面の訳語としての「民主主義」の意味である。違う言い方をすれば、「デモクラシー」には「法理上」と「政治上」との意味があり、「民主主義」は「法理上」の意味の訳語であることになり、「デモクラシー」の全き意味の半面の訳語であることになる。もちろん、同様に、「民本主義」も「デモクラシー」の半面の訳語であることになる。しかも、後に回顧しているように、「その後の論文には必ずしもこの例に拘泥せず、率直に民主主義と書いたことも度々ある。⁸²」とすれば、この場合の「民主主義」とは「民本主義」のことで、ここで吉野のいう「民主主義」は、「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味とは異なることになり、吉野の用いている「民主主義」と「民主主義」は、表記方法は異なるが、「民本主義」と異なる意味であったり、あるいは同じ意味であったりして、場合によって意味が異なることになり整合性がなく適切な用法とはいえない。しかし、いずれにしても、吉野の「民主主義」あるいは「民主主義」の使用は「デモクラシー」の全き意味の2分の1あるいは半分の訳語である。

このように、吉野にしても矢部にしても、「人民主権」を「法理上」あるいは「憲法上の主権論」に転嫁し忌避してしまい、政治学において、「デモクラシー」にとって、なぜ「人民主権」が必須ではないかの問題に真っ正面から立ち向かった理論を展開していない。くわえて、吉野も矢部も、少なくともここでは「主義」については異議を唱えていない。

なお、千葉眞は『デモクラシー』（2000年：平成12年。）において、以下のように記している。

本書は「民主主義」（「民主制」および「民主政治」）と「デモクラシー」という二つの用語を併用している。概して民主主義の状況や制度面にかかわる場合には「民主主義」「民主制」「民主政治」を使用し、その理念や原理にかかわる場合には「デモクラシー」という用語を使用している。これは民主主義に関する拙著『ラディカル・デモクラシーの地平』での用語法を継承するものである。⁸³

このように「二つの用語を併用」することは訳語そのものの問題というよりも、本人も明らかにしているように、むしろ「用語」法の問題とみられる。しかも、この「用語」法について、添谷育志と金田耕一によって、「そもそも古代ギリシア以来 democracy は「民主政」という制度を

指す言葉であったことを考えれば、これは逆転した用法ということにもなる。⁸⁴ というまことにもっともな指摘もある。もちろん、千葉は、「デモクラシー」という用語も併用していることから、「民主主義」（「民主制」および「民主政治」）の意味に一定の領域を設けていて、あるいは制限をしていて、「民主主義」の意味とは異なる「民主主義」の意味の領域外の意味を「デモクラシー」で表示しているものともみられる。その意味で、千葉の「民主主義」使用論は「民主主義」使用反対論ではなく、「民主主義」使用の意味制限論、意味領域限定論、あるいは意味領域画定論とも、「デモクラシー」による補完的使用論ともいえる。これについては原音表記された「デモクラシー」と一般にその訳語とされている「民主主義」とを別個の意味で用いることへの素朴な疑問を感じる。

また、『政治思想とデモクラシーの検証臨床政治学の基礎』の編著者の1人で監修者でもある岡野加穂留は訳語「民主主義」の使用に異議を唱えていることでも比較的知られている⁸⁵し、恐らくその理由で、この書のタイトルに「民主主義」を用いずに「デモクラシー」を用いたものと思われる。「デモクラシーを民主主義と訳したのは、多くの国々の政治システムやその背景の文化や歴史的なものを比較研究した学者として考察してみると、誤訳ではないかと思いました。⁸⁶」と率直に明言する岡野は、(日本独自の)「風土原理としての「民主主義」」を論じているなかで、「デモクラシーは統治形態の概念である。⁸⁷」あるいは「デモクラシー(民主政治)は政治形態の概念である。⁸⁸」としたうえで、「デモクライズム」ではない「デモクラシー」が、時によって、民主主義というイズムにとられている過ちを第一に指摘したい。⁸⁹ という。ここで岡野は「民主主義」とは「風土原理」であって、「デモクラシー」そのものではなくて「主義」という訳語が過ちであることを指摘している。もちろん、「デモクラシー」には「イズム」的側面が全くないとはいえないにしても、たしかに、「デモクラシー」は「イズム」ではなく、「主義」という訳語は「誤訳」である。ただし、岡野によって、「民主政治」という訳語は用いられ、「民主」という訳語については異議も唱えられても否定されてもいないどころか肯定されている。したがって、岡野が「民主主義」という訳語を「誤訳」であるというのは、全き「民主主義」が「誤訳」であるということではなくて、「民主主義」の「主義」が「誤訳」であるからなのであって、「民主」については否定されていないし、たしかに肯定されている。

さらに、バーナード・クリックの『デモクラシー』の訳者添谷育志と金田耕一は、『デモクラシー』に付けられた「クリックのデモクラシー論」において、以下のようにいう。

・・・私たちはむしろ、デモクラシーの理念や原理がデモクラシーの制度と一体のものであり、またそのように理解されるべきであると考えた。日本ではしばしば理念や原理が先行して制度の問題が忘れられてきたことなどを考慮するならば、容易に「イズム」を連想させる「民主主義」を使うことはできるだけ避けたかった・・・。

結局、本書では democracy を「民主主義」とすることも、「民主主義」と「デモクラシー」

と訳し分けることも避けて、一貫して「デモクラシー」と訳すことにした。⁹⁰

ここで明らかなように、添谷と金田は、(上記の注84に引用の文において「democracyは「民主政」という制度を指す言葉であった」としているが)「デモクラシーの理念や原理がデモクラシーの制度と一体のもの」という、これまたもっともな見解の表明である。その上で、「容易に「イズム」を連想させる「民主主義」を使うことはできるだけ避けたかった。」つまり、添谷と金田も「民主主義」への全き異議ではなくて、「デモクラシー」は「理念や原理」だけではないので、一部には、「主義」の部分だけ「を使うことはできるだけ避けたかった。」し、もう一部には、「主義」には「制度」の意味も含まれていないためにも、「主義」「を使うことはできるだけ避けたかった。」ものと解され、要するに、一部分(半分)の「主義」を用いることだけへの反対から全き「民主主義」「を使うことはできるだけ避けたかった。」と解される。なお、内容的にはともかく、添谷と金田の「「民主政」という制度」という認識と、上記の注88に引用の岡野の「デモクラシー(民主政治)は政治形態の概念である。」という認識とは重なることにもなる。

以上の吉野と矢部、岡野、添谷と金田三つの「民主主義」使用反対論をみる限り、「民主主義」についての全き異議あるいは否定ではなくて、吉野と矢部は「民主」について、岡野および添谷と金田は「主義」についてというように、「民主主義」そのものではなくて、「民主」あるいは「主義」についてというように、その語の一部分(半分)についての、部分的な、半分の異議あるいは半否定である。つまり、理由が表明されているものに関する限り、「民主」か「主義」かのいずれかについてのみの異議か否定を根拠とするものであって、いわば一部分(半分)的異議あるいは否定のみからの全き「民主主義」についての異議あるいは否定である。それらは、たしかに、「民主」と「主義」の両者への否定あるいは異議を根拠とする全き「民主主義」への否定論あるいは異議論でないことになる。

なお、たしかに、『初めての政治学——ポリティカル・リテラシーを育てる』の「第1章 デモクラシー」を担当している添谷育志は、その中の「一 Democracyは「民主主義」か」において、以下のように記している。

日本の政治学者が英語の Democracy を単純に「民主主義」と訳してよいのかという疑問に、自覚的に取り組み始めたのは比較的近年のことである。多種多様な提案がなされているが、区別する基準が明確でない場合が多い。現に岩波文庫のプラトンの翻訳では「民主制」アリストテレスの翻訳では「民主政」が用いられている。これまでなされてきた区別の中で最もリーズナブルなものは、飯尾潤『日本の統治構造——官僚内閣制から議院内閣制へ』(中公新書2007年:平成19年、v頁)に見られるものである。飯尾はデモクラシーが政治体制を示す時には、①「民主政」を用い、制度的側面を示す時には②「民主制」を用い、そして思想運動的側面を示す時には、③「民主主義」を用いるとしている。私は基本的にこの考え

に賛成である。⁹¹

この引用文において、最初の2つの文の当否は別にして、「プラトンの翻訳の「民主制」と「アリストテレスの翻訳」の「民主政」までは、翻訳の問題である。しかし、「これまでなされてきた区別の中で最もリーズナブルなものは、」以下の文は、用語の「区別の」問題であって、上述の添谷と金田の注91の言においても示されてもいるように「デモクラシー」にはこれらの①②③の意味は含まれているものと解されるので、「デモクラシー」の訳語の問題というよりは、記述における用語の「区別の」問題とも考えられる。ただし、飯尾自身は「democracyの訳語として、⁹²」といている。なるほど、これらの3つを訳語の問題であるとすれば、これら3つの訳語の原語は「デモクラシー」1つなので、1つの語彙「デモクラシー」には3つの区別された訳語があることになる。「デモクラシー」1語に3つの訳語を付けることの是非はさておき、もし、その3つの区別を明確にしたければ、それらを英訳した場合にも、単に“democracy”とするよりは、たとえば、① government (あるいは politics か regime) of democracy, あるいは democratic government (あるいは politics か regime), ② system (あるいは institution) of democracy あるいは democratic system (あるいは institution), ③ principle (あるいは dogma) of democracy あるいは democratic principle (あるいは dogma) とした方がよかろう。日本語においても①「デモクラシー (あるいはその訳語) の政治」、②「デモクラシー (あるいはその訳語) の制度」、③「デモクラシー (あるいはその訳語) の原則 (主義)」と表現すれば、「デモクラシー」あるいはその訳語を変える必要もない。これを、飯尾は意識しているのかいないのかは不明であるが、たとえば、「民主」を「デモクラシー」の訳語と考えれば、結果は同じである。このようなことは、要するに、訳語の問題というよりは記述の用語の区別問題であるとも考えられる。

しかも、もし、「デモクラシー」の訳語の問題であるとしても、①「民主政」、②「民主制」、および③「民主主義」はそのどれにしても「民主」については採用している。さらに、③「民主主義」は「民主主義」そのままである。つまり、「民主」については肯定、「主義」については3分の1肯定、3分の2改訂論である。これを「民主」と「主義」に分割して考えれば「民主」の全き肯定、「主義」の3分の2の改訂論、つまり「民主主義」の3分の1改訂論である。要するに「民主」については肯定、「主義」については全面否定ではなくて一部分肯定(3分の1肯定)論にして一部分的否定(3分の2改訂)論である。これは、要するに、「主義」の全部否定ではなく一部分的否定論である。ただし、代案が提示されてはいるものの、なぜ「民主主義」ではないのかの積極的異議論は提示されていない。

たしかに、「民主主義」は「民主」と「主義」との2つの語彙から成っているが、上述のように、「民主主義」を用いることへの反対を表明している諸論の反対の根拠は、「民主」あるいは「主義」のいずれかのみ使用についての反対で、いわばその一部についてのみの部分的反対から、その両者たる「民主主義」を使用することへの反対を表明あるいは異議を唱えているという特徴と、

それらの反対論の大方は十分ではない上に、「民主」と「主義」との2つの語彙の使用への反対からの、いわば全き「民主主義」への反対論ではないという限界もある。これが、先行の「民主主義」使用反対論の特徴であり、限界でもある。

iii 訳語「民主主義」使用の一般化

以上において、「デモクラシー」などと原音をカタカナで表記する諸例や、その中で、「デモクラシー」を使用するのは「デモクラシー」の訳語「民主主義」の使用に反対であるので「デモクラシー」を使用している例もあり、とくに「デモクラシー」の訳語「民主主義」の使用に反対を表明している諸論についても考察し、その特徴と限界も明らかにした。

また、既述の例では、同じ人によっても、「デモクラシー」と同じルビが振られ同じ原語であることが示されながらルビを振られた訳語が異なっている場合もみられるし、タイトルでは「民主政治」を用いながらその訳書冒頭の「訳者のことば」では「デモクラシー」を用いているようないわば例外的ともいえる用例 [本文の注73(11頁)と注73(61頁)をみること。] もある。さらに、様々な人によって、様々な訳語が、あるいは、場合によっては、同じ人でも幾つかの異なる訳語が当てられてきた(「はじめに」の注1に記載の拙稿-2-, 1. iiiをみること)。しかし、原音表記の「デモクラシー」と「デモクラシー」の様々な訳語の中で、現在において、とりわけ群を抜き最も多く使われていると、つまり最も一般化しているとみられる「民主主義」(初訳での表記は「民主々義」)は、その初訳が前述のように明治14年:1881年以来存在していたとはいえ、敗戦の年までは一般化してはいなかった。しかし、訳語「民主主義」(「民主々義」を含む)の使用は、敗戦の年昭和20年:1945年以降急増し一般化し、今日に至っている。

このことは、たとえば、以下に記載の、新聞、書籍(図書)、雑誌、論文などにおける「民主主義」(「民主々義」を含む)の年度別使用頻度(「表1」)をみても明らかである。なお、比較と参考のために、「民主政治」(「表2」)と原音のカタカナ表記である「デモクラシー」(「表3」)についても「民主主義」(「民主々義」を含む)同様に年度別使用頻度をみる。それらについては、現在のところ、新聞は『朝日新聞』(『聞蔵II ヴィジュアル』による)と『讀賣新聞』(『ヨミダス歴史館』による)について、書籍、論文などについては“CiNii”によって“articles”と“books”が、“NDL-OPAC”によって「図書」、「雑誌」、「その他」のそれぞれの使用回数が入手可能である。この「その他」は、「NDL-OPAC^{国立国会図書館蔵書検索・申込システム}」の「資料種別」条件絞り込み選択肢に「図書」、「雑誌」、「新聞」、「電子資料」、「和古書・漢籍」、「博士論文」、「地図」、「音楽映像」、「芦原コレクション」、「記事」、「規格リポート類」があり、「図書」、「雑誌」を選択すると、その2つ以外の全ての選択肢が「その他」の項目に含まれることになる⁹³。

表1 年別「民主主義(民主々義を含む)」使用頻度表

年号	西暦	朝日新聞		讀賣新聞		CiNii				NDL-OPAC		
		民主主義	民主々義	民主主義	民主々義	articles		books		図書	雑誌	その他
						民主主義	民主々義	民主主義	民主々義			
明治7	1874	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治8	1875	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治9	1876	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治10	1877	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治11	1878	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治12	1879	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治13	1880	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治14	1881	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治15	1882	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治16	1883	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治17	1884	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治18	1885	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治19	1886	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治20	1887	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治21	1888	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治22	1889	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治23	1890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治24	1891	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治25	1892	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治26	1893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治27	1894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治28	1895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治29	1896	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30	1897	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治31	1898	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
明治32	1899	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治33	1900	0	0	0	0	0	0	64	5	0	0	0
明治34	1901	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治35	1902	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治36	1903	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治37	1904	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治38	1905	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治39	1906	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治40	1907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治41	1908	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
明治42	1909	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治43	1910	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
明治44	1911	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

		朝日新聞		讀賣新聞		CiNii				NDL-OPAC		
年号	西曆	民主主義	民主々義	民主主義	民主々義	articles		books		図書	雑誌	その他
						民主主義	民主々義	民主主義	民主々義			
明治45 大正元年	1912	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正2	1913	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正3	1914	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正4	1915	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正5	1916	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0
大正6	1917	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
大正7	1918	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
大正8	1919	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0
大正9	1920	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0
大正10	1921	1	0	4	1	0	0	2	0	0	0	0
大正11	1922	1	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0
大正12	1923	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大正13	1924	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
大正14	1925	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正15 昭和元年	1926	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和2	1927	0	0	3	0	0	0	6	0	6	0	0
昭和3	1928	1	0	0	0	0	0	1	2	4	0	0
昭和4	1929	0	0	1	0	0	0	7	0	5	0	0
昭和5	1930	2	0	1	0	0	0	3	1	9	0	0
昭和6	1931	1	0	4	0	0	0	4	2	2	0	0
昭和7	1932	1	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0
昭和8	1933	0	0	1	0	0	0	2	0	4	0	0
昭和9	1934	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0
昭和10	1935	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和11	1936	2	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0
昭和12	1937	5	0	1	1	0	0	1	1	3	0	0
昭和13	1938	4	0	6	0	0	0	1	0	2	0	0
昭和14	1939	8	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0
昭和15	1940	3	0	1	0	0	0	6	0	2	0	0
昭和16	1941	8	0	5	0	1	0	3	2	1	0	0
昭和17	1942	2	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0
昭和18	1943	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
昭和19	1944	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
昭和20	1945	24	5	40	2	0	0	10	0	5	0	0
昭和21	1946	15	0	74	1	0	0	66	6	36	1	0
昭和22	1947	9	0	11	0	3	0	60	4	53	0	2
昭和23	1948	6	0	11	1	36	2	49	4	93	0	36

年号		朝日新聞		讀賣新聞		CiNii				NDL-OPAC		
		民主主義	民主々義	民主主義	民主々義	articles		books		図書	雑誌	その他
						民主主義	民主々義	民主主義	民主々義			
昭和24	1949	9	0	16	1	145	11	94	1	86	0	153
昭和25	1950	10	0	12	2	86	3	59	0	51	0	86
昭和26	1951	6	0	8	0	61	4	52	0	35	0	65
昭和27	1952	11	0	6	0	90	16	33	1	23	0	104
昭和28	1953	5	0	6	0	70	4	22	1	32	0	74
昭和29	1954	17	0	15	0	59	7	23	1	34	0	64
昭和30	1955	7	0	7	0	52	1	26	3	29	0	49
昭和31	1956	8	0	7	0	55	0	36	1	32	1	52
昭和32	1957	6	0	5	0	29	9	19	1	22	0	36
昭和33	1958	4	0	8	0	64	12	33	1	19	0	70
昭和34	1959	15	0	7	0	62	4	20	0	21	0	63
昭和35	1960	20	0	25	0	86	0	31	3	19	0	80
昭和36	1961	5	0	8	0	73	2	38	0	31	0	74
昭和37	1962	10	0	12	0	68	0	31	0	30	1	65
昭和38	1963	10	0	4	0	58	0	25	0	19	0	59
昭和39	1964	12	0	1	0	72	0	21	0	18	0	71
昭和40	1965	9	0	5	0	99	0	23	0	17	0	92
昭和41	1966	6	0	8	0	95	0	32	0	30	0	93
昭和42	1967	4	0	0	0	92	1	24	0	22	0	90
昭和43	1968	18	0	8	0	129	1	29	0	32	0	129
昭和44	1969	19	0	10	0	185	1	34	0	30	0	185
昭和45	1970	6	0	11	0	112	0	32	0	38	1	107
昭和46	1971	17	0	6	0	117	0	19	1	33	0	116
昭和47	1972	16	0	14	0	158	0	25	0	29	1	155
昭和48	1973	24	0	21	0	164	1	39	0	34	1	159
昭和49	1974	19	0	17	0	255	0	31	0	35	0	248
昭和50	1975	24	0	21	0	155	1	38	0	35	0	153
昭和51	1976	31	0	37	0	336	2	47	0	41	0	330
昭和52	1977	17	0	18	0	249	0	37	1	31	0	245
昭和53	1978	8	0	11	0	167	1	34	1	26	2	168
昭和54	1979	7	0	16	0	168	0	44	0	30	0	167
昭和55	1980	19	0	6	0	207	1	30	0	23	0	204
昭和56	1981	16	0	2	0	213	1	23	1	24	0	209
昭和57	1982	4	0	6	0	145	0	31	0	26	1	139
昭和58	1983	15	0	7	0	172	0	37	0	30	1	168
昭和59	1984	11	0	18	0	122	1	23	0	20	0	117
昭和60	1985	13	0	8	0	108	0	26	0	27	0	103
昭和61	1986	17	0	7	0	130	0	21	0	21	0	117
昭和62	1987	16	0	0	0	166	0	30	0	27	0	157

		朝日新聞		讀賣新聞		CiNii				NDL-OPAC		
年号	西暦	民主主義	民主主義	民主主義	民主主義	articles		books		図書	雑誌	その他
						民主主義	民主主義	民主主義	民主主義			
昭和63	1988	16	0	0	0	135	1	20	1	19	0	128
昭和64	1989	27	0	1588	0	164	0	34	1	31	0	153
平成元年												
平成2	1990	49	0	2387	0	207	0	53	0	36	0	204
平成3	1991	19	0	2198	0	129	0	45	1	33	0	119
平成4	1992	37	0	1921	0	173	1	62	0	41	0	166
平成5	1993	28	0	2089	0	152	0	49	0	43	0	147
平成6	1994	36	0	3529	0	156	0	46	0	34	0	146
平成7	1995	70	0	2057	0	192	0	49	0	41	1	179
平成8	1996	64	0	2005	1	274	3	44	0	37	0	267
平成9	1997	35	0	2469	0	309	1	43	0	37	0	297
平成10	1998	29	0	1914	0	270	1	33	0	33	0	262
平成11	1999	65	0	714	0	302	1	41	0	41	1	294
平成12	2000	52	0	1068	0	297	0	44	0	36	0	297
平成13	2001	35	0	744	0	315	0	40	0	42	1	307
平成14	2002	24	0	650	0	323	0	34	0	24	1	330
平成15	2003	36	0	772	0	278	1	45	0	42	1	278
平成16	2004	62	0	657	0	357	0	36	0	62	0	353
平成17	2005	31	0	720	1	390	0	58	0	82	0	397
平成18	2006	24	0	620	1	318	0	64	0	89	1	333
平成19	2007	34	0	701	0	346	0	49	0	73	1	329
平成20	2008	37	0	474	0	251	0	59	0	74	0	247
平成21	2009	37	0	503	0	285	1	41	0	72	0	282
平成22	2010	28	0	488	1	353	0	30	0	69	0	362
平成23	2011	42	0	483	0	251	0	38	0	57	0	279
合計		1463	6	31338	16	11141	97	2628	49	2548	17	11010

この表の検索対象期間、データベース、および検索方法は以下の通り。

検索対象期間

検索可能な範囲から平成23年：2011年まで。

データベース

『聞蔵Ⅱビジュアル』（『朝日新聞』）<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は明治12年：1879年から昭和64年：1989年までは見出し、平成元年：1989年以降は見出しと本文。

『ヨミダス歴史館』（『讀賣新聞』）<http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は明治7年：1874年から昭和63年：1988年までは見出し、平成元年：1989年以降は見出しと本文。

“CiNii” (“Articles”, “Books”) <http://ci.nii.ac.jp/>, (accessed 2012/05/31).

“NDL-OPAC” (“図書”, “雑誌”, “その他”) <https://ndlopac.ndl.go.jp/>, (accessed 2012/05/31).

検索方法

それぞれの年ごと（期間指定が可能な場合は1月1日から12月31日まで）に期間を設定し、「民主主義」と「民主主義」を検索語として検索。

表2 年別「民主政治」使用頻度表

		新聞		CiNii		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
明治7	1874	—	0	0	0	0	0	0
明治8	1875	—	0	0	0	0	0	0
明治9	1876	—	0	0	0	0	0	0
明治10	1877	—	0	0	0	0	0	0
明治11	1878	—	0	0	0	0	0	0
明治12	1879	0	0	0	0	0	0	0
明治13	1880	0	0	0	0	0	0	0
明治14	1881	0	0	0	0	0	0	0
明治15	1882	0	0	0	0	0	0	0
明治16	1883	0	0	0	0	0	0	0
明治17	1884	0	0	0	0	0	0	0
明治18	1885	0	0	0	0	0	0	0
明治19	1886	0	0	0	0	0	0	0
明治20	1887	0	0	0	0	0	0	0
明治21	1888	0	0	0	0	0	0	0
明治22	1889	0	0	0	0	0	0	0
明治23	1890	0	0	0	0	0	0	0
明治24	1891	0	0	0	0	0	0	0
明治25	1892	0	0	0	0	0	0	0
明治26	1893	0	0	0	0	0	0	0
明治27	1894	0	0	0	0	0	0	0
明治28	1895	0	0	0	0	0	0	0
明治29	1896	0	0	0	0	0	0	0
明治30	1897	0	0	0	0	0	0	0
明治31	1898	0	0	0	0	0	0	0
明治32	1899	0	0	0	0	0	0	0
明治33	1900	0	0	0	3	0	0	0
明治34	1901	0	0	0	0	0	0	0
明治35	1902	0	0	0	0	0	0	0
明治36	1903	0	0	0	0	0	0	0
明治37	1904	0	0	0	0	0	0	0
明治38	1905	0	0	0	0	0	0	0
明治39	1906	0	1	0	0	0	0	0
明治40	1907	0	0	0	0	0	0	0
明治41	1908	0	0	0	0	0	0	0
明治42	1909	0	0	0	0	0	0	0
明治43	1910	0	0	0	0	0	0	0
明治44	1911	0	0	0	0	0	0	0
明治45	1912	0	0	0	0	0	0	0
大正元年								
大正2	1913	0	0	0	0	0	0	0

		新聞		CiNii		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
大正 3	1914	0	0	0	0	0	0	0
大正 4	1915	0	0	0	0	0	0	0
大正 5	1916	0	0	0	0	0	0	0
大正 6	1917	2	0	0	0	0	0	0
大正 7	1918	0	1	0	0	0	0	0
大正 8	1919	1	0	0	0	0	0	0
大正 9	1920	0	1	0	1	2	0	0
大正 1 0	1921	0	2	0	2	1	0	0
大正 1 1	1922	0	0	0	0	0	0	0
大正 1 2	1923	0	0	0	1	0	0	0
大正 1 3	1924	1	0	0	0	0	0	0
大正 1 4	1925	0	0	0	0	0	0	0
大正 1 5	1926	0	0	0	0	0	0	0
昭和元年								
昭和 2	1927	0	0	0	0	0	0	0
昭和 3	1928	0	0	0	1	0	0	0
昭和 4	1929	1	0	0	1	0	0	0
昭和 5	1930	0	0	0	0	1	0	0
昭和 6	1931	0	0	0	0	0	0	0
昭和 7	1932	0	0	0	1	2	0	0
昭和 8	1933	0	0	0	0	0	0	0
昭和 9	1934	0	0	0	1	2	0	0
昭和 1 0	1935	0	0	1	0	0	0	0
昭和 1 1	1936	0	0	0	1	0	0	0
昭和 1 2	1937	0	1	0	0	0	0	0
昭和 1 3	1938	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 4	1939	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 5	1940	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 6	1941	0	0	0	1	0	0	0
昭和 1 7	1942	1	0	0	0	0	0	0
昭和 1 8	1943	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 9	1944	0	0	0	0	0	0	0
昭和 2 0	1945	3	1	0	0	0	0	0
昭和 2 1	1946	6	7	0	7	5	0	0
昭和 2 2	1947	2	9	0	6	8	0	0
昭和 2 3	1948	5	7	1	6	15	0	2
昭和 2 4	1949	1	8	7	7	6	0	7
昭和 2 5	1950	0	3	2	2	3	0	2
昭和 2 6	1951	0	0	4	1	2	0	5
昭和 2 7	1952	3	2	8	4	1	0	8
昭和 2 8	1953	4	3	4	1	2	0	3
昭和 2 9	1954	2	5	12	4	5	0	12

		新聞		CiNi		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
昭和30	1955	3	5	3	5	5	1	3
昭和31	1956	0	2	10	1	2	0	10
昭和32	1957	0	0	0	2	3	1	0
昭和33	1958	0	7	0	2	0	0	0
昭和34	1959	0	3	3	4	4	0	3
昭和35	1960	2	2	14	3	2	1	14
昭和36	1961	6	0	3	1	1	0	3
昭和37	1962	0	0	0	0	0	0	0
昭和38	1963	1	5	0	1	1	0	1
昭和39	1964	0	0	3	0	0	0	2
昭和40	1965	0	0	4	0	0	0	5
昭和41	1966	1	3	5	0	0	0	5
昭和42	1967	0	4	5	3	3	0	5
昭和43	1968	0	0	3	2	3	0	3
昭和44	1969	0	2	2	1	2	0	2
昭和45	1970	0	2	1	1	0	0	3
昭和46	1971	3	1	2	1	2	0	2
昭和47	1972	2	2	3	3	4	0	3
昭和48	1973	1	4	2	0	0	0	2
昭和49	1974	1	1	4	2	4	0	3
昭和50	1975	0	4	9	2	3	0	8
昭和51	1976	5	3	10	4	4	0	9
昭和52	1977	0	1	2	1	1	0	1
昭和53	1978	0	1	1	2	1	0	4
昭和54	1979	0	6	2	2	0	0	2
昭和55	1980	0	1	5	0	0	0	5
昭和56	1981	2	1	5	1	0	0	5
昭和57	1982	2	0	1	1	3	0	1
昭和58	1983	1	2	2	4	2	0	2
昭和59	1984	0	3	0	2	1	0	0
昭和60	1985	0	0	0	0	0	0	0
昭和61	1986	3	1	1	2	3	0	1
昭和62	1987	2	0	2	3	5	0	2
昭和63	1988	2	0	3	0	1	0	4
昭和64	1989 平成元年	1	81	2	4	1	0	1
平成2		1990	1	68	4	8	2	0
平成3	1991	1	43	2	6	3	0	3
平成4	1992	2	72	3	2	1	0	2
平成5	1993	4	98	3	4	1	0	3
平成6	1994	0	60	2	3	0	0	1
平成7	1995	1	49	2	2	1	0	2

		新聞		CiNii		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
平成 8	1996	5	67	4	0	0	0	6
平成 9	1997	1	26	2	1	1	0	2
平成 1 0	1998	0	33	6	0	1	0	7
平成 1 1	1999	0	41	6	3	3	0	7
平成 1 2	2000	2	71	11	2	1	0	12
平成 1 3	2001	1	51	5	0	2	0	5
平成 1 4	2002	0	37	10	3	3	0	9
平成 1 5	2003	0	50	3	2	2	0	4
平成 1 6	2004	0	40	4	2	2	0	4
平成 1 7	2005	1	41	5	4	6	0	7
平成 1 8	2006	0	28	8	2	3	0	11
平成 1 9	2007	3	33	10	1	3	0	11
平成 2 0	2008	1	19	10	3	5	0	7
平成 2 1	2009	2	30	12	3	2	0	11
平成 2 2	2010	1	28	14	4	9	0	18
平成 2 3	2011	3	21	8	1	2	0	9
合計		98	1204	285	167	169	3	299

この表の検索対象期間、データベース、および検索方法は以下の通り。

検索対象期間

検索可能な範囲から平成 2 3 年：2011 年まで。

データベース

『聞蔵Ⅱビジュアル』（『朝日新聞』）<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は明治 1 2 年：1879 年から昭和 6 4 年：1989 年までは見出し、平成元年：1989 年以降は見出しと本文。

『ヨミダス歴史館』（『讀賣新聞』）<http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan>, accessed, (2012/05/31).

ただし、検索対象は明治 7 年：1874 年から昭和 6 3 年：1988 年までは見出し、平成元年：1989 年以降は見出しと本文。

“CiNii” (“Articles”, “Books”) <http://ci.nii.ac.jp/>, (accessed 2012/05/31).

“NDL-OPAC” (“図書”, “雑誌”, “その他”) <https://ndlopac.ndl.go.jp/>, (accessed 2012/05/31).

検索方法

それぞれの年ごと（期間指定が可能な場合は 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで）に期間を設定し、「民主政治」を検索語として検索。

表 3 年別「デモクラシー」使用頻度表

		新聞		CiNii		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
明治 7	1874	—	0	0	0	0	0	0
明治 8	1875	—	0	0	0	0	0	0
明治 9	1876	—	0	0	0	0	0	0
明治 1 0	1877	—	0	0	0	0	0	0
明治 1 1	1878	—	0	0	0	0	0	0
明治 1 2	1879	0	0	0	0	0	0	0
明治 1 3	1880	0	0	0	0	0	0	0
明治 1 4	1881	0	0	0	0	0	0	0

		新聞		CiNi		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
明治 1 5	1882	0	0	0	0	0	0	0
明治 1 6	1883	0	0	0	0	0	0	0
明治 1 7	1884	0	0	0	0	0	0	0
明治 1 8	1885	0	0	0	0	0	0	0
明治 1 9	1886	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 0	1887	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 1	1888	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 2	1889	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 3	1890	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 4	1891	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 5	1892	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 6	1893	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 7	1894	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 8	1895	0	0	0	0	0	0	0
明治 2 9	1896	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 0	1897	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 1	1898	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 2	1899	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 3	1900	0	0	0	3	0	0	0
明治 3 4	1901	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 5	1902	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 6	1903	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 7	1904	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 8	1905	0	0	0	0	0	0	0
明治 3 9	1906	0	0	0	0	0	0	0
明治 4 0	1907	0	0	0	0	0	0	0
明治 4 1	1908	0	0	0	0	0	0	0
明治 4 2	1909	0	0	0	0	0	0	0
明治 4 3	1910	0	0	0	0	0	0	0
明治 4 4	1911	0	0	0	0	0	0	0
明治 4 5	1912	0	0	0	0	0	0	0
大正元年								
大正 2	1913	0	0	0	0	0	0	0
大正 3	1914	0	0	0	0	0	0	0
大正 4	1915	1	0	0	0	0	0	0
大正 5	1916	0	0	0	0	0	0	0
大正 6	1917	0	0	0	0	0	0	0
大正 7	1918	1	0	0	2	1	0	0
大正 8	1919	0	5	0	18	11	1	0
大正 9	1920	0	3	1	3	3	0	0
大正 1 0	1921	1	3	0	2	3	0	0
大正 1 1	1922	0	0	0	0	0	0	0

		新聞		CiNii		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
大正 1 2	1923	1	0	2	0	2	0	0
大正 1 3	1924	0	0	1	0	0	0	0
大正 1 4	1925	0	0	1	1	3	0	0
大正 1 5	1926	0	0	0	0	0	0	0
昭和元年								
昭和 2	1927	0	1	0	0	0	0	0
昭和 3	1928	0	0	0	0	0	0	0
昭和 4	1929	0	1	0	0	0	0	0
昭和 5	1930	0	0	0	1	1	0	0
昭和 6	1931	2	0	0	0	0	0	0
昭和 7	1932	0	0	0	3	4	0	0
昭和 8	1933	0	2	0	1	1	0	0
昭和 9	1934	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 0	1935	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 1	1936	0	2	0	0	0	0	0
昭和 1 2	1937	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 3	1938	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 4	1939	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 5	1940	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 6	1941	0	0	0	0	0	0	0
昭和 1 7	1942	0	0	0	0	1	0	0
昭和 1 8	1943	0	0	1	0	1	0	0
昭和 1 9	1944	0	0	0	0	0	0	0
昭和 2 0	1945	1	6	0	2	0	0	0
昭和 2 1	1946	0	42	0	14	10	0	0
昭和 2 2	1947	0	1	0	4	4	0	0
昭和 2 3	1948	0	4	5	10	15	0	5
昭和 2 4	1949	0	6	10	7	10	0	10
昭和 2 5	1950	0	1	23	5	5	0	23
昭和 2 6	1951	0	0	10	0	1	0	9
昭和 2 7	1952	3	0	13	3	3	0	13
昭和 2 8	1953	0	0	6	1	4	0	6
昭和 2 9	1954	0	0	7	2	1	0	4
昭和 3 0	1955	0	1	8	1	3	0	7
昭和 3 1	1956	0	0	12	6	5	0	12
昭和 3 2	1957	0	1	6	1	3	0	5
昭和 3 3	1958	0	0	23	5	4	0	20
昭和 3 4	1959	2	2	5	8	10	0	5
昭和 3 5	1960	0	21	11	2	1	0	9
昭和 3 6	1961	0	0	9	2	4	0	7
昭和 3 7	1962	0	1	12	0	5	0	8
昭和 3 8	1963	0	0	17	3	4	0	17

		新聞		CiNi		NDL-OPAC		
		朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
昭和39	1964	2	0	18	3	3	0	18
昭和40	1965	0	19	19	1	3	0	18
昭和41	1966	1	2	14	5	5	0	13
昭和42	1967	0	1	8	3	4	0	6
昭和43	1968	1	0	20	7	3	0	18
昭和44	1969	0	0	15	6	13	1	12
昭和45	1970	1	0	12	5	7	0	12
昭和46	1971	2	0	12	5	10	0	12
昭和47	1972	0	3	16	4	8	0	17
昭和48	1973	2	2	24	12	11	0	24
昭和49	1974	4	5	23	8	10	0	21
昭和50	1975	6	1	18	6	12	0	15
昭和51	1976	1	3	17	7	10	0	15
昭和52	1977	0	1	18	11	12	0	16
昭和53	1978	0	1	13	5	9	0	10
昭和54	1979	1	2	9	5	4	0	8
昭和55	1980	0	0	16	9	6	0	16
昭和56	1981	1	0	19	6	8	0	19
昭和57	1982	0	2	9	4	9	0	6
昭和58	1983	0	0	16	8	8	0	16
昭和59	1984	0	0	13	12	14	0	10
昭和60	1985	0	0	33	9	11	0	27
昭和61	1986	0	0	17	3	3	0	14
昭和62	1987	1	0	14	9	12	0	9
昭和63	1988	0	0	17	9	12	0	14
昭和64	1989	2	36	29	8	9	0	23
平成元年								
平成2	1990	0	31	20	14	10	0	18
平成3	1991	2	24	26	12	9	0	24
平成4	1992	3	49	20	10	10	0	12
平成5	1993	1	45	30	5	8	0	27
平成6	1994	1	37	38	13	12	0	29
平成7	1995	3	39	35	14	17	0	24
平成8	1996	1	32	43	11	10	0	45
平成9	1997	2	33	33	14	12	0	33
平成10	1998	1	42	35	17	16	0	38
平成11	1999	19	50	43	7	8	0	40
平成12	2000	28	53	52	14	13	0	53
平成13	2001	19	36	66	16	4	0	66
平成14	2002	16	50	50	17	19	0	54
平成15	2003	2	33	60	8	11	0	61
平成16	2004	3	35	48	19	23	0	51

		新聞		CiNii		NDL-OPAC		
年号	西暦	朝日新聞	読賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
平成17	2005	7	42	75	21	28	0	80
平成18	2006	3	29	52	19	22	0	51
平成19	2007	3	32	48	18	26	0	48
平成20	2008	2	29	70	15	28	0	66
平成21	2009	4	26	75	15	26	0	81
平成22	2010	2	20	51	14	24	0	51
平成23	2011	2	29	46	13	29	0	54
合計		159	977	1638	586	704	2	1555

この表の検索対象期間，データベース，および検索方法は次の通り。

検索対象期間

検索可能な範囲から平成23年：2011年まで。

データベース

『聞蔵II ビジュアル』（『朝日新聞』）<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>, (accessed 2012/05/31).

ただし，検索対象は明治12年：1879年から昭和64年：1989年までは見出し，平成元年：1989年以降は見出しと本文。

『ヨミダス歴史館』（『読賣新聞』）<http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan>, (accessed, 2012/05/31).

ただし，検索対象は明治7年：1874年から昭和63年：1988年までは見出し，平成元年：1989年以降は見出しと本文。

“CiNii” (“Articles”, “Books”) <http://ci.nii.ac.jp/>. (accessed 2012/05/31).

“NDL-OPAC” (“図書”, “雑誌”, “その他”) <https://ndlop.ac.ndl.go.jp/>, (accessed 2012/05/31).

検索方法

それぞれの年ごと（期間指定が可能な場合は1月1日から12月31日まで）に期間を設定し，「デモクラシー」を検索語として検索。

表4 年別「民主主義（含む民主々義）」、「民主政治」，「デモクラシー」使用頻度表

年号	西暦	民主主義（含む民主々義）	民主政治	デモクラシー	合計
明治7	1874	0	0	0	0
明治8	1875	0	0	0	0
明治9	1876	0	0	0	0
明治10	1877	0	0	0	0
明治11	1878	0	0	0	0
明治12	1879	0	0	0	0
明治13	1880	0	0	0	0
明治14	1881	0	0	0	0
明治15	1882	0	0	0	0
明治16	1883	0	0	0	0
明治17	1884	0	0	0	0
明治18	1885	0	0	0	0
明治19	1886	0	0	0	0
明治20	1887	0	0	0	0
明治21	1888	0	0	0	0
明治22	1889	0	0	0	0
明治23	1890	0	0	0	0

年号	西暦	民主主義（含む民主々義）	民主政治	デモクラシー	合計
明治 2 4	1891	0	0	0	0
明治 2 5	1892	0	0	0	0
明治 2 6	1893	0	0	0	0
明治 2 7	1894	0	0	0	0
明治 2 8	1895	0	0	0	0
明治 2 9	1896	0	0	0	0
明治 3 0	1897	0	0	0	0
明治 3 1	1898	1	0	0	1
明治 3 2	1899	0	0	0	0
明治 3 3	1900	69	3	3	75
明治 3 4	1901	0	0	0	0
明治 3 5	1902	0	0	0	0
明治 3 6	1903	0	0	0	0
明治 3 7	1904	0	0	0	0
明治 3 8	1905	0	0	0	0
明治 3 9	1906	0	1	0	1
明治 4 0	1907	0	0	0	0
明治 4 1	1908	1	0	0	1
明治 4 2	1909	0	0	0	0
明治 4 3	1910	1	0	0	1
明治 4 4	1911	1	0	0	1
明治 4 5	1912	0	0	0	0
大正元年					
大正 2	1913	0	0	0	0
大正 3	1914	0	0	0	0
大正 4	1915	0	0	1	1
大正 5	1916	3	0	0	3
大正 6	1917	2	2	0	4
大正 7	1918	6	1	4	11
大正 8	1919	6	1	35	42
大正 9	1920	5	4	10	19
大正 1 0	1921	8	5	9	22
大正 1 1	1922	5	0	0	5
大正 1 2	1923	1	1	5	7
大正 1 3	1924	4	1	1	6
大正 1 4	1925	0	0	5	5
大正 1 5	1926	2	0	0	2
昭和元年					
昭和 2	1927	15	0	1	16
昭和 3	1928	8	1	0	9
昭和 4	1929	13	2	1	16
昭和 5	1930	16	1	2	19
昭和 6	1931	13	0	2	15

年号	西暦	民主主義（含む民主々義）	民主政治	デモクラシー	合計
昭和7	1932	6	3	7	16
昭和8	1933	7	0	4	11
昭和9	1934	4	3	0	7
昭和10	1935	0	1	0	1
昭和11	1936	7	1	2	10
昭和12	1937	12	1	0	13
昭和13	1938	13	0	0	13
昭和14	1939	13	0	0	13
昭和15	1940	12	0	0	12
昭和16	1941	20	1	0	21
昭和17	1942	6	1	1	8
昭和18	1943	3	0	2	5
昭和19	1944	2	0	0	2
昭和20	1945	86	4	9	99
昭和21	1946	199	25	66	290
昭和22	1947	142	25	9	176
昭和23	1948	238	36	39	313
昭和24	1949	516	36	43	595
昭和25	1950	309	12	57	378
昭和26	1951	231	12	20	263
昭和27	1952	284	26	35	345
昭和28	1953	214	17	17	248
昭和29	1954	220	40	14	274
昭和30	1955	174	25	20	219
昭和31	1956	192	25	35	252
昭和32	1957	127	6	16	149
昭和33	1958	211	9	52	272
昭和34	1959	192	17	32	241
昭和35	1960	264	38	44	346
昭和36	1961	231	14	22	267
昭和37	1962	217	0	26	243
昭和38	1963	175	9	41	225
昭和39	1964	195	5	44	244
昭和40	1965	245	9	60	314
昭和41	1966	264	14	40	318
昭和42	1967	233	20	22	275
昭和43	1968	346	11	49	406
昭和44	1969	464	9	47	520
昭和45	1970	307	7	37	351
昭和46	1971	309	11	41	361
昭和47	1972	398	17	48	463
昭和48	1973	443	9	75	527
昭和49	1974	605	15	71	691

年号	西暦	民主主義（含む民主々義）	民主政治	デモクラシー	合計
昭和50	1975	427	26	58	511
昭和51	1976	824	35	53	912
昭和52	1977	598	6	58	662
昭和53	1978	418	9	38	465
昭和54	1979	432	12	29	473
昭和55	1980	490	11	47	548
昭和56	1981	489	14	53	556
昭和57	1982	352	8	30	390
昭和58	1983	430	13	48	491
昭和59	1984	312	6	49	367
昭和60	1985	285	0	80	365
昭和61	1986	313	11	37	361
昭和62	1987	396	14	45	455
昭和63	1988	320	10	52	382
昭和64	1989	1998	90	107	2195
平成元年					
平成2	1990	2936	88	93	3117
平成3	1991	2544	58	97	2699
平成4	1992	2401	82	104	2587
平成5	1993	2508	113	116	2737
平成6	1994	3947	66	130	4143
平成7	1995	2589	57	132	2778
平成8	1996	2695	82	142	2919
平成9	1997	3191	33	127	3351
平成10	1998	2542	47	149	2738
平成11	1999	1459	60	167	1686
平成12	2000	1794	99	213	2106
平成13	2001	1484	64	207	1755
平成14	2002	1386	62	206	1654
平成15	2003	1453	61	175	1689
平成16	2004	1527	52	179	1758
平成17	2005	1679	64	253	1996
平成18	2006	1450	52	176	1678
平成19	2007	1533	61	175	1769
平成20	2008	1142	45	210	1397
平成21	2009	1221	60	227	1508
平成22	2010	1331	74	162	1567
平成23	2011	1150	44	173	66844
合計		60362	2225	5623	68210

この表の各項目（「民主主義（含む民主々義）」、「民主政治」、「デモクラシー」）における年ごとの数字は、「表1」から「表3」までの『朝日新聞』と『読売新聞』、および“CiNii”と“NDL-OPAC”の検索結果を合計したものである。

「民主々義」については、既述のように明治14年：1881年にその初訳が見出されているが、「表1」によつては、「民主主義」は、明治31年1898年に1回『讀賣新聞』に用いられていることや、「CiNii」の“books”によつて、明治33年：1900年には「民主々義」の5回を含み計69回も著作のタイトルに用いられていることが分かる。これは戦前においては突出しているがこの年だけの、むしろ一過的な現象であるものとみられる。そして、「民主主義（「民主々義」を含む）」は敗戦年の昭和20年：1945年以降、『朝日新聞』、『讀賣新聞』，“CiNii”の“articles”と“books”，“NDL-OPAC”の「図書」，「雑誌」，「その他」の項目ごとのそれぞれ各年の使用回数における多少のばらつきや年ごとの項目による使用回数の多少の増減はあるものの、時間的には増大化を辿り一般化したものと見られる。「民主政治」については、「表2」において、敗戦年以前は比較的少なく、敗戦年の昭和20年：1945年以降、使用回数のかかなりの相対的少なさはあるが「表1」の「民主主義（「民主々義」を含む）」とほぼ同様の傾向があるものと見られる。そして、「デモクラシー」については、「表3」において、敗戦年以前は、相対的に多少多い大正8年：1919年を一過的な例外として比較的少なく、「表2」の「民主政治」と比較すれば多少多いようでもあるが、「民主主義（「民主々義」を含む）」と比較すれば使用回数のかかなりの少なさはあるものの「表1」の「民主主義（「民主々義」を含む）」と同様の傾向があるものとみられる。これらの「表1」～「表3」の結果をまとめたものが「表4」で、各項目〔「民主主義（「民主々義」を含む）」，「民主政治」，および「デモクラシー」〕の年別の数字は、「表1」～「表3」より、年別に各データベースの検索結果の合計を表示したものである。この「表4」において、「民主主義（「民主々義」を含む）」，「民主政治」，および「デモクラシー」の各年別の使用回数（頻度）の比較もできる。それらを比較すれば、それぞれが共に程度の差は別にして、敗戦年の昭和20年：1945年以降使用回数が増大し恒常化したということも特徴であるが、さらにその極めて大きな特徴として、この3者の中で特に「民主主義（「民主々義」を含む）」の使用回数が他に抜きん出て断然多く、「民主主義（「民主々義」を含む）」の使用がとりわけ顕著に一般化したとみられることである。これは次の点をみても明らかである。すなわち、他の2者の使用回数が敗戦年の昭和20年：1945年に一桁の数字であるのに、「民主主義（「民主々義」を含む）」使用回数は二桁で、しかもどちらかといえば三桁に近い数字であり、昭和21年：1946年～昭和63年：1988年までは「民主主義（「民主々義」を含む）」の使用回数は三桁で他の2者のそれは二桁であり、その後も、「民主主義（「民主々義」を含む）」の使用回数の多さは他の2者と比較してもさらに圧倒的でさえある。全体的にみても、敗戦年以前の数字を含めてであるとはいえその使用回数の総合計数68,210回のうち「民主主義（「民主々義」を含む）」は60,362回で全体の約88.5%，「民主政治」は2,225回で全体の約3.3%，「デモクラシー」は5,623回で全体の約8.2%しかない。さらに、敗戦年の昭和20年：1945年以降平成23年：2011年までをみれば、3者の使用回数の合計数は67,797回で、そのうち「民主主義（「民主々義」を含む）」は60,077回で3者の使用回数合計の約88.6%，「民主政治」は2,192回で3

表5 昭和20年：1945年 月別「民主主義（民主々義を含む）」使用頻度表

昭和20年： 1945年	新聞				CiNii				NDL-OPAC		
	朝日新聞		読賣新聞		articles		books		図書	雑誌	その他
	民主主義	民主々義	民主主義	民主々義	民主主義	民主々義	民主主義	民主々義			
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	3	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	13	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	5	1	12	2	0	0	3	0	0	0	0
12月	1	2	8	0	0	0	5	0	1	0	0
記載無し	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0
合計	24	5	40	2	0	0	10	0	5	0	0

この表の検索対象期間、データベース、検索方法は次の通り。

検索対象期間

昭和20年：1945年1月から12月まで。(月ごとの集計)

データベース

『聞蔵Ⅱビジュアル』（『朝日新聞』）<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は見出し。

『ヨミダス歴史館』（『読賣新聞』）<http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan>, accessed, (2012/05/31).

ただし、検索対象は見出し。

“CiNii” (“Articles”, “Books”) <http://ci.nii.ac.jp/>, (accessed 2012/05/31).

“NDL-OPAC” (“図書”, “雑誌”, “その他”) <https://ndlopac.ndl.go.jp/>, (accessed 2012/05/31).

検索方法

「民主主義」と「民主々義」を検索語として検索。

期間指定が可能なのは、各月1日から末日までを検索期間として指定。

ただし、期間指定が不可能なものうち、検索結果から該当月が確認できるものは該当月分としてカウントし、それ以外は「記載無し」とした。

者の使用回数合計の約3.2%、「デモクラシー」は5,528回で3者の使用回数合計の約8.2%でしかない。「デモクラシー」については、はるかに少なく、1割にも達していない。「民主主義（「民主々義」を含む）」は9割近く、圧倒的に他の2者を引き離している。

要するに、以上の数字はあくまでも1指標に過ぎないものではあるにしても、「民主主義（「民主々義」を含む）」の使用の一般化は歴然である。

さらに、増加の出発点となった敗戦年の昭和20年：1945年について、「表1」～「表3」同様に「民主主義（「民主々義」を含む）」、「民主政治」、および「デモクラシー」について月別に見たものが「表5」～「表7」であり、それらをまとめたものが「表8」である。

表6 昭和20年：1945年 月別「民主政治」使用頻度表

昭和20年 ：1945年	新聞		CiNii		NDL-OPAC		
	朝日新聞	讀賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0
10月	1	0	0	0	0	0	0
11月	1	1	0	0	0	0	0
12月	1	0	0	0	0	0	0
記載無し	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	0	0	0	0	0

この表の検索対象期間、データベース、検索方法は次の通り。

検索対象期間

昭和20年：1945年1月から12月まで。(月ごとの集計)

データベース

『聞蔵Ⅱビジュアル』（『朝日新聞』）<http://database.asahi.com/1library2/main/start.php>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は見出し。

『ヨミダス歴史館』（『讀賣新聞』）<http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan> accessed, (2012/05/31).

ただし、検索対象は見出し。

“CiNii” (“Articles”, “Books”) <http://ci.nii.ac.jp/>, (accessed 2012/05/31).

ただし、期間指定不可につき、検索結果の記述にて該当月を確認。

“NDL-OPAC” (“図書”, “雑誌”, “その他”) <https://ndlopac.ndl.go.jp/>, (accessed 2012/05/31).

ただし、期間指定不可につき、検索結果の記述にて該当月を確認。

検索方法

「民主政治」を検索語として検索。

期間指定が可能なものは、各月1日から末日までを検索期間として指定。

ただし、期間指定が不可能なものうち、検索結果から該当月が確認できるものは該当月分としてカウントし、それ以外は「記載無し」とした

「表5」をみれば、この年については、両新聞ともに、まだ「記事内容」までは検索対象とされていないので、検索対象は「見出し」に限られていることへの留意は必要であるが、まず8月に「民主主義」が『讀賣新聞』において、9月には「民主主義」と「民主々義」が『朝日新聞』において、11月に「民主々義」が『讀賣新聞』において、それぞれ使われ始めたのを皮切りに「民主主義（「民主々義」を含む）」の使用は継続している。書籍についてはやや遅れて「民主主義（「民主々義」を含む）」をタイトルに含むものが“books”では2冊の発行月「記載無し」もあるが11月に、「図書」では4冊の発行月「記載無し」もあるが12月に、それぞれ発行されていることが分かる。「表6」においては、「民主政治」の使用が『朝日新聞』において10月以降、『讀

表7 昭和20年：1945年 月別「デモクラシー」使用頻度表

昭和20年： 1945年	新聞		CiNii		NDL-OPAC		
	朝日新聞	読賣新聞	articles	books	図書	雑誌	その他
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	4	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0
12月	1	2	0	2	0	0	0
記載無し	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	6	0	2	0	0	0

この表の検索対象期間、データベース、検索方法は次の通り。

検索対象期間

昭和20年：1945年1月から12月まで。(月ごとの集計)

データベース

『聞蔵Ⅱビジュアル』（『朝日新聞』）<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は見出し。

『ヨミダス歴史館』（『読賣新聞』）<http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan>, (accessed 2012/05/31).

ただし、検索対象は見出し。

“CiNii” (“Articles”, “Books”) <http://cinii.ac.jp/>, (accessed 2012/05/31).

ただし、期間指定不可につき、検索結果の記述にて該当月を確認。

“NDL-OPAC” (“図書”, “雑誌”, “その他”) <https://ndlopac.ndl.go.jp/>, (accessed 2012/05/31).

ただし、期間指定不可につき、検索結果の記述にて該当月を確認。

検索方法

「デモクラシー」を検索語として検索。「民主主義」を除く)

期間指定が可能なのは、各月1日から末日までを検索期間として指定。

ただし、期間指定が不可能なものうち、検索結果から該当月が確認できるものは該当月分としてカウントし、それ以外は「記載無し」とした。

『読賣新聞』においては11月に確認できる。「表7」においては、「デモクラシー」が12月に、両新聞と“books”について使用が確認できる。「表5」～「表7」をまとめた「表8」においては「記載無し」を別にして、「民主政治」は10月以降12月まで継続しているが、8月以降12月まで継続しているのは「民主主義（「民主々義」を含む）」のみであること、10月以降の使用回数が他は一桁か0であるが、「民主主義（「民主々義」を含む）」については二桁であり、敗戦月の8月以降の合計使用回数は3月の1回と6月の2回の計3回を除き合計83回になり、「民主主義」、「民主政治」、および「デモクラシー」の敗戦月の8月以降の合計使用回数は96回となるので、3者の敗戦月の8月以降の合計使用回数における割合は約86.5%となり、「民主政治」のそれ約4.2%と「デモクラシー」のそれ約9.4%と比較すれば「民主主義」の使用頻度は文字通り桁外れである⁹⁴。このような訳語「民主主義」の一般化は、敗戦の年昭和20年：1945年

表8 昭和20年：1945年 月別「民主主義（民主主義を含む）」、「民主政治」、「デモクラシー」使用頻度表

昭和20年：1945年	民主主義	民主政治	デモクラシー	合計
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	1	0	0	1
4月	0	0	0	0
5月	0	0	0	0
6月	2	0	0	2
7月	0	0	0	0
8月	1	0	0	1
9月	9	0	0	9
10月	27	1	4	32
11月	23	2	0	25
12月	17	1	5	23
記載無し	6	0	0	6
合計	86	4	9	99

この表は、「表5」から「表7」までをまとめたもので、各表の月別の各項目の合計をだし、表にしたものである。

8月に始まったものとみられる。

たしかに、わが国は、昭和20年：1945年、8月8日のソ連からの対日参戦布告を挟んで、6日に広島に、さらに9日には長崎へ原子爆弾を投下された後、15日に既に（1945年：昭和20年7月26日に）発せられていた「ポツダム宣言 Potsdam Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender⁹⁵」を受諾し無条件降伏⁹⁶した。このわが国未曾有の敗戦の結果、わが国は対日連合国軍最高司令官 The Supreme Commander for the Allied Powers ダグラス・マッカーサー Douglas MacAther が率いる連合国軍の占領下に置かれ、直接的には連合国軍最高司令部 GHQ：The General Headquarter of the Allied Powers によって統治されることになった。この日本占領統治の主要な目的は、「ポツダム宣言」においても見出されうるように、わが国の単なる「非軍国化」だけに留まらず、また「デモクラシー化 democratization⁹⁷」でもあった。

この「デモクラシー化」を考慮しただけでも「デモクラシー」の訳語は重要である。「民主主義」が適訳であればともかく、その重要性にもかかわらず、その訳語についての十分な検討がなされた跡が窺えず、正に敗戦の結果 GHQ による「デモクラシー化」を契機にして、敗戦後、訳語「民主主義」は頻繁に用いられ始め、やがて一般化した。

なるほど、現行の「日本国憲法」が昭和21年：1946年11月3日に「大日本帝国憲法」を改正する手続きによって、制定され、翌昭和22年：1947年5月3日に施行された。この「日本国憲法」は、その草案が「聖書の初めに出てくる物語にまねて」とも云われるようにほぼ「1週間で⁹⁸」GHQ によって起草され、しかも原則的にはほとんど草案通りであったという点で、GHQ による「デモクラシー化」政策の一大発露である。この憲法によって、わが国が占領下と

いう制限付きであったが、「デモクラシー化」され、「デモクラシー」の基礎が築かれたという点で、制限付きであるとはいえ、わが国の現代「代表デモクラシー」の出発点であったとみられる。しかし、たとえば、イギリスやアメリカやフランスにおける現代「代表デモクラシー」が、その出発点において、国民もしくは人民によって、厳しい戦いを通して勝ち取られたものであるのに較べて、わが国における「代表デモクラシー」は、敗戦の結果、占領下において、形式的には日本人の手によって、正しくは、日本人の手によることを装って成立させられたもの、あるいは、占領下において、GHQによって成立させられたものであることについての正しい認識と評価は、とくに、同じ敗戦国であっても、東西に分断されより厳しい状態にあった西ドイツが、憲法 *Verfassung* ではなくて、それは東西ドイツが一つになり占領下ではない平和な状態になった晩に初めて制定されるべきものとして、一時的な仮の憲法として、「ボン基本法 *Grundgesetz*」を制定した⁹⁹ ことなども考慮に入れ、なされるべきであろう。

なお、この憲法制定については、単にわが国の「デモクラシー化」の基礎が占領下において実質的にはGHQによって築かれたということだけではなくて、次のようなことについてもまた留意されねばならないと、筆者には思われる。たとえば、イギリスやアメリカやフランスにおける「代表デモクラシー」が、その出発点において、国によって程度による違いがあるにせよ、それぞれの国民あるいは人民が望んだり努力したりしたことの結果であったが、わが国の場合においては、憲法制定時においては、もちろん敗戦時にはなおさら、国民は、「デモクラシー」について全くといってよいほど無知であったり、さらに「デモクラシー」にしようとする者はほとんど無く、あるいは少数であれ「デモクラシー」についての認識のある者がたとえいたとしても、「デモクラシー」にしようとする者はさらに少数であったとみられる。とくに、昭和20年：1945年の敗戦までは、「デモクラシー」そのものについての認識だけではなくて、その訳語「民主主義」も、同じ「デモクラシー」の他の訳語「民主政治」などと共に、その発音のカタカナ表記である「デモクラシー」を含めても、一般的ではなかった。

おそらく、敗戦前後の恒常的用例の比較的早期のあるいは最初の用例ともみられる「デモクラシー」の訳語「民主主義」使用の1例は、敗戦直前の「ポツダム宣言」の訳文における用例であろう。それは、(2007年：平成19年)「現在条約集や六法全書に載っているポツダム宣言の日本語訳は私の手によるものである。¹⁰⁰」と自らいう当時外務省「条約一課長」の下田武三による訳で、“democratic tendencies”が「民主主義的傾向¹⁰¹」と訳されている。ただし、それよりは、注100(58頁)の引用文にある「ただ連合国側がB29を使って日本全土にばらまいたポツダム宣言の日本語訳は、…」との下田の言からも、先になされれていたと思われるそれは、ハワイで日本人捕虜と米軍中尉が翻訳し作製し¹⁰²、飛行機(B29)からまかれた「ピラ」(注95,55頁)における用例で、「ワシントン七月二十六日発」とも記載されてもいるが,)“democratic tendencies”が「民主的傾向¹⁰³」と訳されている。

ここでの問題は「デモクラシー」の訳語である。“democratic”が前者では「民主主義的」と

後者では「民主的」と訳されている。この前者の「民主主義的」にせよ、後者の「民主的」にせよ、「デモクラシー」を「民主」あるいは「民主主義」と訳す嚆矢やそれに続く先例が既にあるので、この両者の訳語は、意識してであろうと無意識にであろうと、結果的には先例を踏襲したことになる。とくに、“democratic”の訳語を「民主主義的」としたことについて、下平は「ポツダム宣言を翻訳」の記述の中では何も語っていない¹⁰⁴。この下田訳による「ポツダム宣言」については、新聞でも早速取り上げられている。「七月二十八日の新聞は政府から指示されたようなかたちでこのニュースを取り上げた。¹⁰⁵」たとえば、『朝日新聞』と『讀賣報知』にも全文ではないが掲載されていて、「民主主義的傾向」は確認できる¹⁰⁶。また、その全文は、たとえば、8月25日の『朝日新聞』にも掲載されている¹⁰⁷。つまり、下田訳による「ポツダム宣言」は「現在条約集や六法全書に載っている」だけではなくて、「七月二十八日」以降あるいは敗戦前後から新聞などにも用いられ始まった。そして、「デモクラシー」の訳語「民主主義」は、意識してであろうと無意識にであろうと、結果的には先例を踏襲し、つまり下田訳を踏襲してか、それ以前の訳を踏襲してかして、用いられるようになり、やがて一般化したものともみられる。ただし、昭和20年：1945年8月については、「表8」をみると8月以前に先例が3回あり、3月に1回、6月に2回ある。それらは「表5」によって『朝日新聞』において3月と6月に1回ずつ計2回、『讀賣新聞』において6月に1回使用されていることが分かる。この『朝日新聞』においては3月5日と6月7日¹⁰⁸、『讀賣新聞』においては6月7日¹⁰⁹版の朝刊における見出しにある。結局、昭和20年：1945年においてさえ、下田訳以前に3例あることになる。さらに昭和20年：1945年以前にも、「表1」によって、「新聞」はもちろん、“CiNii” (“articles”, “books”) や“NDL-OPAC” (“[図書]”)にも先例を確認できるので、下田訳以後の「民主主義」という訳語は、敗戦前後に留意すれば、時間的には下田訳を踏襲したとみられないこともないが、たとえ敗戦後の訳であろうと、下田訳以前の用例を考慮すれば、下田訳の踏襲とみるよりは、下田訳同様に下田訳以前の用例の踏襲とみられる。

なるほど、訳語「民主主義」の一般化にとっては、敗戦前後当初は、新聞記事などのマスメディアによる影響が大きかったであろうことは、それが中心であった時まではいいうるものの、学校教育においても、敗戦後直ちにGHQの「デモクラシー化」政策によって、教育の「デモクラシー化¹¹⁰」が図られ、とくに昭和22年：1947年に始まった新学制の「6・3・3制」と、昭和23年：1948年に始まった新たな「教科書検定」によって、教科書の影響は、とりわけ「6・3制」の義務教育における教科書の影響は、もちろん質的側面も重要ではあるが、数量的なものに限ったとしても、絶大なものとみられる。

「義務教育就学率」（「表9」）をみれば明らかなように義務教育開始当初「学齢児童」と「学齢生徒」の就学率は、前者が99.64%、後者が99.27%となっていて、両者は共に99%を軽く超え、前者は昭和50年：1975年には、後者は昭和28年：1953年には99.9%を超えている。この数字は、たとえば、『朝日新聞』の発行部数（「表10」）や『讀賣新聞』の発行部数（「表

11)と「世帯数」(「表12)をみ比べただけでも明かである。昭和33年:1958年を例にとれば、『朝日新聞』の発行部数は約360万部、『讀賣新聞』のそれは約300万部、その合計は660万部、世帯総数は約1,900万であり、両新聞の発行部数合計は世帯総数の約3分の1であり、両新聞の世帯総数に対する講読率は約33%となり、おおよその見当はつく。具体的かつもう少し正確にみれば、「表12)の世帯数について、昭和23年:1948年に関しては敗戦数年後のことでもあつてかデータは十分ではないし、昭和28年:1953年に関しては、多分戦争の影響がまだまだ大きかったものと考えられ、戦争の影響で世帯数が少なかったことにより講読率が高くなり約82.0%になっているともみられるが、それにしても、学齡児童の就学率99.75%、学齡生徒のそれ99.91%には及ばない。昭和33年:1958年以降の講読率はすべて48%以下であるが、同じ年の学齡児童と学齡生徒の就学率は99.75%以上で講読率の2倍以上である。この講読率については、両新聞の発行部数しか計算に入れられてないことや、両新聞の購読者の重複、あるいは、世帯数を基準にしていることで必ずしも問題がないとはいえないが、数量的にみただけでも教科書のとくに一般化という点での影響力の強大さは明らかである。

表9 就学率及び進学率(昭和23年~平成17年)
Enrollment Rate and Advancement Rate (1948--2005)

(単位 パーセント)
(In percent)

年次 Year		義務教育就学率 Enrollment in compulsory education 2)		高等学校への進学率 3) Advancement to upper secondary schools		
		学齡児童 Children of school age	学齡生徒 Pupils of school age	総数 Total	男 Male	女 Female
昭和23年	1948	99.64	99.27
24	1949	99.63	99.08
25	1950	99.64	99.20	42.5	48.0	36.7
26	1951	99.72	99.47	45.6	51.4	39.6
27	1952	99.72	99.51	47.6	52.9	42.1
28	1953	99.75	99.91	48.3	52.7	43.7
29	1954	99.75	99.91	50.9	55.1	46.5
30	1955	99.77	99.92	51.5	55.5	47.4
31	1956	99.78	99.91	51.3	55.0	47.6
32	1957	99.79	99.93	51.4	54.3	48.4
33	1958	99.81	99.93	53.7	56.2	51.1
34	1959	99.82	99.93	55.4	57.5	53.2
35	1960	99.82	99.93	57.7	59.6	55.9
36	1961	99.82	99.93	62.3	63.8	60.7
37	1962	99.82	99.92	64.0	65.5	62.5
38	1963	99.82	99.92	66.8	68.4	65.1
39	1964	99.81	99.91	69.3	70.6	67.9

年次 Year		義務教育就学率 Enrollment in compulsory education 2)		高等学校への進学率 3) Advancement to upper secondary schools		
		学齡児童 Children of school age	学齡生徒 Pupils of school age	総数 Total	男 Male	女 Female
40	1965	99.81	99.91	70.7	71.7	69.6
41	1966	99.82	99.90	72.3	73.5	71.2
42	1967	99.83	99.90	74.5	75.3	73.7
43	1968	99.83	99.90	76.8	77.0	76.5
44	1969	99.83	99.90	79.4	79.2	79.5
45	1970	99.83	99.89	82.1	81.6	82.7
46	1971	99.83	99.89	85.0	84.1	85.9
47	1972	99.85	99.89	87.2	86.2	88.2
48	1973	99.87	99.89	89.4	88.3	90.6
49	1974	99.89	99.90	90.8	89.7	91.9
50	1975	99.91	99.91	91.9	91.0	93.0
51	1976	99.92	99.92	92.6	91.7	93.5
52	1977	99.93	99.93	93.1	92.2	94.0
53	1978	99.94	99.94	93.5	92.7	94.4
54	1979	99.98	99.98	94.0	93.0	95.0
55	1980	99.98	99.98	94.2	93.1	95.4
56	1981	99.98	99.99	94.3	93.2	95.4
57	1982	99.99	99.98	94.3	93.2	95.5
58	1983	99.99	99.99	94.0	92.8	95.2
59	1984	99.99	99.99	93.9	92.8	95.0
60	1985	99.99	99.99	93.8	92.8	94.9
61	1986	99.99	99.98	93.8	92.8	94.9
62	1987	99.99	99.98	93.9	92.8	95.0
63	1988	99.99	99.99	94.1	92.9	95.3
64	平成元年	99.99	99.99	94.1	93.0	95.3
平成元年						
2	1990	99.99	99.99	94.4	93.2	95.6
3	1991	99.99	99.99	94.6	93.5	95.8
4	1992	99.99	99.99	95.0	93.9	96.2
5	1993	99.99	99.99	95.3	94.2	96.5
6	1994	99.99	99.99	95.7	94.6	96.8
7	1995	99.99	99.99	95.8	94.7	97.0
8	1996	99.98	99.98	95.9	94.8	97.1
9	1997	99.98	99.98	95.9	94.8	97.0
10	1998	99.98	99.98	95.9	94.8	97.0
11	1999	99.98	99.98	95.8	94.8	96.9
12	2000	99.98	99.98	95.9	95.0	96.8
13	2001	99.98	99.98	95.8	95.0	96.7

年次 Year		義務教育就学率 Enrollment in compulsory education 2)		高等学校への進学率 3) Advancement to upper secondary schools		
		学齢児童 Children of school age	学齢生徒 Pupils of school age	総数 Total	男 Male	女 Female
14	2002	99.98	99.98	95.8	95.2	96.5
15	2003	99.98	99.98	96.1	95.7	96.6
16	2004	99.97	99.98	96.3	96.0	96.7
17	2005	99.96	99.98	96.5	96.1	96.8

- (1) 5月1日現在。
 (2) 義務教育学齢人口（外国人を除く。）に対する外国人を除く
 (3) 中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校本科・別科・高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない）の占める比率。なお、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を除く。

出典：http://www.stat.go.jp/chouki/zuhyou/25-12.xls, (accessed 2012/05/24).

表 10 朝日新聞 発行部数

年号	西暦	大阪本社	東京本社	西部本社	名古屋本社	北海道支社	全社合計
昭和20	1945	1,285,800	1,401,163	551,800			3,238,763
昭和21	1946	1,458,800	1,333,453	545,000			3,337,253
昭和22	1947	1,459,200	1,357,565	607,300			3,424,065
昭和23	1948	1,494,500	1,413,637	609,800			3,517,937
昭和24	1949	1,533,000	1,420,470	630,300			3,583,770
昭和25	1950	1,472,700	1,599,473	763,600	201,884		4,037,657
昭和26	1951	1,424,000	1,665,854	813,500	202,666		4,106,020
昭和27	1952	1,202,600	1,384,828	729,400	174,957		3,491,785
昭和28	1953	1,125,400	1,584,252	738,900	204,046		3,652,598
昭和29	1954	1,126,800	1,783,748	657,000	237,314		3,804,862
昭和30	1955	1,144,800	1,609,782	678,000	231,242		3,663,824
昭和31	1956	1,124,300	1,532,309	621,200	240,804		3,518,613
昭和32	1957	1,132,470	1,544,904	628,200	234,091		3,539,665
昭和33	1958	1,160,323	1,576,148	633,122	225,939		3,595,532
昭和34	1959	1,159,576	1,587,920	620,538	216,870	74,581	3,659,485
昭和35	1960	1,177,184	1,617,231	627,573	242,026	100,422	3,764,436
昭和36	1961	1,178,380	1,725,172	626,427	247,953	99,144	3,877,076
昭和37	1962	1,225,218	1,876,098	646,549	259,596	105,978	4,113,439
昭和38	1963	1,288,431	1,980,131	687,099	282,045	110,599	4,348,305
昭和39	1964	1,413,532	2,243,296	717,044	316,676	137,563	4,828,111
昭和40	1965	1,461,580	2,284,451	689,964	316,704	132,840	4,885,539
昭和41	1966	1,513,826	2,404,814	703,726	330,171	145,052	5,097,589
昭和42	1967	1,580,641	2,531,140	721,053	346,209	160,767	5,339,810
昭和43	1968	1,653,306	2,681,046	740,497	360,198	168,577	5,603,624

年号	西暦	大阪本社	東京本社	西部本社	名古屋本社	北海道支社	全社合計
昭和44	1969	1,682,556	2,763,955	755,520	365,143	171,877	5,739,051
昭和45	1970	1,748,404	2,914,417	753,066	385,537	180,762	5,982,186
昭和46	1971	1,780,071	2,958,137	732,447	393,975	176,310	6,040,940
昭和47	1972	1,837,893	3,033,145	745,682	408,543	160,692	6,185,955
昭和48	1973	1,946,660	3,209,761	765,329	424,318	165,809	6,511,877
昭和49	1974	2,002,460	3,288,756	739,131	437,022	163,295	6,630,664
昭和50	1975	2,036,531	3,449,615	767,851	444,094	168,867	6,866,958
昭和51	1976	2,115,087	3,620,799	794,467	457,670	168,225	7,156,248
昭和52	1977	2,132,681	3,731,413	800,781	464,637	165,957	7,295,469
昭和53	1978	2,132,392	3,700,892	820,835	469,148	167,110	7,290,377
昭和54	1979	2,175,632	3,832,026	859,096	481,650	166,383	7,514,787
昭和55	1980	2,152,748	3,748,180	875,013	485,414	162,023	7,423,378
昭和56	1981	2,180,307	3,789,003	875,362	492,992	168,228	7,505,892
昭和57	1982	2,213,782	3,856,166	857,405	490,692	173,944	7,591,989
昭和58	1983	2,161,593	3,842,991	838,137	481,284	174,859	7,498,864
昭和59	1984	2,163,678	3,822,000	837,447	484,361	177,480	7,484,966
昭和60	1985	2,184,800	3,926,653	828,902	487,068	179,410	7,606,833
昭和61	1986	2,192,011	3,996,350	822,296	487,423	181,229	7,679,309
昭和62	1987	2,231,971	4,117,861	830,483	490,873	181,746	7,852,934
昭和63	1988	2,275,430	4,230,801	837,952	494,691	180,324	8,019,198
昭和64 平成元年	1989	2,281,969	4,312,739	829,928	494,292	180,651	8,099,579

注：昭和10年：1935年2月九州支社朝夕刊発行，同年11月名古屋支社で朝夕刊発行。昭和17年：1942年8月名古屋で発行停止。昭和25：1950年年2月中旬で発行再開。34年：1959年6月北海道発行開始。昭和35年：1960年以降は10月15日部数。それ以前は各本社により統計基準に異同がある。大阪本社の明19：1886年～昭31：1956年は100部未満四捨五入。

出典：朝日新聞百年史編修委員会、『朝日新聞社史』全3冊，資料編，朝日新聞社，1995年：平成7年，320頁～332頁。

表11 読賣新聞 発行部数

年号	西暦	東京	大阪	西部	中部
昭和20	1945	*	1,627,676		
昭和21	1946	*	1,688,241		
昭和22	1947	*	1,702,522		
昭和23	1948	*	1,756,024		
昭和24	1949	*	1,958,432		
昭和25	1950	*	1,942,928		
昭和26	1951	*	1,816,543		
昭和27	1952	*	1,924,844	*	480,691
昭和28	1953	*	2,065,182	*	738,269
昭和29	1954	*	2,058,955	*	686,597

年号	西暦	東京	大阪	西部	中部
昭和30	1955	* 2,026,138	* 804,707		
昭和31	1956	* 2,079,310	* 745,923		
昭和32	1957	* 2,169,087	* 814,101		
昭和33	1958	* 2,122,552	* 880,234		
昭和34	1959	* 2,225,301	* 882,395		
昭和35	1960	* 2,336,841	* 951,286		
昭和36	1961	* 2,499,553	* 1,013,289		
昭和37	1962	* 2,600,799	* 1,152,674		
昭和38	1963	2,706,812	1,122,697		
昭和39	1964	2,909,598	1,163,204	222,425	
昭和40	1965	2,964,652	1,183,505	238,297	
昭和41	1966	3,063,118	1,216,714	283,778	
昭和42	1967	3,262,179	1,388,060	329,311	
昭和43	1968	3,401,861	1,403,662	360,046	
昭和44	1969	3,587,116	1,435,018	346,455	
昭和45	1970	3,660,906	1,416,578	364,559	
昭和46	1971	3,797,671	1,458,569	390,079	
昭和47	1972	3,949,740	1,583,460	460,869	
昭和48	1973	4,044,614	1,674,346	564,621	
昭和49	1974	4,111,696	1,771,898	606,309	
昭和50	1975	4,113,830	1,864,381	617,455	# 271,229
昭和51	1976	4,415,814	1,971,538	662,685	# 353,719
昭和52	1977	4,692,353	2,072,350	697,472	# 393,248
昭和53	1978	5,111,744	2,207,421	777,466	# 388,228
昭和54	1979	5,216,264	2,277,397	820,343	# 388,860
昭和55	1980	5,380,567	2,276,837	814,928	# 269,433
昭和56	1981	5,577,168	2,292,749	832,679	# 241,191
昭和57	1982	5,672,626	2,359,246	853,826	# 264,294
昭和58	1983	5,754,348	2,085,074	865,048	# 279,219
昭和59	1984	5,850,990	2,142,335	881,859	# 309,213
昭和60	1985	5,798,749	2,198,967	882,430	# 300,541
昭和61	1986	5,926,485	2,199,154	878,623	# 290,918
昭和62	1987	6,046,058	2,251,101	884,079	# 268,675
昭和63	1988	6,169,807	2,293,596	894,364	* 268,169
昭和64	1989	6,243,758	2,319,338	902,576	259,632
平成元年					

注：*印は読賣新聞社調査による各年11月（一部を除き5日）の発行部数。無印はABC協会調査による各年7月～12月の朝刊平均販売部数。中部発刊は74年：昭和49年だが87年：昭和62年まではABC加盟以前の中部読賣新聞時代の同社集計（#）で88年：昭和63年は読賣新聞社調査による。同社は、88年：昭和63年に本社と合体、4本社体制となった。東京には北海道・北陸両支社分を含む。

出典：読賣新聞社編修、『読売新聞百二十年史』，読売新聞社，1994年：平成6年，666頁。

表 1 2

年次		世帯数									
年号	西暦	総数	普通世帯			準世帯			住宅以外の建物に居住	住宅以外の建物に居住	住宅以外の建物に居住
			総数	住宅に居住	同居世帯	総数	住宅に居住(同居)				
昭和 2 3	1948	—	15,466,983	—	—	—	—	—	—	—	
昭和 2 8	1953	7,871,000	7,302,000	6,688,000	561,000	54,000	568,000	530,000	38,000	38,000	
昭和 3 3	1958	18,647,000	18,171,000	17,411,000	662,000	99,000	475,000	393,000	82,000	82,000	
昭和 3 8	1963	21,821,000	21,111,000	20,969,000	596,000	143,000	709,000	533,000	176,000	176,000	
昭和 4 3	1968	26,319,900	24,686,800	24,510,500	312,600	176,400	633,000	409,900	223,100	223,100	
昭和 4 8	1973	29,650,900	29,103,400	28,922,500	192,000	180,900	547,600	310,300	237,300	237,300	
昭和 5 3	1978	32,834,900	32,434,300	32,305,800	117,100	128,400	400,600	198,400	202,200	202,200	
昭和 5 8	1983	35,196,800	34,906,900	34,767,500	63,100	139,400	289,800	135,700	154,100	154,100	

(単位：戸)

調査：総理府統計局「住宅統計調査」

- (1) 1 0 月 1 日現在。ただし、昭和 2 3 年：1948 年は 8 月 1 日、2 8 年：1853 年は、9 月 1 日現在。
 (2) 昭和 2 3 年：1948 年は、1 人世帯は、すべて準世帯としている。
 (3) 昭和 2 8 年：1853 年は、市部のみ。

出典：「1 9 - 2 世帯の種類別世帯数」、総務省統計局監修、『日本長期統計総覧』第 5 巻、日本統計協会、昭和 6 3 年：1988 年、6 頁。

教科書についてみれば、敗戦後、新制の義務教育が開始されるまでは、いわゆる「墨塗り¹¹¹」や、過渡的で一時的な昭和「二十一年：1946年の暫定教科書¹¹²」が使われたりした。そして、「新しい検定教科書が使用され始めたのは二十四年；1949年度からであった。¹¹³」が、訳語「民主主義」は検定教科書以前の教科書においても使われていた。たとえば、文部省著『日本歴史』上下、上は昭和21年：1946年12月、下は昭和22年1947年1月発行であるが、下巻の終に「民主主義国家の建設¹¹⁴」が記述されている。また、敗戦後の文部省著作「社会科」教科書として「民主主義」を最初に冠した高等学校（1年生と2年生）用で昭和23年：1948年度用の『民主主義の手引き¹¹⁵』がある。また、比較的よく知られている次の2タイトル3冊の教科書がある。その1タイトルは文部省著作『新しい憲法のはなし』で昭和22年：1947年8月に発行されているが、その「二」において「民主主義とは¹¹⁶」が記述されている。この教科書は、「第7学年と第9学年のすべての生徒と教師に1冊ずつ」、「さらに第8学年の生徒と教師」に、配られただけでなく、「成人教育用」のほか「PTA用」や「復員者用」も用意され「発行部数は550万部に及ぶ、という歴大なものであった。」ともいわれている¹¹⁷。この『新しい憲法のはなし』は、昭和22年1947年度から昭和27年：1952年度まで使われたが、初めは「副読本」（「補助教材」）として使われ、昭和23年：1948年から24年：1949年度までは中学校第1学年の「教科書」になり、やがて昭和25年：1950年と昭和26年：1951年には「補助教材」になり、「翌年からは姿を消」した¹¹⁸。もう1つのタイトルの2冊、つまり、文部省著作『民主主義』上下については、上が昭和23年：1948年10月¹¹⁹に、下が昭和24年：1949年8月に¹²⁰発行された。この上下は初め高等学校1年用として昭和24年：1949年～28年：1953年まで、1年後に中学校3年用として、昭和25年：1950年～28年：1953年まで使われた¹²¹。そして、その発行部数は、上が2,649,438冊、下が1,813,601冊といわれる¹²²。

これらの2タイトル3冊の教科書は、新しい検定教科書が使用され始めた昭和24年：1949年度以前から使われ、昭和24年：1949年以降においても使われている。ただし、「検定済」ではなくて、いずれも「文部省検査済¹²³」となっている。このように「文部省著作」の教科書も「検定済」の教科書と併用されていた。

もちろん、新学制における「検定済」の教科書においても、一々列挙しないが、ほぼ全ての教科書が揃えられている「公益法人教科書研究センター附属教科書図書館」で、筆者がみた限りではあるが、もちろん「民主主義」が使われている。新制の義務教育の小学校と中学校、および高等学校の教科書については、大部分が「民主主義」を用いているが一部に「民主政治」とか「民主的」という用語を用いている教科書もみうけられた。ただし、これには注意が必要で、たとえば、昭和36年：1961年から39年：1964年まで用いられた阿部能成監修、長坂端午編集の『小学社会』6年上においては、「民主主義¹²⁴」という用語が使われていて、その用語の解説¹²⁵もあるが、「民主的¹²⁶」という用語も使われている。あるいは、昭和29年：1954年発行の四宮茂、駒田錦一編、『中学社会 日本と世界 一政治的・経済的社会的内容を主とするもの一』上にお

表13 新聞発行率：世帯総数に対する朝日新聞と読賣新聞の発行部数合計の割合

年号	西暦	朝日新聞と読賣新聞の 発行部数合計	世帯総数	新聞発行率 ₁₎ (%)
昭和23	1948	5,273,961	—	—
昭和28	1953	6,456,049	7,871,000	82.0
昭和33	1958	6,598,318	18,647,000	35.4
昭和38	1963	8,177,814	21,821,000	37.5
昭和43	1968	10,769,193	26,319,900	40.9
昭和48	1973	12,795,458	29,650,900	43.2
昭和53	1978	15,775,236	32,834,900	48.0
昭和58	1983	16,482,553	35,196,800	46.8

注1) 小数第二位を四捨五入

この表は、「表10」から「表12」までの数字を用いて、世帯総数に対する『朝日新聞』と『読賣新聞』の発行部数の合計の割合を表にしたものである。

いては「民主主義の政治¹²⁷」という項目の中で、「民主政治¹²⁸」という用語が使われている。この前者の「民主的」も後者の「民主政治」もそれぞれが「民主主義」と違った意味で使われているのではなくて、前者は「民主主義的」後者は「民主主義の政治」の意味である。つまり、前者の「民主的」も後者の「民主政治」もそれぞれが「民主主義」の「主義」が誤訳であるとか適訳でないとかいう考えのもとに使われているものではないということに留意される必要がある。この点で、例外的記述の教科書¹²⁹もあるが、明快であるのは、昭和43年:1968年より昭和45年:1970年まで使用された広岡亮蔵、児玉幸多、吉川虎雄編集の『新版 小学社会』の「日本国憲法と民主政治」の「一 民主主義の政治」の「(一) 代表者による政治」冒頭で「民主政治 民主主義の政治(民主政治)¹³⁰」という記述である。

このように、訳語「民主主義」の使用は、「文部省検定済」教科書も、それ以前の敗戦後の文部省著作教科書で使われていた用語の踏襲である。筆者には、訳語「民主主義」の使用について、そのあまりにも徹底的な統一性から、一時的にせよ、文部省の「義務教育諸学校教科用図書検定基準」とか「高等学校教科用図書検定基準」とか、「学習指導要領」とか、あるいは「外来語の表記について」とかいうもののどれであるにせよ、いわば「規定」によるものであるのかと思えたほどであるが、そのような「規定」は全くなかったのである。いわば、上述の敗戦後の文部省著述教科書と新学制の小、中、高等学校における教科書、とくに「検定済教科書」における恐ろしいほどの一致した踏襲の結果である。

その敗戦後における教科書の「民主主義」踏襲の一大発信源はもちろん文部省であったとみられる。文部省は敗戦の2ヶ月後の昭和20年:1945年10月15日～16日に「教員養成諸学校長及地方視学官」を「新教育方針中央講習会」に招集している。ここでは、具体的には、「文部大臣訓辞」、「文部次官挨拶」、および「国民教育局長挨拶」がなされ、また「新教育方針ニ関スル講習」、「教科書改訂要旨取扱方講習」、「新教育方針ニ関スル懇談会」、および「教科書改訂要旨取扱ニ関スル懇談会」が行われた。この招集は文部次官によって敗戦1ヶ月後の同年9月

29日に発せられている¹³¹ので、それまでに、文部省の「新教育方針」や「教科書改訂要旨」はほぼ決定されていたものと思われるし、遅くとも「講習会」当日までには発表できる手はずになっていたものと思われる。

この講習会における「文部大臣訓辞」において、前田（多門）文部大臣は「教育の新方針」とは「所謂民主主義」が「政治教育の基礎」である、「民主主義」とは、「ギリシャ語のデモスの政治即ち民衆一般の政治」であるといい、「教育の新方針」とは「民主主義」「政治教育」の「正しい政治教育の基礎」であるともとれる表明をしている¹³²。続く大村（清一）文部次官挨拶にも次のような言がある。

・・・、一体デモクラシーといふ言葉は、デモ即ち民衆クラシー即ち民衆政治の意味であつて・・・。デモクラシー即ち所謂民主政治・・・。唯民主主義と訳された・・・、・・・。

個性の完成を目指す教育はデモクラチックテンデンシー即ち民主主義的傾向の復活強化のための基礎を為すものであり、・・・¹³³。（太線による強調は筆者による。）

結局、敗戦後における文部省の「教育の新方針」は「ポツダム宣言」において示された「デモクラチックテンデンシー即ち民主主義的傾向の復活強化」のための基礎を為すものであることを露わにしている。しかも、「デモクラチック」の訳語「民主主義的」も、「ポツダム宣言」のいわば公式訳である武田訳からかどうかは別にして、単なる踏襲である。文部省の大臣と次官とが揃って「デモクラシー」の訳語についての「民衆一般の政治」あるいは「民衆政治」という正しい認識を持ちながら、それらとの齟齬を禁じ得ない「民主主義」という訳語の改正検討を命じることもなく結局、文部省も、敗戦後、「デモクラシー」の訳語についての検討をすることもなく、「民主主義」を、踏襲元や敗戦後のいつからかも不明であるが、踏襲している。また、片山哲と芦田均との両内閣で文部大臣（昭和22年：1947年5月～昭和23年：1948年10月）を務め、教科書検定の制度化も担当した森戸辰男は、昭和35年：1960年12月発行の『文部時報』12月号に掲載の、それ以前になされた「特別講義」を基に作られた「民主教育の反省」で、次のように語っている。

このように、今日では、どこにいても民主主義の声が聞かれないところはない。私が東大にいた五十年ほど前には、この学問の自由の殿堂といわれた東大においてすら、民主主義ということばを使われず、民主主義を講義された先生は、「衆民主主義」とか「民本主義」とかいうことばを使われていた。どこに行っても民主主義の声が聞かれる今の時代に比べると、まことに隔世の感がある。¹³⁴

ここでも、この当時の「民主主義」の普及ぶりも分かるが、訳語「民主主義」使用についての異

議が全く窺われない。

教科書についてみれば、検定済教科書以前の敗戦後出版された文部省著作の教科書の中でも訳語「民主主義」が最初に冠された『民主主義の手引き』にしても訳語「民主主義」がそのままタイトルにされた『民主主義』上下にしても、この2タイトルの教科書は、共に「1946年：昭和21年秋にCIE教育局からその作成が要請されたのを受けて作成された。¹³⁵（“CIE”はGHQの一部局“The Civil Information and Education Section 民間情報教育局”の略称）ものであるが、その形成過程において、その内容においては様々な模索、交渉、あるいは議論があったにしても、訳語「民主主義」そのものについての当否を巡る問題があった形跡もない¹³⁶し、とくに、後者の発行後それについての議論も多いが、それらの中でそのタイトルの訳語「民主主義」の当否については全くといってよいほど問題にされた形跡もない¹³⁷。同様に、検定済みの教科書関係者たちも、訳語「民主主義」については何の検討もなくただ踏襲したのであろう。

敗戦前後に、ポツダム宣言やGHQによる「デモクラシー化」に遭遇し「デモクラシー」という語彙に接した人々は、「デモクラシー」そのものへの受諾と同様にほとんど何の疑念も抱かずに、訳語「民主主義」を踏襲した。文部省の担当者達も同様であったし、教科書の編集や著述に従事した人達も恐らく同様であった。教科書関係者達は、「デモクラシー」については「民主主義」という訳語を使えといわれなくとも、文部省が「民主主義」を用いれば、当然に右へ倣えをしたのであろう。

以上において明らかなように、「デモクラシー」の訳語「民主主義」の使用は敗戦の年昭和20年：1945年以降急増し一般化した。そして、その一般化の主因はすぐれて複合的であると思われるが、なによりも大きな要因の1つは、敗戦の結果としてのGHQの占領統治によるわが国の「デモクラシー化」であり、その要因のもう1つは、その「デモクラシー化」と同時に、“democracy デモクラシー”という語彙に接した多くの人々の「デモクラシー」を「民主主義」と訳すことの踏襲であろう。このような踏襲のうちでも、とりわけ、敗戦後の文部省著作や検定済の教科書における訳語「民主主義」の踏襲の結果としての使用、とくに、新制の義務教育たる小学校と中学校の教科書における「民主主義」の使用は、「義務教育就学率」（「表9」）からも、「学齢児童」にしても「学齢生徒」にしても当初から軽く90%を超えていて、「朝日新聞発行部数」（「表10」）や「読売新聞発行部数」（「表10」）の合計とその「世帯数」（「表12」）に対する割合である「新聞発行率」（「表13」）と比較しても、（多分戦争の影響がまだまだ大きかったと考えられ、戦争の影響で世帯数が少なかったことにより講読率が高くなったと考えられる昭和33年：1924年には講読率は約82%になっているが、その年以降はいずれも50%以下であるので、「新聞発行率」に多少の問題があるとしても、）「民主主義」使用の一般化に大きな影響を与えたものとみられる。

ただし、とくに敗戦後、「デモクラシー」という語彙に接した当事者達がなぜ「デモクラシー」を「民主主義」と訳す踏襲をしたのかについてという踏襲の理由については、不明であるが、そ

これは本稿の主題ではないので、別稿で扱うことにする。

注

i

- 1 堀達之助編, 『A POCKET DICTIONARY OF THE ENGLISH AND JAPANESE LANGUAGE. 英和対訳袖珍辞書 PRINTED AT YEDO, 1862. 文久二年江戸開版』, [徳川幕府洋書調所, 文久二年: 1862年], 複製版発行者: 秋山欽三, 平分社, 昭和48年: 1973年。(頁数不記載)
- 2 中村正直, 「米国教法ノ勢力有アル事」, 『東京学士会院雑誌』, 第八編第五冊, 明治19年: 1886年10月30日, 10頁。また, 「米国教法ノ勢力有アル事」は以下の書にも収録されている。『東京学士会院雑誌』より, 『明治文学全集』全100巻, 3, [明治啓蒙思想集], 筑摩書房, 昭和42: 1967年, 317頁。
- 3 北村透谷, 「桂川(吊歌)を評して情死に及ぶ」, [『評論』第8号, 明治26年: 1893年], 『明治文学全集』全100巻, 29, [北村透谷集], 152頁。
- 4 須崎黙堂, 「政体観」, [『大阪朝日新聞』第5959号, 明治31年: 1898年8月28日], 『明治文学全集』全100巻, 91, [明治新聞人文学集], 筑摩書房, 昭和54年: 1979年, 341頁。
- 5 鳥谷部春汀, 「人物月旦・大隈伯と故陸奥伯」, [『太陽』, 明治40年: 1907年10月], 『明治文学全集』全100巻, 92, [明治人物論集], 筑摩書房, 昭和45年: 1970年, 38頁。
- 6 内田魯庵, 「近時の小説に就て」〈談話〉, [『太陽』, 明治40年: 1907年11月。; 『イカモノ』, 明治42年: 1909年5月], 『明治文学全集』全100巻, 24, [内田魯庵集], 筑摩書房, 昭和53年: 1978年, 246頁。
- 7 内田魯庵, 「小説と脚本を通じて観たる現代社会」, [『太陽』, 明治44年: 1911年1月。; 『沈黙の饒舌』, 大正3年: 1914年5月], 『明治文学全集』全100巻, 巻24, [内田魯庵集], 筑摩書房, 258頁。
- 8 後藤新平, 『政治の倫理化』, 大日本雄弁会, 大正15年: 1926年, 15頁。
- 9 小山東助, 「時勢の変を眺めつゝ」, 鼎浦会編, 『鼎浦全集』全3巻, 第1巻, 鼎浦会事務所, 大正14年: 1925年, 435頁~436頁。
- 10 吉野作造, 「滝田君と私」, [『中央公論』大正14年: 1925年12月号], 岡義武編, 『吉野作造評論集』, 岩波文庫, 岩波書店, 1975年: 昭和50年, 305頁。; 松尾尊兌, 三谷太一郎, 飯田泰三編, 『吉野作造選集』全16巻, 12, [隨筆], 岩波書店, 1995年: 平成7年, 154頁。
- 11 吉野作造, 「民主主義鼓吹時代の回顧」, [『社会科学』, 第4巻第1号, 昭和3年: 1928年2月], 三谷太一郎編, 『日本の名著』全50巻, 48, [吉野作造], 中央公論社, 昭和47年: 1972年, 211頁~212頁。; 岡義武編, 『吉野作造評論集』, 309頁~310頁。; 松尾尊兌, 三谷太一郎, 飯田泰三編, 『吉野作造選集』全16巻, 12, [隨筆], 岩波書店, 1995年: 平成7年, 79頁~80頁。; 田口富久治, 『日本政治学史の源流』——小野塚喜平次の政治学, 未来社, 1985年: 昭和60年, 142頁。
- 12 清水卯三郎, 『当世言逆論』, 瑞穂屋蔵版, 2542年: 明治15年: 1882年, 39頁。http://kindai.go.jp/BIBibDetail.php. (accessed 2011/12/16).
- 13 辰野隆, 『忘れ得ぬ人々』, 角川書店, 昭和25年: 1950年, 58頁。
- 14 森鷗外, 「鼎軒先生」, [『東京経済雑誌』, 明治44年: 1911年4月], 『明治文学全集』全100巻, 27, [森鷗外集], 筑摩書房, 昭和40年: 1965年, 405頁。
- 15 加藤弘之, 『人権新説』増訂三版, [丸善書店, 明治15年: 1882年] 『明治文学全集』全100巻, 3, [明治啓蒙思想集], 筑摩書房, 昭和42年: 1967年, 181頁。; 明治文化研究会編輯, 『明治文化全集』全33巻, 2, [自由民権篇], 日本評論社, 昭和42年: 1967年, 366頁。
- 16 福地櫻痴, 「幕府衰亡論」, [『国民之友』, 明治25年: 1892年], 『明治文学全集』全100巻, 11, [福地櫻痴集], 筑摩書房, 昭和41年: 1966年, 451頁。

- 17 吉野作造, 「民本主義鼓吹時代の回顧」, 三谷太一郎編, 『日本の名著』48, [吉野作造], 216頁.; 松尾尊兌, 三谷太一郎, 飯田泰三編, 『吉野作造選集』12, 83頁。
- 18 森鷗外, 「仮名遣意見」, 「臨時仮名遣い調査委員会第四回の席での講演の筆記, 明治4年:1871年6月26日」, 『明治文学全集』全100巻, 27, [森鷗外集], 筑摩書房, 昭和41年:1965年, 391頁。
- 19 ヨング, 阿礼之訳述, 『政治略原』, [明治4年:1871年], 敦賀屋九兵衛, 明治6年:1973年, (「緒言」), 4頁。
- 20 「日報記者ノ妄説ヲ駁ス」, 「論説」, 『朝野新聞』, 朝野新聞社, 明治15年:1882年2月19日(第2519号)。; 「第六 日報記者ノ妄説ヲ駁ス(翻譯)」, [長東宗太郎編纂, 『^憲主義論纂』, 後楽館印行, 明治15年:1882年。], 明治文化研究会編輯, 『明治文化全集』全33巻, 第4版, 2, [自由民権篇], 日本評論社, [昭和2年:1927年], 昭和42年:1962年, 338頁。なお, 早坂四郎, 『^憲主義論纂』解題』の後に付けられている西田長壽によるタイトルが付けられていない補論(明治文化研究会編輯, 『明治文化全集』, 2, [自由民権篇], 42頁。)もみること。
- 21 井上毅, 「地方自治意見」[三], 井上毅伝記編纂委員会編, 『井上毅伝』全6巻, 資料篇第二, 國學院図書館, 昭和43年:1968年, 38頁。ただし, 次の行では, 「民主主義」が用いられている。
- 22 福地源一郎(櫻痴は号), 「漸進主義を執りたる事」, 『新聞紙実歴』, 『懐往事談^付新聞紙歴』, 民友社, 明治27年:1894年], 『明治文化集』全33巻, 4, [新聞編], 日本評論社, 昭和3年:1928年, 8頁。ただし, 『新聞紙実歴』は, 以下の書にも収録されている。『明治文学全集』全100巻, 11, [福地櫻痴集], 筑摩書房, 昭和4年:1929年。; 『幕末維新叢書』8, [懐往事談・新聞紙実歴・幕末政治家 福地源一郎], 人物往来社, 昭和43年:1968年。
- 23 中澤臨川, 「自然主義汎論」, 『早稲田文学』, 明治43年:1910年9月], 『明治文学全集』全100巻, 50, [金子筑水, 田中王道, 片山孤村, 中澤臨川, 魚住折蘆集], 筑摩書房, 昭和49年:1974年, 251頁。
- 24 矢野龍溪, 『^経国美談』前編, [明治16年:1883年3月], 『明治文学全集』全100巻, 15, [矢野龍溪集], 筑摩書房, 昭和46年:1971年, 11頁。
- 25 陸羯南, 「近時政論考」, 『近時政論考』, 日本新聞社, 明治24年:1891年], 『明治文学集』全100巻, 37, [政教社文学集], 筑摩書房, 昭和55年:1980年, 158頁。
- 26 幸徳秋水, 「小引」, 『平民主義』, [隆文館, 明治40年:1907年], (小田切進, 「解題」に引用されている。)『明治文学全集』全100巻, 84, [明治社会主義文学集(二)], 筑摩書房, 昭和40年:1965年, 420頁。
- 27 中澤臨川, 「自然主義汎論」, 244頁。
- 28 茅原華山, 『欧州戦争と思想問題』, 三友堂書店, 大正3年:1914年, 122頁。
- 29 吉野作造, 「^{欧米に於ける}憲政の発達及現」(一), 『国民講壇』創刊号:1巻1号, 大学普及会, 興文社, 大正4年:1915年6月15日, 5頁。
- 30 内田魯庵, 「山田美妙大人の小説(其二)」, 『女学雑誌』135号, 明治21年:1888年11月3日], 『明治文学全集』全100巻, 24, [内田魯庵集], 筑摩書房, 昭和53年:1978年, 132頁。
- 31 内田魯庵, 「山田美妙大人の小説(其二)」, 133頁。
- 32 陸羯南, 「近時政論考」, 158頁。
- 33 陸羯南, 「近時政論考」, 158頁。
- 34 茅原華山, 「デモクラシーを使ひ分けたる吉野博士」, 『洪水以後』, 大正5年:1916年2月1日], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 上巻, 新泉社, 1971年:昭和46年, 320頁。
- 35 木村久一, 「デモクラシーの心理」, 『新公論』, 大正6年:1917年5月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 上巻, 43頁。
- 36 大山郁夫, 「デモクラシーの政治哲学的意義」, 『大学評論』, 大正6年:1917年7月号, 10月号,

- 1 1 月号], 『大山郁夫全集』全5巻, 第4巻, 中央公論社, 昭和23年:1948年。; 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 41頁。
- 3 7 山川均, 「デモクラシーの純化」, [『新日本』, 大正7年:1918年5月号。; 筆名・無名氏で, 「第三階級のデモクラシーと第四階級のデモクラシー」として, 山川均, 『社会主義の立場から』に収録。; 『山川均著作集』2。], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 197頁。
- 3 8 山川均, 「デモクラシーの純化」, 237頁。
- 3 9 新渡戸稲造, 「デモクラシーの要素」, [『実業之日本』22巻3号, 大正8年:1919年2月1日], 『新渡戸稲造論集』, 鈴木範久編, 岩波文庫, 岩波書店, 2007年:平成19年, 195頁。
- 4 0 米田庄太郎, 「デモクラシーと我国」, [『大阪朝日新聞』, 大正8年:1919年2月23日~26日; 米田庄太郎, 『現代知識階級運動と成金とデモクラシー』に収録], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 125頁。
- 4 1 今中次磨, 「デモクラシーの真相(山川均氏の『社会主義の立場から』を読んで)」, [『新人』, 大正8年:1919年9月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 284頁。
- 4 2 堀江帰一, 「デモクラシーと経済財政政策」, [『太陽』, 大正8年:1919年3月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 351頁。
- 4 3 谷本富, 「デモクラシーと教育」, [『民本主義』, 大正8年:1919年3月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 358頁。
- 4 4 室伏高信, 「デモクラシーの新理想」, [『批評』, 大正8年:1919年4月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 370頁。
- 4 5 吉野作造, 「デモクラシーに関する吾人の見解」, [『黎明講演集』第2集, 大正8年:1919年4月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 384頁。
- 4 6 山川均, 「デモクラシーの経済的基礎」, [『改造』, 大正8年:1919年5月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 412頁。
- 4 7 深作安文, 「デモクラシー批判」, [『哲学雑誌』, 大正8年:1919年6月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 426頁。
- 4 8 福田徳三, 「虚偽のデモクラシーより真正のデモクラシーへ」, [『黎明講演集』全10輯, 第5輯, 大正8年:1919年7月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 460頁。
- 4 9 今中次磨, 「産業組織の改造と政治的デモクラシーの能力」, [『新人』, 大正8年:1919年12月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 492頁。
- 5 0 海老名弾正, 「基督教とデモクラシー」, [『新人』, 大正9年:1920年6月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』上下, 下巻, 503頁。
- 5 1 高橋五郎訳注, 『カライル論文選集』, 阿蘭陀書房, 大正6年:1917。http://kindai.ndl.go.jp/BIBidDetail.php. (accessed 2009/08/04).
- 5 2 (著者名無記載), 「デモクラシー」, 『社会及団体研究録』第一回第一号, 菓園学舎 社会学研究所, 大正8年:1919年3月, 99頁。
- なお, 『社会及団体研究録』については, 『讀賣新聞』朝刊の「新刊紹介」欄で大正8年:1919年3月24日, 10月24日に, 「新刊雑誌」欄で8月13日, 9月24日, 「批評と紹介」欄で大正9年:1920年4月14日に, 合計5回に渡り〔これらは <http://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/mtsList.action>, (accessed 2011/07/06). による検索結果をもとに確認した。], また, 『東京朝日新聞』の「出版界」欄で大正8年:1919年4月28日と大正9年:1920年2月23日との2回に渡り〔これらは, <http://database.asahi.com/library2/smendb/d-list.php>, (accessed 2011/07/06). による検索結果をもとに確認した。], それぞれ紹介されている。それに, この雑誌についての広告は, 『東京朝日新聞』に, 大正8年:1919年2月23日, 3月12日, 4月6日, 4月13日, 4月28日, 6月4日, 7月4日, 8月12日, 大正9年:1920年2月23日, 3月27日, 4月20日, 大正10年:1921年

- 3月29日に掲載されている〔これらは <http://database.asahi.com/library2/smendb/d-list.php>, (accessed 2011/07/06). による検索結果をもとに確認した。〕。
- 53 井上雅二, 『森村翁熱海一夕話』, 大倉書店, 大正8年:1919年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 54 クロスバイ著, 西山哲治訳, 『教育家としてのトルストイ伯』, 天佑社, 大正9年:1920年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 55 谷本富, 『現代思潮と教育の改造』, 同文館, 大正10年:1921年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 56 谷本富, 『文化運動と教育の傾響』, 同文館, 大正10年:1921年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 57 岩野泡鳴, 『泡鳴全集』全五冊, 第四冊, 第十卷, 大正11年:1922年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 58 佐藤鋼次郎, 『軍隊と社会問題』, 成武堂, 大正11年:1922年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 59 三浦周行, 『現代史観』, 古今書院, 大正11年:1922年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 60 青木誠四郎, 『低能児及劣等児の心理と其教育』, 中文館書店, 大正11年:1922年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 61 吉田惟孝, 『普通教育のダルトン式教育の研究』, 厚生閣, 大正11年:1922年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 62 吉田惟孝, 『指導案例に重を置いたダルトン式学習の実際研究』, 厚生閣, 大正12年:1923年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 63 吉田惟孝, 『ダルトン式学習実施経験』, 厚生閣, 大正13年:1924年。 <http://kindai.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 64 真田幸憲, 『新時代の教育』, 目黒書店, 大正13年:1924年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 65 石田新太郎, 『成人教育施設案内』, 開発社, 大正14年:1925年。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
 - 66 明治学院大学法学部政治学科編, 『初めての政治学——ポリティカル・リテラシーを育てる』, 風行社, 2011年:平成23年。
 - 67 高橋清吾, 『デモクラシー』, 世界改造叢書, 早稲田大学出版部, 大正8年:1919年。
 - 68 矢部貞治, 『デモクラシーとは?』, ラジオ・パンフレット (1), 日本放送出版協会, 昭和21年:1946年。
 - 69 戸沢鉄彦, 『デモクラシーの受難者——トーマスペインの生涯と思想——政治家評伝集』, 政治教育協会, 昭和23年:1948年。
 - 70 ハンス・ケルゼン Hans Kelsen, 西島芳二訳, 『デモクラシーの本質と価値』 [*Vom Wesen und Wert der Demokratie*, zweite Auflage (Tubingen: J.C.B.Mohr, 1929:昭和4年)]. 岩波書店. 昭和23年:1948年。
 - 71 トクヴィル Alexis de Toqueville, 岩永健吉郎, 松本礼二訳, 『アメリカにおけるデモクラシー』 [*De La Démocratie en Amérique: Œuvres, Papiers et, Correspondances d' Alexis de Tocqueville*, 2vols., Tome2, (Paris: Gallimard, 1961:昭和36年)], 研究社, 昭和47年:1972年。
 - 72 吉村正, 『デモクラシーの現代化』, 東海大学出版会, 1972年:昭和47年。
 - 73 トクヴィル Alexis de Toqueville, 井伊玄太郎訳, 『アメリカの民主政治』上中下, [*De la Démocratie en Amérique*, 1888:明治21年], 講談社学術文庫, 講談社, [1972年:昭和47年], 1987年:昭和62年。なお, この訳書はタイトルでは「民主政治」という訳語が用いられているが,

本書冒頭の「訳者のことば」(上, 3頁~9頁)において、「民主政治」という訳語は1度も用いられず、「(アメリカの)民主主義」(4頁)が1回、「デモクラシー」が16回用いられている。さらに、「学術文庫版まえがき」(上, 10頁)には「民主制」が3回用いられている。例外的ではあるが、このような用いられ方もあるので、ここに掲げた。

- 74 R. A. ダール, Robert A. Dahl, 中村孝文訳, 『デモクラシーとは何か』[*On Democracy* (New Haven: Yale University Press, 1988: 昭和63年).], 岩波書店, 2001年: 平成13年。
- 75 千葉真, 『デモクラシー』岩波書店, 2000年: 平成12年。
- 76 岡野加穂留・伊藤重行編著, 岡野加穂留監修, 『政治思想とデモクラシーの検証証』[*臨床政治学の基礎*], 現代臨床政治学叢書3, 東信堂, 2002年: 平成14年。
- 77 バーナード・クリック Bernard Crick, 添谷育志, 金田耕一訳, 『デモクラシー』[*Democracy: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press, 2002: 平成14年).], 岩波書店, 2004年: 平成16年。

ii

- 78 矢部貞治, 『デモクラシーとは?』, 3頁。
- 79 矢部貞治, 『デモクラシーとは?』, 3頁~4頁。
- 80 矢部貞治, 『デモクラシーとは?』, 1頁。
- 81 吉野作造, 「憲法と憲政の発達及現状」(二), 『国民講壇』1巻2号, 大正5年:1916年, 18頁~19頁。
- 82 吉野作造, 「民主主義鼓吹時代の回顧」, 76頁。
- 83 千葉真, 『デモクラシー』, vii頁。また, 次の書もみること。千葉真, 『ラディカルデモクラシーの地平—自由・差異・共通善—』, 1995年: 平成7年, 6頁~7頁。
- 84 添谷育志, 金田耕一, 「クリックのデモクラシー論」, バーナード・クリック, 添谷育志, 金田耕一訳, 『デモクラシー』, 岩波書店, 2004年: 平成16年, 214頁。
- 85 たとえば, 『朝日新聞』掲載の「訳語 概念なければ原語表現 カタカナ語: 2 (なんでもQ&A)」において, 「Q デモクラシーは「イズム」ではないのに, 民主主義と訳すのは, おかしくありませんか」に対して「A 民主制, 民主政体のことですから, 資本主義や社会主義と同列に扱うのは誤りです。…明大学長の岡野加穂留さんをはじめ, 何人かの政治学者は意識的に民主主義という表現を避けています。」「『朝日新聞』朝刊, 朝日新聞社, 1992年: 平成4年9月30日。: 『聞蔵II ビジュアル』<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>, (accessed 2006/07/15)』と, 「意識的に民主主義という表現を避けてい」る政治学者として, 名を挙げられている。
- 86 岡野加穂留, 大六野耕作編著, 岡野加穂留監修, 現代臨床政治学叢書2, 『比較政治学とデモクラシーの限界—臨床政治学の展開』東信堂, 2001年: 平成13年, 374頁。
- 87 岡野加穂留, 『政治風土論』, 現代評論社, 1977年: 昭和52年, 31頁。
- 88 岡野加穂留, 『政治風土論』, 32頁。
- 89 岡野加穂留, 『政治風土論』, 31頁。なお, 岡野は次のようにもいっている。「民主主義=デモクライズム (democraism) というものの見方はそもそもデモクラシーという言葉の中には無いのではないかというふうには私は思ったのであります。」(岡野加穂留, 大六野耕作編著, 岡野加穂留監修, 現代臨床政治学叢書2, 『比較政治学とデモクラシーの限界—臨床政治学の展開』, 375頁。また, 次の書もみること。岡野加穂留, 『政治改革』, 東洋経済新報社, 1990年: 平成2年, 17頁。
- 90 バーナード・クリック, 添谷育志, 金田耕一訳, 『デモクラシー』, 215頁。
- 91 明治学院大学法学部政治学科編, 『初めての政治学—ポリティカル・リテラシーを育てる』, 風行社, 2011年: 平成23年, 46頁。
- 92 飯尾潤, 『日本の統治構造 官僚内閣制から議院内閣制へ』, 中公新書, 中央公論社, 2007年: 平成19年, V頁。

iii

9 3 https://ndlopac.ndl.go.jp/F/XPKB6EXA64E9NI2TA92QK5GTNCUVR7I6RNERCTHKRF92PTX4RG-28779?func=find-a-0&local_base=gu_ss, (accessed 012/08/08/05/24).

9 4 ただし、「CiNii」(“articles”, “books”)と“NDL-OPAC”(「図書」, 「雑誌」, 「その他」)の検索結果については、たとえば「表5」 「昭和20年：1945年 月別「民主主義(「民主主義」を含む)」使用頻度表」をみても分かるように、それらの検索結果は異なっているので、全くではないが、かなりの程度の「重複」があることは想定されるにしても、「CiNii」(“articles”, “books”)と“NDL-OPAC”(「図書」, 「雑誌」, 「その他」)の検索結果は「民主主義」以外の項目にもほぼ同様の影響を与えていると想定されるので、「民主主義」の「使用頻度は文字通り桁外れである。」という結論にそれほど影響を与えることにはならないと考えられる。なお、「CiNii」(“articles”, “books”)と“NDL-OPAC”(「図書」, 「雑誌」, 「その他」)の検索結果について、具体的にみれば、たとえば「表5」において、「CiNii」(“books”)と“NDL-OPAC”(「図書」,)の「民主主義」の使用回数は、前者の“books”が合計10で、後者の「図書」が合計5で、その詳細は次の通りである。“books” <http://ci.nii.ac.jp/books/search?advanced=true&title=%E6%B0%91%E4%B8%9C>…; (accessed 2012/5/24). [タイトルを「民主主義」、出版年を「1945年：昭和20年」にして検索し表示された順のまま。ただし、先頭のマル付き数字は筆者による。]

- ① 鈴木安藏, 『日本民主主義の歴史的基礎』, 1945年：昭和20年。文字資料(書写資料), 自筆ペン書き。
- ② 蠟山政道・城戸太郎, 『今次総選挙の意義 民主主義と日本の教育』, 大日本教育会印刷局, 1945年：昭和20年。
- ③ 植原悦次郎, 『新生日本と民主主義：憲法改正論』, 二葉書店, 1945年：昭和20年11月。
- ④ 南村清二, 『民主主義と日本憲法』, 壺和原理研究所, 1945年：昭和20年11月(序)。
- ⑤ 藤井新一, 『「アメリカ」民主主義とその実効』, 外務省調査局第一課, 1945年：昭和20年12月。
- ⑥ 室伏高信, 『民主主義と日本』 新生社, 1945年：昭和20年11月。
- ⑦ 安在鴻, 『新民族主義と新民主主義』, 民友社, 1945年：昭和20年12月。
- ⑧ 金川義人, 『最近アメリカ文明の主潮：自由への戦い』, 二葉書店, 1945年：昭和20年11月。
- ⑨ 森澤三郎, 『民主主義デモクラシーの話：問答論』, 源泉堂書房, 1945年：昭和20年12月。
- ⑩ 後藤末雄, 『自由主義と民主主義の話』, みたみ出版, 1945年：昭和20年12月。

「図書」 <https://ndlopac.ndl.opac.ndl.go.jp/F/H4NPL4DCNXERQ2KPGY61J63VLU4X78QXXCV3HL>…; (accessed 2012/5/24). [タイトルを「民主主義」、出版年を「1945年：昭和20年」にして検索し表示された順のまま。ただし先頭のローマ数字は筆者による。]

- I 金川義人, 『最近アメリカ文明の主潮：自由への戦い』, 二葉書店, 1945年：昭和20年12月。
- II 植原悦次郎, 『新生日本と民主主義：憲法改正論』, 二葉書店, 1945年：昭和20年。
- III 自然坊建山述, 『天皇制と民主主義共産主義』, 遠藤三郎, 1945年：昭和20年。
- IV 南村清二, 『民主主義と日本憲法』, 壺和原理研究所, 1945年：昭和20年。
- V 安在鴻, 『新民族主義と新民主主義』, 民友社, 1945年：昭和20年。

この“books”と「図書」の両者を比較すれば、月情報や月情報の有無などの違いはあるが、「図書」に表示された5冊の内、4冊は“books”に表示された10冊に含まれていて、含まれていないものは「III」1冊だけである。また、“books”に表示された10冊の内4冊は「図書」に表示されたものと重複するが、残りの①, ②, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩の計6冊は重複していない。

9 5 「ボツダム宣言」については、スターリンが7月28日に日本の和平斡旋について述べたときの文章

として、「われわれの七月二十六日の日本国民に対する最後通牒はたえまなく放送され、また通常の中立国の外交チャンネル、すなわちスイスとスウェーデンを通じて（日本政府に）手渡された」というトルーマンの回想録からからの引用に続いての長谷川毅の次のような指摘は重要である。

ここでトルーマンは間違っただけであることを記している。上述したようにポツダム宣言は意図的に外交文書としてではなく、プロパガンダの手段として、日本政府に対してではなくて、直接日本国民にたいして発表された。したがって、日本政府は短波放送からポツダム宣言の内容を知ったのであり、スイス政府からもスウェーデン政府からも、外交文書としてこれを手渡されたのではなかった。（長谷川毅、『暗闘 スターリンとトルーマンと日本降伏』、中央公論新社、2006年：平成18年、289頁～290頁。）

ここで指摘されているように、「ポツダム宣言」は直接日本政府に手渡されず、まず短波放送によって、日本国民に対して発表された。しかも、これは短波放送だけに限られず、飛行機（B29）からまかれた日本語訳が印刷されたされている「ビラ」によっても日本国民に知らされた。（『米軍投下ビラ』、昭和20年：1945年6、7月、展示会名：世界の中のニッポン—憲政資料、資料番号：憲政資料室収集文書1235。http://iss.ndl.go.jp/books/R000000033-100001803-00、(acced2012/04/19) .p. 2 of 3.; 上前淳一郎、『太平洋の生還者』、文藝春秋、1976年：昭和51年、233頁～235頁；一ノ瀬俊也、『戦場に舞ったビラ 伝単で読み直す太平洋戦争』、講談社、2007年：平成19年、238頁～241頁。；一ノ瀬俊也、『宣伝謀略ビラで読む、日中・太平洋戦争 空を舞う紙の爆弾「伝単」図録』、柏書房、2008年：平成20年、228頁。）

- 96 「ポツダム宣言」受諾によるわが国の降伏については、「無条件降伏」ではなく、「無条件」をつけないただの「降伏」であるとする見解もあるようであるが、「ポツダム宣言」（鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表』第一巻 1942：昭和17年～1960：昭和35年、原書房、1983年：昭和58年、7頁～8頁。）、および、わが国の「降伏文書」（鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表』第一巻 1942：昭和17年～1960：昭和35年、原書房、1983年：昭和58年、10頁。）をみる限り、筆者には普通に読めば「無条件降伏」であると思われる。ただし、「ポツダム宣言」については、外務省が「ポツダム宣言」にいかに対処するかを討議したときの、松本俊一外務次官の、「ポツダム宣言」が「無条件降伏の条件」を明らかにした（長谷川毅、『暗闘 スターリンとトルーマンと日本降伏』、283頁。）との言は大変に示唆的であるとも筆者には思われる。いずれにしても、「ポツダム宣言」受諾によるわが国の降伏については、「無条件降伏」であったか「無条件」のつかないただの「降伏」であったのかについての詳しい検討は別稿に譲りたい。
- 97 マッカーサー率いる連合国軍の占領下に置かれ、GHQによって統治されることになった日本占領統治の主要な目的は、わが国の単なる「非軍国化」だけに留まらず、また「デモクラシー化」でもあったことは、一般的に認められていることであると思われるが、「非軍国化」と「デモクラシー化」については、「ポツダム宣言」および、「降伏後に於ける合衆国の初期の対日方針」（1945年：昭和20年9月6日）においても明記されている。「デモクラシー化」については、「ポツダム宣言」においては、「デモクラシー的傾向の復活強化 the revival and strengthening of democratic tendencies」（鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表』第一巻 1942：昭和17年～1960年：昭和35年、原書房、1983年：昭和58年、7頁。）と、「降伏後に於ける合衆国の初期の対日方針」においては、「斯かる政府がデモクラシー的自治の原則に合致すること that this government should conform as closely as may be to principle of democratic self-government」（鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表』第一巻 1942：昭和17年～1960：昭和35年、原書房、1983年：昭和58年、12頁。）という文言で表明されている。この「降伏後に於ける合衆国の初期の対日方針」とは、以下の引用文でいわれる「SWNCC 150/4/A」であり、その成立過程については、以下のようなようであるとみられる。

日本本土侵攻を目前に控えた1945（昭和20）年4月、陸軍省の要請に応じて国務省は、ほぼ一年前に作成した文書「米国の対日戦後目的」を基に、「初期対日政策の要綱草案」を新たに作成した。これは国務・陸・海軍省調整委員会（SWNCC）の極東小委員会に提出され、陸軍省から経済政策面での補強を求められた。その結果6月11日に国務省がSWNCCに提出した対日政策の基本文書（SWNCC 150）では、新たに経済条項が追加された。

7月末に発表されたポツダム宣言を受けて、直接軍政を規定したSWNCC 150は修正され、8月11日付けのSWNCC 150/1には間接統治の意味合いが含まれていた。翌12日、若干の修正が加えられた（SWNCC 150/2）後、日本の降伏が予想外に早まったため、緊急措置として修正案作成の主導権は対日占領の直接命令者である陸軍省に移された。陸軍省が大幅な修正を加えSWNCC 150/3では、天皇を含む既存の日本の統治機構を通じて占領政策を遂行するという間接統治の方針が明確化される一方、主要連合国間で意見が相違する場合には米国の政策がこれを決定するとの一節が挿入された。その後、同文書は統合参謀本部による修正を入れ、8月31日のSWNCC会議で承認された（SWNCC 150/4）。続く9月6日に大統領の承認を得て、22日国務省がこれを発表（SWNCC 150/4/A）、日本では24日付けで各紙に報道された。〔国立国会図書館電子展示会『日本国憲法の誕生』、「資料と解説・第1章戦争締結と憲法改正の始動 1-5 米国の「初期対日方針」」<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/022shoshi.html>, (accessed 2012/09//26). なお、“SWNCC”は“State,Waw,Navy Coordinating Committee”の略称である。〕

ここで明らかなように、わが国への占領政策は、（日本の米国に対する宣戦布告は昭和16年：1941年12月8日であるので、参戦後2年余、）敗戦の1年以上も前から検討されていた「米国の対日戦後目的」（1944年：昭和19年3月）に基づき作成されたそれまでの検討結果としての「SWNCC 150/4」に沿ってなされることになったが、このいわば対日占領政策の検討「結果」としての「SWNCC 150/4」には、「米国の対日戦後目的」を含む、いわば対日占領政策の検討についての3つの「原型」があり、それらを検討する小委員会はわが国の宣戦布告の1年もたっていない敗戦の3年余も前の1942年：昭和17年8月に編成されていた。それらは次のようなものであった。

米国務省内で戦時中に立案された対日戦後政策の原案で、戦後政策を検討する特別調査部領土小委員会に1942（昭和17）年8月極東班が編成され主任にクラーク大学教授で日本専門家のジョージ・ブレイクスリーが就任した。極東班での研究を踏まえ、ブレイクスリーは、早くも翌年7月、米国の基本方針をまとめた「日本の戦後処理に適応すべき一般原則」を起草した。

ブレイクスリーは、これをもとに1944（昭和19）年「米国の対日戦後目的」を作成した。……同年5月にまとめられた修正版も、依然として、対日融和的な政策を貴重としていた。この案は対日政策を三段階に分け、第一段階では海外領土の剥奪や武装解除などの厳格な占領、第二段階では緊密な監視下と軍国主義の一掃と民主化、そして第三段階では日本の国際社会への復帰が想定されていた。対日占領政策の「原型」ともいべきこの文書をもとに、後の「初期対日方針」が作成されたという。〔国立国会図書館電子展示会『日本国憲法の誕生』、「資料と解説・第1章戦争締結と憲法改正の始動 1-3 国務省における対日政策の形成」<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/01/001shoshi.html>, (accessed 2012/09/26).〕

この①「日本の戦後処理に適応すべき一般原則 Japan : General Principles Applicable to the Post-War Settlement with Japan (T-357)」(1943年：昭和18年7月28日)とは「戦後計画関係記録：ノッター文書 PostWorld War II Foreign Policy Planning, State Department Records of Harley A.Notter.」である。

これをもとに作成された②「米国の対日戦後目的 Japan : The Postwar Objectives of the United States in regard to Japan (TWC 108, CAC 116)」(1944年：昭和19年3月)、および、この③「修正版 Japan : The Postwar Objectives of the United States in regard to Japan (PWC 108b, CAC 11b)」(1944年：昭和19年5月)は共に「国務省戦後計画委員会文書 State Department Document of the Post-War Programs Committee である「<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryoku/01/001shoshi/01/001shoshi.html>, (accessed 2012/09/26)」。

上記引用文においては、③「米国の対日戦後目的」の「修正版」の「第二段階では緊密な監視下と軍国主義の掃と民主化」が想定されていた。」ことが指摘されているが、これらの、いわば対日占領政策の検討についての3つの「原型」ともいべき文書のどれにおいても、「軍国主義の掃と民主化」は謳われている。そして、その後者、つまり「デモクラシー化」については、①はV項目からなり、IVにおいて、②もV項目からなり、IVにおいて、③はV項目からなり、IIIの(3)と(5)において謳われている。[これらの文書①, ②, ③については、それぞれ次の通り。http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryokuhttp://www.ndl.go.jp/constitution/shiryoku/01_001r.html, (accessed 2012/09/26).; [u/01/004/004_001r.html](http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryoku/01/004/004_001r.html), (accessed 2012/09/26).; http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryoku/01/005/005_001r.html, (accessed 2012/09/26).]

なお、次のような指摘もある。

日米開戦後に米国国務省の特別研究部に、陸軍が加わって、戦後計画委員会となった。一九四四年（昭和十九年）三月に報告書がまとめられた。

その骨子は、日本をアメリカによる単独占領下において、日本の徹底的な非武装化と「民主化」を行い、後になって日本が講和条約によって独立を回復しても、名目的なものとして、実質上はアメリカの管理下に置くというものだった。

天皇を占領下で在位させて利用し、日本政府を存続させて、間接統治することが盛り込まれた。

二〇カ月後に始まった対日占領は、戦後計画委員会による筋書に、沿ったものとなった。(加瀬英明、ヘンリー・S・ストークス、『なぜアメリカは、対日戦争を仕掛けたのか』、祥伝社新書、祥伝社、2012年：平成24年、107頁～108頁。)

「一九四四年（昭和十九年）三月」といえば、それは②「米国の対日戦後目的 Japan : The Postwar Objectives of the United States in regard to Japan (TWC 108, CAC 116)」であることになり、そこにおいて、「日本の徹底的な非武装化と「民主化」についてはともかく、「二〇カ月後に始まった対日占領は、戦後計画委員会による筋書に、沿ったものとなった。」という根拠は見出せないようである。正しくは「その骨子は」「二〇カ月後に始まった対日占領政策」の「原型」などというべきであろう。

- 98 野口忠彦、「リンカーンのゲティスバーグ演説における「人民の、人民による、人民の為の政治」という言葉をデモクラシーの「定義」、「概念」、あるいは「本質」などとすることについて」、『語学研究』第71号、拓殖大学語学研究所、平成5年：1993年1月、注1）(105頁)をみる。
- 99 野口忠彦、「リンカーンのゲティスバーグ演説における「人民の、人民による、人民の為の政治」という言葉をデモクラシーの「定義」、「概念」、あるいは「本質」などとすることについて」、『語学研究』第71号、拓殖大学語学研究所、平成5年：1993年1月、注4）(108頁)をみる。
- 100 下田武三、『戦後日本外交の証言 日本はこうして再生した』上下、上、行政問題研究所出版局、昭和59年：1984年、11頁。この引用文は、以下の文に続いて記述されている。

外務省では、政府と軍隊とを区別した連合国側の意図を十分に察知していたが、さりとて、この条件で、一挙に終戦に導くことは陸海軍徹底抗戦はの勢力の強さからみて困難に思われた。しかし、この宣言は扱ひ方によっては終戦に導く大きな転換点として、充分利用し得ると判断した。

ただ連合国側がB 29を使って日本全土にばらまいたポツダム宣言の日本語訳は、日系米人の手によるものであろうか、まことに奇妙な日本語でつづられていた。

このため政府は、この不正確な日本語によるポツダム宣言をそのまま政府大本営連絡会議に提出するのは不都合と見なし、正確な日本語訳を作るよう外務省に依頼してきた。そこで条約一課長であった私がこの翻訳を引き受けることになった。

- 101 「ポツダム宣言」(鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表』第一巻 1942：昭和17年～1960：昭和35年、(英文と訳文)7頁。：下田武三、『戦後日本外交の証言 日本はこうして再生した』上、(訳文)213頁。
- 102 上前淳一郎、『太平洋の生還者』、文藝春秋、234(231と誤植されている)頁。
- 103 『米軍投下ピラ』<http://iss.ndl.go.jp/books/R000000033-100001803-100001803-00>, (accessed 2012/04/19), p. 2 of 3.；一ノ瀬俊也、『宣伝謀略ピラで読む、日中・太平洋戦争 空を舞う紙の爆弾「伝単」図録』、228頁。〔この「ピラ」は『マリヤナ時報』號外と書かれ、見出しは、「三國共同宣言発表日本に對し戦争終結を提議 荒廃か平和か決断の秋至る」となっている。〕英文は以下の書による。：「ポツダム宣言」(鹿島平和研究所編、『日本外交主要文書・年表』第一巻 1942：昭和17年～1960：昭和35年、7頁。

なお、「米軍投下ピラ」における「ポツダム宣言」の訳文については、上前淳一郎の次のような評価もある。

原文に較べて、誇張や誤りが目立つ部分がないわけではない。しかし、訳文は概して、正確で、いま六法全書などに収録されている宣言訳文より、はるかに洗練されて分かりやすい日本語になっている。[上前淳一郎、『太平洋の生還者』、234(231と誤植されている)頁。]

こう評価されている「ポツダム宣言」の「米軍投下ピラ」における訳と下田訳との2つの訳文についてみれば、訳者の立場上の違いの反映かと思われる違いが共に認められはするが、それほど強い違いは認められないものの、どちらかといえば軍部を配慮した点で下田訳の方が立場上の違いの反映がやや強い感じは否めないと、筆者には思われる。しかし、両者の違いは、本稿ではそれほど問題ではない。

また、このように飛行機(B 29)からまき散らされた(日本語で書かれている)「米軍投下ピラ」の中には、この「ポツダム宣言」の訳文以外にもかなり重要なものもあり、たとえば、日本政府の「ポツダム宣言条件付き受諾通告」とそれに対する「バーズ回答を並べた」(上前淳一郎、『太平洋の生還者』、243頁。)
「八月一一～一二日(日本時間一二～一三日にかけてハワイで日本兵捕虜が翻訳・作成し」(一ノ瀬俊也、『戦場に舞ったピラ 伝単で読み直す太平洋戦争』、240頁。；上前淳一郎、『太平洋の生還者』、243頁。)た「ピラ」で、「多くは十三日の午後五時ごろから東京中心に、一部は十四日早朝にも撒かれた。」(上前淳一郎、『太平洋の生還者』、244頁。)このような「ピラ」によって、戦争終結の聖断を決定づけたという指摘が、『世界』昭和26年：1951年8月号記載の林三郎による「終戦ごろの阿南さん」[これには注意が必要で、これは、「終戦より進駐まで」に収められている2つ(1つは高木惣吉の「連合軍進駐の前後」)のうちの1つで、たしかに、林三郎、「終戦ごろの阿南さん」(『世界』、岩波書店、昭和26年1951年8月号、163頁～171頁。)であるが、目次には、「終戦より進駐まで」と2人の名前があるだけである。]を引用しての上前淳一郎(『太平洋の生還者』、244頁～245頁。)と昭和20年：1945年「八月一四日」の『木戸孝一日記』を引用しての一ノ瀬俊也(『戦場に舞ったピラ 伝単で読み直す太平洋戦争』241頁。)によってなされ、さらに詳しい考察に基づかれた指摘が長谷川毅(『暗闘 スターリンとトルーマンと日本降伏』、415頁～417頁)によってなされている。

- 104 下田武三、『戦後日本外交の証言 日本はこうして再生した』上、8頁～15頁。

105 長谷川毅,『暗闘 スターリンとトルーマンと日本降伏』, 286頁。また, 上前淳一郎の『太平洋の生還者』, 234(231と誤植されている)頁には,「結局, 要旨だけが二十八日の新聞に報じられた」ことにくわえて,「ポツダム宣言」について「全然黙っていたら, 伝単を撒かれるおそれもある」からであったと当時外務省調査局第三課長の太田三郎が明かしていると記されている。なお「伝単」とは「宣伝用のピラ」(『広辞苑』第六版, 岩波書店, 2008年:平成20年)のことで, この場合は「米軍投下ピラ」のこと。

なお, 当時「米軍投下ピラ」についての新聞報道も行われていた。たとえば, 昭和20年:1945年6月1日『朝日新聞』朝刊は「迷うな「米国の聲」威嚇と懐柔の敵の宣伝ピラ」という見出しで報じられている。この「ピラ」を拾ったという経験談「芋畑に落ちてきた宣伝ピラ」(壺井繁治,『激流の魚・壺井繁治自伝』, 光和堂, 1966年:昭和41年, 457頁~463頁。:一ノ瀬俊也,『戦場に舞ったピラ 伝単で読み直す太平洋戦争』, 238頁。)もある。

106『朝日新聞』では, 一面二段目に,「米英重慶, 日本降伏の最後条件を聲明 三国共同の謀略放送」の見出しで,「チューリッヒ二十六日発同盟」とあり, 米大統領トルーマン, 英首相チャーチルおよび蒋介石は二十五日ポツダムより連名にて日本に課すべき降伏の最後条件なるものを放送した。その条件の要旨は次の如くである。」「『朝日新聞』, 朝日新聞社, 昭和20年:1945年7月28日。http://database.ahi.com/library2/main/start.php. (accessed 2012/6/24).」『讀賣報知』では, 一面八段目に,「笑止, 対日降伏条件米英トルーマン, チャーチル, 蔣連名 ポツダムより放送す」の見出しで,「チューリッヒ特電に廿五日発」とあり,「トルーマン, チャーチルおよび蒋介石は廿五日ポツダムより連名で日本に課すべき降伏の最後の条件なるものを放送した。右条件次の如し。」「『讀賣報知』, 讀賣新聞社, 昭和20年:1945年7月28日。https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/, (accessed 2012/06/27).」として「ポツダム宣言」の条項が(一部省略されているが)載せられている中にある。この両者については,「双方とも, 情報局より提供された情報をそのまま転載していることが分かる。」(長谷川毅,『暗闘 スターリンとトルーマンと日本降伏』, 286頁。)とみられる。

107『朝日新聞』, 朝日新聞社, 昭和20年:1945年8月15日。http://database.ahi.com/library2/main/start.php. (accessed 2012/4/10).

108『朝日新聞』, 3月5日, 朝刊, 見出しは「ブラジルに民主主義憲法」。また7日, 朝刊, 見出しは「超民主主義の」手続き」ソ連, 桑港会議を擲擧」。http://database.ahi.com/library2/smendb-list.php. (accessed 2012/4/10).

109『讀賣新聞』, 6月21日, 朝刊, 見出しは「[社説] 新旧民主主義の闘い」。https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/mtsList.action, (accessed 2012/4/10).

なお, 念のためにいえば, 同じ『讀賣新聞』の「表5」の8月における「民主主義」使用の1回は, 8月6日版の朝刊における見出し,「中央政府認めず 過酷なる“民主主義復活”3国協定成れる対独処理」[https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/mtsList.action, (accessed 2012/4/10).]であって, この「民主主義」は, 下田諒の先例ではない。

110たとえば, 次の書を見ること。近藤唯一,「新教科書発行の経過とその将来(一)」,『文部時報』第844号, 1947年:昭和22年12月, 文部省調査局編集。1頁。;東京書籍株式会社社史編集委員会,『近代教科書の変遷 東京書籍七十年史』, 東京書籍, 1980年:昭和55年, 338頁。;明神勲,「文部省著作教科書『民主主義(上)』(“Primer of Democracy”の成立経緯)」,『日本の教育史学』(37), 教育史学会, 1994年:平成6年10月, 117頁。;「第2章 新教育体制の建設 第1節 GHQによる教育民主化政策」, 上田薫, 他,『社会科教育史資料』全4冊, 1, 東京法令出版, 1974年:昭和49年。;「第一編第二節 占領軍の教育施策」, 宗臣編,『戦後日本の教育改革1 教育改革』東京大学出版会, 1975年:昭和50年, 52頁~64頁。また, 65頁以下もみること。

111たとえば, 次掲の書を見ること。東京書籍株式会社社史編集委員会,『近代教科書の変遷 東京書籍七十年史』, 338頁~339頁。;山住正己,『「文部省著作 社会科教科書」解説 社会科教科書の出版』, 日本図書センター, 昭和56年:1981年, 3頁。;海後宗臣編,『戦後日本の教育改革1 教

- 育改革』東京大学出版会，1975年：昭和50年，50頁～51頁。
- 112 東京書籍株式会社社史編集委員会，『近代教科書の変遷 東京書籍七十年史』，339頁～340頁。；近藤唯一，「新教科書発行の経過とその将来（一）」，1頁。
- 113 東京書籍株式会社社史編集委員会，『近代教科書の変遷 東京書籍七十年史』，388頁。
- 114 文部省，『日本歴史』上下，大日本印刷，（上，昭和21年：1946年12月，）下，昭和22年：1947年1月，210頁。なお，同じ，文部省著作の『日本の歴史』は1冊本で，「第十二章，世界の動向と明治維新 第一節 維新前後の世界の動向」の終わりにも，「民主主義」が使われている。文部省，『日本の歴史』，中等学校教科書，昭和21年：1946年10月発行，昭和24年：1949年9月修正翻刻発行，167頁。この書は，「高等学校（中等学校）の社会科の補助教材として用い」られた。（近藤唯一，「新教科書発行の経過とその将来（一）」，文部省調査局編集，『文部時報』第844号，帝国地方行政学会，1947年：昭和22年12月，3頁。）
- なお，文部省著の新しい歴史教科書『くにのあゆみ』については，みることができなかったが，その発行を「盛り込む“世界の日本”」の見出しで報じている『朝日新聞』の記事の中で，「昭和二十一年一月の詔書について末尾の三行は「新しい政治がはじまりました。今度こそほんとうに国民が力をあはせて日本を民主主義の國にするときであります。」と力強く結んでみる」〔『朝日新聞』，朝日新聞社，昭和21年：1946年10月20日：『聞蔵Ⅱビジュアル』，<http://database.asahi.com/library2/mai/start.php>，(accessed 2012/04/10).〕と書かれている。このように，文部省著の昭和21年：1946年発行の『くにのあゆみ』においても，[民主主義]は用いられている。その発行については近藤唯一，「新教科書発行の経過とその将来（一）」においても，「国史「くにのあゆみ」上下は先年発行したもので，小学校五六の社会科の補助教材，中学校国史の教科書として使用」（3頁）と記載されている。
- また，『近代教科書の変遷 東京書籍七十年史』（東京書籍株式会社社史編修委員会，東京書籍，昭和50年：1941年）の「附録 教科書一覧表 年表」の「教科書一覧表」には「くにのあゆみ，文部省，上・下2冊，五・六学年用，戦後再開許可の日本史教科書」とあり，「年表」には「1946年（昭和20年）9・5 文部省，国民学校国史教科書「くにのあゆみ」を発行」とも記載されている。（頁数不記載）
- なお，この教科書の発行は上下共に，文部省，『昭和二十三年：1948年度使用中学校教科用図書目録』（昭和23年：1948年4月）には「東京書籍，日本書籍，大阪書籍（地域分担）」（7頁，8頁）と記載されている。
- 115 <http://mokuokudb.text-rc.or.jp/kyoka/ky1020.asok?Page=1>，(accessed 2012/03/24)。この『民主主義の手引き』は「十年の生徒の社会科（23）の一単元として代用し小，中，高等学校教師へも供給する。」（近藤唯一，「新教科書発行の経過とその将来（一）」，3頁。）といわれている。
- また，この書については，阿部彰，『戦後教育年表』の1947年：昭和22年9月の欄に「刊行準備」と「A5，全300頁」などと共に，『朝日新聞』8月1日，9月1日，9月11日に，『新制義務教育の十年年表』（9月2日付けにも記載ありの情報も記されている。（阿部彰，『戦後教育年表』，風間書房，2005年：平成17年，40頁。）
- 116 文部省，『あたらしい憲法のはなし』，実業教科書，昭和22年：1947年8月，6頁～11頁。
- 117 片上宗二，『日本社会科成立史研究』，風間書房，平成5年：1993年，877頁。（原注は省略した。）
- 118 片上宗二，『日本社会科成立史研究』，881頁。また，882頁もみること。（原注は省略した。）
- 119 文部省，『民主主義』上下，上 教育図書，昭和23年：1948年，奥付。
- 120 文部省，『民主主義』上下，上 教育図書，昭和24年：1949年，奥付。
- 121 <http://mokuokudb.text-rc.or.jp/kyoka/ky1020.asok?Page=1>，(accessed 2012/03/24)。
- 122 片上宗二，『日本社会科成立史研究』，881頁。（原注は省略した。）
- 123 文部省，『あたらしい憲法のはなし』，奥付。正しくは「〔昭和22年：1947年8月2日文部省検定済〕となっている。； 文部省，『民主主義』上下，上，奥付。正しくは「〔昭和23年：1948年10月30日文部省検定済〕となっている。； 文部省，『民主主義』上下，奥付。正しくは「〔昭和24年：

1949年8月26日文部省検定済]となっている。

- 1 2 4 安倍能成監修，長坂端午編集，文部省検定済，『小学 社会』6年上，日本書籍，昭和36年：1961年～39年：1964年まで使用（この使用年については「公益法人教科書研究センター附属教科書図書館」で調査した結果が，同館所蔵のこの教科書の表紙に記入されている情報による。），45頁。
- 1 2 5 安倍能成監修，長坂端午編集，文部省検定済，『小学 社会』6年上，152頁。
- 1 2 6 安倍能成監修，長坂端午編集，文部省検定済，『小学 社会』6年上，143頁。
- 1 2 7 四宮茂，駒田錦一編，文部省検定済，『中学社会 日本と世界 一政治的・経済的社会的内容を主とするもの一』上下，上巻，帝国書院，昭和29年：1954，123頁。
- 1 2 8 四宮茂，駒田錦一編，文部省検定済，『中学社会 日本と世界 一政治的・経済的社会的内容を主とするもの一』上巻，138頁。
- 1 2 9 この「例外」というのは，筆者の気がついた限りではあるが，義務教育である小学校と中学校用の教科書ではなく，「高等学校社会科用」の教科書で，昭和28年：1953年度～31年：1956年度まで用いられた（「公益法人教科書研究センター附属教科書図書館」で調査した結果による。）岡田謙，勝田守一監修，文部省検定済，『一般社会 社会生活の基礎』（中教出版，昭和28年：1953年。）である。この教科書では，「民主主義（Democracy）」とは「ギリシア語のDemo（大衆）Kratos（支配）より出た言葉で，民衆による政治という意味が，後世しだいに拡大されて人間の自由と平等を重視する主義という意味になった。」と記されている。（「必要な用語の解説」，467頁。ここでは，「民主主義」とは政治ではなく，「人間の自由と平等を尊重する主義」である。
- もつとも，教科書ではないが，宮沢俊義も，「…また，国民がみずから政治を行う民主主義という考えもここから出てくる。現在，世界の多くの文明国で行われている民主政治のもとになる考えは，つまりこれなのである。」宮沢俊義，『あたらしい憲法の話』，朝日新聞社，昭和23年：1948年，5頁。）という。これによれば「民主主義」とは「民主政治のもとになる考え」であって，「民主主義」と「民主政治」とは同じではないことになる。もちろん，「国民がみずから政治を行う民主主義という考え」という表現にも問題はあ
- 1 3 0 広岡亮蔵，児玉幸多，吉川虎雄編集，文部省検定済，『新版 小学社会 6上』，日本書籍，昭和43年：1968年より昭和45年：1970年まで使用（この使用年については「公益法人教科書研究センター附属教科書図書館」で調査した結果が，この教科書に記入されている情報による。）。ただし，昭和42年：1967年から45年：1970年まで使われた，豊田武，坂本彦太郎監修，『新版 小学生の社会科 6年上』，（中教出版，昭和43年：1968年。）における，「…民主主義の政治です。」に続き行を変えてすぐ「民主政治…」（10頁）というような記述は，「民主政治の…」を「この民主政治…」としたほうが，小学生にとっても，分かり易いものであつたらうと思われる。
- 1 3 1 近代日本教育制度史料編纂会編纂，『近代日本教育制度史料』第18巻，大日本雄弁会講談社，昭和39年：1964年，491頁。
- 1 3 2 「新教育方針中央講習会に於ける前田文部大臣訓辞」，近代日本教育制度史料編纂会編纂，『近代日本教育制度史料』第18巻，495頁。この「訓辞」は「挨拶」となっているが『社会科教育史資料』1にも掲載されている。（「新教育方針中央講習会に於ける前田文部大臣挨拶」，上田薫，他，『社会科教育史資料』1，16頁～18頁。）
- 1 3 3 「新教育方針中央講習会に於ける大村文部次官挨拶」，近代日本教育制度史料編纂会編纂，『近代日本教育制度史料』第18巻，498頁～500頁。また，この挨拶の中で，「デモクラシー」を「民意暢達の政治と云ふ様に意識した方がよいと思ふ。」ともいっている（498頁）。
- 1 3 4 森戸辰男，「民主教育の反省」，文部省調査局編集，『文部時報』第989号，文部省，昭和35年：1960年12月，2頁。
- 1 3 5 当時の文部省調査課員，木田宏の言。谷口知司，三宅茜巳，興戸律子，有蘭格，「木田宏と「民主主義上・下」について～オーラルヒストリー等の木田教育資料から～」，「教育情報研究」，編修委員会編，『教育情報研究』21（4），日本教育情報学会運営本部事務局，2005年：平成17年，18頁。

- 136 この2タイトルの教科書について、その作成の経緯に触れているものは、たとえば次に掲げる著作がある。尾高朝雄、「教科書「民主主義」について」、『理論』Vol. 13.No. 6, 民主主義科学者協会, 1949年:昭和24年6月, 29頁~33頁。:谷口知司, 三宅茜巳, 興戸律子, 有蘭格, 「木田宏と「民主主義上・下」について~オーラルヒストリー等の木田教育資料から~, 17頁~24頁。; 近藤唯一, 「新教科書発行の経過とその将来(一)」, 116頁~130頁。:明神勲, 「文部省著作社会科教科書「民主主義(上) (“Primer of Democracy”) の成立経過」, 『日本の教育史学』(37) 教育史学会, 1994年:平成6年10月, 116頁~130頁。; 「第6章 特別教科書『あたらしい憲法のはなし』, 『民主主義』, 『農地改革』の作成過程」, 片上宗二, 『日本社会科成立史研究』, 872頁~904頁。しかし、それらには、訳語「民主主義」についての問題は記されていないし、そのような問題があった様子も窺えない。
- 137 文部省著作教科書『民主主義』上下について触れているものには、たとえば次のようなものがある。宮原誠一, 清水幾太郎, 高島善哉, 本田喜代治, 鈴木正四, 「討論『民主主義(上)』(文部省教科書)の検討(座談会)」, 『教育』1949年:昭和24年4月号, 世界評論社, 4頁~20頁。これは次の書に再録されている。上田薫, 他, 『社会科教育史資料』4, 124頁~132頁。:清水幾太郎, 「教科書「民主主義」を評す」, 『教育社会』, Vol. 4.No. 4, 西荻書店, 1949年:昭和24年4月, 2頁~4頁。; まつしまえいいち「社会科のための文部省著作教科書について~大むかしの人々・日本のむかしと今・民主主義 上-」, 歴史学研究会編輯, 『歴史学研究』第138号, 岩波書店, 1949年:昭和24年3月, 50頁~53頁。; 片上宗二, 『日本社会科成立史研究』872頁~904頁。しかし、これらのどれにしても、内容を問題にしている。そのタイトルの訳語「民主主義」の当否については全く触れられていない。

むすび

このように「民主主義」という訳語は、敗戦によるGHQの占領統治時代以来今日まで、「デモクラシー」の他の訳語や「デモクラシー」などの原音表記と比べ最も一般化されてきたし、現在、程度の違いがあるにせよ、なおそうであるとみられる。このことは、この訳語が適切であれば問題がないのであるが、そうとはいえないのである。

「デモクラシー」を「民主主義」と訳すこと、あるいは「民主主義」という訳語について、筆者には、いつの頃からか適切とはいえないのではないのかという疑問があった。しかも、「デモクラシー」の訳語「民主主義」は、場合によれば、「デモクラシー」への認識あるいは理解を妨げたり、さらには誤らせたりする弊害さえを少なからず生じさせている。

たしかに、消極的にせよ、積極的にせよ訳語「民主主義」使用への反対論はある。上述のように積極的な反対論の表明もある。ただし、それらの根拠は「民主」あるいは「主義」が適訳ではない、あるいは誤訳であるとする部分的反対論であり、しかも、それらは必ずしも十全な反対論でもないし、全き「民主主義」への反対論でもない。

なるほど、「民主主義」は「民主」と「主義」から成っている。したがって、その両者への検討がなされた上で全き「民主主義」への反対がなされるべきであろう。それは、当然に、その両者が適切ではないとすればの話ではあるが。いずれにしてもその両者への検討が必要とされる。

そこで、この訳語「民主主義」がなぜ非適切であるのかを、部分的であるに留まらず、つまり、まず「民主」と「主義」の両者についての非適切性をできる限り徹底的に明らかにした上で、次に、全き「民主主義」についての非適切性を明かにすることを試み、あわせて「デモクラシー」について、もし適切な訳語を選ぶとすれば、それはどんな基準によるべきかについても示唆し、その候補語彙群も挙げてみたものが「はじめに」の注1（3頁）に記載の拙稿である。

（原稿受付 2013年5月31日）

The Joint Custody of Children after Divorce : A Comparison of Japanese law and Italian law*

Noriko Shiina

Contents

1. Introduction
2. Circumstances prior to new Joint Custody law in Italy
3. Content of the new Joint Custody law in Italy
4. The actual situation of Custody after parental divorce in Italy
5. The Legal system of Custody after parental divorce in Japan
6. The actual situation of Custody of children after divorce in Japan
 - i The actual situation of sole custody
 - ii Contact between children and their fathers
 - iii Financial support by fathers
 - iv The reason for lack of personal contact and financial support by fathers
 - v The situation of single mothers after divorce
7. Conclusion

1. Introduction

Children suffer many negative effects from the divorce of their parents. To reduce those negative effects, I'd like to promote the realization of joint custody in Japan by comparing it to the Italian legal system. The Italian family law system aims to achieve more moderate reforms than other European countries, especially those in the North. Also the Japanese legal system doesn't want radical reform. Therefore the Italian legal system is a good model for Japan. This article is divided into 3 parts. Firstly, I'll describe the situation of Joint Custody in Italy¹. Secondly, I will explain about the Japanese legal system regarding the custody of children

* This article is based on the paper presented at the "6th World Congress on Family Law and Children's right" in Sydney in March 2013.

1 Study of Italian Joint Custody system written in Japanese, Noriko SHIINA, *Italia ni okeru ko nitaisuru kyoudoshiken no shinseido* (The New System of Joint Custody in Italy) (1), (2) "Senshu Hougaku Ronshu, n.113 (2011), p. 113., n.116 (2012), p. 95., For comparative study of Japan and Italy, Noriko, SHIINA, 'Rikongo no kyoudoushinken' (The Joint Custody after parental divorce, *Hou to Minshushugi*, n. 447 (2010), p. 28.

after divorce. Thirdly, I'll show you the actual situation of children after divorce in Japan.

2. Circumstances prior to new joint custody law in Italy

In Italy the new system on joint custody after divorce was implemented in 2006. This new joint custody system is called "Affidamento condiviso" in Italian. However it is not the first time that a system of joint custody existed in Italy.

Before 2006, Italy had two types of joint custody, that is, Alternative Custody (Affidamento alternato named in Italian) and Joint Custody (Affidamento congiunto named in Italian)². In the case of Alternative Custody (Affidamento alternato), children were taken care of by each parent alternatively. However, it was thought that Alternative Custody had negative effects on the psychological development of children and caused emotional instability³.

On the other hand, Joint Custody (Affidamento congiunto), was difficult to realize. Namely to enforce Joint Custody, the prerequisite of "the interest of child" (article 6 of Divorce Law) was needed. However as this term "the interest of child" was vague, interpretation of "interest of child" was left up to each judge. Then actualization of Joint Custody was left to the broad discretion of a judge. Especially in the case of conflict between parents, court decisions varied and the realization of Joint Custody was very difficult⁴. For these reason the new Joint Custody (Affidamento condiviso named in Italian) was introduced in 2006 (Law no.54/2006).

3. Content of the new Joint Custody law in Italy

The New Joint Custody in 2006 was made to limit the discretion of a judge and to make Joint Custody easier to realize. The new Joint Custody is called "Affidamento condiviso" in Italian. And the new Joint Custody introduced the concept of shared responsibility of parents that was different from the former Joint custody (Affidamento congiunto) that exercised parental authority jointly with their mutual consent. However the new Joint Custody means that parents don't always need to exercise parental rights jointly, whereas they have to assume shared responsibility for children⁵. This new concept of Joint Custody is called "Bigenitorialità" in Italian. Bigenitorialità means that children have the right to be raised by both parents and at the same time, corresponding to this children's right, both parents assume shared responsibility to take part in children's life also after divorce⁶.

The Following is the content of the new Joint Custody law.

- (1) The system of Joint Custody becomes principle, whereas sole custody is an exception granted only in cases in which Joint Custody is contrary to the interest of the child.
- (2) The interest of the child has priority about assignment of the family's residence.

2 Massimo Bianca, Commentario al diritto italiano della famiglia, tomo sesto 1, CEDAM, 1993, p. 385.

3 Vittorio Rossi, Il minore e il giudice civile, CEDAM, 2000, p. 316.

4 Bruno de Filippis, Il matrimonio, la separazione dei coniugi ed il divorzio, CEDAM, 2007, p. 288.

5 Michele Sesta, Le nuove norme sull'affidamento condiviso : a) profile sostanziali, in *Famiglia e diritto*, 2006, p. 366., Marialaura Basso, L'affidamento esclusivo: opzione affidativa o ipotesi residuale? in *La regolamentazione dell'affidamento condiviso nella filiazione legittima e naturale*, Pubblicazioni Italiane, 2008, p. 9.

6 Michele Sesta, op. cit., p. 377.

When the family's residence is distributed upon divorce, the right of continued residence is decided to be in the interest of the child⁷.

(3) The concept of support of child changes from "Indirect support" to "Direct support"⁸.

In Italian Family Law, "Indirect support" means that on one hand the mother takes care of the child, on the other hand the father has only a financial responsibility in the form of child support. Whereas "Direct support" means that both parents assume financial support as well as physical care. By the introduction of Joint Custody, the concept of support changes from "Indirect support to "direct support".

Moreover standards of support are provided expressly. These standards aim at equality between the father and the mother⁹.

These standards are: i actual needs of child

ii the degree of life which the child has enjoyed during the marriage of the parents

iii the duration of stay with each parent

iv financial resources of each parent

v economic value of household and custody assumed by each parent

(4) The measure of sanction against serious breach of agreement is provided in article 709 of the Code of Civil Procedure

In case of serious breach of agreement, or behavior that causes harm to the child, or impedes exercise of correct joint custody, there is a sanction system. This sanction system forces the parent who is in breach of agreement to pay damages to the other parent and children. Moreover, an administrative fine, which can range from 75 to 5,000 Euros, may be imposed¹⁰.

By this sanction system, the actualization of the New Joint custody system is ensured.

4. The actual situation of custody after divorce in Italy

Now How has the situation of parental relations after divorce changed in Italy? Following Table 1 is that the actual situation of custody after divorce in Italy and Graph1 is that showed by line graph.

In Graph 1, the dotted line shows percentages of mothers who are granted sole custody and the dashed line represents fathers. And, the solid line shows those of the Joint Custody. Those lines show that in Italy sole custody of children granted to mothers has been diminishing. Namely until 2005, the percentage of mothers that had been granted sole custody was more than 80% and Joint custody represented about 10%. However, since 2006, the number of sole custody cases given to mothers has been diminishing, whereas Joint custody

7 Bruno de Filippis, op. cit., p. 171., Umberto Roma, L'affidamento dei figli neaal crisi della famiglia, a cura di Michele Sesta and Alessandra Arceri, UTET, 2012, p. 153., Marco Peluso Gaglione, Luigi Malfettani, L'affido condiviso, Sistemi editoriali, 2008, p. 77.

8 Michele Sesta, op.cit., p. 385. Bruno de Filippis, op. cit., p. 123.

9 L. Lenti e J. Long, Diritto di famiglia e servizi sociali, Laterza, 2011, p. 176.

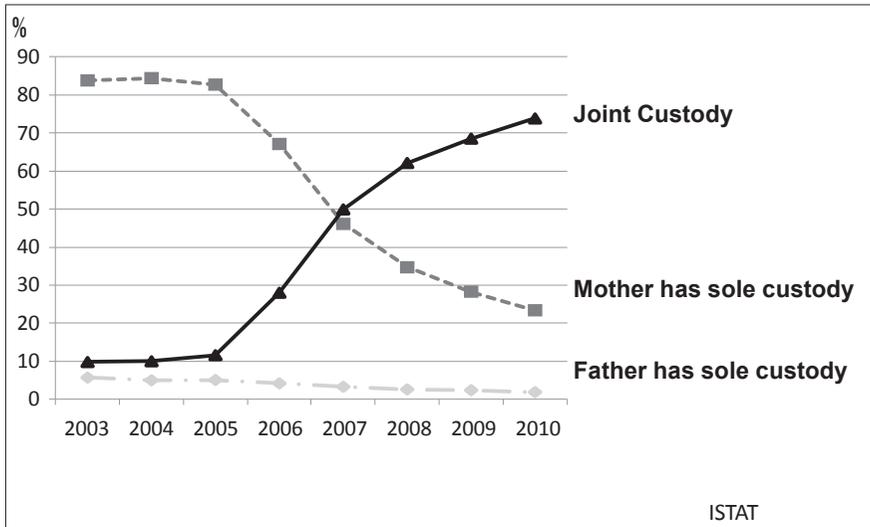
10 Carmelo Padalino, L'affidamento dei figli nella crisi della famiglia, UTET, 2012, p. 878., Alessandra Arceri, Affidamento condiviso, IPSOA, 2007, p. 92.

Table 1 The actual situation of custody after divorce in Italy

Year	Sole custody of the father	Sole custody of the mother	Joint custody
2003	5.7%	83.8%	9.8%
2004	5.0%	84.4%	10.0%
2005	5.1%	82.7%	11.6%
2006	4.2%	67.1%	28.0%
2007	3.3%	46.1%	49.9%
2008	2.6%	34.7%	62.1%
2009	2.4%	28.3%	68.5%
2010	1.9%	23.4%	73.8%

(ISTAT: Istituto Centrale di Statistic

Graph 1 Custody after Divorce in Italy



has been sharply increasing, and in 2010, the latest year of the survey, more than 70% of parents chose joint custody.

We can see that the new Joint Custody brought a new relationship between parents and children after divorce in Italy. Also after divorce Italian parents involve the life of children.

Next, I'd like to tell the situation of Custody after divorce in Japan.

5. The Legal system of Custody after divorce in Japan

Now how is the situation of custody of children after parental divorce in Japan?

Japanese Civil Code doesn't recognize Joint Custody after divorce. Namely the Civil code provides that one of the parents has to be determined as a holder of parental authority on divorce. And there is no provision about Joint Custody. Therefore one of the parents has to be determined as a holder of parental authority (Civil Code Art.819 (1)).

There are 2 reasons that sole custody has been maintained in Japanese law.

One is because of difficulties of joint exercise of parental authority after the end of cohabitation. The other is because of conflicts between husbands and wives. The reason that

sole custody has been maintained is because of difficulties of joint exercise of parental authority after the end of cohabitation and because of conflicts between husbands and wives. In the eyes of Japanese law, Joint Custody doesn't reflect the interest of the child.

However, recently, also in Japan the conflict between the father and the mother for obtaining parental authority has been increasing remarkably. As a result of conflict between parents, children suffer much psychological damage. Therefore, also in Japan Joint Custody is asked to be realized to reduce the conflict between the father and the mother.

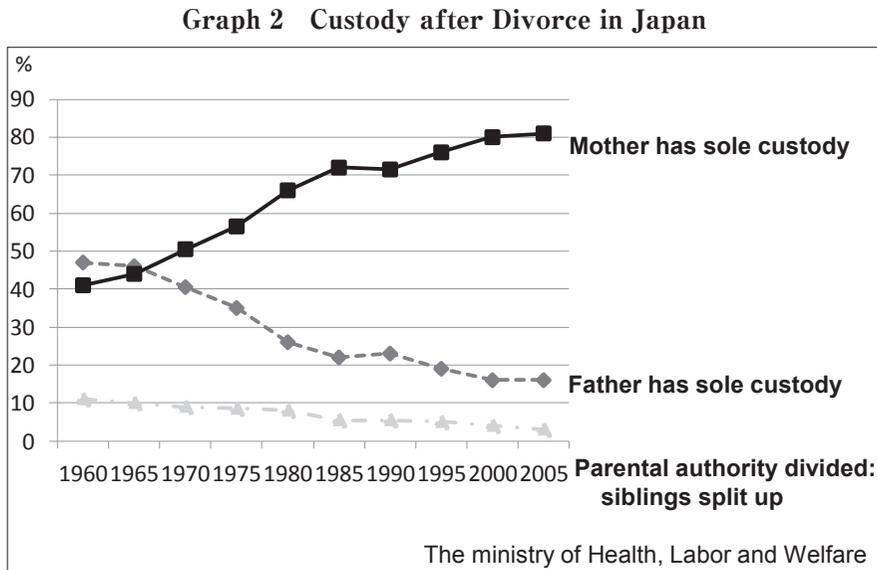
I assert to realize Joint Custody not only to reduce the conflict between parents, but also to guarantee economic stability of children and to ensure personal contact with both parents. Both are vital to the sound development of children.

Now how does the sole custody system work in Japan? I'd like to show the actual situation of children after divorce in Japan. As mentioned, Japan maintains a sole custody system.

6. The actual situation of Custody of children after divorce in Japan

i The actual situation of sole custody

Aforesaid, Japan maintains a sole custody system. So I'd like show the actual situation of children after divorce in Japan.



The Graph 2 shows divorce cases in Japan involving in parents with minors. The solid line shows sole custody given to mothers, and the dotted line shows those to fathers. The dashed-line shows the cases involving in more than one child, meaning that siblings are split up with fathers and mothers. The sole custody granted to mothers is more than 80%, those of fathers is less than 20%. And the case that the parental authority is divided between father and mother is less than 5%. And Joint Custody is 0%.

As mentioned above, in almost all cases, the mother takes sole custody of children. This has not always been the case.

According to the graph 2, the percent of 1960, about 50 years ago, the cases in which the mother was granted parental authority was less than father. Parental authority was granted to fathers in almost 50 percent of the cases and to mothers about 40%.

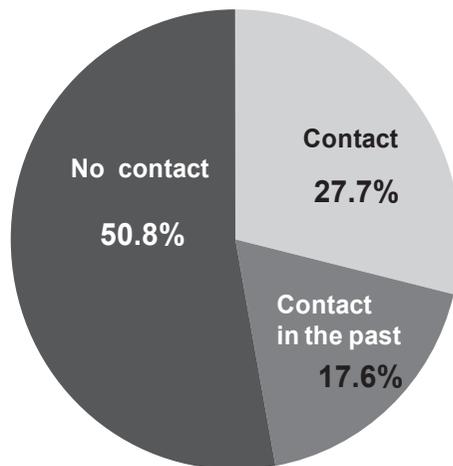
It could be said that the increase in the number of mothers given parental authority is progress for women. However, by the following reason, I'd like to assert that children have to be raised by both parents.

ii Contact between children and their fathers

I'd like show how the father takes part in raising children after divorce in Japan. The next graph is the statistics issued by the Ministry of Health, Labor and Welfare in 2011 regarding one-parent families.

First, I'd like show the situation on personal contact between children and fathers according to the investigation.

Graph 3 Contact between children and their fathers in the case mother has sole custody



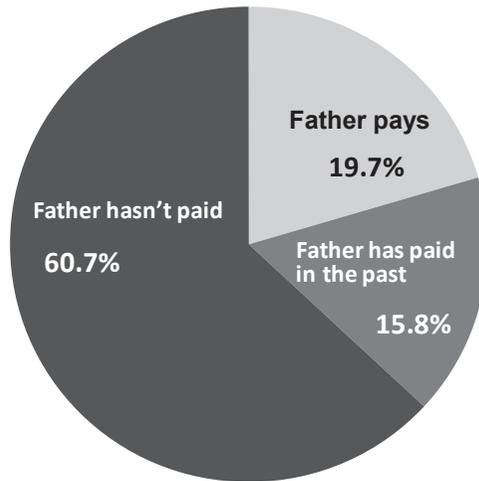
The Ministry of Health, Labor and Welfare 2011

In the case of a one-parent family, in which the mother takes care of children, the father continues contact with his children in 27.7% of cases; the case in which the father has had contact with his children in the past is 17.6%, and the case in which the father hasn't had contact with his children is 50.8%. These numbers show that more than 50% of fathers in Japan have not at all been involved in the lives of their children after divorce.

Next, I'd like to introduce the situation from an economic aspect. How is the situation of payment of child support.

iii Financial support by fathers

Graph 4 Financial Support by fathers



The Ministry of Health, Labor and Welfare 2011

According to the graph 4 about the investigation of financial support by fathers, the case in which the father continues to pay child support is 19.7%; the cases in which the father has paid child support in the past is 15.8%; the case in which the father hasn't paid at all is 60.8%.

These investigations show that more than 50% of fathers don't have personal relations with their children and more than 60 % of the fathers haven't paid child support¹¹.

One of the causes of this phenomenon is that most parents don't have written agreements about visitation or child support. And even if they make an agreement, the system of ensuring child support doesn't work sufficiently. Regarding this point, there is a peculiarity about the Japanese divorce system¹².

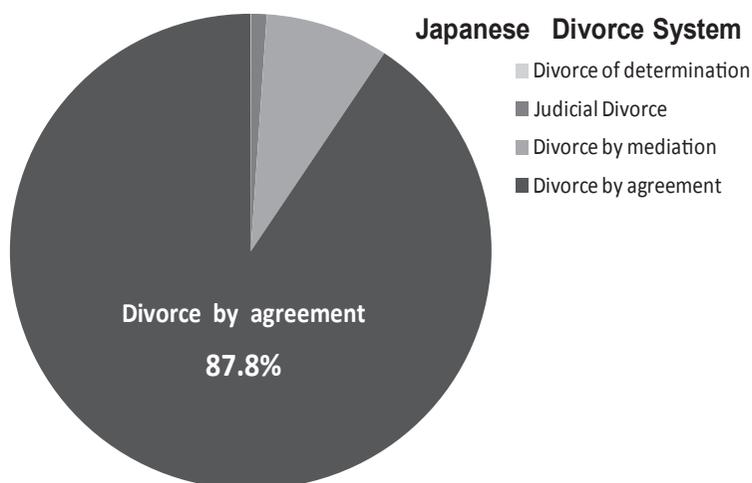
iv The reason for lack of personal contact and financial support by fathers

In Japan there are 4 types of divorce systems. Divorce of determination (Art. 284 of Family Affairs Procedure law) is 0.04% ; Judicial divorce (Art.770 of Civil Code) is only 1%; and Divorce by mediation is 9.7%; the most common type of divorce is Divorce by agreement (Art.763 of Civil Code) , which accounts for 87.8% of all divorces in Japan. Divorce by consent can be made only by partners who consent on divorce without any agreement about visitation and child support. As a result, almost all divorces do not involve Family court. This is a

¹¹ According to analysis of Japan Federation of Bar Association, the following points were identified as the problem of child support. Firstly, there are few cases which included agreement of child support. Secondly, even if there is an agreement of child support, the amount of child support is insufficient. Thirdly, there is difficulty in enforcing payment of child support. (Nihon Bengoshi Rengoukai, *Rikon to kodomo no shiawase* (Divorce and Happiness of Children) , Akashishoten, 2011, p. 33.

¹² For Japanese policy of Child Support, Miyuki SHIMOI, '*Youikuhi Seisaku nimiru Kokka to Kazoku* (State and family on the Policy of Child Support) ', Keiso-shobo, 2008, p. 17.

Graph 5 Japanese Divorce System



The Ministry of Health, Labor and Welfare 2009

peculiarity of the Japanese divorce system. However, in 2011, a provision that an agreement on visitation and child support may be made is provided in a new civil code (Art.766).

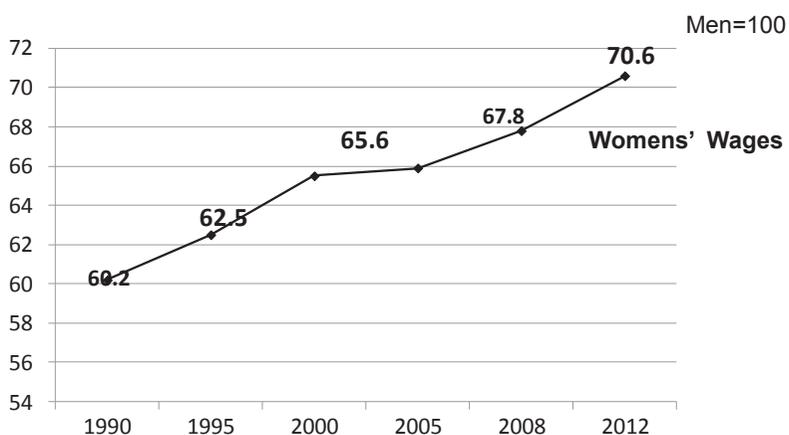
Consequently responsibility for the welfare of children falls on the mother.

Now where does that leave a single mother and her children? The social situation of single mothers is very severe. Namely single mothers have to work, however there is wage differential and problems of job security caused by gender discrimination.

Next I'd like to show you statics about wage disparity.

v The situation of single mothers after divorce

Graph 6 Wage disparities between men and women

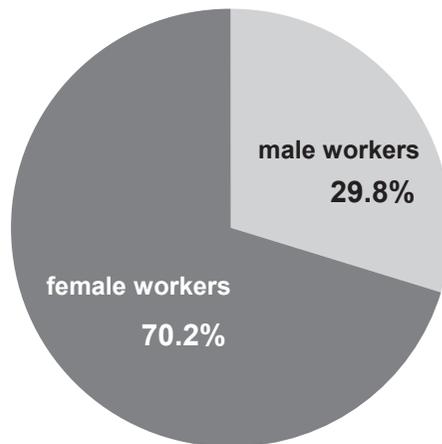


The Ministry of Health, Labor and Welfare 2012

The Graph 6 shows wage disparities between male and female workers¹³. In 2012, women's wages were merely 70 percent to those of men. Wage disparities between male and female workers in Japan is second only to Korea of the OECD (the Organization for Economic cooperation and Development) Countries¹⁴. Moreover this disparity increases as workers get older. Further more regarding women with children, Japan has the biggest wage disparity of the OECD countries¹⁵.

However it is important to note that this women's wages reflects only those of women who can get full-time employment. In other words, it doesn't include female temporary workers. Actually it is difficult for women to get full-time work. Thus, many females are forced to take temporary positions. The next graph relates to temporary workers. The Graph 7 shows the rate between genders of temp workers.

Graph 7 The rate of temporary workers according to gender



The Ministry of Internal Affairs
and Communications 2012

As this graph shows, female workers account for 70% of all temporary workers.

Aforementioned even if a woman is fortunate enough to get a full-time position, she will only earn 70% of her male counterpart and many female workers can't get full-time work¹⁶.

13 For wage disparities in Japan, see Masumi MORI, "*Nihon no Seisabetsu Chingin* (Wage disparities between Gender in Japan)", Yuhikaku, 2005.

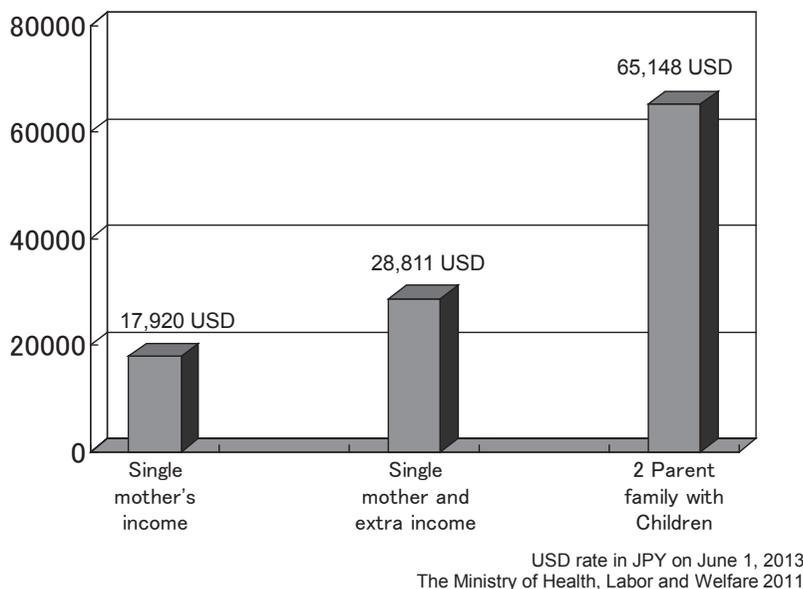
14 See the investigation of OECD, Figure 13.1, The Gender pay gap in "Closing the Gender Gap 2012". According to this investigation, on average, wages of female workers are 84% to those of male workers in OECD countries.

15 See supra. note 14. According to Figure 13.3, The price of motherhood is high across OECD countries, statistics on wage disparities between male and female full-time workers from 25 to 44 years old, having children under 16 years old, indicate that the average difference in wages is 78%, however, the difference in Japan is 39%. It is the largest wage disparity of all.

16 For disparities in labour between genders in Japan, see "*Josei to Roudou* (Women and Labour)", edition of Chisa FUJIWARA and Kazuyo YAMADA, Otsuki-shoten (2011)", Mutsuko ASAKURA, "*Roudou to Gender no Houritsugaku* (Jurisprudence in Labour and Gender)", Yuhikaku, 2000.

This social situation of working women directly affects the situation of single mothers. Because single mothers must work as she can't get husband's support. Now consequently how is the life of the mothers and children going?

Graph 8 Annual Income of Single Mothers and 2-Parent families with Children



The Graph 8 shows the annual income of single mothers and 2 parent family with children. And of these single mothers, divorced mothers account for 80%. In Japan, unmarried mothers are very few, less than 8% of all single mothers. Therefore, single mothers of this survey are made up mostly of divorced mothers.

The left bar shows the annual income of a working single mother. It is about 17,920 USD (US dollars). And the second bar shows the household income included extra income, for example family allowance.

However even if extra income is included, the total annual income of a single mother is merely 28,811 USD. Now how much is the average annual income of a 2 parents family with children? The right bar shows totals 65,148USD.

Comparing these amount, the annual income of a single mother is far less than half¹⁷.

As mentioned, single mothers are poor, which of course means that under the sole custody system without father's support, also their children are poor¹⁸. Considering the high educational costs in Japan, the fact that the children can't afford to get higher education means

17 For poverty of single mothers, see Osamu AOKI, "*Gendai Nihon no mienai Hinkon* (Invisible Poverty in modern Japan)", Akashi-shoten, 2003.

18 For poverty of children, see, Osamu AOKI, *Gendai no Hinkon to Fubyodo* (The modern poverty and Disparities), Akashi-shoten, 2007. Naomi YUASA, *Gendaikazoku to Kodomo no Hinkon* (Poverty of Children and Modern Family, in *Kodomo no Hinkon* (Poverty of Children), Akashi-shoten,

loss of opportunity in the future.

Moreover, the problem is not limited to economic issues. Problems extend to physical and psychological care, for example, educational and child-rearing issues. Especially in adolescent ages, there are many complicated and delicate problems. For example, in Japan there are serious problems with bullying at school¹⁹ and juvenile stay-at-home²⁰, that is students who refuse to go to school. However, mothers can't ask the father for help because of lack of personal contact with their ex-husband. Mothers must resolve these difficult problems on their own.

In short, sole custody brings disadvantages to children because children can't get appropriate or sufficient help from the other parent.

7. Conclusion

Aforementioned, Japanese law maintains a sole custody system after divorce. And in almost cases parental authority is granted to mothers. However many fathers don't pay child support, and aren't involved in their children's lives. As a result, only mothers assume responsibility for children. Owing to gender discrimination, mothers are forced into poverty. Mother's poverty brings their children into poverty under the sole custody system.

When gender discrimination exists in a system in which sole custody is granted mothers, children are likely to suffer many disadvantages. Therefore having mothers assume sole custody may not be beneficial to children. Therefore both parents must assume responsibility for their children jointly. For these reasons, I propose a joint custody system in Japan²¹. Parents must take Joint responsibility for their children. I believe that Japan needs to introduce a system of Joint Custody like the Italian system. Also, as mentioned earlier, a sanction system is needed to prevent poverty of children after divorce and to guarantee personal contact with both parents for the sound development of children.

本論文は、拓殖大学政治経済研究所・平成 24 年度研究助成の研究成果の一部である。

(原稿受付 2013 年 6 月 12 日)

19 For Bullying at school in Japan, see Yoji MORITA, “*Ijime no Kokusaihikaku Kenkyu* (The International Comparative Study on Bullying at school)”, Kaneko-shobo, 2001.

20 For Stay-at-home students in Japan, see Sohei IDE, “*Hikikomori no Shakaigaku* (The Sociology on Stay-at-home students)” Sekaishisousha, 2007. Yoji MORITA, *Futoukou gensho no Shakaigaku* (The Sociology on phenomenon of Stay-at-home students)” 2nd edit. Gakubunsha, 2005.

21 There has not been court decision which referred to Joint Custody in Japan. Following theories assert Joint Custody: Yoshiko INUBUSHI, “*Kazoku <Shakai to Hou>*” n.26,2010,p. 35. Noriko MIZUNO, “*Kazokuhou kaisei —Konin.Oyakohou Wo Chuushinni* (The reform of Family law)” Jurist,n.1384,2009, p. 4. Michihiro TANAKA, “*Shinkenhou no Rippoukadai* (The legislative problem of the law of parental right)”, Houritsu Jihou, NihonHyouronsha, vol.83, n.12,2011, p. 27.

機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討 (3)

——現実主義的国際秩序論の再検討 (下)——

阿部 松 盛

目 次

はじめに	
I. 国際社会システムの基本概念とシステム構造の変動メカニズム	
II. 国際社会システムにおける国際秩序	以上, 前々稿
III. 現実主義的国際秩序論の再検討	以下, 前稿
1. 現実主義パラダイム	
2. 現実主義パラダイムの社会システム論的認識	以上, 前稿
3. 現実主義的国際秩序論	以下, 本稿
4. 現実主義的国際秩序論の再検討	以上, 本稿
IV. 自由主義的国際秩序論の再検討	以下, 次稿
V. 新マルクス主義的国際秩序論の再検討	
VI. グローバル社会パラダイム国際秩序論の再検討	
結び	

はじめに

本稿を含む一連の論稿の目的は、これまでに拙稿において構築した国際秩序の分析枠組をもとに、現在の国際政治学における国際秩序論を再検討することである。その分析枠組とは、社会システム論の視点から国際社会を把握しようとするものであり、国際社会システムにおける機能的要件の維持と変更、およびシステム構造の安定と変動に重点を置いた分析枠組である。

現在の国際政治学における国際秩序論は、現実主義、自由主義、新マルクス主義などの学派によって視点が大きく異なっており、その結果、それぞれの議論は異なった独自の秩序要因に重点を置いた一面的な見方になっている。さらに、学派の内部において、同じ秩序要因にもとづいた議論でさえ、国際秩序が安定か不安定かの結論が異なっている。それゆえ、本論稿では、国際社会における秩序を一つの視点から捉えるのではなく、社会学的な分析アプローチであり、かつ複合的な分析を得意とする社会システム論的な視点を取り入れることによって、国際秩序をより多面的にかつ総合的に考察することを目的とする。

これまで、機能主義的社会システム論の国際社会への適用を試み、国際社会システムにおける機能的要件がどのように充足されているかを、またそれらが国際社会システムの構造の安定性を

維持する上でどのように機能しているのかを考察した⁽¹⁾。そして、国際社会システムにおいてシステム構造の変動を引き起こす要因、機能的要件が確定（変更また維持）される条件、システム維持構造が果たす機能、およびそのシステム構造の変動のメカニズムについて分析した⁽²⁾。

すなわち、前々稿⁽³⁾においては、これまで構築した国際秩序の分析枠組を提示し、そしてこれらの分析枠組にもとづいて、国際社会システムにおける戦争、平和、および国際秩序の概念やその要因を考察し、それぞれの状態における機能的要件とシステム構造の態様や変動過程を明確にすることによって機能主義的システム論における国際秩序の意味内容を確定していった。

本稿を含む一連の論稿においては、こうした分析概念や分析枠組を踏まえて、国際政治学における現実主義パラダイム、自由主義パラダイム、新マルクス主義パラダイム、さらにグローバル社会パラダイムにおける様々な国際秩序論の有効性や妥当性を再検討し、そしてそれらをもとに、国際秩序の複合的な諸条件を明らかにしていく予定である。

そして、前稿⁽⁴⁾および本稿において、現実主義的国際秩序論の再検討をおこなっている。まず、前稿においては、現実主義的国際秩序論の再検討の前段階として、この国際秩序論の基盤となっている現実主義パラダイムの特徴を明確にして、このパラダイムがグローバル化と国際的相互依存が進展する現在の国際社会において理論的妥当性を持つか否か社会システム論的に検討した。その結果、現実主義パラダイム自体は現実の国際社会を次第に反映しないものになりつつあるが、現実主義国際秩序論を再検討する上で問題がないという結論を得た。

さらに、本稿では、こうした結論をもとに現実主義的国際秩序論の再検討をおこなう。

はじめに、これまでの現実主義的国際秩序論を整理して、その特徴を明らかにする。その後、それらの国際秩序論について、社会システム論的な視点から、より統合的にまた複合的に再検討をおこなう。

III. 現実主義的国際秩序論の再検討

3. 現実主義パラダイムにおける国際秩序論

本節においては、現実主義的国際秩序論の有効性を社会システム論的に再検討するための準備として、従来の現実主義的国際秩序論の分類・整理し、それらの特徴や問題点を明かにしていく。

現実主義の多くの国際秩序論は、当然のごとく、現実主義パラダイムの特徴を強く反映している⁽⁵⁾。すなわち、現実主義的国際秩序論は、国家間関係および国際システムを認識するに際してパワー関係（パワー分布）にもとづいて認識し、また国際秩序を実現する手段としてパワーを重視するなど、パワー重視の立場で論じられている。そして、この国際秩序論の多くは、実現すべき国際秩序の内容についても、国家の安全保障や生存を重視する「安全保障重視」の立場で論じられている。

一般的に、国際政治学や国際関係論を分析する際に使用される分析モデルは、分析の対象を二国間（二者間）関係にするか、また国際社会システム（国際システム）全体にするかによって「二国間モデル（dyad model）」と「システム・モデル（system model）」とに区分できる。しかし、国際秩序論を論じるためには国際社会システム（国際システム）全体を論じる必要があり、二国間モデルでは不十分であるので、本稿においては「システム・モデル」を中心に議論する。

また、こうした分析モデルは、国際関係や国際政治を分析するに際して、国際社会システムの時間的な変化を考慮するかしないかによって「静態モデル（static model）」と「動態モデル（dynamic model）」とに区分できる。現実主義パラダイムの国際秩序論においては、静態モデルの国際秩序論として、勢力均衡論、単極安定論、双極安定論、多極安定論、双極・多極安定論、および覇権安定論などの秩序論がある。次に、動態モデルの国際秩序論として、パワー移行論、覇権循環論、覇権変動論、および動態的差異論などの秩序論がある。

このような現実主義パラダイムの国際秩序論を分析する前段階として、以下においてこれらの秩序論を概説するわけであるが、勢力均衡論は最も古くから存在する国際秩序論であり、非常に多義的で複雑な概念なので、一つの項を設けて詳細に解説をおこなう。また、単極安定論、双極安定論、多極安定論、双極・多極安定論は、国際システム内におけるパワーの分布状況である極に焦点を当てた国際秩序論であり、極システム安定論として一括できる。さらに、覇権安定論の多くは動態モデルであるパワー移行論、覇権循環論、覇権変動論のなかでこれらの一部として議論されているので、覇権安定論は動態モデルの国際秩序論のなかで解説する。

したがって、以下では、現実主義的国際秩序論を、勢力均衡論、極システム安定論、および動態モデルの三つに分けて解説する。

(1) 勢力均衡論

現在、勢力均衡論（balance of power theory）の発展形としてウォルト（Stephen M. Walt）の「脅威の均衡論（balance of threat theory）」⁽⁶⁾、またシュウエラー（Randall Schweller）の「利益の均衡論（balance of interests theory）」などがあるが⁽⁷⁾、本稿においては伝統的な勢力均衡論について論じる⁽⁸⁾。

勢力均衡という言葉は、国際政治や外交において多用されてきた言葉であり、また学問的な研究や分析の上でも重要な概念の一つである。しかし、同時に、この言葉は、非常に多義的な概念であり、様々な状況において様々な意味で使われてきたため、学問上でも多くの混乱をもたらしている。

ハース（Ernst B. Haas）は、これまで様々な使用されてきた勢力均衡という言葉の意味を、以下のように八通りに分類している⁽⁹⁾。

- (i) 単なる「パワーの分布（distribution of power）」
- (ii) 競合する二つまたは三つの集団の間の正確なパワーの平衡（equilibrium）」

- (iii) 自国に有利な幾分かのパワーの「優越 (hegemony)」
- (iv) 実現が望まれる牧歌的な世界としての「安定 (stability) と平和 (peace)」
- (v) 忌み嫌う世界の状況としての「不安定 (instability) と戦争 (war)」
- (vi) パワーの行使およびパワーを求めての闘争としての「パワー・ポリティクス」
- (vii) 国家間のパワーの競合によって自然にパワーの均衡が生じるという「歴史の普遍的法則 (universal law of history)」
- (viii) 他の国のパワーの拡大を阻止すべきという意識的で慎重な「政策形成の指針 (guide to policy-making)」, および各国がこの指針を共有して行動した場合に生まれる「覇権に対抗する同盟 (opposing alliance) としてのシステム」

また、ワイト (Martin Wight) も、勢力均衡について以下のような七つの意味で使用されてきたことを指摘している⁽¹⁰⁾。

- (i) いかなる国も他の国を危険に晒すほど優越していない状態 (state of affairs) としての「パワーの均等な分布 (an even distribution of power)」
- (ii) 「パワーは均等に分布すべき」という規範的な「原則 (principle)」
- (iii) 不均等に分布しているパワーの危険性を回避するために、「自分の側は力の余裕 (margin of strength) をもつべき」という政策的な「原則」
- (iv) 均等な分布とは限らない単なる「現在のパワーの分布 (the existing distribution of power)」
- (v) 特定の (均等なもしくは幾分か優越した) パワーの分布を維持しようとするある国の「特別な役割 (special role)」
- (vi) 「自動的に (automatically)」パワーの均等な分布を生み出すような国際政治の「内在的な傾向 (inherent tendency)」, または「国際政治の法則 (law of international politics)」
- (vii) 休止することなく絶えず揺れ動いている秤のような「パワーの終わりなき変動と再編 (endless shiftings and regroupings of power)」, またそのような「国際システムそれ自体」

上述したように、勢力均衡という言葉は非常に多義的な概念である。しかし、その内容の分類についてハースとワイトはかなり類似したものとなっている。それゆえ、彼らの分類をさらに整理すれば、勢力均衡という概念の内容は、次の五つに大きく分類できる。

- (a) 国際システムにおける特定の (均等なもしくは幾分か優越した) パワー分布という「状態」を表すもの
- (b) 国際システムにおける単なる「パワー分布」, 「パワー・ポリティクス」, また「国際システム」を言い換えただけのもの
- (c) 特定のパワー分布の実現を目指すべきだという対外政策における「指針や原則」を表すもの

- (d) 歴史や国際政治において、自然にまた自動的にパワーの均等が生じるという必然的「法則」を表すもの
- (e) 国際政治で展開される勢力均衡に対する「主観的評価」を表すもの

(a) には、ハースの (ii) と (iii) およびワイトの (i) が含まれる。(b) には、ハースの (i) と (vi) およびワイトの (iv) と (vii) が含まれる。(c) には、ハースの (viii) およびワイトの (ii) と (iii) と (v) が含まれる。(d) には、ハースの (vii) およびワイトの (vi) が含まれる。そして、(e) には、ハースの (iv) と (v) が含まれる。

本稿においては、勢力均衡論を国際秩序論として再検討することが目的である。それゆえ、秩序論としての勢力均衡論は、勢力均衡の状態を実現することで国家の安全や国際秩序が実現されることを論理的に説明するものでなければならない。

ところが、(b) は国際システムにおいて存在する単なるパワー分布やパワー・ポリティクスや国際システムそれ自体を意味しており、これは国際システムの一般的状況を言い換えただけに過ぎない。したがって、こうした意味での勢力均衡の概念は、国際秩序を実現する論理やダイナミズムを含んでおらず、国際秩序論として再検討するに値しない。

そして、(d) は勢力均衡を歴史の普遍的法則や国際政治の法則と捉えるわけであるが、やはりこの定義には以下で述べるように、問題がある。勢力均衡を実現するための手段として「自国のパワー（軍事力）の増強」および「他国との連携（同盟形成）」などがあるが、これらはいずれかの国家や政府が十分な外交的判断のもとに对外政策の一つとして遂行するものであり、国際社会において自然に生じるものでも、また自動的に作動するものでもない。

そして、勢力均衡を政策として実施する際、そこには国家や政府の意図と能力、すなわち国家が達成すべき目的としての利益が存在し、またそれを実現するための手段としてのパワーが必要とされる。まず、国家や政府は、勢力均衡政策を実施することに直接的また間接的に利益を見い出さなければ、そうした政策を実施しない。自国の安全保障やその他の国益が損なわれる可能性のある場合、またそうした利益が増大されると判断した場合、その国は勢力均衡政策を執る。逆に、ある国が、圧倒的なパワーを有する大国と連携した方が国益に適うと判断した場合、その国はこの大国に対して勢力均衡政策ではなく、シュウェラー (Randoll Schweller) の言う意味でのバンドワゴン政策⁽¹¹⁾をとることになるであろう。さらに、ある国家が大国のパワーの増大に対して勢力均衡の必要性を認識してその実現を図ろうとしても、他の国家がその必要性を認識しない場合は、同盟による勢力均衡は実現しないことになる。

他方で、勢力均衡政策を実施するためには、その国に財政力、経済力、軍事力、また外交力などの十分なパワーが必要である。自国に財政的・経済的余裕がなければ容易にパワーを拡大することはできず、また軍事力や外交力などの対外的影響力が十分になれば他国との同盟形成も簡単にはできない。すなわち、こうした勢力均衡を実現するためには十分なパワーが必要であり、

そうしたパワーを有するものは大国だけであり、中小国は容易に勢力均衡政策を実施できない。

このように、勢力均衡が実現されるためには、国際システム内の複数の国家の主体的な意図と能力が必要であり、それらが十分に存在しなければ勢力均衡は実現されない。すなわち、勢力均衡は国際システムにおいてルール化また制度化されているものではなく、自動的に作動するメカニズムではない。それゆえ、勢力均衡を歴史の普遍的法則や国際政治の法則と捉える (d) もまた、国際秩序論として再検討するに値しない。

また、勢力均衡に対する主観的評価を表すにすぎない (e) も、(b) と同様に国際秩序を実現する論理やダイナミズムを含んでおらず、国際秩序論として再検討するに値しない。

したがって、本稿においては、勢力均衡を (a) すなわち国際システムにおける特定の (均等なもしくは幾分か優越した) パワー分布の「状態」を表すもの、または (c) すなわち特定のパワー分布を目指すべきという政策の「指針や原則」を表すものとして理解する。

しかし、勢力均衡の概念が (a) と (c) に限定されたとしても、(a) にはハースの (ii) と (iii) およびワイトの (i) が含まれ、また (c) にはハースの (viii) およびワイトの (ii) と (iii) と (v) が含まれる。すなわち、この場合における特定のパワー分布の「状態」、また指針や原則の目指す特定のパワー分布の「状態」が、一義的ではない。このパワー分布の「状態」という言葉の示すものが、相手国との「均等」なパワーの分布であるのか、また相手国に幾分か「優越」するパワーの分布であるのか異なっている。

ところで、実際の国際政治において、ある国家の安全保障や外交上の自律性という国益を守るために、ある国と他国とのパワー分布において「均等」の状態を目指す方が良いのかまたは幾分か「優越」の状態を目指す方が良いのかは、その国の置かれた国際状況によって異なってくる。

すなわち、他の国のパワーが増大したとしても、その国に攻撃的・侵略的な意図がない場合には、自国のパワーがその国に対して「均等」であっても問題がないかもしれない。しかし、その国に攻撃的・侵略的な意図がある場合には、その国の意図を抑制するためにその国よりも「優越」する自国のパワーが必要となるかもしれない。このように、現実の国際政治においては、自国の安全保障を中心とした国益にとって望ましいパワー分布は、一つに限定されるものではなく、その国の置かれた状況によって変化する。

それゆえ、勢力均衡の目指す状態というのは、他の国が自国を脅かすほど大きなパワーを獲得することを阻止することのできるパワー分布であると考えべきであろう。このようなパワー分布には、国際状況の必要性に応じて「均等」なパワー分布も幾分か「優越」するパワー分布も含まれることになる。

また、上述したように、ワイトが「パワーの均等な分布」という場合も、パワーの量が等しいという意味ではなく、「どの国も他の国を危険に晒すほど優越していない状態」という意味で使っている。こうした意味での勢力均衡は、ブル (Hedley Bull) が言う「いかなる国家も、優越する地位におらず、他の諸国に対して自分勝手に命令することのできない状態」と同じものである⁽¹²⁾。

また、ジネス (Dina Zinnes) やシーハン (Michael J. Sheehan) は、「勢力均衡という世界の特徴を定義することに関してほとんど完全な合意」が示されていると考えている。そして、彼らも、勢力均衡とは「いかなる単一の国家もまた存在するいかなる同盟も『圧倒的な (overwhelming)』また『優越する (preponderant)』ほどのパワーを保有することのないようなシステム内の諸国間のパワーの特有な分布」であると主張する。さらに、ジネスが、勢力均衡にかんして「システム内の国家もしくは国家の同盟などのそれぞれの行為体のパワーがその他の総ての行為体の総体的なパワーを超えない限り」、「様々なパワーの分布が許容される」と主張するように、勢力均衡は多極システムだけではなく他の極システムにおいても成立しうると考えるべきであろう⁽¹³⁾。

このように考えれば、勢力均衡という概念に含まれる「状態」という言葉を「国際システムにおいてある国が他の国を脅かすほど優越していないパワー分布」もしくは「他の国が自国を脅かすほど大きなパワーを獲得することを阻止することのできるパワー分布」という「状態」と捉えてよいと思われる。

それゆえ、本稿においては、勢力均衡という概念を、こうした「状態」、およびそのような状態を目指す政策の「指針や原則」として理解する。そして、このような「状態」の実現を目指す政府の政策が「勢力均衡政策 (balance of power policy)」である。より具体的には、勢力均衡政策とは、自国のパワーの拡大や他国との同盟形成によって対抗勢力を構築して、パワーを拡大した国が他の国を危険に晒すことのないように牽制する政策である。また、こうした勢力均衡政策が国際システム内において展開されることによって、国際秩序が維持されるとする理論が「勢力均衡論 (balance of power theory)」である。

伝統的現実主義においては、勢力均衡こそが、近代国際システムのなかで国家がその生存 (主権と独立) を維持し、またこうした主権国家から成る国際システムの現状を維持していくことを可能とすると考えられてきた。

(2) 極システム安定論

現実主義的国際秩序である極システム安定論において、国際システム内におけるパワーの分布状況 (distribution of power) および極 (polar) は、国際システムを類型化する上で重要な理論的概念となっている。

ここで、「極 (polar)」とは、国際システムにおける「主要な行為体 (major actor)」であり、他の主要な行為体に対してかなりの独立性をもって行動し、それ自身が自らの主人であり、それがとり得る行動の幅広い選択肢を有している。主要な行為体は、単一の国民国家、すなわち大国 (major power) の場合もあるし、一つないし複数の大国が他の大小の同盟国との強固で一体的な同盟の場合もある。したがって、システムの極の数は大国の数と一致せず、同じになることもあれば、そうでない場合もある⁽¹⁴⁾。

このような「極」に視点を当てた極システム安定論の国際秩序論には、単極安定論、双極安定論、多極安定論、双極・多極安定論などがある。こうした国際秩序論のそれぞれについて、以下において簡単な説明と解説をおこなう。

① 単極安定論

単極安定論 (unipolar stability theory) とは、国際システムにおいて強力なパワーを有する国家 (国家集団) が一つだけ存在している場合、すなわち「単極システム (unipolar system)」となっている場合に、国際システムは安定しているという主張である。

ラセット (Bruce Russett) によれば、単極システムとは、他の総ての小国を支配する唯一の主要な行為体が存在するシステムである。そして、この行為体は一般には国家である⁽¹⁵⁾。そして、ハンチントン (Samuel P. Huntington) は、「単極システムには、一つの超大国 (superpower) だけが存在しており、主要な大国は存在しておらず、そして多くの小国が存在する。その結果、超大国が重要な国際問題を単独で効果的に解決でき、その他の国々がいかように連帯しても、超大国のそうした試みを阻止するパワーを持つことができない」と述べている⁽¹⁶⁾。

こうした単極システムについて、ウォルフォース (William C. Wohlforth) は、システムの安定性の問題を平和性 (peacefulness) と永続性 (durability) の点から考察している。そして、彼は、「現在の合衆国へのパワーの集中は前例のないほど明白で広範囲に及ぶため、他の諸国家はこれに対する対抗勢力を形成することは犠牲が大きくそして恐らく破滅的な冒険であるという予想を共有している」、そして「単極性は、過去の諸大国が直面していた二つの主要な問題、すなわち安全保障と威信の競争を最小化する」と述べて、単極システムの安定性が強いことを主張している⁽¹⁷⁾。

② 双極安定論

双極安定論 (bipolar stability theory) とは、国際システムにおいて強力なパワーを有する国家または国家集団が二つ存在している場合、すなわち「双極システム (bipolar system)」となっている場合に、国際システムは安定しているという主張である。

ハンチントンによれば、双極システムにおいては、「二つの超大国が存在し、それらの間の関係が国際政治の中心となる。それぞれの超大国は、同盟諸国との連携を支配し、そして同盟関係にない諸国への影響力を求めて他の超大国と競い合っている」⁽¹⁸⁾。

そして、ウォルツ (Kenneth N. Waltz) は、双極の世界においては、次のような四つの結びついた要因が、国際関係における暴力の抑制を促すと主張する⁽¹⁹⁾。

第1に、二つの世界大国 (world power) しか存在せず、両国と関わり合いのない周辺部 (periphery) が存在しない。このため、世界大国の一方の損失が容易に他方の国の利得となる。両国は世界の総ての出来事に対して競合的な利害を有し、相互に連鎖的な対応を引き起こす。

第2に、両国間の競争の激しさの増大とともに、競争の領域の範囲が拡大する。そして、世界の均衡を乱す総ての変化に関心を持ち、そしてそれらへの対応の努力が必要と見なされ、国内外におけるあらゆる変化が重要なものと考えられる。

第3に、両国間には、ほとんど絶え間のないプレッシャーが存在し、そして危機が再発する。それゆえ、主要な競争相手であり、そして最も防衛的な国家である両国による注意が危機に注がれる。そして、注意、節度、および危機の管理が、明白で最大の重要性を持つようになる。

第4に、両国が卓越したパワーを有していることである。その結果、二つの主要な競争者の絶えざる努力、すなわち危機に対する注意と管理が、両国の卓越したパワーと結びつくことによって、双極システムにおいて生じた政治的、軍事的、また経済的な革命的变化を包摂しそして吸収する著しい能力を生み出している。

さらに、ウォルツは、双極システムについて、「ロシア（ソ連）とアメリカは軍事的には主に自国自身に頼っている。彼らは、同盟国の能力に依存する『対外的』手段ではなく、自分自身の能力に依存する『対内的』手段によって、互いに均衡している。対内的手段による均衡は、対外的手段による均衡よりも信頼できかつ正確である。国家は、敵対する連合の力と信頼性を誤って判断する可能性は高くとも、自国の関係する力を誤って判断する可能性は少ない。不確実性と誤算は、国家を適度に警戒的にさせそして平和の機会を促進するよりも、戦争の原因となる。双極世界においては、不確実性は減少し、そして計算は容易となる」と述べて、双極システムの安定性を主張している⁽²⁰⁾。

上述した要因によって、双極システムにおいては、お互いが相手に対して、常に関心を集中させていられるので、誤認とか誤算から戦争を引き起こすことは少なくなると、ウォルツは主張する。

③ 多極安定論

多極安定論 (multipolar stability theory) とは、国際システムにおいて強力なパワーを有する国家 (国家集団) が数多く存在している場合、すなわち「多極システム (multipolar system)」となっている場合に、国際システムは安定しているという主張である。

多極システムにおいては、「同等の力を持ついくつかの大国が存在し、これらは変化する状況のなかで互いに協調し、そして競い合う。そこで、諸大国の連携が重要な国際問題を解決するために必要とされる」。ヨーロッパの国際政治は、この数世紀にわたってこのモデルに近いものであった⁽²¹⁾。

ドイッチュ (Karl Deutsch) とシンガー (J. David Singer) は、以下のような論拠によって多極システムの安定性を主張した⁽²²⁾。

第1に、独立した行為体 (independent actor) の数が増えれば、それらの間の相互作用の機会 (interaction opportunity) が増加する。それによって、同盟を組むパートナーの数が多い

ので、どこかの国が強大になってきても、柔軟に同盟を形成して、それに対抗し、戦争に至ることを防止できる。

第2に、独立した行為体の数が増えれば、ある国が他の国に集中する注意の割合 (share of attention) が必然的に減少する。このような状況は、ある国は他の多くの国々に対外的注意を振り向けることとなり、ある国が対立また警戒する特定の国にだけ注意を向けることができなくなる。そして、ある国が武力紛争を始めるために最小限の対外的注意 (critical attention ratio) 必要とされるが、こうした対外的注意を対立また警戒する特定の国に向けることができなくなる。

第3に、双極システムの場合は、敵対的な二国間関係にあるので、紛争拡大のリチャードソン・モデルのような軍備拡張競争が起こりやすいのに対し、多極システムであれば、第3国との対抗勢力の形成も可能であり、特定の相手との報復的な軍拡競争に集中する必要性も少なくなり、軍拡競争が起こりにくい。

ドイッチュとシンガーは、以上のように、多極システムにおいては、国家間の相互作用の機会が増大した複雑化するため、国家間の利害関係が錯綜した対立関係が分散することとなり、戦争の可能性が減少すると主張する。

④ 双・多極安定論

双・多極安定論 (bi-multipolar stability theory) とは、国際システムにおいて強力なパワーを有する国家が二つ存在し、同時に、それらよりもパワーの劣る複数の諸国が存在している場合、すなわち「双・多極システム (bi-multipolar system)」となっている場合に、国際システムは安定しているという主張である。

ローズクランズ (Richard N. Rosecrance) は、双極を構成する二つの大国を双極大国 (bipolar powers)、多極を構成する他の中小諸国を多極諸国 (multipolar states) と呼び、部分的に競争 (対立) と協調が併存する双・多極システムの安定性を以下のように主張している。

双極大国の間の関係は、多極諸国間の紛争およびそれらによる双極大国への挑戦を抑制しようとする点において協調的である。同時に、双極大国の間の関係は、一方の双極大国が軍事的優位性および多極諸国との関係における優位性を獲得することを他方の双極大国が阻止しようとする点において競争的である。

そして、多極諸国同士も同様に相反する利害関係を持っている。すなわち、多極諸国は、国家的な視点や立場から互いに対立し、また、双極大国から軍事的保障や経済的支援を獲得しようとする点において互いに競争的である。逆に、多極諸国は、双極大国の野心や侵略に抵抗するという点で共通の利益がある⁽²³⁾。

このように、双・多極システムにおいては、双極大国の間で、また多極諸国の間で、また双極大国と多極諸国との間で、それぞれが互いに牽制し合うために、双極大国の間の、多極諸国の間、また双極大国と多極諸国との間の紛争が抑制される。

このため、双・多極システムにおいては、紛争の発生の可能性 (probability) は、多極システムにおけるよりも小さくなり、また双極システムにおけるよりも大きくなる。他方で、紛争の結果 (result) の激しさは、双極システムにおけるよりも小さくなり、また多極システムにおけるよりも大きくなる。その結果、紛争の発生の可能性および結果の激しさの両方を考慮するなら、双・多極システムにおいては双極システムや多極システムにおけるよりも、国際システム内における暴力の総量をはるかに少なくなっている⁽²⁴⁾。

以上のように、ローズクランスは、双・多極システムが双極システムや多極システムよりも安定しているという双・多極安定論を唱えている。

ここまで概観したように、極システム安定論の多くは、「極」というパワー構造に焦点を当てていながら、システムの構造や機能の分析を十分におこなってはいない。

ウォルフォースは単極システムの安定性を主張しているが、彼の理論は、「単極システム」という概念を用いていながら、システム構造論というよりも現状分析的また歴史分析的である。ウォルツが主張する双極システム安定論も、やはり国際社会システムにおける「極」というパワー構造にかかわる概念を用いていながら、システム構造論というよりも国家間の対外政策形成過程における心理的要因に焦点を当てた政策決定論的な側面を色濃く持っている。ドイッチュとシンガーは多極システムの安定性を主張するが、彼らの理論も、ウォルツと同様に対外政策形成過程における心理的要因に焦点を当てた政策決定論的な側面を色濃く持っている。

ローズクランスは双・多極安定論を唱えている。たしかに、双・多極システムにおいては、紛争の発生の可能性は多極システムよりも小さくなり、また紛争の結果の激しさは双極システムよりも小さくなる可能性が高い。しかし逆に、双・多極システムにおいては、紛争の発生の可能性は双極システムよりも大きくなり、また紛争の結果の激しさは多極システムよりも大きくなる可能性がある。それゆえ、双・多極システムにおいて紛争が発生した場合に、この二つの特徴の何れが大きく現れるかについては、すなわち国際システム内における暴力の総量が他の極システムよりも大きくなるかまた小さくなる関係については、十分に説得力のある議論がなされていない。そして、彼の理論も、双極安定論と多極安定論の主張をそのまま利用して、折衷したものであり、システムの構造や機能の分析が十分になされてはいない。

このように、極システム安定論の多くは、「極」というパワー構造に焦点を当てていながら、システムの構造や機能の分析を十分におこなってはならず、国際社会システムに融ける安定性や秩序を考える上で不十分なままである。

(3) 動態モデルの国際秩序論

動態モデルの現実主義的国際秩序論には、「パワー移行論」、「覇権変動論」、「覇権循環論」、および「パワーの動態的差異論」などがある。これらの理論は、国際社会システムにおけるパワー・

バランスの変動で国際秩序のあり方が変化すると主張する点で共通している。また、これらは、強力なパワーを有する支配的国家が存在して、国際システム内のパワー分布に格差があった方が国際システムは安定すると主張する。逆に、対立する国家間や勢力間のパワー関係が対等になると、戦争が発生する可能性が高まると主張している。そして、前述したように、これらの理論は、覇権安定論の立場もとっている。覇権安定論 (hegemonic stability theory) とは、卓越する力と支配の正統性を有する覇権国が存在し、国際システムの管理能力を有する場合に、国際システムは安定するという主張である。

こうした覇権安定論を主張する研究者として、オーガンスキー (A.F.K. Organski)、モデルスキー (George Modelski)、およびギルピン (Robert Gilpin) などがある。彼らは、それぞれ動態論であるパワー移行論、覇権循環論、および覇権変動論の一部として覇権安定論を主張している。

① パワー移行論

オーガンスキー (A.F.K. Organski) が主張するパワー移行論 (power transition theory) とは、以下のような内容である。

オーガンスキーによれば、現代は、「パワーの移行 (power transition)」の時代であり、「とりわけ世界的ではあるが不均等な工業化の進展によって引き起こされた国家のパワーの大規模で突然のシフト」によって特徴づけられていた。

すなわち、現代は、産業革命によって諸国の人口、政治組織、および産業力が急速に変化する時代であった。それも、総ての国家が工業化を同時に経験するのではなく、工業化は不均等に世界に拡大していった。それぞれの国家において工業化が進むにつれて、富と産業力、人口、および政府組織の効率性が同時に増大する。これらの三つは国家のパワーの重要な決定要因であるので、工業化によるそれらの増大は不可避免的に国家のパワーの大きな増大をもたらす⁽²⁵⁾。

それぞれの国家が経験するパワーの移行は、次の三つの段階に分類できる。第1は、「潜在的パワーの段階 (the stage of potential power)」である。この段階では国家がはまだ工業化されておらず、そうした国家のパワーは変化することなく弱体であり、後の工業国と比べてそれほど大きなパワーを有していない。第2は、「パワーの移行的成長の段階 (the stage of transitional growth in power)」である。この段階では、国家の工業化が進み、他の工業化されていない国家と比べてその国家のパワーが非常に急速に増大する。第3は、「パワーの成熟段階 (the stage of power maturity)」である。この段階では、国家は十分に工業化され、国家は富の点では成長し続けるが、これから段階に到達しつつある他の国家と比べてパワーの点では衰退し始める⁽²⁶⁾。

そして、オーガンスキーは、こうした諸国のパワーの移行が、近・現代の国際秩序の変動や大戦争の発生の主要な要因になると主張し、国際社会の平和と戦争のメカニズムを次の様に説明する。

支配的国家 (dominant nation) は、世界で最も強力な国家であり、現在の主要な国際秩序を

管理している。すなわち、支配的国家は、「そのパワーによって、現存の世界秩序を確立し、その国際秩序から多くの利益を享受し、この好ましい現状 (status quo) に満足している国家」である。この支配的国家は国際秩序の頂点にたち、この秩序には、普通は強力で現状に満足している他の大国、および弱体で現状に満足しているまたは弱くて現状に不満である小国と従属国が含まれる。他方で、現存の国際秩序に不満をもちこれを転換しようと求める他の強力な国家、すなわち挑戦国 (challenger) が存在する。この国は、「覇権国よりも遅くに工業化され、発展が遅れたために相応の利益配分を受けることができない」ので、現存の国際秩序に不満を持っている⁽²⁷⁾。

こうした「強力で現状に満足する支配的国家とその同盟諸国が挑戦国とその同盟諸国に対して圧倒的なパワーの優位性を有している」とき、すなわち現状を支持する諸国のパワーが非常に強力で、それらに対するいかなる軍事的挑戦も成功しないと思われるとき、平和が維持される可能性が最も高い。

しかしながら、挑戦国が、現存の国際秩序から相応な利益配分を受けることができず同様に不満を持っている諸国と同盟を結び、増大した自国のパワーに見合った新たな利益と地位を確立しようと求める。挑戦国は、そのパワーの急速な拡大のため、支配的国家にパワーの点ですぐに対等となり、さらにそれを勝ることができると考えてしまう。その結果、その戦争は挑戦国によって始められる。そして、「現状に不満な挑戦国とその同盟諸国のパワーが、現状を支持する支配的国家とその同盟諸国のパワーに近づき始める」とき、戦争は最も起こる可能性が高くなる⁽²⁸⁾。

以上のように、パワー移行論においては、世界的な工業化の不均等な拡大によって国家のパワーの大規模で突然のシフトが引き起こされ、現状に不満な挑戦国のパワーが現状を支持する支配的国家のパワーに近づき始めるとき、戦争が起こる可能性が高くなると主張される。

こうしたオーガンスキーのパワー移行論は、国際政治 (国際秩序) の変動と国際経済の変動とを、すなわち国家間の戦争の問題と世界の工業化の問題とを結びつけた非常に独創性のある理論である。また、オーガンスキーは、政治や経済を結びつけた歴史的な分析をおこなっていると同時に、国際システムの構造的な分析をそれなりにおこなっている。そして、この理論は、覇権循環論や覇権変動論という他の動態論のなかに実質的に組み込まれており、覇権安定論の先駆けとなっている。

② 覇権循環論 (世界指導力の長期循環論)

新現実主義の立場に立つジョージ・モデルスキー (George Modelski) は、世界指導力の長期循環論 (theory of the long cycles of world leadership) のなかで、グローバル政治システムにおける世界大国やグローバル戦争という概念を用いて、世界政治においては長期的で規則的なパターンが存在すると主張している⁽²⁹⁾。

モデルスキーによれば、国際社会には、中央集権的ではないが、「グローバルな問題や関係を管理するための機構や制度、もしくはグローバルな相互依存の管理のための構造」としての「グ

ローバル政治システム (global political system)」が存在する。

このシステムにおいて唯一の支配的な存在である「世界大国 (world power)」が、この「グローバル政治システムを管理し、グローバルな相互依存関係における秩序を独占的に」もたらす。モデルスキーの言う世界大国とは、覇権安定論において一般的に言われる覇権国である。世界大国がこの強大な力によってシステムの管理能力を有しているときに国際秩序は維持され、また世界大国のそうした力が衰えてシステムの管理能力を失ったときには国際秩序は崩壊する⁽³⁰⁾。

そして、世界大国の強大な力が衰えてシステムの管理能力を失ったときには国際秩序は崩壊し、「グローバル戦争 (global war)」が発生する。グローバル戦争とは、「グローバル政治システムの構造を決定する紛争であり、広範囲で一世代にもおよび、新たな世界秩序を生み出すもの」である。すなわち、このグローバル戦争の勝者のなかから、新たな世界大国が出現し、グローバル政治システムの新たな関係や秩序を構築していく⁽³¹⁾。

モデルスキーによれば、1500 頃にグローバル政治システムが形成され、それ以来、イタリア戦争 (1494～1516) とインド洋戦争 (1509) に勝利した「ポルトガル」、スペイン (オランダ独立) 戦争 (1580～1609) に勝利した「オランダ」、フランス (ルイ 14 世) 戦争 (1688～1713) に勝利した「第 1 次イギリス」、フランス革命戦争とナポレオン戦争 (1792～1815) に勝利した「第 2 次イギリス」、ドイツ戦争 (1914～18, 1939～45) と日本戦争 (1941～45) に勝利した「アメリカ」という五つの世界大国が出現した。これらの世界大国の盛衰にしたがって、約 100～120 年を一周期とする 5 回にわたって長期循環 (long cycles) が生じた⁽³²⁾。

そして、一つの循環は、以下に述べるような、各局面が 25 年～30 年の四つの局面から構成され、過去における全てのサイクルが同じパターンを繰り返している⁽³³⁾。

第 1 は、「グローバル戦争」局面であり、世界大国の地位の継承を巡って、グローバル政治システム内で激しい闘争が展開される時期である。この時期に、グローバル戦争を実力で勝ち抜いて、新たな世界大国が登場する。この時期には、グローバル政治システムが混乱しているため、グローバルな秩序に対する大きな需要があり、世界大国は新たな秩序の形成を始める。

第 2 は、「世界大国」局面であり、世界大国の力によってグローバル政治システムにおける秩序が構築・維持される時期である。この時期には、世界大国によるグローバルな支配とその正当性が確立される。この時期には、システム内のパワーは世界大国に集中している。この時期には、システム内におけるグローバルな秩序の供給は最大となる。

第 3 は、「非正当化 (delegitimation)」局面であり、世界大国のグローバル政治システムにおける支配の正当性が衰え始める時期である。この時期には、世界大国の優越的地位に対して他国から異議が唱えられる。この時期には、世界大国のパワーが相対的に低下し始め、秩序の低下が始まる。

第 4 は、「分散化 (deconcentration)」局面であり、グローバル政治システム内のパワーが世界大国から他の諸国に分散し、大国間の寡占的競争状況となる時期である。この時期には、世界

大国はその優越的力を喪失し、それに対する挑戦国や次の世界大国が台頭し始める。この時期には、グローバル政治システムにおける秩序は大きく崩れ、最終的にはグローバル戦争へ至る。

このようにモデルスキーは、近代以降のグローバル政治システムにおいて、グローバル戦争の発生と世界大国の盛衰が100年周期のパターンで存在することを指摘し、さらに世界大国の盛衰がグローバル政治システムの秩序と無秩序の交替に対応していると主張した。国際システム内において、強大なパワーによってシステムを管理する覇権国が存在するとき国際秩序が安定すると主張しており、覇権安定論の立場をとっている。

このモデルスキーの覇権循環論は、マクロ的な視点から過去数世紀に及ぶ長期的な歴史的な分析をおこなっている。それと同時に、社会システム論ほどではないが、国際システムの全体構造を分析している。

③ 覇権変動論

ロバート・ギルピン (Robert Gilpin) の覇権変動論は、経済学の費用・便益分析やシステム論の構造分析の手法を用いて、覇権国の存在と国際政治システムの安定や変動との間の関係をマクロ的かつ歴史的に解明しようとしたものであり、以下のような内容となっている。

ギルピンは、経済学の合理的選択モデルを国際政治システムにおける国家行動に適用して、国家行動（とりわけ覇権国や大国の行動）に関する五つの仮説を提示している⁽³⁴⁾。

- (i) もし、いかなる国家も国際システムの変更を企てることに利益を得ると確信しないならば、国際システムは安定している、すなわち均衡状態にある。
- (ii) もし、国家の期待利益が期待費用を上まわるならば、すなわち期待純益が有るならば、国家は国際システムの変更を企てるであろう。
- (iii) 国家は、さらなる国際システムの変更の限界費用が限界利益と等しくなるか、またそれより大きくなるまで、領土的・政治的・経済的膨張を通じて、国際システムの変更を求めるであろう。
- (iv) さらなる変更と膨張の費用と利益の間に均衡が一度達成したならば、現状を維持する経済的費用は現状を支える経済的能力よりも急速に増大する傾向がある。
- (v) もし、国際システムにおける費用と利益の不均衡が解決されないならば、このシステムは変更が促され、パワーの再分布を反映した新たな均衡が確立されるであろう。

このように、国家は、国際システムを変更することによって得られる期待利益が期待費用を上回るようになった場合、国際システムの変更を企てる。また、国家は、こうした限界費用が限界利益を上回るまで、国際システムの変更を目指す。

そして、ギルピンは、国家の一般的傾向を上のように規定した後に、国際システム全体の変動のメカニズムを次のように説明する⁽³⁵⁾。

ギルピンは、国際政治は国内政治と比較してアナーキー状態にあると一般に言われるが、国際

システムにも「管理の形態 (a form of control)」が存在すると主張する。国際システムの管理もしくは支配は、次の三つの要素にもとづいている。第一の要素は、国家間の「パワーの分布 (distribution of power)」であり、国際システムにおける国家間の相互作用の過程を規定する。第二の要因は、この分布にもとづいて構築された「威信の階層 (hierarchy of prestige)」である。この威信とは、諸国家のパワーに対する他の国家による評価であり、日常的な政治過程においてパワーの実際の行使にかわって重要な役割を果たす。第三の要素は、「権利とルールの集合 (a set of rights and rules)」である。そして、これらのセットが、外交・戦争・経済などの領域における国家間の相互作用を支配し、国家間の支配関係や利益配分を決定する。

ギルピンは、この国際システムの管理または支配形態の内部の矛盾や乖離から、次のような四つの段階を経過してシステム変動が生じると主張する⁽³⁶⁾。

始めの段階は、「均衡状態にあるシステム (System in state of equilibrium)」という段階である。この状態においては、国際システムにおける現存のパワー分布、威信の階層、システムの権利とルールの集合などの現存の管理の形態は、現在の主要な国家の利益と支配的關係を反映している。均衡状態においては、多くの強力な国家が現存の制度に満足しており、いかなる強力な国家もシステムの変更における期待費用に見合う期待利益が生み出されないと考え、そしてシステムの変更を企てない。

第2段階は、「システムにおけるパワーの再配分 (redistribution of power in system)」という段階である。この段階では、国際システムにおける国家間のパワーの不均等成長 (differential growth of power) が、システムにおけるパワーの根本的な再分布を引き起こす。こうしたパワーの再分布は、国家が国際システムを変更することで得られる期待利益を増大させ、また変更のための期待費用を低下させる。

第3段階は、「システムの不均衡 (disequilibrium of system)」という段階である。この段階では、国際システムにおける新たなパワーの分布と従来の支配的国家の利益を反映している管理の形態の他の構成要素 (威信の階層、権利とルールの集合など) との間に乖離が生じ、システムが不均衡となる。

第4段階は、「システムの危機の解決 (resolution of systemic crisis)」という段階である。この段階では、国際システムにおける新しいパワー分布にもとづいた管理の形態を確立することが要求されるため、国際システムの危機となる。この危機の解決には、システムの不均衡の平和的な調整という解決も可能である。しかし、歴史的には、国際システムをどの国が管理するかを決定する覇権戦争 (hegemonic war) が、主要な解決のメカニズムであった。

このように、ギルピンは、国際システムにおけるパワーの分布 (パワー構造) と管理の形態の他の要素 (利益配分の構造) との矛盾から、すなわち国際システムにおける管理の形態の内部の矛盾からシステム変動が生じると主張する。

もちろん、この国際システムの変動過程において重要な役割を演じるのは、そのときの覇権国

であり、またその後の覇権国となる強力な大国である。覇権国は、「自国の安全保障と経済的利益の観点から政治的、領土的、とりわけ経済的関係を、始めはヨーロッパにおいて次にグローバルな規模で組織化」した。覇権国が構築する国際秩序は、自国の利益となるだけでなく、国際政治・経済の現状維持を望みまたそれを利用できる諸国にも利益となる。ある意味では、覇権国はグローバルな安全保障や国際経済（自由貿易）体制など国際的な公共財を提供し、こうした実績によってリーダーシップの正当性を獲得している⁽³⁷⁾。

そして、こうした強大な力を有する覇権国が存在するとき、他の諸国は覇権国の築いた秩序やリーダーシップに従うため、国際政治システムの安定がもたらされる。ところが、覇権国は、国際公共財たる国際秩序を維持するためのコストを単独で負担する傾向があり、また他の大国の力の相対的増大によって、覇権の確立から時が経つにつれて覇権国の力の優位は必然的に揺らいでいくことになる。そして、覇権国の力が衰退して国際秩序を維持する能力を失った場合、挑戦国や他の大国が自国の利益を追求し始め、国際政治システムは不安定となり、次の覇権国の地位を求めて大国間に覇権戦争が起こる。そして、この覇権戦争の結果、新たに誕生した覇権国が新たな国際秩序を形成する。産業革命以降、19世紀のイギリスと20世紀のアメリカが覇権国として登場し、パクス・ブリタニカと（Pax Britannica）パクス・アメリカーナ（Pax Americana）という国際システムを提供した⁽³⁸⁾。

以上のように、ギルピンは、他の覇権安定論と同様に、近代における国際秩序の変動を覇権国の交替の歴史と捉える。すなわち、覇権国が強大な軍事力・経済力・支配の正統性にもとづく国際システムの管理能力を有する時には、国際システムは安定し、逆に、覇権国がこのような能力を喪失する時には、覇権システム構造が崩壊するため、国際システムが不安定となり、国際秩序が失われていく。

④パワーの動的差異論

コーブランド（Dale C. Copeland）は、軍事的に衰退過程にある有力な大国は、軍事的パワー低下の程度が深刻で、そのパワー回復の望みが薄い場合、戦争に陥る恐れのある強硬政策や危険な政策を選択する傾向にあると主張する。コーブランドは、その「動的差異論（dynamic differentials theory）」においてパワーの差異（power differentials）、極性（polarity）、および低下するパワーの趨勢（declining power trends）について以下のように述べている⁽³⁹⁾。

まず、「パワーの差異」に関するコーブランドの主張は、国家が他国の将来の意図が不確実なままでも合理的に安全保障を求めるアクターであると仮定するならば、有力であるが衰退しつつある軍事的な大国こそが大戦争を始める可能性が最も高いということである。大戦争は多額の費用がかかりまた国家の生存を危機に晒すので、戦争を始める国は有力な軍事的な大国である可能性が非常に高い。他方で、小さな軍事力しか有しない国家は国際システムを相手にする能力に欠けている⁽⁴⁰⁾。

力を拡大している大国は、待つことによって、勝利する可能性が高くそして費用のかからない状態で、後になって攻撃することが可能となる。それゆえ、どんな大国にとっても、今もなお力が拡大している間に大戦争を始めることは、非合理的である。関係国が合理性という要求に従うとするならば、総ての大戦争は「予防戦争」のはずであると、コーブランドは主張する⁽⁴¹⁾。

次に、「極性」に関するコーブランドの主張は、有力な国家に対する国際システムの制約は、二極システムと多極システムとでは異なるということである。

多極（システム）においては、衰退する（有力な）国家がかなりの程度の軍事的優位性を有しているときにだけ、大戦争の可能性はある。しかしながら、二極（システム）においては、衰退する（有力な）国家は、おおよそ軍事的に対等である時でさえ、さらに劣位にあるときでさえ、攻撃することがあり得る⁽⁴²⁾。多極システムにおいては、総ての国家が軍事力の点で相対的に対等ならば、いかなる国家も国際システムに対する覇権を獲得しようとしにくい可能性が高い。すなわち、多極（システム）においては、衰退する国家または興隆する国家が覇権を目指した場合、これに対抗する連合（同盟）が形成されるので、ある国家が他のいずれの国家に対しても軍事力の点で明らかに優位する時にのみ、その国は覇権戦争を始めることを検討する⁽⁴³⁾。

他方で、双極システムにおいては、予防戦争は、諸国家がほぼ対等なときでさえ、起こり得る。すなわち、双極システムにおいては、強力な第3極が存在しないため、戦争に勝利した後の敵対勢力がなく、また覇権の追求に対する対抗連合（同盟）が形成されにくいので、劣位にある国家でさえ、急激に没落する際には、大戦争を始めることがあると、コーブランドは主張する⁽⁴⁴⁾。

このように、多極（システム）においては、各大国のパワーが対等であることが、システムの安定をもたらす可能性が高い。他方で、二極（システム）においては、大国のいずれかが自国を衰退していると認識するとき、非常に不安定となる可能性が高い⁽⁴⁵⁾。

最後に、「低下するパワーの趨勢」に関する彼の主張は以下のようなものである。大戦争の可能性は衰退が深刻であると同時に不可避的であると見なされるときに増大する。それゆえ、軍事的衰退の深刻さ（depth of decline）および衰退の不可避性（inevitability of decline）を決定する上で、総合的な経済的パワーおよび潜在的パワーの程度と趨勢が重要であるので、これらのパワーの二つの形態の考察が必要である⁽⁴⁶⁾。

双極システムであろうと多極システムであろうと、軍事的優位性をもつが衰えつつある国家でも、他の二つのパワーの側面（経済的および潜在的パワー）において優位な立場にありかつ成長している国家は、自国の衰退について心配する可能性がない。結局、その経済的および潜在的パワーが増大しているならば、この国家は、将来、軍備により多く支出することによって、低下しつつある軍事力の趨勢を逆転させることができるであろう⁽⁴⁷⁾。

しかしながら、軍事的パワーの優位性をもつが経済的および潜在的パワーにおいて劣位にある国家は、ひとたびその軍事パワーが衰え始めたならば、さらなる衰退は不可避的で深刻なものであろうと確信する可能性がある。相対的な経済的および潜在的パワーの趨勢が下向きであるなら

ば、この可能性はとりわけ大きい⁽⁴⁸⁾。

双極システムにおいても多極システムにおいても、衰退する国家こそが戦争を始める。

不可避的で深刻な衰退の予測が確実であればあるほど、その国家は、単に安全保障上の理由によって予防戦争を始める可能性が高くなると、コーブランドは主張する⁽⁴⁹⁾。

以上のように、パワーの動態的差異論によれば、これまで有力であったが衰退し始めた軍事大国が、双極システムのなかにあつた場合、その経済的・潜在的パワーの衰退が著しいと認識したときに予防戦争を起こす可能性が高いと主張される。

この理論においては、戦争を始める主体、戦争の起こりやすいパワーの分布、および戦争の主体が戦争を始める時期などの戦争が始まる条件が、かなり明確にされている。

たしかに、軍事大国が戦争をおこす可能性は高いと思われる。しかし、第1次世界大戦や第2次世界大戦が、多極システムにおいて生じ、またドイツのような軍事力が増大していた国家によって引き起こされた。そして、冷戦のような双極システムにおいて、大戦争は生じなかった。こうした過去の歴史を見れば、多極システムよりも双極システムの方が戦争が起こる可能性がどうして高くなるのか、また国家のパワーの衰退が著しいときに予防戦争をおこす可能性がどうして高くなるのかについては、コーブランドの説明に説得力があるとは思われない。コーブランドのこうした問題点については、次節で詳しく再検討する。

(4) 現実主義的国際秩序論の分類の問題点

本項においては、現実主義的国際秩序論を社会システム論的に再検討するための準備として、従来の現実主義的国際秩序論における認識や理解の仕方の混乱について指摘する。

国際政治学における国際秩序論に関する研究のなかで、異なった国際秩序論が混同して認識されそして同じ国際秩序論として議論されている。さらに、誤った認識や前提にもとづいて歴史的データが収集され、またそれをもとに実証研究がなされている。それゆえ、こうした混同されている国際秩序論の相違を明確にして、国際秩序の問題が考察される必要があり、また実証研究もなされる必要がある。以下において、こうした現実主義的国際秩序論の混同について明確にする。

① 勢力均衡論と多極システム安定論との混同

現実主義の国際秩序論における混同の一つは、「勢力均衡論」と「多極システム安定論」との混同である。国際政治学における多くの研究において、「多極システム」であることを前提として「勢力均衡論」が議論されている。

本節の(1)項で考察したように、勢力均衡は、「国際システムにおいてある国が他の国を脅かすほど優越していないパワー分布の状態」、およびそうした状態を目指す政策の「指針や原則」である。このような「状態」の実現を目指す政府の政策が、「勢力均衡政策 (balance of power policy)」である。具体的には、パワーを拡大した国が他の国を危険に晒すことのないように、自

国のパワーの拡大や他国との同盟形成などによって対抗勢力を構築することを通じて、パワーを拡大した国を牽制する政策である。そして、勢力均衡システムは、こうした勢力均衡政策がシステム内の諸国家によって実施されている国際システムである。さらに、勢力均衡論は、こうしたパワー分布の状態が作り出されることで、またそうした状態の実現を目指す政策がとられることで国際システムが安定すると主張するものである。この状態を実現するためには、能力を持った国家が意図的に均衡政策を遂行する必要がある。

これに対して、本節の(2)項で考察したように、多極システム安定論において取り上げられる「多極システム」は、そのシステム内に強力なパワーを有する力の中心(国家)が多数存在するような国際システムである。そして「多極システム」を初めとする「極システム」という認識は、国際システム内の極の数、すなわち、あるパワー分布の状態に焦点を当てたものである。そして、多極安定論は、国際システム内の多極というパワー分布の状態そのものが国際システムに安定性をもたらすと主張するものである。また、同時に、多極安定論は、この多極システムが双極システムよりも国際システムとして安定していると主張するものである。

勢力均衡論が多極システム安定論と同じものと誤解されている原因は、勢力均衡の歴史的代表例、また成功例として、近代ヨーロッパにおける勢力均衡が多くの研究者によって取り上げられていることに起因していると思われる⁽⁵⁰⁾。

ヨーロッパの協調(Concert of Europe)と言われる近代ヨーロッパにおける勢力均衡は、イギリス、フランス、オーストリア、ロシア、プロシアなどの複数の大国の間で展開され、これらの大国の生存を保障し、またヨーロッパにそれなりの安定をもたらした。このため、多極システムであることが勢力均衡の必要条件として主張されることが多くなってしまった。

確かに、多極システムにおいては、覇権が確立されることは難しく、むしろ勢力均衡政策が遂行される可能性が非常に高い。しかし、ウォルツが主張するように双極システムにおいても⁽⁵¹⁾、またジネスが主張するように国際社会システムのいかなるパワーの分布であろうと勢力均衡の状態は存在しうるのである。多極システムは勢力均衡の必要条件ではない⁽⁵²⁾。

また、カール・ドイッチェとデイビット・シンガーが主張する多極安定論は、多極システムが双極システムよりも安定していると主張するものであり、双極安定論との対比で論じられている。さらに、ドイッチェとシンガーの両者は、対外政策の決定過程の心理的側面から多極安定論を主張しているものであり、この理論は勢力均衡を多極システムが安定するための必要条件であると主張しておらず、勢力均衡論と直接的には関係しない。

以上論じたように、多極システムと勢力均衡システムとは重複する場合もあるが、基本的に異なる概念であり、それゆえ多極安定論と勢力均衡論も異なった国際秩序論として考えなければならない。

② 単極システム安定論と覇権安定論との混同

パワーの分布状況に焦点を当てた「極システム」である「単極システム」とパワーの相互関係に焦点を当てた「国際政治システム」である「覇権システム」とが混同されて論じられている。国際システムの安定性に関する様々な著作において、「覇権システム」を「単極システム」と同一視されて、「覇権システム」の安定性と「多極システム」の安定性の比較が安易におこなわれている。

本節の(2)項で考察したように、単極安定論において取り上げられる「単極システム」は、そのシステム内に強力なパワーを有する力の中心(国家)が一つだけ存在するというパワー分布の状態を示している国際システムである。そして、「極システム」という認識は、国際システム内の極の数、すなわち、あるパワー分布の状態に焦点を当てたものである。そして、単極安定論とは、この単極というパワー分布の状態そのものが国際システムに安定性をもたらすと主張するものである。

これに対して、本節の(3)項で考察したように、覇権(hegemony)は、国際システムにおいて、覇権国が他の諸国にリーダーシップ(優越する影響力)を有している状況を示すものである。そして、覇権国は、他国と比べ圧倒的な軍事力・経済力を有し、国際秩序を提供する国であると規定される。

この覇権国が存在する覇権システムは、覇権国と他の国々が相互に行使するパワーの相互関係に焦点を当てている。すなわち、覇権システムは、国際システムにおいて覇権国や他の国の有するパワーが行使されることで生まれる実際の影響力の相互関係に焦点を当てた国際システムである。それゆえ、覇権システムという概念は、その概念自体に、覇権国による強力な影響力と指導力が国際システム内において行使され、それによって国際システム内に覇権国を中心とした安定した関係が成立していることが含意されている。

上述したように、単極システムと覇権システムとは異なる分析視点から認識されたものである。たしかに、単極システムにおいては、国際システム内に強力なパワーを有する力の中心(極、多くの場合単一の国家)が一つだけ存在しており、その国が強力なリーダーシップを発揮してまた国際公共財としての国際秩序を提供するならば、単極システムが同時に覇権システムとなる可能性は非常に高い。

しかし、単極システム以外の極システムにおいても、覇権システムが成立する可能性がある。これまでの歴史において、単極システムが存在した時期について、ブルース・ラセットは、「グローバルな単極システムが存在したことはない。しかし、ソ連を含めたヨーロッパ諸国が疲弊しており、米国が核兵器を独占していた時期、すなわち第2次世界大戦直後の時期が、短期間で不完全な例外である」⁽⁵³⁾と述べている。また、サミエル・ハンチントンも、現在の国際政治は「一つの超大国といくつかの大国からなる『単・多極システム (uni-multipolar system)』という奇妙なハイブリッド」であると認識しており、「冷戦の終結とソ連の崩壊の時に」⁽⁵⁴⁾一時的に単極シ

システムであったと述べている。

このように、単極システムは歴史的に、例外的に存在しただけであり、長期的に存在したものではなかった。それゆえ、覇権システムは、単極システム以外の「パワー分布のシステム」において、長期間、存在したことになる。例えば、19世紀前・中期において、イギリスが確立した「覇権システム」は、イギリス・フランス・ロシア・オーストリアなどの「多極システム」において存在したものであり、パックス・ブリタニカ (*Pax Britannica*) と呼ばれた。

また、第2次世界大戦後の冷戦期における、アメリカが確立した「覇権システム」は、アメリカとソ連との「双極システム」において存在したものであり、パックス・アメリカナ (*Pax Americana*) と呼ばれた。そして、このアメリカの「覇権システム」は、冷戦終結直後の「単極システム」の一時期、またその後の「単・多極システム」においても、次第に衰えつつあるが、いまだ存在している。

このように、「単極は必ずしも覇権を伴うものではなく、また覇権は単極構造においてのみ見いだされるものではない。」(Krahmann, pp.533-534)⁽⁵⁵⁾ すなわち、覇権システムは、単極システムと必ずしも同じものではなく、単極システム、双極システム、多極システム、また単・多極システムのいずれの国際システムとも両立しうるものである。

もちろん、覇権システムは単極システムにおいて最も確立することが容易であり、また覇権システムの安定性は単極システムの上に確立されたものが最も高いと思われる。

以上論じたように、単極システムと覇権システムとは重複する場合もあるが、基本的に異なる概念であり、それゆえ単極安定論と覇権安定論も異なった国際秩序論として考えなければならない。

これまで論じたように、現実主義の多くの国際秩序論は、現実主義パラダイムの特徴を強く反映している。とりわけ、この国際秩序論は、「パワー重視」仮説を強く反映している。すなわち、現実主義の国際秩序論は、無政府状態の国際社会において、「国際関係における重要な決定要因および国家の目的を達成する重要な手段はパワーである」という視点から論じられる「パワーに焦点を当てた国際秩序論」である。そして、同時に、現実主義の国際秩序論は、「安全保障重視」仮説、すなわち「国際社会における重要な課題および国家の重要な目的は安全保障である」という視点から論じられる「安全保障に焦点を当てた国際秩序論」でもある。

このように、現実主義的国際秩序論は、パワー関係や安全保障の視点から論じられることが多く、他の視点を欠いている。それゆえ、パワー関係や安全保障の視点だけではなく、総合的な利益関係(利益配分)をも考慮して、より多面的に国際秩序の問題を考える必要がある。

4. 現実主義的国際秩序論の再検討

前節3において現実主義的国際秩序論の整理と問題点の指摘をおこなったが、本節においては、

前節での考察をもとにして現実主義的国際秩序論の有効性を社会システム論的に再検討する。

現実主義的国際秩序論はその多くがパワー論にもとづいた分析をおこなっているので、本節においても、はじめにパワー論の視点を考慮しながら社会システム論の立場で現実主義的国際秩序論の再検討をおこなう。その後、機能的要件を重視した社会システム論の立場で再検討をおこなう。

こうした再検討をおこなうに際して、国際秩序を分析するための分析枠組を提示する必要があるが、前々稿で述べた国際秩序論の分析枠組をより明確にまた単純化するために、以下ではそれらを簡単な数式を用いて表現する。

(1) パワー論にもとづいた国際社会システムの分析枠組

① 国際社会システムにおける国家の利益認識と機能的要件の安定性

前々稿において、国際社会システムの機能的要件とシステム構造について論じた⁽⁵⁶⁾。

国際社会システムにおいては、国家や政府間組織などの国際行為体から様々な諸欲求が表出される。それらの国際行為体は、単独では充足できないこうした諸欲求や諸目的を達成するために、言い換えれば、欲求充足水準のより高度な実現を求めて国際的な分業や協働を発達させ、国際的な組織や制度を創設し、さらには国際社会システムを形成する。そして、国際行為体はこうした高度な欲求水準を維持するために国際社会の存続を必要とする。このように、国際社会システムの機能的要件は、国際社会システムの存続と維持を可能とするために充足されなければならない必要不可欠な条件である。また、国際社会システム・レヴェルでの欲求に相当するものが国際社会システムの機能的要件である。そして、全体的・長期的な意味において、機能的要件の充足が国際社会システムの国際行為体の諸欲求の充足につながっていく。

他方で、国際社会システムは、システムの機能的要件が充足されるために、それに適合した一定のシステム構造が必要となる。すなわち、国際社会システム構造は、システムの機能的要件を最も効率よく充足するということを目的として形成される。それゆえ、国際社会システム構造が存続し得るためには、それが機能的要件を最も効率的に充足し続けることが必要である。そして、国際社会システム構造は、システム内における国際行為体の間で営まれる相互行為の相対的に恒常的なパターンである。こうしたシステム構造は、システム内における国際行為体の国際的役割、およびそれらの複合体としての国際的制度から構成されている。つまり、このシステム構造は国際的制度のさらに大きな複合体と言える。

そして、こうした「機能的要件の確定の条件」は、「国際行為体が出示する国際的諸欲求を裏打ちしている国際行為体のそれぞれが有するパワーの分布状況」と「国際社会システム構造によって国際行為体のそれぞれに配分される国際社会的資源（利益）の配分状況」とが相対的に対応する（比例する）ように、機能的要件が確定されるということであった。そして、この機能的要件

を充足するために、最も適切なシステム構造が構築されることになる⁽⁵⁷⁾。

もちろん、国際社会システムにおいて、国際行為体や国家の有するパワーの量、またそれらが充足を旨とする諸欲求の量を客観的に計測することはできない。そして、諸欲求の充足度というのは、その国の指導者や国民の意識の問題であり、その時代の国際的な価値観や規範また国民性によって異なってくる。それゆえ、ある量のパワーを有する国際行為体や国家が、常にそのパワーに見合った諸欲求の充足を必ずしも旨とするとは限らない。この「機能的要件の確定の条件」は、システム全体的かつ長期的な観点から国際社会システムに妥当するものである。

この条件を前提とすれば、「ある国際社会システムの機能的要件は、システム内におけるパワーの分布状況と利益の配分状況とが適切に対応するようにその内容が確定されている状況」のとき、安定する。換言すれば、「各国際行為体のパワーに裏付けられた国際社会的諸欲求が機能的要件に適切に反映されているとき」に、機能的要件は維持され、そして安定する。

この状況においては、国際社会システム内のパワーの分布状況と利益の配分状況とが対応していればいるほど、諸国家のシステムの現状に対する満足度が高くなり、多くの国家が現状満足国となる。そして、こうした現状満足国は、当然のこととして、国際社会システムにおける機能的要件の維持を志向する国家、すなわち現状維持国となる。

これとは逆に、「国際社会システムの機能的要件は、システム内におけるパワーの分布状況と利益の配分状況とが適切に対応するようにその内容が確定されている状況」ではないとき、不安定化する。換言すれば、「各国際行為体のパワーに裏付けられた国際社会的諸欲求が機能的要件に適切に反映されていないとき」に、機能的要件は変更が促され、そして不安定化する。

この状況においては、国際社会システム内のパワーの分布状況と利益の配分状況とが対応していなければいらないほど、諸国家のシステムの現状に対する不満度が高くなり、多くの国家が現状不満国となる。そして、こうした現状不満国は、当然のこととして、国際社会システムにおける機能的要件の変更を志向する国家、すなわち現状変更国となる。もちろん、この状況においても、自己の有するパワーと定説に対応する以上の利益を得ている国家が存在し、これらの諸国家は現状満足国、つまり現状維持国となる。

国際社会システムにおける国家のこうした利益認識は、グリエコ (Joseph M. Grieco) のいう相対利得 (Relative Gains) と絶対利得 (Absolute Gains) とも異なる。彼によれば、安全保障領域の利益を重視するネオ・リアリストは、国際政治における国家は利益獲得に際して他国との比較を重視する相対利得もとづいて行動すると主張する。他方で、経済・社会領域の利益およびそれにもとづいた国際協調を重視するネオ・リベラリストは、国家は利益獲得に際して自国の利益増大を重視する絶対利得にもとづいて行動すると主張する⁽⁵⁸⁾。

確かに、国家の生存にかかわる安全保障は重要な利益であるが、他の経済・社会的利益も国家にとって重要な利益であり、国家はこれらの複合的利益を追求する。とりわけ、グローバル化が進んだ現在の国際社会のように、経済・社会的相互依存が深化し、様々な国際規範や制度が形成

されている時代においては、国家は安全保障領域だけでなく経済・社会領域の利益を含めた総合的利益を考慮して行動する。そして、経済・社会領域の利益を考慮するがゆえに、安全保障領域の対立が抑制されることもある。

それゆえ、国家は、単に総体利得や絶対利得の一方を追求するものではなく、自国のパワーにもとづいて総合的利益の最大化を求めて行動するものであり、パワーに見合った利得を追求するものである。換言すれば、国家は現代の国際社会システムにおいて相応利得 (Corresponding Gains) を追求すると言うことができる。

この機能的要件の確定条件を数式化すれば、次のようになる

国家 S_k のパワー： P_k ($k = 1, 2, \dots, n$)

国家 S_k の利益： I_k ($k = 1, 2, \dots, n$)

国家 S_k のパワーと利益の対応度 (パワーに対する利益率)： $\frac{I_k}{P_k}$

このように設定し、国際社会システム内の諸国家のパワーが

$$P_1 > P_2 > P_3 > \dots > P_n$$

のような関係にあるとき

$$I_1 > I_2 > I_3 > \dots > I_n$$

であれば、国際社会システム内における諸国家のパワーの分布状況と利益の配分状況とが適切に対応しており、諸国家の諸欲求が適切に充足されている。この状況においては、システムの現状に対する満足度が高くなり、多くの国家が現状満足国となる。

逆に、国際社会システムにおけるパワーの分布状況と利益の配分状況が適切に対応しておらず、順位の逆転が多く存在するような場合、諸国家の諸欲求が適切に充足されていない。この状況においては、国際社会システム内の諸国家のシステムの現状に対する不満度が高くなり、多くの国家が現状不満国となる。

もちろん、国際社会システムにおいては、パワーが等しい ($P_k = P_{k+1}$) 国家どうしが存在する。その場合は、それらの利益が等しければ ($I_k = I_{k+1}$) とともに現状満足国となり、利益が等しくなければ ($I_k \neq I_{k+1}$)、利益の多い方が現状満足国となり、少ない方が現状不満国となる。

この条件を言い換えれば、国際社会システム内の諸国家のパワーと利益の対応度 (パワーに対する利益率) がほぼ同じであれば、諸国家のシステムの現状に対する満足度が高くなり、多くの国家が現状満足国となると言うことができる。これを数式化すれば、次のようになる。

$$\frac{I_1}{P_1} \doteq \frac{I_2}{P_2} \doteq \frac{I_3}{P_3} \doteq \dots \doteq \frac{I_n}{P_n}$$

そして、このように諸国家のパワーと利益の対応度 (パワーに対する利益率) がほぼ同じでは

なく、他の国よりも利益の対応度が小さい国家が多く存在するような場合、諸国家の諸欲求が適切に充足されていないことになる。

現実の国際社会システムにおいては、多くの場合、諸国家のパワーと利益の対応度（パワーに対する利益率）がほぼ同じではない。一部の諸国のパワーと利益の対応度が高い値になっており、他方で、一部の諸国のこの対応度が低い値になっている。こうした場合、この対応度の低い諸国が現在の国際社会システムに不満を感じている現状不満諸国となる。その結果、システム内の諸国家が現状満足諸国と現状不満諸国とに分かれ、そしてそれらの対立が大きくなっていく。こうした現状変更諸国の数やパワーが拡大すれば、国際社会システムの機能的要件やシステム構造を変更する大きな動きとなる。

② 国際社会システムにおけるパワー関係と機能的要件・システム構造の安定性

上述したように、諸国家のパワーと利益の対応度は、現在の国際社会システムの機能的要件およびシステム構造を維持するのか、また変更するのかを決定する重要な要因となる。

しかし、国際社会システムにおいて、現状に不満な国や現状を変更しようとする国が出現したとしても、必ずしも、機能的要件やシステム構造が変更されるわけではない。実際に国際社会システムの機能的要件が維持されるか変更されるかについては、システム内におけるパワー関係に関わる次のような条件を考慮する必要がある。

すなわち、前項①で述べたように、国際社会システムにおいては、自国のパワーに相応するまた相応以上の国際社会的資源（利益）が配分されて、自らの国際的諸欲求が十分に充足されているため、現状に満足している現状満足諸国が存在する。こうした現状満足諸国は、従来の機能的要件を望み、延いてはそれらを充足するために存在する従来のシステム構造の維持を望む現状維持諸国となる。そして、こうした現状維持諸国のパワーの総和である「現状維持勢力」が機能的要件およびシステム構造の安定化要因として機能する。さらに、国際社会システムにおける「共通の価値と規範のシステムへの内在化」、「共通の価値と規範にもとづくシステム内の対立の調整」、および「共通の価値と規範からの逸脱行為に対する社会統制」という「システム維持構造の機能」が、同様に安定化要因として機能する。

他方で、自国のパワーに相応する国際社会的資源（利益）が配分されず、自らの国際的諸欲求が十分に充足されていないため、現状に満足していない現状不満諸国が存在する。こうした現状不満諸国は、従来の機能的要件を望まず、延いてはそれらを充足するために存在する従来のシステム構造の維持を望まない。言い換えるなら、それらは、従来の機能的要件とシステム構造を自己の意図する方へ変更することを望む現状変更諸国となる。そして、こうした現状変更諸国のパワーの総和である「現状変更勢力」が機能的要件の不安定化要因さらには変動要因として機能することになる⁽⁵⁹⁾。

もちろん、国家の中には、国際社会システムの現状に満足するでもなく、不満でもない中間的

な立場の国家も存在する。そのような国家は、現状維持勢力にも現状変更勢力にも積極的に与せず、中立的な立場をとることになると思われる。

このように、「現状維持勢力」、「システム維持構造の機能」、および「現状変更勢力」のパワー関係は、現在の国際システムの機能的要件およびシステム構造を維持するか変更するかを決定する重要な要因となる。

現状維持勢力、システム維持構造の機能、および現状変更勢力のパワー関係についての命題を数式化すれば、以下のようになる。

現状維持諸国のパワー : P_{Mk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

現状変更諸国のパワー : P_{Ck} ($k = 1, 2, \dots, n$)

現状維持勢力 (現状維持諸国の総体的パワー) : P_M

$$P_M = \sum_{k=1}^n P_{Mk} = P_{M1} + P_{M2} + P_{M3} + \dots + P_{Mn}$$

現状変更勢力 (現状変更諸国の総体的パワー) : P_C

$$P_C = \sum_{k=1}^n P_{Ck} = P_{C1} + P_{C2} + P_{C3} + \dots + P_{Cn}$$

システム維持構造の力 : P_{SM}

このように設定した場合、現状維持勢力、システム維持構造の機能、および現状変更勢力のパワー関係について、次のようなことが言える。

(a) [$P_M + P_{SM} > P_C$] の場合

国際社会システムにおいて、現状に満足している「現状維持勢力」および「システム維持構造の機能」という安定化要因が、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因よりも大きい場合、国際社会システムの従来の機能的要件が維持される。したがって、この場合、基本的にシステム構造も維持される。

(b) [$P_M + P_{SM} \doteq P_C$] の場合

国際社会システムにおいて、現状に満足している「現状維持勢力」および「システム維持構造の機能」という安定化要因が、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因と同じ場合、国際社会システムの従来の機能的要件が維持されるか変更されるかについては不明確であり、他の要因を考慮すべきである。したがって、この場合、国際社会システムのシステム構造も維持されるか変更されるかについては不明確であるが、(a) の場合よりも不安定化することは確かである。

(c) [$P_M + P_{SM} < P_C$] の場合

国際社会システムにおいて、現状に満足している「現状維持勢力」および「システム維持構造の機能」という安定化要因が、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因よりも小さい場合、国際社会システムの従来の機能的要件が変更される。したがって、この場合、基

本的にシステム構造も変更される。

ただし、現実のパワー関係を重視する現実主義的国際秩序論は、国際社会システム内の共通の価値と規範を維持するための「システム維持構造の機能」(P_{SM})をほとんど分析の対象にしていない。したがって、現実主義的国際秩序論のパワー論の視点の再検討においては、必要のない限り、この「システム維持構造の機能」について考慮しないことにする。

ところで、前稿で述べたように「機能的要件」は、「国際行為体が出示する国際的諸欲求を裏打ちしている国際行為体のそれぞれが有するパワーの分布状況」と「国際社会システム構造によって国際行為体のそれぞれに配分される国際社会的資源(利益)の配分状況」とが相対的に対応する(比例する)ように確定される。

それゆえ、この場合の機能的要件やシステム構造の変更の程度は、現状維持諸国および現状変更諸国の有するパワーの大きさに相応した程度の変更である。

こうした新たな機能的要件の確定過程を数式化すれば、次のようになる。

$$\text{現状維持諸国のパワー} : P_{Mk} \quad (k = 1, 2, \dots, n)$$

$$\text{現状変更諸国のパワー} : P_{Ck} \quad (k = 1, 2, \dots, n)$$

$$\text{現状維持諸国の利益} : I_{Mk} \quad (k = 1, 2, \dots, n)$$

$$\text{現状変更諸国の利益} : I_{Ck} \quad (k = 1, 2, \dots, n)$$

$$\text{現状変更諸国のパワーと利益の対応度} : \frac{I_{Mk}}{P_{Mk}}$$

$$\text{現状維持諸国のパワーと利益の対応度} : \frac{I_{Ck}}{P_{Ck}}$$

$$\text{現状維持勢力(現状維持諸国の総体的パワー)} : P_M = \sum_{k=1}^n P_{Mk}$$

$$\text{現状変更勢力(現状変更諸国の総体的パワー)} : P_C = \sum_{k=1}^n P_{Ck}$$

$$\text{現状維持諸国の総体的利益} : I_M$$

$$I_M = \sum_{k=1}^n I_{Mk} = I_{M1} + I_{M2} + I_{M3} + \dots + I_{Mn}$$

$$\text{現状変更諸国の総体的利益} : I_C$$

$$I_C = \sum_{k=1}^n I_{Ck} = I_{C1} + I_{C2} + I_{C3} + \dots + I_{Cn}$$

$$\text{現状変更諸国の総体的パワーと利益の対応度} : \frac{I_M}{P_M}$$

$$\text{現状維持諸国の総体的パワーと利益の対応度} : \frac{I_C}{P_C}$$

このように定式化すれば、新たな機能的要件は、「現状変更諸国の総体的なパワーと利益の対応度」と「現状維持諸国の総体的なパワーと利益の対応度」が以下のようになるように確定され

ていく。

$$\frac{I_C}{P_C} \doteq \frac{I_M}{P_M}$$

もちろん、このような対応度で機能的要件が新たに確定された場合、従来の現状変更諸国の多くは新たな利益配分に満足して現状変更諸国ではなくなり、それらの諸国は現状維持諸国へと立場を変えることとなる。

しかし、戦争のような武力的（非平和的）な手段を通じて機能的要件の変更がなされた場合、つまり現状変更諸国が勝利した場合、現状変更諸国が自己のパワーの大きさに相応しない過度の現状変更、すなわち機能的要件やシステム構造の変更をおこなうことがある。こうした度の過ぎた現状変更は、旧現状維持諸国を現状不満諸国に転換させ、ひいてはそれらを新たな現状変更諸国に転換させることになる。その結果、国際社会システムにおいては、再び、現状変更の動きが生じる。

逆に、機能的要件の変更の要求に対して、戦争のような武力的（非平和的）な手段を通じて機能的要件の維持がなされた場合、つまり現状維持諸国が勝利した場合、今度は、現状維持諸国が自己のパワーの大きさに相応しない現状変更、すなわち機能的要件やシステム構造の変更をおこなうことがある。この場合も、同様の結果となる。

上述した社会システム論的な分析枠組を用いて、これまで主張されてきた現実主義的国際秩序論を以下において分析する。現実主義的国際秩序論の多くはパワー論にもとづいた分析をおこなっているが、その中でも、「極システム安定論」は極の数という単純なパワーの分布に視点を当てて分析している。それゆえ、先ず「極システム安定論」について再検討し、その後「勢力均衡論」および「動態モデル」の国際秩序論について再検討する。

(2) 極システム安定論の検討

本項においては、現実主義的国際秩序論のなかの「極システム安定論」、すなわち「単極システム安定論、双極システム安定論、多極システム安定論、および双極・多極システム安定論」について検討する。その際、前項(1)の議論をもとに、国家間の利益関係および利益とパワーの対応度を考慮しながら「極システム安定論」について再検討する。

これらの「極システム安定論」は現実主義的国際秩序論としてパワー関係を重視した国際秩序論である。これらの国際秩序論のいずれもが、国際社会システムにおけるパワーの分布状況、すなわち極の数という視点から国際秩序の問題を論じている。

そして、極システムの安定性を論じるとき、特定の極の数を前提にして、その極の間の安全保障的利益を中心に論じられている。すなわち、安全保障的視点から、相手国に対する意識が集中

しているか否か、またシステム全体に対する管理意識が十分にあるかどうかという点を中心に議論されている。しかし、こうした視点だけでは、戦争が起こりやすいか否かある程度説明できて、システム構造の安定や変動を十分に説明できない。

すなわち、極システム安定論においては、現在の国際システムから得られる利益への評価が、そしてその利益とパワーの対応度がシステム構造の変動に与える影響が、ほとんど考慮されていない。

国家は、より総合的な国益の実現を考えて行動するものであり、単に自国の安全保障のみを考慮して行動するわけではない。国家は、安全保障の他に経済的利益や精神的価値やそれらを実現するためのパワーの拡張を考慮している。ギルピンが述べているように、国家は、国際システムにおいて自国の有するパワーに見合った利益の獲得を目指す。すなわち、パワーと利益の対応度を評価しながら行動する⁽⁶⁰⁾。

前項(1)の①で述べたように、国際社会システムにおいては、自国のパワーに相応するまた相応以上の国際社会的資源(利益)が配分されて、自らの国際的諸欲求が十分に充足されている現状満足諸国は、国際社会システムのあり方を決定している従来の機能的要件の存続を望み、延いてはそれらを充足するために存在する従来のシステム構造の維持を望む現状維持諸国となる。

他方で、自国のパワーに相応する国際社会的資源(利益)が配分されず、自らの国際的諸欲求が十分に充足されていない現状不満諸国は、従来の機能的要件の存続を望まず、延いては従来のシステム構造の維持を望まない。言い換えるなら、それらの諸国は、従来の機能的要件とシステム構造を自己の意図する方へ変更することを望む現状変更諸国となる。

すなわち、単極システムであっても、双極システムであっても、多極システムであっても、また双・多極システムであっても、前項の②で述べたように、システム内において、現状に満足している「現状維持勢力」および「システム維持構造の機能」という安定化要因が、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因よりも大きい場合、国際社会システムの従来の機能的要件が維持される。それゆえ、システム構造も維持され、すなわち国際秩序が維持されることになる。

また、どのような極システムであっても、システム内において、現状に満足している「現状維持勢力」および「システム維持構造の機能」という安定化要因が、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因よりも小さい場合、国際社会システムの従来の機能的要件が変更される。それゆえ、国際社会システムのシステム構造も変更され、すなわち国際秩序が変動することになる。

前節3において解説したように、双極安定論、多極安定論、また双・多極安定論は、システムにおける「極」というパワー構造に視点を当てていながら、極と極の間の心理的要因に焦点を当てた対外政策決定論的な分析をおこなっているだけで、パワー関係やシステム構造の分析を十分におこなってはいない。すなわち、国際システム内のパワー関係が、 $[P_M + (P_{SM}) > P_C]$ である

のか、また $[P_M + (P_{SM}) < P_C]$ であるのかという条件は、システム内の機能的要件、さらにはシステム構造の変動をもたらす重要な条件である。しかし、極システム安定論においては、どの極が現状維持勢力でありまた現状変更勢力なのか、そしてシステムの安定性に影響する両勢力のパワーの総量が相対的にどのようになっているのか分析されていない。

このように、双極安定論、多極安定論、また双・多極安定論においては、国際システムから得られる利益への国家の評価、および国家の利益とパワーの対応度を十分に考慮していない。さらに、現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係、さらにはシステム構造の安定と不安定の問題がほとんど論じられていないため、これらの極システム安定論は国際秩序論として不十分な理論である。

前節3において解説したように、ハンチントンによれば、単極システムにおいては、強大なパワーを有する超大国が一つだけ存在し、他には中・小国しか存在しない。その結果、超大国が重要な国際問題を単独で効果的に解決でき、その他の国々がいかように連帯しても、超大国のそうした試みを阻止するパワーを持つことができない国際システムである。

この単極システムのパワー構造を数式で表せば以下のようなになる。

超大国のパワー： P_H

超大国の利益： I_H

超大国に追従する国家のパワー： P_{Hk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

超大国に追従する国家の利益： I_{Hk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

その他の諸国のパワー： P_{Xk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

その他の諸国の利益： I_{Xk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

このように設定すれば、超大国と他の諸国とのパワー関係は、

$$\begin{aligned} P_H &> \sum_{k=1}^n P_{Hk} + \sum_{k=1}^n P_{Xk} \\ &= P_{H1} + P_{H2} + \dots + P_{Hn} + P_{X1} + P_{X2} + \dots + P_{Xn} \end{aligned}$$

となっている。

そして、この単極システムにおいては、超大国がそのパワーに相応するように国際社会システムの機能的要件やシステム構造を確定している。それゆえ、このシステムにおいて大きな利益を得ている超大国、およびそれなりの利益を得ている超大国の追従諸国が現状維持諸国となり、またこのシステムからあまり利益を得ていない他の諸国が現状変更諸国となる。

$$P_M = P_H + \sum_{k=1}^n P_{Hk}$$

$$P_C = \sum_{k=1}^n P_{Xk}$$

であるから、

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

というパワー関係となり、このシステムは安定したものとなっている。

また、この安定したシステムのパワーと利益の対応度（パワーに対する利益率）は、

$$\frac{I_M}{P_M} \doteq \frac{I_C}{P_C}$$

となっている。

しかしながら、前節3の(2)項で解説したように、単極システムは歴史的には一時的にしか存在せず、そして単極安定論の多くは覇権安定論と混同されて論じられている。そして、覇権安定論は、パックス・ブリタニカやパックス・アメリカーナなどの多極システムおよび双極システムにおける覇権について論じている。それゆえ、単極安定論自体の国際秩序論としての有用性はあまりない。

(3) 覇権安定論と勢力均衡論の再検討

① 覇権安定論

覇権安定論者の多くは、歴史的に次の二つの覇権システムが存在したことを認めている。一つは、19世紀前期においてイギリスによって確立されたパックス・ブリタニカであり、もう一つは、第2次世界大戦後にアメリカが確立したパックス・アメリカーナである⁽⁶¹⁾。

パックス・ブリタニカと呼ばれる覇権システムは、イギリス・フランス・ロシア・オーストリア・プロシアなどから構成される「多極システム」の上に存在したものであり、19世紀中期まで続いた。

この覇権システムは、このシステムから大きな利益を得ている覇権国のイギリス、それなりの利益を得ている覇権国の追従諸国、またこのシステムからあまり利益を得ていないその他の諸国から構成されていた。そして、時として、このイギリスの覇権に対する挑戦国が現れた。この挑戦国は始めはフランス、後にドイツであり、当時のイギリスの覇権による国際秩序に不満をもち、この国際秩序を転換しようと求めた。

このイギリスの覇権システムは、一つの極が優越する多極システムであると言えよう。

この覇権システムのパワー構造を数式で表せば以下のようなになる。

覇権国イギリスのパワー： P_H

覇権国イギリスの利益： I_H

覇権国に追従する国家のパワー： P_{Hk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

覇権国に追従する国家の利益： I_{Hk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

挑戦国のパワー： P_X

挑戦国の利益： I_X

その他の諸国のパワー： P_{Xk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

その他の諸国の利益： I_{Xk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

と設定すれば、パックス・ブリタニカという覇権システムが存在しているので、この国際社会システムにおけるこれらの諸国のパワー関係は、

$$P_H + P_{H1} + P_{H2} + \dots + P_{Hn} > (P_X) + P_{X1} + P_{X2} + \dots + P_{Xn}$$

である。 (P_X) となっているのは、時としてイギリスの覇権に対して挑戦国が現れることを意味する。このとき、覇権国およびその追従諸国が現状維持勢力となり、また挑戦国およびその他の諸国が現状変更諸国となる。そして、

$$P_M = P_H + \sum_{k=1}^n P_{Hk}$$

$$P_C = (P_X) + \sum_{k=1}^n P_{Xk}$$

であるので、現状維持諸国と現状変更諸国とのパワー関係は

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

であり、このシステムは安定したパワー関係となっている。

また、イギリスの覇権システムが形成されたときのパワーと利益の対応度（パワーに対する利益率）は、

$$I_M = I_H + \sum_{k=1}^n I_{Hk}$$

$$I_C = (I_X) + \sum_{k=1}^n I_{Xk}$$

であるので、

$$\frac{I_M}{P_M} \doteq \frac{I_C}{P_C}$$

となっていた。

次に、パックス・アメリカナの覇権システムは、始めは、冷戦期におけるアメリカとソ連と

の「双極システム」において存在したものである。その後、冷戦終結後の「単・多極システム」においても、次第に衰えつつあるが、いまだ存在している。

冷戦期の双極システムとなっていた覇権システムにおいては、一方の極として、このシステムから大きな利益を得ている覇権国のアメリカ、それなりの利益を得ている覇権国の追従諸国、そして他方の極として、このシステムからあまり利益を得ていないもう一つの極であるソ連およびその追従諸国などから構成されていた。このアメリカの覇権に対する挑戦国はもちろんソ連であった。この冷戦期の覇権システムは、アメリカという一つの極がもう一つの極であるソ連に優越する双極システムであると言えよう。

この冷戦期の覇権システムのパワー構造を数式で表せば以下のようにになる。

覇権国アメリカのパワー： P_H

覇権国アメリカの利益： I_H

覇権国に追従する国家のパワー： P_{Hk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

覇権国に追従する国家の利益： I_{Hk}

挑戦国ソ連のパワー： P_X

挑戦国ソ連の利益： I_X

挑戦国に追従する国家のパワー： P_{Xk} ($k = 1, 2, \dots, n$)

挑戦国に追従する国家の利益： I_{Xk}

と設定すれば、パックス・アメリカーナという覇権システムが存在しているので、この国際社会システムにおけるこれらの諸国のパワー関係は、

$$P_H + P_{H1} + P_{H2} + \dots + P_{Hn} > P_X + P_{X1} + P_{X2} + \dots + P_{Xn}$$

である。このとき、覇権国アメリカおよびその追従諸国が現状維持勢力となり、また挑戦国ソ連およびその追従諸国が現状変更諸国となる。そして、

$$P_M = P_H + \sum_{k=1}^n P_{Hk}$$

$$P_C = P_X + \sum_{k=1}^n P_{Xk}$$

であるので、

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

であり、このシステムは安定したパワー関係となっている。

冷戦後の単・多極システムとなっている覇権システムにおいては、覇権国のアメリカ、その追

従諸国、大国の一つとなったロシア、およびその他の諸国から構成されている。さらに、この覇権システムにおいて、中国が次第にその力を拡大して、アメリカに対する挑戦国としての立場を固めつつある。この冷戦後の覇権システムは、イギリスの覇権システムと同じように、アメリカという一つの極が優越する多極システムであると言えよう。冷戦後の単・多極システムにおけるアメリカの覇権システムにおけるパワー関係やパワーと利益の対応度の関係は、基本的にイギリスの覇権システムにおけるそれらと同じなので、数式化は避ける。したがって、冷戦後の覇権システムにおいて、現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係は、

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

であり、この国際社会システムは安定したパワー関係となっている。

また、アメリカの覇権が形成されたときのパワーと利益の対応度（パワーに対する利益率）は、

$$\frac{I_M}{P_M} \cong \frac{I_C}{P_C}$$

となっていた。しかし、現在は、大きなパワーを有していたソ連が崩壊したため、また日本、ドイツを含めたEU、中国などのアメリカ以外の諸国のパワーが相対的に増大したため、上のパワーと利益の対応度の均衡は失われつつある。

② 勢力均衡論

前節3の(3)項において、勢力均衡を「国際システムにおいてある国が他の国を脅かすほど優越していないパワー分布」もしくは「他の国が自国を脅かすほど大きなパワーを獲得することを阻止することのできるパワー分布」という「状態」、およびそうした状態を目指す政策の「指針や原則」と規定した。

勢力均衡システムにおいては、強大なパワーを有する覇権国が存在せず、国際社会システムの現状維持を望む複数の諸国、およびシステムの現状変更を望む複数の諸国が存在する。現状変更を望む諸国家が存在したとしても、それらの総体的パワーの量が現状維持諸国の総体的パワーの量に劣っており、現状変更諸国がシステムの現状を、すなわちシステムの機能的要件やシステム構造を変更できない。

それゆえ、勢力均衡システムは、以下のように数式で表すことができる。

現状維持諸国のパワー : P_{Mk}

現状変更諸国のパワー : P_{Ck}

現状維持諸国の利益 : I_{Mk}

現状変更諸国の利益 : I_{Ck}

と設定した場合。勢力均衡政策が機能している勢力均衡システムにおいては、現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係は、

$$P_{M1} + P_{M2} + \dots + P_{Mn} > P_{C1} + P_{C2} + \dots + P_{Cn}$$

であり、

$$P_M = \sum_{k=1}^n P_{Mk}$$

$$P_C = \sum_{k=1}^n P_{Ck}$$

であるから、

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

というパワー関係となり、このシステムは安定したシステムとなっている。

また、安定している勢力均衡システムにおける現状維持勢力と現状変更勢力とのパワーと利益の対応度（パワーに対する利益率）は、

$$\frac{I_M}{P_M} \doteq \frac{I_C}{P_C}$$

となっている。

③ 覇権安定論と勢力均衡論の補完性

本項の①と②において検討したように、覇権安定論も勢力均衡論もともに国際社会システムを安定化させるために、 $[P_M + P_{SM} > P_C]$ というパワー関係を実現しようとするものである。すなわち、現状維持勢力の総体的なパワーによって、現状変更勢力の総体的なパワーを抑制しようとするものである。こうした点においては、覇権システムも勢力均衡システムも、システムの安定化のために同じ方法をとっている。

これまで、国際政治学において、国際社会システムを安定化させるための理論として覇権安定論が正しいのかまた勢力均衡論が正しいのか、すなわちどちらの国際秩序論が有効な理論であるのかが議論されてきた。しかし、このような議論はあまり意味のない議論である。

覇権システムが安定的か、それとも勢力均衡システムが安定的かという問いに対する答えは、そのときの国際社会システムの状況、とりわけ国際システムにおけるパワー分布の集中度によって異なってくる。つまり、国際システム内のパワーがある一国に集中しているかどうか、強大な

パワーを有する国家が存在するか否かによって、国際システムにおける国際秩序の維持の方法は異なってくる。

国際社会システムにおいてパワー分布の集中度が高い場合、すなわちシステム内に覇権国に値する強力なパワーを有する国家が存在する場合、その国が覇権国として覇権システムを構築し、現状を維持するために追従する諸国と連携して現状を変更しようとする諸国を抑制することによって、国際システムを安定化させることができる。このパワーの集中度の高い国際システムにおいては、覇権システムの方が国際秩序を維持するためのより有効な方策である。

逆に、国際社会システムにおいてパワー分布の集中度が低い場合、すなわち覇権国となり得る強大な国家が存在せずに複数の大国が併存するような場合、現状維持を目指す大国が連携して現状を変更しようとする諸国を抑制することによって、国際システムを安定化させる必要がある。このパワーの集中度の低い国際システムにおいては、勢力均衡システムの方が国際秩序を維持するためのより有効な方策である。

したがって、国際社会システムの安定性を考える上で、覇権安定論と勢力均衡論は、排他的また二者択一的な方法ではなく、補完的また代替的な理論である。もちろん、こうした覇権的安定と勢力均衡的安定の補完性また代替性は、国際社会システムのシステム全体レベルでの国際秩序の議論である。国際システムの部分的な地域レベルにおいて、覇権国以外の諸大国が、相互に相手国のパワーを抑制するような勢力均衡政策をとることがあり得る。

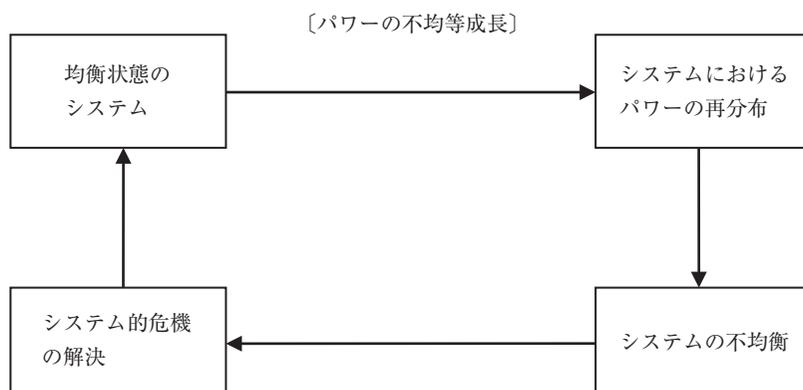
また、覇権システムと勢力均衡システムとのどちらがより安定的であるかという問いには、単純に答えられない。パワー分布の集中度の高い覇権システムの方が集中度の低い覇権システムよりもシステムの安定性が大きいと考えられる。なぜなら、覇権国の有するパワーが強大であればあるほど、現状維持勢力の総体的なパワーが現状変更勢力の総体的なパワーより大きくなるからである。また、現状維持勢力と現状変更勢力との総体的なパワーの格差が大きければ大きいほど、そのパワーの格差が縮小されるには時間がかかるからである。しかし、パワーの集中度が低い覇権システムと勢力均衡システムとのどちらがより安定的であるのかは、それぞれのシステムにおけるそのときの現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係しだいである。

現実主義的国際秩序論は、パワー論に多く依拠しているため国際秩序の他の要因を考慮しないという問題点がある。しかし、上述したように、現実主義的国際秩序論がパワー論に依拠しているがゆえに、覇権安定論と勢力均衡論との一体的理解が可能となる。

(4) 国際社会システム変動論の統合的理解

前節3の(2)項の④において解説したように、ギルピンは、国際システムの管理または支配形態の内部の矛盾や乖離から、「均衡状態のシステム」、「システムにおけるパワーの再配分」、「システムの不均衡」、そして「システムの危機の解決」という四つの段階を経過してシステム変動

が生じると主張していた。



ギルピンはこうした過程を次のような図で説明している⁽⁶²⁾。

ギルピンの覇権変動論においては、近代以後、とりわけ19世紀20世紀の国際システムの変動を覇権システムの変動と見なしており、覇権国の存在が国際システムの安定をもたらし、覇権国の不在が国際システムの不安定化をもたらしたと考えている⁽⁶³⁾。

上の図において、始めの「均衡状態のシステム」は、国際システムにおけるパワー分布と各国への利益配分とが合致している時期である。この時期は、覇権国の最盛期であり、その強力なパワーによって国際システムが管理されているため、国際システムは安定している。

次の「システムにおけるパワーの再分布」は、国際システムにおける国家間のパワーの不均等成長によって、システムにおけるパワーの再分布が次第に引き起こされる時期である。この時期は、覇権国の衰退期であり、そのパワーの衰えとともに国際システムの管理が揺らいでいく。

次の「システムの不均衡」は、新たなパワーの分布と従来のパワー分布を反映した利益配分とが乖離している時期である。この時期は、強力な覇権国の不在期であり、国際システムを管理する能力が失われているために、国際システムは混乱している。

最後の「システムの危機の解決」は、新たなパワーの分布と従来の利益配分との乖離を解消するために、何らかの解決策がとられる時期である。ギルピンによれば、この時期は、パワーを拡大した諸大国がパワー分布と利益配分の乖離（不均衡）を自国の望むように解決しようとするため、国際システムにおける新たな覇権をめぐる覇権戦争となる。この覇権戦争の勝利者が覇権国として新たな覇権システムを構築することによって、国際システムはまた安定化する、すなわち「均衡状態のシステム」に戻る。

ギルピンが論じているように、覇権システムにおいて、こうしたパワー分布と利益配分の構造の合致と乖離（均衡と不均衡）のサイクルが、覇権の隆盛、覇権の衰退、覇権の不在、そして覇権戦争という形態をとって生じていることは確かである。しかし、このパワー分布と利益配分と

の合致と乖離の循環は、勢力均衡システムなどの他の国際システムにおいても起こっていることである。

前項 (3) の③でも論じたように、国際社会システムにおける均衡や安定は、覇権システムだけでなく勢力均衡システムにおいても実現される。すなわち、パワーの集中度が高く覇権国が存在している国際システムにおいては、覇権的安定が実現される。逆に、パワーの集中度が低く覇権国が存在し得ない国際システムにおいては、勢力均衡的安定がシステムの安定のための有効な方法となる。

また、「システムの危機の解決」において、ギルピンは、新たなパワーの分布と従来の利益配分の構造との乖離、すなわちシステムの不均衡を解決する方法を「覇権戦争」と見なしている。しかし、国際システムの安定が覇権による安定だけではないと同様に、システムの不均衡の解決も覇権戦争だけではなく、その他の手段が存在し得る。

すなわち、「システムの危機の解決」において、その前段階でのパワーの再配分の結果として国際社会システム内に強力なパワーを有する覇権候補国が出現し得る場合、それぞれが自国の望むように国際システムを変更しようとする。その結果、複数の覇権候補国の間でまた覇権候補国と他の大国の間の対立が激化して覇権戦争となる。そして、覇権戦争に勝った新たな覇権国が覇権システムを構築する方向へ向かうことになる。このように、国際システムにおけるパワー分布の集中度が高くなっている場合、すなわち強力な覇権候補国が出現し得る場合、覇権戦争となる。

逆に、「システムの危機の解決」において、その前段階でのパワーの再配分の結果として国際社会システム内にパワーのほぼ同等な複数の大国が存在して覇権候補国が存在しない場合、すなわち国際システムにおけるパワー分布の集中度が低いままである場合、危機の解決のために覇権戦争以外の別の方法がとられることになる。この方法として、大国間における外交的解決また戦争による解決があり得る。その結果、覇権システムではない別の安定した国際システムを構築する方向へ向かうことになる。

過去においては、複数の大国間の戦争によって解決され、その後、勢力均衡システムが構築され、国際システムは安定化する。覇権システムが形成される以前の16～18世紀の国際社会システムにおいては、このような勢力均衡システムの変動のサイクルが生じていたと考えられる。

このように覇権システムの変動サイクルと勢力均衡システムの変動サイクルとを考慮すれば、「システムの危機の解決」の状態にある国際社会システムが、システムの不均衡を解決するためにいかなる方法をとるのか、そしてその後構築される安定した国際システムがいかなるシステムとなるのかは、国際システムのその時の状況によって異なってくる。すなわち、この危機の解決方法およびその後の国際システムの安定化のあり方は、その時の国際システムにおける「パワーの集中度」によって、すなわち有力な覇権候補国が出現しうるか否かによって異なってくる。

本節4の(1)項の分析枠組にもとづいて、こうした国際社会システムの変動のサイクルを一般化すれば、以下ようになる。

〔システムにおける均衡状態〕 この状態においては、国際システムにおける各国の有するパワーの分布状況と、システム構造によって各国へ配分される利益の配分状況が合致している。この状態では、

$$\frac{I_1}{P_1} \doteq \frac{I_2}{P_2} \doteq \frac{I_3}{P_3} \doteq \dots \doteq \frac{I_n}{P_n} \left(\frac{I_M}{P_M} \doteq \frac{I_C}{P_C} \right)$$

というようなパワーと利益の対応度となっている。

そして、この状態では、システム内において、現状に満足している現状満足諸国が現状に不満な現状不満諸国よりかなり多くなっており、「現状維持勢力」という安定化要因が、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因よりも大きくなっている。ここで現状維持勢力とは、パワーの集中度の高い覇権システムにおいては覇権国およびその追従諸国であり、またパワーの集中度の低い勢力均衡システムにおいては現状維持を目指す複数の大国である。このときのパワー関係は、

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

となっている。この状態では、国際社会システムのあり方を決める機能的要件およびそれを充足するためのシステム構造が維持され、国際秩序が安定していることになる。

〔システムにおけるパワーの再分布〕 この状態では、国際社会システムにおいて各国のパワーそれぞれ異なって成長するため、国際システムにおけるパワーの再分布が次第に引き起こされていく。しかしながら、国際システム内の機能的要件およびシステム構造は従来のものである。それゆえ、自国のパワーの拡大にもかかわらず、システム内における利益配分の状況が変わらない諸国は、現状に不満を持つ現状変更諸国となる。もちろん、パワーを拡大した従来現状維持諸国が、自国の望むように国際システムの変更を企図して現状変更諸国となることがある。こうした諸国が増大することによって、国際システムは次第に不安定なものとなっていき、すなわち国際秩序が少しずつ衰退していく。しかし、この状態では、国際システムにおけるパワー関係は、いまだ

$$P_M + (P_{SM}) > P_C$$

となっている。

〔システムにおける不均衡状態〕 この状態においては、国際システムにおける各国の有するパワーの分布状況と、システム構造によって各国へ配分される利益の配分状況が乖離している。すなわち、国際システムにおける新たなパワーの分布と従来のパワー分布を反映した利益配分の構造との間に乖離が生じ、システムが不均衡となる。

このとき、国際システムにおいて、現状に不満を持つ現状変更諸国かなり多くなり、現状変更

諸国の総体的パワーが増大しているにもかかわらず、システム内の利益配分は変わらないままである。それゆえ、この状態のパワーと利益の対応度は、

$$\frac{I_M}{P_M} \neq \frac{I_C}{P_C} \quad \left(\frac{I_M}{P_M} > \frac{I_C}{P_C} \right)$$

となっている。

また、この状態では、国際社会システムにおいて、現状に満足していない「現状変更勢力」という不安定化要因が拡大して、現状に満足している「現状維持勢力」という安定化要因に近づいていく。つまり、このときの国際システムにおけるパワー関係は、

$$P_M + (P_{SM}) \cong P_C$$

に近づいていく。この状態では、現状維持勢力は国際社会システムのあり方を決める機能的要件およびそれを充足するためのシステム構造を維持することが次第に困難となり、現状変更勢力がこれらを変更しようとする。すなわち、国際システムは不安定化し、国際秩序は混乱する。

〔システムにおける不均衡の解決〕 この状態では、国際システムにおける新たなパワーの分布と従来の利益配分の構造の乖離を解消するために、何らかの解決策がとられる。

ここでは、現状変更勢力が新しいパワー分布にもとづいた機能的要件やシステム構造を確立しようとするため、国際システムの危機となる。

ただし、現状変更勢力が不均衡の解決を要求する次点における不均衡の解決の方法およびパワー関係によって、その後の国際システムの進む方向が異なってくる。すなわち、不均衡の解決の方法が平和的手段なのかまたは軍事的手段なのか、そしてそのときのパワー関係がいまだ現状維持勢力が優位にあるのかまたは現状変更勢力がすでに優位にあるのかによって、異なってくる。

(a) 不均衡の解決が平和的手段によってなされ、パワー関係が $[P_M + (P_{SM}) > P_C]$ である場合。

このとき、現状維持勢力がいまだ優位にあるので、現状維持勢力は現状変更勢力による不均衡の解決の要求を拒否できる。それゆえ、従来の機能的要件およびシステム構造は維持されることになるが、国際システムの不均衡状態は解決されないまま残ることになる。

(b) 不均衡の解決が平和的手段によってなされ、パワー関係が $[P_M + (P_{SM}) < P_C]$ である場合。

このとき、現状変更勢力がすでに優位となっているので、現状変更勢力は不均衡の解決の要求を実現できる。それゆえ、従来の機能的要件は変更され、新たなパワー関係にもとづいてパワーと利益の対応度が

$$\frac{I_M}{P_M} \cong \frac{I_C}{P_C}$$

となるような新たな機能的要件が確定される。そして、それを充足するための新たなシステム構造が構築されることになる。

この新たな機能的要件は、現状変更勢力にとって従来よりも有利なものとなり、また現状維持勢力にとって不利なものとなる。

(c) 不均衡の解決が軍事的手段によってなされ、パワー関係が $[P_M + (P_{SM}) > P_C]$ である場合。

このとき、現状維持勢力がいまだ優位にあるので、不均衡を解決する戦争において現状維持勢力が勝利し、また現状変更勢力が敗北する。その結果、戦勝国である現状維持勢力が従来よりも強力となり、また現状変更勢力が弱体化する。

それゆえ、従来の機能的要件は変更され、新たなパワー関係にもとづいてパワーと利益の対応度が合致するような新たな機能的要件が確定される。そして、それを充足するための新たなシステム構造が構築されることになる。この新たな機能的要件は、現状維持勢力にとって従来よりも有利なものとなり、また現状変更勢力にとって不利なものとなる。

(d) 不均衡の解決が軍事的手段によってなされ、パワー関係が $[P_M + (P_{SM}) < P_C]$ である場合。

このとき、現状変更勢力がすでに優位となっているので、不均衡を解決する戦争において現状変更勢力が勝利し、また現状維持勢力が敗北する。その結果、戦勝国である現状変更勢力が従来よりも強力となり、また現状維持勢力が弱体化する。

それゆえ、従来の機能的要件は変更され、新たなパワー関係にもとづいてパワーと利益の対応度が合致するような新たな機能的要件が確定される。そして、それを充足するための新たなシステム構造が構築されることになる。この新たな機能的要件は、現状変更勢力にとって従来よりも有利なものとなり、また現状維持勢力にとって不利なものとなる。

このように、国際システムの不均衡の解決ための手段として、平和的な解決も可能であり、また軍事的な解決となることもあり得る。しかし、過去においては、国際機関や国際会議を通じての平和的な解決方法は確立されていなかったため、この不均衡の解決は大国間の戦争や覇権戦争となることが多かった。

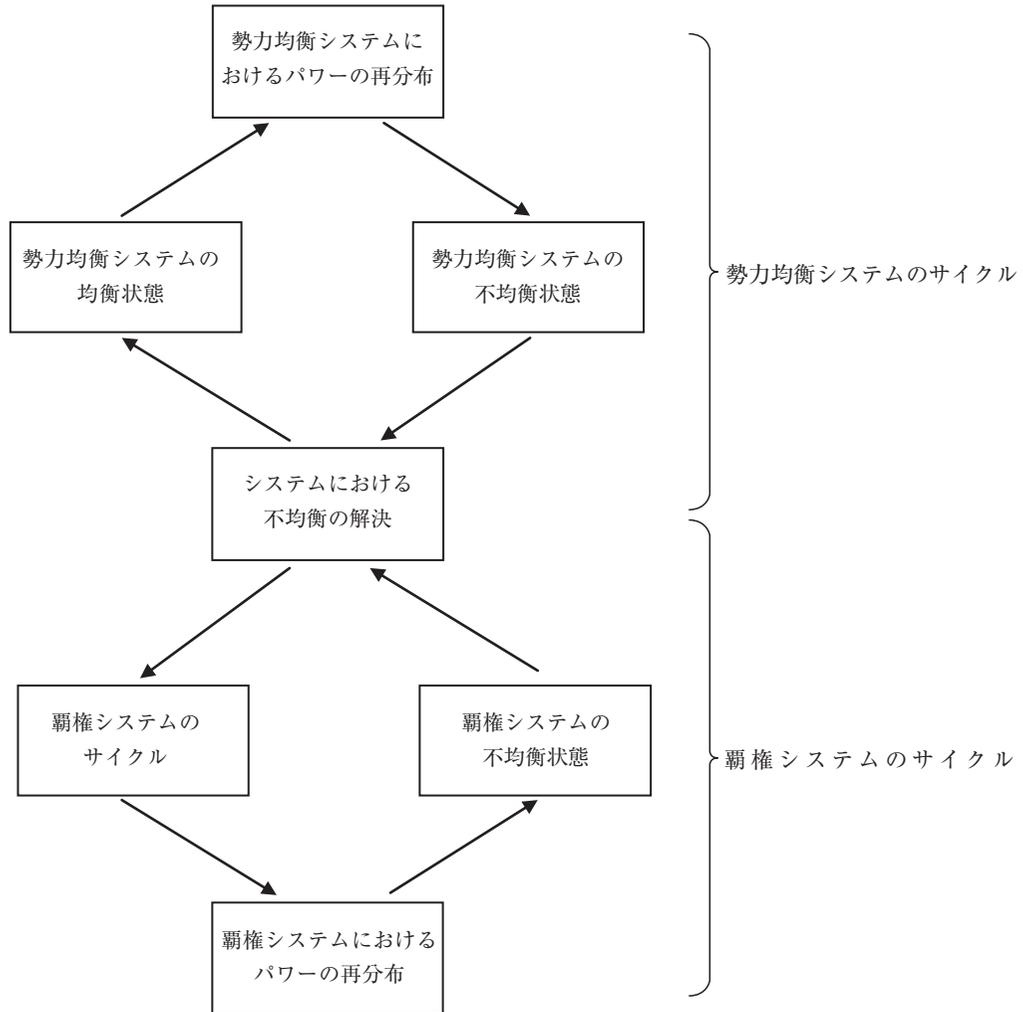
そして、前に述べたように、「システムの不均衡の解決」の段階で、国際システムにおけるパワー分布の集中度が高くなっている場合、すなわち強力な覇権候補国が出現し得る場合、システムの不均衡の解決の方法は覇権戦争となる。その後、覇権システムが構築され、国際システムは安定化する。

逆に、「システムの危機の解決」の段階で、国際システムにおけるパワー分布の集中度が低いままである場合、すなわち覇権候補国が出現しない場合、システムの不均衡の解決方法は複数の大国間の戦争となる。その後、勢力均衡システムが構築され、国際システムは安定化する。

こうして、システムの不均衡の解決を通じて、国際社会システムの従来の機能的要件およびシステム構造が変更され、新たな国際社会システムが構築される。国際システムは再び安定化し、新たな国際秩序が構築される、すなわち「システムの均衡状態」に戻る。

こうした国際社会システムのシステム変動は、次のように図式化できる。

〔国際社会システムの変動のサイクル〕



このように、パワーの視点を考慮しながら国際社会システムのシステム変動論として、現実主義的国際秩序論を統合的に理解することが可能である。

〔パワーの動的差異論〕の批判

ここで、上述したシステム変動論の視点から、コーブランドのパワーの動的差異論について検討する。

パワーの動的差異論は、これまで有力であったが衰退し始めた軍事大国が、双極システム内において、その経済的・潜在的パワーの衰退が著しいと認識したときに予防戦争を起こす可能性が高く、またそれが大戦争となると主張している。

現実主義的国際秩序論において、このような認識は、オーガンスキー、モデルスキー、ギルピンなどの動態モデルを唱える他の論者と大きく異なっている。すなわち、前節3の(3)項において説明したように、他の論者は、大戦争は有力な国家がおこす予防戦争的なものではなく、パワーを拡大した現状変更勢力が従来の国際秩序の変更を意図して起こすもの、すなわち国際システム全体の不均衡を解決するために生じると考えている。

国際社会システムにおけるパワー分布は、各国のパワーの不均衡な成長によって時間の経過とともに変化しく。それゆえ、この変化が大きくなれば、国際システムは必ず不均衡な状態に陥り、その不均衡を解決することが必要となる。

コーブランドは、将来的な戦争の勝敗の予測計算にもとづいて、多極システムよりも双極システムにおいて戦争が起こりやすいと主張する。しかし、本節4の(2)項において説明したように、極の分布はシステムの安定性とあまり関係がなく、機能的要件およびシステム構造の変更という国際システムの大きな変動には、現状維持勢力と現状変更勢力とのパワーと利益の対応度の不均衡および両勢力のパワー関係が大きく関わっている。

また、コーブランドは、パワーの低下しつつある従来の有力な大国が戦争を起こすと主張する。確かに、パワーの低下する従来の有力な国家が、パワーを拡大してきた国家や現状変更勢力が従来の利益の配分状況を変更しようとするのを阻止するために、すなわち現在の国際秩序を維持するために戦争を始める可能性はある。

19世紀における覇権国であるイギリスおよびフランスがロシアの勢力拡大を抑えるために起こしたクリミア戦争(1853～56)は、当時の覇権国であるイギリスがナポレオン戦争後に築いた覇権システムを、すなわちパックス・ブリタニカという国際秩序を維持するために起こした戦争である。また、冷戦後にアメリカがかかわった湾岸戦争、アフガニスタン紛争、イラク戦争などは、アメリカが第2次世界大戦後に自ら築いた覇権システムを、すなわちパックス・アメリカナという国際秩序を維持するために起こした戦争であると思われる。

しかし、パワーの低下する従来の有力な国家が予防戦争を起こす可能性があったとしても、この戦争が大戦争になるとは断言できない。現存の国際秩序の維持のための戦争は、単に、有力な国家とその敵対国の二国間の問題ではない。有力な国家が衰退しはじめたとしても、有力な国家がまだ大きなパワーを有している。また、現存の国際秩序から相応の利益を得ている他の諸国が存在しており、それらが国際秩序を維持する現状維持勢力となっている。すなわち、現存の国際秩序の維持のための戦争は、現状維持勢力のパワーがまだ十分に優位にあり、そして現状変更勢力がいまだ劣勢であるときに生じるものである。このようなパワー関係において戦争がおこった場合、国際システムの現状の変更は不可能であり、また容易に戦争の決着がつくため、国際秩序の変動すなわち国際システムの機能的要件やシステム構造の変動を引き起す大戦争とはならない。

国際秩序の変動にかかわる大きな戦争は、現状変更勢力のパワーがかなり増大することによつ

て、新たなパワーの分布状況と従来の利益の配分状況が乖離してシステムが不均衡状態になっているとき、この不均衡を解決するために生じるものである。そして、このときの国際システムにおけるパワー関係が $[P_M + (P_{SM}) \cong P_C]$ に近づいているときに発生する。このようなパワー関係の場合、国際システムの現状の変更の可能性がある、また容易に戦争の決着がつかないため、国際秩序の変動すなわち国際システムの機能的要件やシステム構造の変動を引き起す大戦争となる可能性が高い。

現状維持のための戦争とシステムの不均衡の解決のための大戦争とは、その内容においても、その規模においても異なっている。例えば、第1次世界大戦および第2次世界大戦などの国際秩序の全体の変動、すなわち国際システム全体の機能的要件やシステム構造の変動を引き起こした大戦争は、システムの不均衡の解決のために起こった戦争である。さらに、当時パワーを拡大していったドイツや日本などがこの戦争を起こしたのであり、現存の国際秩序の変更を望む現状変更勢力がこの戦争を引き起こした。これらの諸国は、自国のパワーを拡大し、有力な国家や現状維持勢力のパワーに匹敵するパワーを有するようになっていった。そして、それらは、現状維持勢力との戦争に勝利する可能性が高まったため、冒険主義的行動、すなわちシステムの不均衡の解決のための現状変更戦争に訴えていった。

上述したように、コープランドの主張は、現実の国際秩序の変遷の歴史を十分に説明できないように思える。それゆえ、国際社会システム全体についての安定性を考える国際秩序論としての有効性は低いと考えられる。

現実主義的国際秩序論は、パワー論に多く依拠しているため国際秩序の他の要因を考慮しないという問題点がある。しかし、上述したように、現実主義的国際秩序論がパワー論に依拠しているがゆえに、パワーの視点を考慮しながら国際社会システムのシステム変動論として、複数の現実主義的国際秩序論を統合的に理解することが可能である。

(5) 社会システム論にもとづいた現実主義国際秩序論の再検討

前項までは、パワー論の視点を考慮しながら現実主義的国際秩序論の検討をおこなったが、本項においては、機能的要件を重視した社会システム論の立場で現実主義的国際秩序の再検討をおこなう。

これまで検討してきたように、現実主義的国際秩序論は、パワー関係および安全保障的利益を重視しており、社会システム論の立場からすれば総合的な分析視点に欠けるという問題点が指摘される。すなわち、現実主義的国際秩序論は、第1に国際社会システムの機能的要件の充足度の変化がパワー関係に与える影響について、第2にシステム維持構造の機能の変化がパワー関係に与える影響について、第3に「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件を充足

するためのシステム構造の発達がシステムの不均衡の解決に与える影響などについて十分に考慮していない。それゆえ、これらの点について、以下において社会システム論の立場から検討していく。

① 機能的要件の充足度の増大と国際システムの安定化

現実主義的国際秩序論は、国際社会システムにおいて、各国のパワーの変化によってもたらされる現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係が変化することを重視している。

国際社会システムにおいて、時間の経過とともにそれぞれの国家が有するパワーが不均等に増大または減少することによって、国際社会システムにおけるパワー分布が大きく変化する。その結果、現状維持諸国の総体的パワー（現状維持勢力）および現状変更諸国の総体的パワー（現状変更勢力）というシステムの安定化要因と不安定化要因が変化し、すなわち $[P_M + P_{SM} > P_C]$ というパワー関係が変化する。

しかし、現実主義的国際秩序論は、国際社会システム内の機能的要件の充足度の変化がこうしたパワー関係に与える影響を考慮していない。すなわち、システム内のパワーが変化しなくとも、機能的要件の充足度が変化し、 $[P_M + P_{SM} > P_C]$ というパワー関係において、現状維持勢力 $[P_M]$ という安定化要因および現状変更勢力 $[P_C]$ という不安定化要因に影響を与え、ひいては国際社会システムのパワー関係を変動させることがある。

国際社会システムにおいて充足されるべきいくつかの機能的要件があり、こうした機能的要件には、「システム内の諸欲求の調整と方向付け」、「システム内の諸欲求を充足するための社会的資源の調達と配分」、「共通の価値と規範のシステムへの内在化」、「共通の価値と規範にもとづくシステム内の対立の調整」、および「共通の価値と規範からの逸脱行為に対する社会統制」などがある⁽⁶⁴⁾。

これらの機能的要件の充足の度合いは、歴史的に大きく変化してきた。これらの機能的要件のなかでも、「システム内の諸欲求を充足するための社会的資源の調達と配分」という機能的要件の充足の度合いが、諸国家の利益の実現に直接的に影響し、それゆえ諸国家が国際システムの現状に対する評価をおこなうことに大きく影響する。また、他の四つの機能的要件の充足の度合いの変化については本項の②と③において詳しく説明するので、ここでは「システム内の諸欲求を充足するための社会的資源の調達と配分」という機能的要件の充足の度合いの変化が国際社会システムのパワー関係に与える影響について説明する。

この機能的要件は、国際社会システムにおいて国際的な政治過程を通じて調整されまた方向性を与えられた諸欲求を充足するために、国際社会的資源を調達しそしてそれらを配分することである。さらに、この機能的要件は、「システム全体にとって必要な公的な諸欲求を充足する」ために国際社会的資源を調達しそしてそれらを配分する機能、および「システム内の各行為体にとって必要な個別の諸欲求を充足する」ために国際社会的資源を調達しそしてそれらを配分する機能

とに分類され得る⁽⁶⁵⁾。

この機能的要件のなかでも、前者の「システム全体にとって必要な公的な諸欲求を充足する」ために社会的資源を調達しそしてそれらを配分するという機能は、国内社会システムにおいては、政府の行政的制度や組織によって充足されている。

しかし、国際社会システムには中央集権の政府が存在しないため、こうした諸欲求を充足するために国際社会的資源を調達しそしてそれらを配分するという機能を果たすためのシステム構造、すなわち国際的に公的な性格や正当性を持つ国際的行政制度や組織が存在しない。

このため、グローバルな国際社会が発展しつつある現状において、国際社会全体の平和や安全の維持、国際経済全体の安定と発展、国際社会全体の福祉や社会生活の向上、および国際的環境の保全というシステム全体に係わる国際的諸欲求の充足のための資源の調整と配分の必要性が認識され、様々な国際的な制度や組織が形成され、国際社会システム全体のために機能を果たしてきた。

具体的には、国際社会全体の平和や安全を維持するために、国連を中心とした集団安全保障や平和維持活動の制度が確立され、様々な国際紛争や地域紛争の解決に役立っている。国際経済全体の安定と発展を図るために、IMFやGATT（後にWTO）などが創設され、国際的な貿易や金融の安定に貢献してきた。そして、国際的福祉の向上、とりわけ発展途上国に対する開発援助のために世界銀行（国際復興開発銀行）、国際開発協会、および国連開発計画など、また社会生活の改善のために国連児童基金、世界食料計画、国連食料農業機関、国際労働機関、国連教育科学文化機関、世界保健機関などが設立された。こうした国際機関は、資金や設備や技術の援助を通じて、南側諸国を始めとする世界の経済・社会の開発と発展を助けて、南北格差の是正や人々の生活改善のために貢献してきた。

他方で、この機能的要件のなかでも、後者の「システム内の各行為体に必要な個別の諸欲求を充足する」ために社会的資源を調達しそしてそれらを配分するという機能は、国内社会システムにおいては、民間の経済的・社会的制度や組織によって充足されている。

国際社会システムにおいては、自国の安全保障の維持、経済・福祉の発展、および文化・思想の保持などの「システム内の各国際行為体に必要な個別の諸欲求を充足する」ための国際社会的資源の調達と配分は、当然のことながら各国自らの力によって充足されることになる。

こうした個別の諸欲求のなかでも、とりわけ重要な欲求である自国の安全保障の維持は、各国の軍事力の保有、勢力均衡政策の実施、軍事同盟の形成、集団防衛体制、さらに軍縮や軍備管理の実施などを通じて実現の努力がなされてきた。

また、自国の経済や福祉の発展という個別の諸欲求は、様々な生産システム、貿易、金融、運輸、通信などの国際経済・社会領域において資本主義的なシステム構造が近代国際社会の形成とともに早くから発展してきたために、かなり充足されてきた。

さらに現在では、経済・社会のグローバル化の進展にともない、国際経済・社会領域において

国家間の相互浸透の増大と相互依存の深化が進み、これまで以上に多くの国際的また脱国家的な制度や組織が形成され、個別の諸欲求の充足がかなり可能となっている。こうした国際的相互依存の状況は、国家間の政治的協力を拡大し、そして最終的には戦争の可能性を低下させるように国家間の相互行為のパターンに影響を及ぼすと考えられている。

このように、安全保障の領域は未だ不完全であるが、各国の個別の諸欲求を充足するための欲求充足構造がかなり形成されており、現在ではこうした機能的要件はかなり十分に充足されている。

ここまで述べたように、国際社会システムにおける機能的要件の充足の度合いが高まることによって、各国は安全保障の利益や経済的利益を含めた様々な利益をこれまでよりも多く国際システムから得られることになる。そして、国際システムの現状に対する各国の評価が高まることによって、すなわち現在の国際秩序に対する満足度が高まることによって、多くの諸国は現在の国際秩序が維持されることを望む現状維持諸国となる。さらに、現状維持諸国が増加することによって、すなわち現状維持勢力が増大することによって、国際システムの安定化要因が高まっていく。

これをパワーと利益の対応度（パワーに対する利益率）で考えると、国際社会システムにおける機能的要件の充足の度合いが高まり、各国の個別的な諸欲求もシステム全体の諸欲求もこれまでよりも多く充足されるようになってきているので、各国の利益 $[I_k]$ もまた国際システムの全体的な利益 $[\sum_{k=1}^n I_k = I_1 + I_2 + \dots + I_n]$ も増大することになる。

そして、国際社会システムにおけるパワー分布が変化せずに、各国のパワーと利益の対応度および国際システム全体のパワーと利益の対応度である

$$\frac{I_k}{P_k} \text{ および } \frac{\sum_{k=1}^n I_k}{\sum_{k=1}^n P_{Mk}} \quad (k=1, 2, \dots, n)$$

の値が従来よりも増大している。

もちろん、パワーと利益の対応度の値が多くの国々で合致していることが、国際システムを最も安定させる。しかし、各国の間でこれらの値が少し乖離していて不満が少しあったとしても、各国が得られる利益が増大してパワーと利益の対応度の値が従来よりも高まるようになれば、多くの国は国際システムの現状に満足して、現状維持勢力として国際システムの安定を望む。

このように、社会システム論的な立場からすれば、安全保障の利益だけでなく国際システムから得られる総合的利益を考慮する必要がある。つまり、各国のパワーが変化しない場合でも、国際社会システムの機能的要件の充足度、すなわち現在の国際秩序から得られる様々な利益に対する各国の評価が高まる。そして、多くの諸国が現状満足諸国すなわち現状維持諸国となり、国際社会システムの安定化要因が増大して、すなわち安定化要因と不安定化要因とのパワー関係が変わってくる。このように、国際社会システムにおける機能的要件の充足度が高まれば、国際社会システムは安定する。

② システム維持構造の機能の増大と国際システムの安定化

本項の①でも述べたように、現実主義国際秩序論は、国際社会システムにおける現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係が国際社会システムの安定性に影響を与えることを重視している。しかし、システム構造の一部であるシステム維持構造の機能の変化が、このパワー関係に影響を与えるという点を考慮していない。すなわち、国際社会システムの安定化要因と不安定化要因を考える上で重要な $[P_M + P_{SM} > P_C]$ というパワー関係において、 $[P_{SM}]$ というシステム維持構造の機能の変化がこのパワー関係に与える影響を考慮していない。

社会システムのシステム維持構造は、システム維持のための機能的要件、すなわち「社会システムおよびシステム構造を維持することそれ自体を目的とする機能的要件」を最も効率的に充足するために存在する。そして、システム維持のための機能的要件とは、「共通な価値と規範のシステムへの内在化」、「共通な価値と規範にもとづくシステム内の対立の調整」、および「共通な価値と規範からの逸脱行為に対する社会統制」である⁽⁶⁶⁾。

そして、これらの機能的要件を充足するためのシステム維持構造の機能が、現在の国際社会システムにおいて次第に高まりつつある。

[共通の価値と規範のシステムへの内在化]

この機能的要件のなかでも、システム全体の立場から共通の価値や規範を正当化したシステム内へ制度化するという機能は、国内社会システムにおいては、宗教的教義・法律・道徳・思想などを保持しようとする宗教的・政治的制度や組織を通じて実現される。また他方で、共通の価値や規範の個々の行為者への内面化および彼らの社会化という機能は、家庭・学校・職場・地域共同体などの社会的制度や組織を通じて達成される。

国際社会システムにおいても、自由主義や民主主義などの一般的な価値および国際条約や慣習法などの国際的規範が存在している。しかし、国際社会システムの中には、多数の宗教や思想やそれらにもとづく文化圏が併存しており、また各国が独自の文化的価値と規範を有している。宗教や思想に根差したこのような価値と規範の相違は、むしろ国家間や地域間の対立や紛争の要因となっている。それゆえ、現在、国際的に共通な価値と規範として見なされるものの中には、各国の独自の価値や規範と対立するものもあり、こうした共通の価値と規範が国際社会システム内で普遍的なものと認められるためには長い年月を必要とする。

しかしながら、現在、国際社会システム全体にとって共通の価値と規範が数多く形成され、次第に正当化また制度化されつつある。すなわち、国際連合や多国間国際会議において、国際平和や安全の維持、自由貿易・金融体制の維持、人権の擁護、国際的自然環境の維持、自由や民主主義の擁護などの国際社会システム全体に係わる問題に関して多くの国際条約や国際協定が締結され、国際社会システムにおける共通の価値と規範の形成が進展している。

また、冷戦後、東側陣営が崩壊したことによって共産主義が衰退したのに代わって、自由主義・民主主義・資本主義という思想や制度がグローバルに普遍化しつつあり、国際社会システム全体

にとって共通の価値と規範がより広範に形成されつつある。

〔共通の価値と規範にもとづくシステム内の対立の調整〕

この機能的要件は、国内社会システムにおいて、裁判所などの司法的制度や組織によって、またその一部は行政委員会などの政府組織によって充足される。

国際社会システムにおいて、この機能的要件は、こうした衝突や対立を共通の価値と規範である国連憲章や多くの国際条約などの国際的法規範にもとづいて国際的な司法的制度や組織によって調整する。国際システムにおいては、安全保障問題や経済問題などの二国間の対立、さらには冷戦時の東西対立や南北問題などのシステム全体的な対立まで、様々なシステム内対立が存在していた。これまで、これらの対立の一部は、戦前の常設仲裁裁判所や常設国際司法裁判所および戦後の国際司法裁判所やアドホックな仲裁裁判所などの国際裁判所によって解決されてきた。

さらに、現在では、国際社会システムにとって新たな利害調整機構が発達しつつある。すなわち、1995年に国際貿易問題に関して国際貿易機関に紛争処理パネルが設置され、また1996年に海洋における紛争に関して国際海洋裁判所が設置されたことで、貿易や海洋の問題についてこれまでよりも公正・中立な裁定がおこなわれることになった。

〔共通の価値と規範からの逸脱行為に対する社会統制〕

この機能的要件は、国内社会システムにおいて、強制的な威嚇や懲罰、利益誘導的な報償や表彰、および心理的な奨励や嘲笑や非難などの社会統制の手段によって充足される。こうした社会統制を担うのは、基本的には警察および司法制度や組織であり、補助的には政治制度や組織また地域共同体である。

国際社会システムにおいても、国連憲章や国際条約などの国際規範から逸脱行為をおこなう国家が存在するため、国際社会システムを維持するうえでこうした逸脱行為を阻止することが必要である。これまで、各国が自らの強制力の行使、また国連の集団安全保障や平和維持活動、また国際世論などを通じて、国際規範からの逸脱行為を統制している。

そして、現在、国際社会システム全体にとっての社会統制手段が発達しつつある。とりわけ、冷戦後、国連の集団安全保障および国家間の協力による集団的制裁措置を通じて、国際規範からの逸脱行為をある程度は統制するようになった。さらに、現在、ジェノサイドや戦争犯罪や侵略犯罪を処罰するための国際刑事裁判所が設立され、その活動も活発化している。

以上、論じたように、国内社会システムと比べれば不十分であるが、国際社会システムにおいても、「システム維持それ自体を目的とする機能的要件」を充足するためのシステム維持構造が、時間の経過とともに次第に発達してきた。社会システム論的な視点に立てば、このようなシステム維持構造の機能の増大を考慮する必要がある。各国のパワーが変化しない場合でも、国際的な制度や規範であるシステム維持構造が発達することで、システム維持のための機能的要件の充足度が高まる。その結果、国際システムの安定化要因が増大して、安定化要因と不安定化要因とのパワー関係が変わってくる。すなわち、システム維持構造の機能が高まれば、国際社会システム

は安定化する。

現実主義的国際秩序論の多くは、本項の①で論じた「機能的要件の充足の増大」およびこの②の「システム維持構造の機能の増大」という点を考慮していないが、覇権安定論はある程度この点について考察している。

覇権安定論の議論のなかで、覇権国は自らが構築した覇権システム構造を通じていくつかの機能的要件を充足している。すなわち、覇権国であるアメリカは、国際秩序（集団安全保障システムや同盟システム）また自由貿易体制（IMF・GATT体制）という国際公共財を提供することで、また発展途上諸国への開発・援助をおこなうことで、さらに上述したような共通の価値と規範を形成また維持することによって、国際社会システムの機能的要件のいくつかを充足してきた。

もちろん、こうしたシステム構造は覇権国の利益を最優先したものであるが、同時に他の諸国にとっても利益をもたらすものであった。第2次世界大戦後のボックス・アメリカーナという覇権システムにおいて、敗戦国である日本やドイツが多く of 経済的・安全保障の利益を得て発展したことも事実である。

前項 (3) の③において、覇権システムと勢力均衡システムとのどちらがより安定的であるのかは、それぞれのシステムにおけるそのときの現状維持勢力と現状変更勢力とのパワー関係しだいであることを述べた。

機能的要件やシステム構造を考慮する社会システム論の視点から、国際社会システムの安定性について再び述べれば、勢力均衡システムは、 $[P_M + (P_{SM}) > P_C]$ というパワー関係の上に成り立っているだけである。しかし、覇権システムは、こうしたパワー関係だけではなく、覇権国を中心とするシステムの管理の形態、すなわち管理のためのシステム構造がシステム内に存在していることを前提としている。そして、このシステム構造によって機能的要件が充足されることで、覇権国だけではなく他の諸国も利益を得て現状満足諸国（現状維持諸国）となり、国際社会システムが安定する。

また、システム構造が強固に形成され、機能的要件を十分に充足していればいるほど、国際社会システム内の国家の有するパワーが幾分か変化しても、現状満足諸国（現状維持諸国）が数多く存在するため、システムは安定している。勢力均衡システムよりも覇権システムにおいて、システム構造がより強固に形成されており、長期的に存在する可能性が高い。こうした点から、勢力均衡システムよりも、覇権システムの方がシステムの安定性また存続性は高いと思われる。

③ システムの不均衡の解決における平和的手段の発達

現実主義的国際秩序論は、勢力均衡システムであろうと覇権システムであろうと、国際社会システムの不均衡の解決について、戦争という武力的手段による解決が一般的であると考えており、平和的手段による不均衡の解決という側面をあまり考慮していない。

ところで、社会システム論的視点からすれば、国際社会システムにおける不均衡の解決については、「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件が大きいかかわっている。

国内社会システムと同様に、国際社会システム内でも国家や国際行為体から様々な諸欲求が表出される。本項の①でも述べたように、生存に係わる欲求として、国家の安全保障および国際社会システム全体の平和と安全の維持などがある。また、生活に係わる欲求として、国家経済の維持と発展、国際貿易・金融制度の安定と発展による国際経済全体の安定と発展、南北間の経済的・社会的格差の是正、労働者・児童・女性の社会的格差と差別の改善による国際システム全体の福祉と生活水準の向上、国際的運輸・通信システムの強化による国際的社会基盤の整備、および国際的自然環境の保全などがある。そして、精神に係わる欲求として、国家の文化・イデオロギーの維持、および国際システム全体での自由主義や民主主義などの理念の維持と拡大などがある。

しかし、こうした諸欲求を充足する上で、国際社会システム内で利用できる国際的資源には限りがある。それゆえ、この機能的要件は、こうした国際的諸欲求を充足する際に、どの諸欲求を優先的に充足すべきか諸欲求の優先順位をシステム全体の立場から緊急性に応じて調整し、そしてそれらの充足へ向けて方向付けをおこなうことである。

それゆえ、この機能的要件は、国際社会システムにおける「システム内の諸欲求を充足するための社会的資源の調達と配分」、「共通の価値と規範のシステムへの内在化」、「共通の価値と規範にもとづくシステム内の対立の調整」、および「共通の価値と規範からの逸脱行為に対する社会統制」という他の機能的要件の具体的内容およびそれらの優先順位を確定しまた変更するに際して、最も重要な役割を果たす⁽⁶⁷⁾。

すなわち、この機能的要件は、国際社会システム内のパワーと利益の対応度において、

$$\frac{I_M}{P_M} \neq \frac{I_C}{P_C} \left(\frac{I_1}{P_1} \neq \frac{I_2}{P_2} \neq \frac{I_3}{P_3} \neq \dots \neq \frac{I_n}{P_n} \right)$$

となっていて、パワー分布と利益配分とが乖離しているシステムの不均衡の状態を、

$$\frac{I_M}{P_M} \equiv \frac{I_C}{P_C} \left(\frac{I_1}{P_1} \equiv \frac{I_2}{P_2} \equiv \frac{I_3}{P_3} \equiv \dots \equiv \frac{I_n}{P_n} \right)$$

となるように、すなわち国際社会システム内のパワー分布と利益配分とができるだけ合致するように、システムの他の機能的要件とシステム構造を変更する役割を有している。

そして、この「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件は、国内社会システムにおいては政治的制度や組織、とりわけ立法的制度や組織および立法に従って社会を管理する行政的制度や組織によって充足されている。

しかし、国際社会システムには中央集権的政府が存在しないため、システム全体の立場からシステム内で生じた国際的諸欲求を調整しそしてそれらの充足への方向付けをおこなうためのシス

テム構造, すなわち政治的な組織や制度が十分に存在しない。同時に, このことは, 機能的要件の具体的内容およびそれらの優先順位を確定また変更するためのシステム構造も十分に存在しないことを意味する。

このため, 従来の国際社会システムにおいて, この機能的要件は, 国益の実現を最優先する国家間の相互行為である国際政治過程を通じて, すなわち国家間の外交交渉, 様々な国際会議, そして武力による威嚇や武力の行使などを通じて充足されてきた。とりわけ, 従来の機能的要件を全面的に変更する場合には, 世界大戦や覇権戦争のような大規模な武力衝突となるが多かった。

しかし, 第2次世界大戦後の国際社会システムにおいては, システムの全般的問題に関しては国連総会や主要先進国首脳会議などが, また国際経済問題に関しては蔵相・中央銀行総裁会議などが, また開発・援助の問題に関しては経済協力開発機構や国連貿易開発会議などが, また安全保障問題に関しては国連安全保障理事会などの国際機構が次第に活動の内容と領域を拡げていった。このため, 不十分ながらもこの「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件を充足するようになってきた。

また, このような制度や組織, すなわち「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件を充足するためのシステム構造が発達していたために, 冷戦期から冷戦後へとパワー構造が大きく変化したにもかかわらず, 新たな機能的要件とシステム構造の変更が平和裡に実現された。冷戦期の国際社会システムから冷戦後の国際社会システムへのシステム構造の変動は, 大きなものであった。アメリカの覇権システムは存続しているが, そのパワー構造は双極システム構造から単・多極システム構造へと大きく変化している。

冷戦末期, 共産主義の矛盾や社会主義経済の破綻によってソ連のパワーが次第に低下して, ソ連は西側陣営に対抗できなくなった。そのとき, アメリカのブッシュ大統領とソ連のゴルバチョフ書記長の間でマルタ島会談が開催され, 冷戦の終結が合意された。その後, 様々な国際会議や首脳会談が開催され, 東西間の利害調整がなされた。そして, 内部の自由化・民主化によって超大国であったソ連が崩壊し, その後継国はロシアとなった。そのロシアのパワーは旧ソ連と比べて著しく小さなものとなり, ロシアは単なる大国の一つとなった。このときも, 様々な国際会議や首脳会談が開催され, 国家間の利害調整や新たな国際社会の姿が話し合われた。そして, 旧ソ連諸国と東欧諸国が現状変更勢力から現状維持諸国へと平和裡に移行した。

現実主義のコーブランドのパワー差異論によれば, 双極システムにおいて軍事大国がそのパワーを低下させた場合, その大国は現在の自国の利益を守るために予防戦争に訴えるはずであった。彼の理論にもとづけば, 大きなパワー分布の変動によって生じた国際社会システムの不均衡の解決は, ソ連が開始する東西間の部分的もしくは全面的な戦争によってなされ, その結果としての新たなパワー分布にもとづく機能的要件とシステム構造が形成されるはずであった。

しかし, 超大国ソ連のパワーの低下および単なる大国ロシアの誕生というパワー分布の変動に

もかかわらず、すなわちシステム内のパワー分布と利益配分とが著しく乖離したにもかかわらず、システムの危機の解決は戦争ではなかった。パワー分布と利益配分との乖離、すなわちシステムの不均衡は平和的に解決され、機能的要件やシステム構造が変更されていった。

このようにシステムの危機が平和的に解決されたのは、パワー分布の大きな変動によって生じたシステムの不均衡を解決するための「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件を充足するシステム構造が次第に形成されてきたためである。また、本項の②で論じた共通の価値と規範が、この場合は国際社会の諸問題を平和的手段で解決すべきという国際社会の合意が強化されてきたためでもある。

このように、国際秩序、すなわち国際社会システムの安定性を考慮する上で、システムの不均衡の解決に大きく影響する「システム内の諸欲求の調整と方向付け」という機能的要件の充足の問題を考慮する必要がある。この機能的要件を充足するためのシステム構造が諸国家の協調のもとに発達することによって、国際社会システム内のパワー分布と利益配分の乖離を合致させ、システムの機能的要件とシステム構造を平和的に変更する、すなわち国際社会システムの不均衡を平和的に解決することが可能となってくる。

おわりに

現実主義的国際秩序論は、パワー論と安全保障論の視点を重視し過ぎているために、国際秩序を多元的・複合的に分析する視点が欠けている。現実主義パラダイムは、無政府状態のもとで自律的な国家が軍事的パワーを用いて安全保障の利益を追求するという基本的イメージで国際社会を描いている。すなわち、構造主義的と言われるネオ・リアリズムも含めて、現実主義パラダイムは、国際社会システムにおけるアナキー（無政府状態）を強く主張するために、そこに存在するシステム構造を無視する傾向がある。これでは、国際社会システムにおいて様々な機能を果たすシステム構造が存在するにもかかわらず、それらの存在を始めから否定しているに等しい。

そして、現実主義において、国際システムにおける「構造」や「パワー構造」という場合も、単に「パワー分布」や「パワー関係」（極の個数や極のパワーの大きさ）のことを指しており、こうした静態的な状況が国際システムのあり方を決める重要な要因となっている。

こうした現実主義は、パワー論を重視するがゆえに、すなわちパワーという単一の要因によって国際秩序を説明することを目指すかゆえに、現実主義的国際秩序論の多くを統合的また一体的に理解することが可能となる。すなわち、勢力均衡システムのサイクルと覇権システムのサイクルとを統合的に理解できる。

しかし他方で、現実主義は、パワーと安全保障を重視するがゆえに、国際社会システムの「機能的要件の充足度の変化」、「システム維持構造の機能の変化」、および「システム内の諸欲求の調整と方向付けという機能的要件」などの国際秩序の安定化にかかわる他の重要な要因を見落と

している。

社会システム論において、システム構造とは、機能的要件を最も効率よく充足するために形成されたものであり、行為体間の相互行為の相対的に恒常的なパターンである。具体的には、システム構造は、社会の制度や組織や役割であり、共通の規範やルールを内在している。パワー分布やパワー関係は、システムの機能的要件を決定したシステム構造を形成する際の要因の一つにすぎず、システム構造それ自体ではない。

こうした社会システム論的視点からすれば、国際社会システムにおいては、システム全体を覆うシステム構造が存在し、この構造が機能的要件を充足することで国際秩序を安定化させる様々な役割を果たしている。すなわち、国際社会システムにおけるパワー分布の変化とかかわりなく、様々な機能的要件の充足度が高まることによって現状維持勢力が増大する。そして、システム維持のための機能的要件を充足するためのシステム維持構造の機能が增大する。これらの勢力や機能の増大によって、国際社会システムのパワー関係における安定化要因が増大していく。また、国際社会システム内の諸欲求の調整と方向付けという機能的要件を充足するためのシステム構造の様々な発達によって、システムの不均衡の平和的解決が可能となり、システムの機能的要件とシステム構造が平和的に変更される。

このことは、国際社会システムのシステム構造の変動が、覇権システムのサイクルおよび勢力均衡システムのサイクルから抜け出すことを意味する。すなわち、武力的手段ではない平和的手段によるシステムの危機の解決を通じた新たな第3のサイクルが誕生する。

もちろん、国際社会システムにおいて中央政府は存在しないが、覇権システムや勢力均衡システム以外の国際秩序のあり方が存在しうる。国際システムにおいて、「システム内の諸欲求の調整と方向付け」、「システム全体にとって必要な公的な諸欲求を充足するための社会的資源の調達と配分」、「共通の価値と規範の社会システムへの内在化」、「共通の価値と規範にもとづくシステム内の対立の調整」、そして「システム内の共通の価値と規範からの逸脱行為に対する社会統制」という「社会システム全体的な立場から充足されるべき機能的要件」の充足を増大させることによって、そしてそのために必要なシステム構造を構築また強化することによって、中央政府に代替する機能を少しずつ実現することが可能である。

ここまで、現実主義的国際秩序論の再検討をおこなったが、ここまでの再検討は、現実主義的国際秩序論を社会システム論的な視点によって再検討したものである。

他のパラダイムの国際秩序論との比較における国際秩序論としての類似点や相違点、またそれらの優劣などの検討は、次稿以下の章において他のパラダイムの国際秩序論の再検討をおこなった後に、最後の総括において総合的におこなう。

(注)

- (1) 拙稿「社会システムと国際秩序：国際秩序論に向けて」『政治・経済・法律研究』，第4巻，第2号，2002年1月，53頁～80頁。
- (2) 拙稿「国際秩序の変動と国際社会システムの構造変動：国際秩序論に向けて」『政治・経済・法律研究』，第5巻，第1号，2002年9月，53頁～91頁。
- (3) 拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討（1）：機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の分析枠組」『政治・経済・法律研究』，第10巻，第1号，2008年1月，1頁～39頁。
- (4) 拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討（2）：現実主義的国際秩序論の再検討（上）」『政治・経済・法律研究』，第14巻，第2号，2014年3月，81頁～109頁。
- (5) 拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討（2）：現実主義的国際秩序論の再検討（上）」，83頁～88頁。
- (6) Stephen M. Walt, *The Origins of Alliances*, Cornell University Press, 1987.
- (7) Randall L. Schweller, *Deadly Imbalances: Tripolarity and Hitler's Strategy of World Conquest*, Columbia University Press, 1998.
- (8) Hedley Bull, *The Anarchical Society : A Study of Order in World Politics*, Columbia University Press, 1977, pp.101-126 ; Hans J. Morgenthau, *Politics Among Nations : The Struggle for Power and Peace*, (5th ed., Revised), Alfred A. Knopf, 1948, pp.173-228 ; Inis L. Claude Jr., *Power and International Relations*, Random House, 1962, pp.11-93.
- (9) Ernst B. Haas, "The Balance of Power: Prescription, Concept, or Propaganda ?" *World Politics*, 5(4) (July, 1957), pp.442-477.
- (10) Martin Wight, *Power Politics* (edited by Hedley Bull & Carsten Holbraad) , Leicester University Press, 1978, pp.168-185.
- (11) Randall L. Schweller, "Bandwagoning for Profit: Bringing the Revisionist State Back In," *International Security*, Summer 1994, vol.19, no.1, pp. 72-107.
- (12) Hedley Bull, *op.cit.*, p.101.
- (13) Dina Zinnes, "An Analytical Study of Balance of Power Theories," *Journal of Peace Research*, September 1967, Vol.4, No.3, pp.270-285; Michael J. Sheehan, *The balance of power: history and theory*, Routledge, 1995, p.5.
- (14) Bruce Russett, Harvey Starr, David Kinsella, *World Politics: The Menu for Choice*, Bedford/St. Martin's; 6th ed., 2000, p.78.
- (15) *Ibid.*, p.78.
- (16) Samuel P. Huntington, "The Lonely Superpower", *Foreign Affairs*, Mar/Apr 1999, Vol.78 Issue 2, p.35.
- (17) William C. Wohlforth, "The Stability of a Unipolar World", *International Security*, Summer 1999, Vol.24, No.1, pp.5-41.
- (18) Huntington, *op.cit.*, p.35.
- (19) Kenneth N. Waltz, "The Stability of a Bipolar World," *Daedalus*, Summer 1964, Vol. 93, No.3, pp.881-886.
- (20) Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, Longman Higher Education, 1979, p.168.
- (21) Huntington, *op.cit.*, p.35.
- (22) Karl Deutsch & J. David Singer, "Multipolar Power Systems and International Stability," *World Politics*, April 1964, Vol.16, No.3, pp.390-406.
- (23) Richard N. Rosecrance, "Bipolarity, multipolarity, and the future," *Journal of Conflict Resolution*, September 1966, vol.10, No.3, pp.314-327.

- (24) *Ibid.*, pp.323-324.
- (25) A.F.K. Organski, *World Politics*, Alfred A.Knopf, 1960, pp.300-301.
- (26) *Ibid.*, pp.302-306.
- (27) *Ibid.*, pp.325-330.
- (28) *Ibid.*, pp.330-337.
- (29) George Modelski, "The Long Cycle of Global Politics and the Nation-state," *Comparative Studies in Society and History*, April 1978, Vol.20, No.2, pp.214-235; George Modelski, "The Long Cycles of World Leadership," in William R. Thompson ed. *Contending Approaches to World System Analysis*, Sage Publications, 1983, pp.115-139.
- (30) George Modelski, "The Long Cycle of Global Politics and the Nation-state," *Comparative Studies in Society and History*, April 1978, Vol.20, No.2, pp.214-217.
- (31) *Ibid.*, pp.217-218.
- (32) *Ibid.*, pp.218-224.
- (33) George Modelski, "The Long Cycles of World Leadership," in William R. Thompson ed. *Contending Approaches to World System Analysis*, Sage Publications, 1983, pp.115-139; George Modelski, *Long Cycles in World Politics*, Univ. of Washington Press, 1987.
- (34) Robert Gilpin, *War and Cange in World Politics*, Cambridge University Press, 1983, pp.10-11.
- (35) *Ibid.*, pp.27-38.
- (36) *Ibid.*, pp.11-15.
- (37) *Ibid.*, pp.144-145.
- (38) *Ibid.*, pp.144-145.
- (39) Dale C. Copeland, *The Origins of Major War*, Cornell University Press, 2000, pp.15-16.
- (40) *Ibid.*, p.15.
- (41) *Ibid.*, pp.15-16.
- (42) *Ibid.*, p.15.
- (43) *Ibid.*, pp.16-17.
- (44) *Ibid.*, p.17.
- (45) *Ibid.*, p.16.
- (46) *Ibid.*, p.20.
- (47) *Ibid.*, p.20.
- (48) *Ibid.*, p.20.
- (49) *Ibid.*, p.20.
- (50) Frederick L. Schuman, *International Politics: The Western State System in Mid-Century* (5th ed.), McGraw-Hill, 1953, pp.248-254; Hans J.Morgenthau, *Politics Among Nations: The Struggle for Power and Peace*, (5th ed., Revised), Alfred A. Knopf, 1948, pp.173-228.
- (51) Kenneth N. Waltz, "The Stability of a Bipolar World," pp.881-909.
- (52) Dina Zinnes, *op.cit.*, p.272.
- (53) Bruce Russett, Harvey Starr, David Kinsella, *op.cit.*, p.89.
- (54) Samuel P.Huntington, *op.cit.*, p.36; p.39.
- (55) Elke Krahnemann, "American Hegemony or Global Governance? Competing Visions of International Security," *International Studies Review*, Vol.7, No.4, pp.533-534.
- (56) 拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討 (1) : 機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の分析枠組」, 4頁～7頁。
- (57) 同上, 15頁。
- (58) Joseph M.Grieco, *Cooperation among Nations ; Europe, America, and Non-Tariff Barriers to Trade*,

Cornell University Press, 1990, pp.27-50.

- (59) 拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討 (1)：機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の分析枠組」, 17 頁～18 頁。
- (60) Robert Gilpin, *op.cit.*, pp.10-11.
- (61) A.F.K. Organski, *op.cit.*; Robert Gilpin, *op.cit.*; George Modelski, *op.cit.*.
- (62) Robert Gilpin, *op.cit.*, p.12.
- (63) *Ibid.*, pp.116-145.
- (64) 拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討 (1)：機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の分析枠組」, 55 頁～57 頁。
- (65) 拙稿「社会システムと国際秩序：国際秩序論に向けて」, 64 頁～65 頁, 72 頁～73 頁
- (66) 拙稿「社会システムと国際秩序：国際秩序論に向けて」, 65 頁～66 頁, 73 頁～75 頁
- (67) 拙稿「社会システムと国際秩序：国際秩序論に向けて」, 64 頁, 71 頁～72 頁。拙稿「機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の再検討 (1)：機能主義的システム論にもとづく国際秩序論の分析枠組」, 9 頁。

※本論文は拓殖大学政治経済研究所・平成 20 年個人研究助成の成果報告の一部である。

(原稿受付 2013 年 5 月 31 日)

アメリカ合衆国における妊娠中絶合法化の過程

— 1971 年および 1972 年の情況

小 竹 聡

目 次

はじめに
1 1971 年春まで
2 1971 年秋まで
3 1972 年春まで
4 1972 年春
5 1972 年冬まで
おわりに

はじめに

本稿は、1973 年の Roe v. Wade および Doe v. Bolton 判決¹ の形成過程を振り返ることによって、Roe 判決と総称されるこれらの判決の法理を検討し、両判決がアメリカ社会にもたらした意義を考察する一助とすることを目的とする。妊娠中絶問題の政治化の過程についての歴史的検討²を踏まえて、中絶法の廃止に向けた運動の展開を検討した前稿³では、1970 年が、立法改革および中絶訴訟の両面において、飛躍的な前進の見られた一年であったことを明らかにしたが、本稿では、引き続き、1971 年および 1972 年の妊娠中絶を取り巻く法と政治の状況を分析することを通

-
- 1 Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) ; Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973).
 - 2 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶問題の政治化の過程」比較法学 40 巻 1 号 91 頁 (2006), 参照。
 - 3 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶判決の形成—中絶法の廃止に向けた運動の展開」早稲田法学 85 巻 3 号 407 頁 (2010), 参照。なお、アメリカ合衆国における妊娠中絶に関する邦語文献のうち、前稿で掲記した以降のものとして、佐々木裕美「サウスダコタ州の中絶禁止法の厳格化に対して州民投票が果たした役割」杉浦ミドリ・建石真公子・吉田あけみ・來田享子編著『身体・性・生—個人の尊重とジェンダー』173 頁 (2012), 小竹聡「妊娠中絶とプライバシーの権利 (1) —Roe v. Wade」樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』96 頁 (2012), 高井裕之「妊娠中絶とプライバシーの権利 (2) —Planned Parenthood v. Casey」同 98 頁, 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶政治の展開と中絶反対派の動向」法学新報 119 巻 9・10 号 317 頁 (2013), 小林直三『中絶権の憲法哲学的研究—アメリカ憲法判例を踏まえて』(2013) 等, 参照。また, 中山茂樹「妊娠中絶の権利は『自己決定権』か—公私区分の一断面」大石眞・土井真一・毛利透編集委員『各国憲法の差異と接点—初宿正典先生還暦記念論文集』495 頁 (2010) も, 参照。このほか, 英語圏における妊娠中絶の道徳性をめぐる哲学的議論を翻訳, 紹介する江口聡編・監訳『妊娠中絶の生命倫理—哲学者たちは何を議論したか』(2011) がある。

して、合衆国における妊娠中絶の合法化の過程を考察することとしたい。

1971年以降の状況を概観する前に、初めに、1970年までの、全米各州で達成された立法ないし訴訟を通じた19世紀反中絶法の改革の成果を振り返ることとしよう。まず、立法改革については、アメリカ法律協会(ALI)型の改正を行った州が、1967年に3州(コロラド、ノース・カロライナ、カリフォルニア)、1968年に2州(ジョージア、メリーランド)、1969年に5州(ニューメキシコ、アーカンソー、カンザス、オレゴン、デラウェア)、そして、1970年に2州(サウス・カロライナ、ヴァージニア)の、合わせて12州で見られた⁴。また、中絶法の廃止と呼ばれる、治療的中絶の例外を範疇的に設けるのではなく、一定の時期までのすべての中絶を許容する中絶法の改革を行った州は、いずれも1970年の4州(ハワイ、ニュー・ヨーク、アラスカ、ワシントン)で見られた⁵。他方、中絶訴訟の展開について見ると、1970年12月末までに出された連邦裁判所の判決のうち、合衆国地方裁判所の三名合議法廷において、当該州法の合憲性について判断が下されたものは、全部で6件あり、そのうち、違憲判決が下されたのが、1970年3月のBabitz(ウィスコンシン州法)、6月のRoe(テキサス州法)、7月のDoe(ジョージア州法)の3判決⁶、合憲判決が下されたのが、同年8月のRosen(ルイジアナ州法)、9月のRogers(ミズーリ州法)、12月のSteinberg(オハイオ州法)の3判決⁷であった。このほか、1969年9月には、カリフォルニア州最高裁判所の全員法廷による1967年改正法以前の州法に対する違憲判決が出

4 なお、ミシシッピ州は、1966年に州法を改正し、女性の生命を救うために必要な場合に加えて、強姦被害者のために治療的中絶の例外を認めたが、各州がそれぞれの最終的な州法に付け加えたALIの規準は厳密には異なっており、それ故、ミシシッピ州法をALI型の改正に含めることは必ずしも不合理ではないとしても、同州法はわずかに一つの新しい許容できる理由づけを認めたに過ぎず、本稿では、この部分的な改正をもって、より包括的なALIの模範刑法典に倣ったものと見ることはできないとの見解に従う。See Gene Burns, *The Moral Veto: Framing Contraception, Abortion, and Cultural Pluralism in the United States* 187 (2005)。もともと、合衆国最高裁判所は、Roe判決において、1972年にALI型の改正を行った13番目の州となったフロリダ州とともに、ミシシッピ州を含む「14州が何らかの形態のALI法を採用している」と記している。See *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113, 140 n. 37 (1973)。なお、関連して、1969年のオレゴン州法については、模範刑法典の規準の提案を超え、社会経済的理由づけを付け加えており、より正確には、1967年イギリス中絶法の規定にならったものだと指摘がある。しかしながら、通常、同法は、ALI型に算入されている。See Raymond Tatalovich and Byron W. Daynes, *The Politics of Abortion: A Study of Community Conflict in Public Policy Making* 25 (1981); *but see Special Project: Survey of Abortion Law*, 1980 *Ariz. St. L. J.* 67, 109-10 n. 231。

5 中絶が認められる期間に着目すると、ハワイ州とアラスカ州は母体外生存可能時より前まで、ニュー・ヨーク州は24週まで、ワシントン州は「胎動初覚前で、受胎後4太陰月まで(not quick with child and not more than four lunar months after conception)」となっている。See Paul Benjamin Linton, *Enforcement of State Abortion Statutes after Roe: A State-by-State Analysis*, 67 *Univ. of Det. L. Rev.* 157, 161 n. 10, 258 (1990); Paul Benjamin Linton, *Abortion under State Constitutions: A State-by-State Analysis* 45, 140, 369, 548 (2008)。

6 See *Babitz v. McCann*, 310 F. Supp. 293 (E.D. Wis. 1970); *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217 (N.D. Tex. 1970); *Doe v. Bolton*, 319 F. Supp. 1048 (N.D. Ga. 1970)。

7 See *Rosen v. Louisiana State Board of Medical Examiners*, 318 F. Supp. 1217 (E.D. La. 1970); *Rogers v. Danforth* (W.D. Mo., September 10, 1970); *Steinberg v. Brown*, 321 F. Supp. 741 (N.D. Ohio 1970)。なお、同年5月と7月のミネソタ州法に関わる *Doe v. Randall*, 314 F. Supp. 32 (D. Minn. 1970); *Doe v. Randall*, 314 F. Supp. 36 (D. Minn. 1970) では、前稿(注3)、419頁で述べたように、州中絶法の合憲性の判断に立ち入ることなく、訴えが斥けられた。この点で、前稿、425頁3行目の本文を4件から3件に訂正する。

された⁸が、1970年2月に、合衆国最高裁判所は州側の裁量上訴を斥け⁹、また、1969年11月には、コロンビア特別区の合衆国地方裁判所で連邦法が違憲と判示され¹⁰、1970年12月末の時点で、その上訴の行方に注目が集まっていた。このように、反中絶法の合憲性を争う訴訟においては、連邦下級審の判断が分かれていたが、この傾向は、1971年に入ってから続いた。以下では、こうした妊娠中絶をめぐる法と政治の動向について、時の経過に従って、見てゆくこととしよう。

1 1971年春まで

まず、1971年1月29日に、「女性の生命の維持のために必要な (necessary for the preservation of the women's life)」場合を除いて、医師が中絶を行うことを禁止するイリノイ州法をめぐる訴訟において、合衆国地方裁判所の三名合議法廷の判決が下された。判決は、2対1の多数で、同法を「許容できないほど漠然不明確であり、かつ、免許を受けた病院その他の免許を受けた医療施設における免許を受けた医師による、妊娠の第1 trimester 期間中の中絶の実施を制限または禁止する限りにおいて、女性のプライバシーに対する権利を過度に侵害する¹¹」と判示するとともに、先行する他の合衆国地方裁判所の一審判決とは異なり、同法の執行差止を認めた¹²。多数意見は、「女性の生命の維持のために必要な」という文言の意味については、これらの文言やそれらと実質的に同一の文言について正確な解釈はできないとした *Roe*, *Vuitch*, *Belous* と、できるとした *Babbitz*, *Rosen*, *Steinberg* とを挙げながら¹³、「何が『女性の生命の維持のために必要な』や同様の文言の本質的な意味であるかについて裁判所の間で意見が一致することができないときに、同法の禁止に服しうる者がどのようにして当該州法が禁止するものを知ることができるのか、我々にはわからない¹⁴」と述べて、漠然性の争点に関しては *Belous* と *Roe* の理由づけに従うとし、それらの事件の判示が正しいと結論づけるために、「必要な」や「維持

8 See *People v. Belous*, 458 P. 2d 194 (1969).

9 See *California v. Belous*, 397 U.S. 915 (1970), *denying cert. to People v. Belous*, 458 P. 2d 194 (1969).

10 See *United States v. Vuitch*, 305 F. Supp. 1032 (D. D.C. 1969).

11 *Doe v. Scott*, 321 F. Supp. 1385, 1391 (N.D. Ill. 1971) (Memorandum Opinion).

12 See *id.* なお、本判決に先立つ1970年3月27日に、本判決の多数意見を構成した1名の裁判官によって、強姦の結果妊娠した女性の本件への訴訟参加が認められたが、彼女の医師に対して同法の執行差止を求める一方的緊急差止命令については、当該州法を違憲と判断する三名合議法廷だけがその発給をなすものとし、その申立てが斥けられた。See *Doe v. Scott*, 310 F. Supp. 688 (N.D. Ill. 1970) (Memorandum and Order on Motions for Leave to Intervene and for a Temporary Restraining Order). その後、同年3月30日に、第7巡回区控訴裁判所は、当該女性が求めていた一方的緊急差止命令を認めた。See *Doe v. Scott*, 321 F. Supp. at 1387 n. 3.

13 See *id.* at 1388 n. 12 (citing *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217, 1223 (N.D. Tex. 1970); *United States v. Vuitch*, 305 F. Supp. 1032, 1034 (D. D.C. 1969); *People v. Belous*, 458 P. 2d 194, 197 (1969), *cert. denied*, 397 U.S. 915 (1970)); *id.* at 1388 n. 13 (citing *Babbitz v. McCann*, 310 F. Supp. 293, 298 (E.D. Wis. 1970); *Rosen v. Louisiana State Board of Medical Examiners*, 318 F. Supp. 1217 (E.D. La. 1970); *Steinberg v. Brown*, 321 F. Supp. 741 (N.D. Ohio 1970)).

14 *Id.* at 1388.

する」のような文言の意味について、非常に詳細に検討する必要はないとする¹⁵。次いで、多数意見は、合衆国最高裁の Griswold 判決¹⁶に言及しながら、「我々は、本件の原告によって主張されている利益と Griswold において主張された利益とを区別することができない¹⁷」とし、「女性のプライバシーの利益と自己の身体をコントロールする利益は、避妊具の使用を禁止する法律によるのと全く同じ程度に、中絶を禁止する法律によって相当に妨げられる¹⁸」とした上で、「決定的に重要な問題は、女性が死ぬことが合理的に確実である場合を除いて、妊娠の初期の段階における中絶を防止するために、当該州がやむにやまれぬ利益を持つかどうかである¹⁹」とし、「死には至らない身体や感情における害悪の危険を女性にさらすことを求める制定法は、治療的中絶がその危険を除去するときには、女性のための健康の手段としては審査に耐えない²⁰」し、「どんなに障害があり、または将来の両親によって熱心には求められていなくともあらゆる胎児の出生を強制する制定法は、とりわけ妊婦の対抗する権利への配慮の目から見ると、胎児の生命に対するどんな正当なやむにやまれぬ州の利益も示さない²¹」から、「望まない子を産むことを女性に強制することに関わっている女性のプライバシーへの重大な侵害を正当化するような、すべての胎児の生命を維持するやむにやまれぬ利益を当該州が持つとは我々は信じない²²」として、「妊娠初期の段階、少なくとも第1 trimesterの間では、州は、免許を受けた施設において行われる免許を受けた医師によって施される中絶の処置に対する女性のアクセスを禁止し、制限し、その他制約することをなしえない²³」と結論づける。これに対して、反対意見は、本件州法の文言は、通常の意味において受け取られるときには、禁止される行為について明確な警告を十分に伝えている²⁴とした上で、「本件では、人間生命の保護または少なくとも胎児における潜在的な人間生命の保護という有効で、許容できる州の利益が存在する²⁵」とし、「問題の制定法は、この有効で許容できる州の利益を達成するために必要である以上に広くはない²⁶」と述べるとともに、とりわけ、「避妊は新しい生命の創造を防止する。中絶は既存の生命を破壊する。避妊と中絶が区別できるのは、期待または夢が現実と区別できるのと同様である²⁷」として、多数意見が本件と Griswold を区別できないとしたことを厳しく批判する。本判決の後、合衆国最高裁判所に対して、判決および差

15 See *id.* (citing *People v. Belous*, 458 P. 2d 194 (1969), *cert. denied*, 397 U.S. 915 (1970) ; *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217 (N.D. Tex. 1970)).

16 See *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965).

17 *Doe v. Scott*, 321 F. Supp. at 1389.

18 *Id.* at 1390.

19 *Id.*

20 *Id.* at 1390-91.

21 *Id.* at 1391.

22 *Id.*

23 *Id.*

24 See *id.* at 1393 (Campbell, J., dissenting).

25 *Id.* at 1396 (Campbell, J., dissenting).

26 *Id.* (Campbell, J., dissenting).

27 *Id.* (Campbell, J., dissenting).

止命令の直接上訴がなされたが、2月10日に、マーシャル裁判官は、合衆国最高裁が被告側の上訴を取り上げて判断を下すときまで地裁の差止命令を停止する決定を下した²⁸。

1971年2月1日には、ロイ・ルーカスが支援に加わったノース・カロライナ州改正法の合憲性を争う訴訟に対する合衆国地方裁判所の三名合議法廷の判決が下された。判決は、まず、本件で争われている問題は、「ノース・カロライナ州が、胎芽や胎児としての初期の、出生前の発達段階にある人の有機体 (the human organism) に対して、生まれる権利 (the right to be born) を (当該制定法において述べられているような一定の例外規定を伴って) 憲法上、帰属させることができるか²⁹」であるとした上で、その問いにできると答え、たとえ、一般論として、女性が、合衆国憲法の下で、妊娠する前に子を産むかどうかを決定する「基本的権利」を持つと仮定しても、「子を産むかどうかを決定する女性の一般化された権利」と「胎芽または胎児を中絶する主張されている権利」とを同一視することが事実または論理によって強いられるとは思わない³⁰として、原告が求めた、Griswold 判決とそのプライバシー・ゾーンを拡張することによって中絶を立法部のコントロールから保護することを否定する。その上で、判決は、子を保護する州の権限が「受精卵または胎芽または胎児を妊娠期間中に保護するために用いられるべきである³¹」として、未出生の子の利益と母の利益とを衡量することは、裁判官の裁量に委ねられているのではなく、政府の代表部門に託されているところの価値判断なのであって³²、当該州議会こそが「根本的に異なった見解」の解決のためのふさわしい舞台である³³として、当該制定法は、基本的自由に対する違憲な負担ではないと結論づける。もっとも、判決は、同法に含まれている、治療的中絶を受けるために、妊婦の生命が危険にさらされている緊急事態の場合を除いて、中絶手術が行われる直近の少なくとも4ヶ月間はノース・カロライナ州に居住していなければならないとする居住要件については、移転の権利を制限するものとして違憲であると判断し³⁴、合衆国最高裁判所の Shapiro v. Thompson 判決³⁵を援用しつつ、当該規定は過度に広汎であり、「市民のために良質の医療を維持するという当該州の利益は、合衆国の他の市民に対するそのような不必要な差別がなくても達成することができる³⁶」とする。本判決は、改正中絶法の合憲性を連邦地裁の三名合

28 See David J. Garrow, *Liberty and Sexuality: The Right to Privacy and the Making of Roe v. Wade* 481 (1994). なお、その後になされたマーシャルの停止命令を取り消すための申立ては、1972年1月10日および1972年6月12日に、それぞれ斥けられている。See Hanrahan v. Doe, 404 U.S. 1012 (1972) (mem); Heffernan v. Doe, 404 U.S. 1012 (1972) (mem); Hanrahan v. Doe, 407 U.S. 902 (1972) (mem); Heffernan v. Doe, 407 U.S. 902 (1972) (mem). 後者の2件には、停止命令の取消しを主張するダグラスの意見が付されている。

29 Corkey v. Edwards, 322 F. Supp. 1248, 1251 (W.D. N.C. 1971).

30 See *id.*

31 *Id.* at 1253.

32 See *id.* at 1253-54.

33 See *id.* at 1254 (quoting Holmes, J., dissenting in *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45, 74 (1905)).

34 See *id.* at 1250.

35 See Shapiro v. Thompson, 394 U.S. 618 (1968).

36 Corkey, 322 F. Supp. at 1254.

議法廷が是認した初めての判決となったが、これで、1971年2月の段階で、州中絶法の合憲性をめぐる訴訟中、合衆国地方裁判所の三名合議法廷が中絶の禁止または治療的中絶の例外規定につき合憲と判断したのは、ルイジアナ、ミズーリ、オハイオ、ノース・カロライナの4州法、違憲と判断したのが、ウィスコンシン、テキサス、ジョージア、イリノイの4州法という全く同数の結果となった³⁷。

1971年の冬には、ミラン・ヴィッチ医師の裁判でも大きな動きが見られた。1971年1月12日、合衆国最高裁判所は、Vuitch訴訟の口頭弁論を開いたが、そこでは、前年6月までの訴訟の推移とは異なり、合衆国地方裁判所の判決からの直接上訴が許されるかどうかという管轄権の問題には、ほとんど注意が向けられなかった³⁸。口頭弁論では、まず、政府側のサミュエル・ハンティントン (Samuel Huntington) が、合衆国最高裁判所は政府側からの直接上訴の管轄権を確かに持つこと、本件刑事中絶法は「中絶を正当化するような健康上の理由が存在するか否かを決定することを医師が何ら試みなかった」事案に適用されるべきことを主張するとともに、「本件で主張されている憲法上の権利は、全く新しく、ほとんど議論されていない」と述べた。また、ハンティントンは、最高裁が本案を審査する際には、漠然性の争点に自らを限定すべきこと、中絶という「まさに基本的な問題」は、それ自体、「すぐれて州議会の権限内にあること」、「当該制定法は胎児の生命を保護したいとの願いを反映している」というのが政府の立場であると主張した。ハンティントンの弁論に対しては、スチュアートが、「地位のある医師が中絶を行うときにはいつでも、……それは犯罪行為ではない」としつつ主張したほか、ブラックが、「当該制定法が母体の健康または生命を維持することに限定されているときに、なぜ我々は、胎児の生命の問題に立ち入らなければならないのか」と質問し、これに対して、ハンティントンは、「母体の健康が中絶を必要としないところでは、胎児の生命が保護されるべきだ」と答えた³⁹。

被上訴人の側では、まず、ジョセフ・ネリス (Joseph Nellis) が主として管轄権の争点を担当し、次いで、ノーマン・ドーセン (Norman Dorsen) が憲法上の争点その他の問題を扱うことになっていた⁴⁰。ネリスは、なぜ合衆国最高裁が上訴管轄権を持つのかを歯切れよく説明し、中絶という

37 なお、1970年12月22日には、リチャード・ラムが中心となって提訴した、コロラド州の治療的中絶法に対する宣言的判決と差止命令による救済を求める訴訟において、2対1の多数で、被告側による訴えを斥ける申立てが否定され (Doe v. Dunbar, 320 F. Supp. 1297 (D. Col. 1970)), 1971年1月22日には、1970年9月に提訴されたペンシルベニア州法の執行を差止める訴訟において、被告側による訴えを斥ける申立てが否定された (Ryan v. Specter, 321 F. Supp. 1109 (E.D. Pa. 1971) (per curiam)) 一方で、1971年2月25日には、カリフォルニア州治療的中絶法の下で逮捕、起訴されていた医師が宣言的救済および差止命令による救済を求めた訴訟において、暫定的差止命令の申立てが斥けられ、被告側による訴えを斥ける申立てが認められた (Major v. Ferdon, 325 F. Supp. 1141 (N.D. Cal. 1971))。

38 See Garrow, *supra* note 28, at 479. なお、以下の口頭弁論についての記述は、Garrow に拠る。See *id.* at 475-78.

39 See *id.* at 475-76.

40 See *id.* at 474-75. なお、ドーセンは、2日後の1月14日にも合衆国最高裁判所の弁論に立ち、貧困の故に罰金を支払うことができない者を罰金額を充足するまでの期間、施設に収容することは、平等保護条項に違反するとの判決を同年3月2日にもたらすことに成功した。See *Tate v. Short*, 401 U.S. 395 (1971).

テーマが、「憲法の領域において、時代の画期となるような、歴史に残る重要性を持った問題」であることを強調したが、ブラックから、女性は「それを殺す」権利を持つかどうかを尋ねられると、ネリスは、「20週より前、コモン・ローの胎動初覚より前の胎芽の中絶がおよそ殺害行為であるとの考えを私は受け入れない」し、胎動初覚より後には、重大な健康上の理由が中絶には存在しなければならないと応じた。また、ネリスは、当該制定法の漠然不明確と想定される文言は、依頼による中絶 (abortions on request) を与えるだけの医師によってどのように争われることができるのかと尋ねたホワイトには、医師でない者だけが刑事中絶法の適用を受けるべきだと答え、ホワイトから、中絶を求める女性が完全に健康である場合についてはどう思うかと重ねて尋ねられたときにも、「健康」は言葉として本質的に曖昧だと応じた⁴¹。

次いで、弁論に立ったドーセンは、医師自身の基準が唯一の頼りとなる規準であると断言するとともに、中絶の文脈においてだけ、患者の利益に反して医師に行動することを指示する、医師にのしかかっている刑事的脅威が存在すると述べた上で、「本件の基礎にあるのは、我々の判断によれば、ゲゼル裁判官によって承認され、しかし、ゲゼル裁判官はその点について明確に判断を下してはいないけれども、他の多くの管轄権の裁判所によって承認された、基本的な憲法上の権利であり、それは、州の刑事法によって影響を受けない、子を産むか否かの自分自身の決定をなす女性の権利である」と主張した。これに対して、「どの段階でもそうなのか」とホワイトから問われたドーセンは、「本件で我々は、いかなる段階の主張もしていない」が、「おそらく、胎芽が母体外で生存可能となる時点まではそうだと言いたいと思う」と答えたものの、ホワイトから、「子を産まないという女性の基本的権利の観点からすると、なぜその主張は別の問題になるのか」と重ねて問われると、ドーセンは、その問題が難問であることを認め、線引きを行って、「おそらく20週、22週、24週という伝統的な線までは、女性の中絶をする権利が存在すると我々は主張している」と述べた。また、この権利の憲法上の根拠をスチュアートから尋ねられたときに、ドーセンは、デュー・プロセスの文言が保護する「女性の自由に依拠したいと思う」とし、「この立場は、プライバシーの権利と自由に基づいている」と答えたが、スチュアートから、「本件は、実のところプライバシーの権利と何の関係があるのか」と尋ねられると、ドーセンは、もし女性が胎芽を処分することを意味するようなやり方で自己の身体を用いたのであれば、それは、女性がなすことができる選択であり、医師は、刑事制裁なしに、それを実行することができるべきであると思うとし、「それは、女性が支配権を持っている女性の身体の使用である」と答えた。そのほか、ドーセンは、父の権利についてはどうかと尋ねたバーガーには、「この権利は、女性の権利であって父の権利ではないし、それは、女性の身体であり、女性は、子を産むか否かの素晴らしい決定をなす基本的権利を持つべきだ」と応じ、また、この権利は、最終的には、自殺する権利を伴うかとブラックマンから尋ねられた際には、「そう考えたいところだが、よくわから

41 See Garrow, *supra* note 28, at 476-77.

ない」と答え、自殺との比較をさらに追及した別の裁判官にも、「本件で我々は、自殺の事例が示唆するのと同じ意味で人を扱っていない」と応じた。口頭弁論は、最後に、予め反論のための時間を認められていたハンティントンが、医師はどんな中絶にも特定の健康上の理由を認定しなければならないことを強調して終わった⁴²。

1月15日に開かれた *Vuitch* 事件の裁判官会議では、コロンビア特別区合衆国地方裁判所の判決からの直接上訴の管轄権を合衆国最高裁判所が持つかどうか、「母体の生命または健康の維持のために必要な」場合を除いて中絶を禁止する当該制定法の文面は、違憲なほど漠然不明確かどうかかが主な論点となったが、既に、ハーランは、裁判官会議の前日に、合衆国最高裁には本件の管轄権がないと結論づけるメモを同僚裁判官たちに回覧していた⁴³。裁判官会議では、管轄権があると主張する裁判官が、バーガー、ブラック、ダグラス、スチュアート、ホワイトの5人、違憲なほど漠然不明確ではないとする裁判官が、バーガー、ブラック、ハーラン、スチュアート、ホワイト、マーシャル、ブラックマンの7人となり、それぞれ多数派となった。管轄権については、ハーラン、ブレナンの2人が明確にこれを否定したものの、マーシャルは確信がないとし、ブラックマンも、悩んでいるが、ハーランの議論を好ましいと感じていたと述べた⁴⁴。漠然性については、ダグラス、ブレナンが原審を支持して、違憲であるとし、とりわけダグラスは、「健康とは何かという定義は、今日、非常に広いものでなければならない」し、同法は、その意味するものについて十分に医師に告知していないと述べた一方で、多数派の側でも、スチュアートが、ダグラスと同様、「健康」には非常に広い定義が与えられなければならないが、適切なやり方で、字義にとらわれない「救済する」解釈を与えることができるから、原判決は破棄されるべきだと述べた。いかなる免許を受けた医師もそのような法律の下で訴追されることはありえず、*ヴィッチ*の起訴は斥けられるべきだというのがスチュアートの結論であった。このほか、この日の裁判官会議では、バーガーが、女性は「自己の身体に生じることを決定する絶対的権利」を持つとするドーセンの主張を明確に否定し、中絶法の違憲無効の申立てをめぐる憲法上の問題は、「まも

42 *See id.* at 477-78. なお、David J. Garrow, *Liberty and Sexuality*, in Bernard Schwartz, ed., *The Burger Court: Counter-Revolution or Confirmation?* 83, 84-85 (1998) は、この *Vuitch* 事件の口頭弁論は、いくつかの重要な要素をまさに明らかにしたとし、その例として、第一に、*Griswold* 判決で反対意見を述べた一人であるスチュアートが今や中絶に対する憲法上の保護に潜在的に同情的であるように思われたこと、第二に、当然に「リベラル」と当時考えられていたブラックがそうではなく、何よりもまず胎児の地位に関心を持つ生命に対する権利の天性の主張者との印象を与えたことを挙げている。なお、口頭弁論終了後の関係者の反応については、*see Garrow, supra* note 28, at 478.

43 *See id.* at 479, 844 n. 5. なお、以下の裁判官会議についての記述は、Garrow に拠る。*See id.* at 479-80; David M. O'Brien, *Storm Center: The Supreme Court in American Politics* 4 (9th ed. 2011); Tinsley E. Yarbrough, *John Marshall Harlan: Great Dissenter of the Warren Court* 313-14 (1992). *See also* Roger K. Newman, *Hugo Black: A Biography* 599 (2d ed. 1997).

44 なお、この日の裁判官会議で、ハーランは、合衆国最高裁の管轄権を否定しつつも、他の裁判官たちが本案について判断を下すつもりであるならば、同法は漠然不明確ではなく、原判決を破棄すべきだと述べた。また、マーシャルは、同法の「意味をすべての医師は知っている」し、「陪審に賭けてみる」べきであるから、原判決を破棄すべきだとし、ブラックマンも、漠然不明確の主張には納得できないとして、原判決を破棄すべきことに賛成した。*See Garrow, supra* note 28, at 479-80.

なく合衆国最高裁に上がってくるであろう」ホジソン医師の事件の際に、扱う機会が与えられるであろうと述べたほか、ブラックは、「中絶に対するいかなる権利」も存在せず、「裁判官としてそのような権利を作り出す権利はない」と主張し、「自分が望むように自己の身体を使用する憲法上の権利についての女性の主張には同意することができない」と述べた⁴⁵。

この後、2週間近くが経った1月28日に、バーガーは、Vuitchの多数意見の執筆を最終的にブラックに割り当て、ブラックのロー・クラークの一人は、2月9日までに、草稿を書き上げた⁴⁶。2月17日に、ブラックが最初の草稿を回覧し、その翌日、ハーランが直接上訴の管轄権を否定する意見をまもなく回覧することを予告すると、続いて、ダグラス、さらに、バーガーの意見が回覧された。3月下旬に、ブラックマン、ブレナン、マーシャルがハーランの意見を支持したが、本件の管轄権を合衆国最高裁が持つと考えた他の5名の裁判官のうち、当該制定法の漠然性を否定するブラックの意見に同調したのは、バーガーとホワイトのみであり、そのような情況に直面して、最初に、ブラックマン、次いで、ハーランが本案についてのブラックの意見に賛成し、こうして、ブラックの意見は、管轄権を肯定する部分だけでなく、同法の文言を違憲なほど漠然不明確ではないとする部分も、かろうじて5票の多数を得ることとなった⁴⁷。Vuitch判決⁴⁸は、4月21日に言渡された。

2部に分かれたブラックの法廷意見は、バーガー、ダグラス、スチュアート、ホワイトが同調した第1部で、合衆国最高裁は本件の管轄権を持つと判示し、バーガー、ハーラン、ホワイト、ブラックマンが同調した第2部で、当該制定法は違憲なほど漠然不明確ではないと判示する。

ブラックは、まず、管轄権の争点について、「正式起訴状……が根拠づけられているところの制定法の無効……に判決……が基づいている場合に」、「……いかなる正式起訴状も斥ける……すべての刑事事件における」地方裁判所の判決からの直接上訴に関する管轄権を合衆国最高裁判所

45 See *id.*

46 See *id.* at 480, 844 n. 5.

47 See *id.* at 488-89. See also Linda Greenhouse, *Becoming Justice Blackmun: Harry Blackmun's Supreme Court Journey 76-77* (2005). なお、2004年3月に公開された、ブラックマンが残した公私にわたる膨大な文書に依拠して執筆された同書によれば、ブラックマンは、Vuitchの口頭弁論前に準備していたメモの中で、管轄権の問題を長々と考察し、直接上訴に反対することに決めたが（「私は、可能な限りのすべての方法を用いて、当法廷に対する直接上訴を制限することに賛成だ」、「我々は、することがたくさんあるし、この訴訟は、通常の構造を通して徐々に広まれば、より良く準備される」）、合衆国最高裁の多数が本案に達することを決めるのであれば、政府がヴィッチ医師を正式事実審理にかけられることを容認するもの（「この時点では、当該制定法を支持することに惹かれて」いる）、同法に対するこの仮の是認は、訴追の恐れなく自己の最良の判断を用いることを医師に認めるやり方で、同法を解釈するという条件付きのものであって（「誠実な医学上の判断は、おそらく、D.C.法の下でのいかなる告発に対しても抗弁でなければならぬ」）、健康の例外規定は、広い解釈を与えられるべきであり、もし多数派が健康の例外規定に広い定義を与えることによって本件の判断を下すつもりがないのであれば、「そのときには、プライバシーの原理に基づいて、その問題の道理にかなった解釈で進んでゆくことができるもの」と考える」と記していたことを明らかにする。このことから、同書は、ブラックマンが、それ以上に自分では説明をしなかったものの、Griswold判決から引き出される「推論の筋道を明らかに知っていたし、それに対して門戸を開け続けていた」とする。See *id.* at 76.

48 *United States v. Vuitch*, 402 U.S. 62 (1971).

に与えている 1907 年刑事上訴法 (the Criminal Appeals Act)⁴⁹ は、その適用範囲から、コロンビア特別区内においてのみ適用される制定法を明文で除外しておらず、それ故、合衆国最高裁判所は、刑事上訴法に基づいて、本件上訴に関する管轄権を持つとし⁵⁰、また、いったん上訴が刑事上訴法により適切に合衆国最高裁判所にある以上は、「すべての刑事訴追において、合衆国……は、被告人に与えられるのと同様の上訴の権利を持つものとする」と規定するコロンビア特別区法律集 (the D.C. Code)⁵¹ に基づき上訴が別の裁判所に引き受けられるかもしれないからといって、合衆国最高裁は、当該上訴を検討することを拒否すべきではないとする⁵²。

次いで、ブラックは、本案に進み、「いったん中絶が証明されると、医師は有罪の推定を受け、医師の行為が母体の生命または健康の維持のために必要であったと陪審が説得されることができるとまでは有罪の推定を受け続けるという事実⁵³」、「『健康』という不確かな、はっきりしない文言』の存在⁵⁴』という、原審で本件中絶法が漠然不明確とされた 2 つの主要な理由づけの検討を行い、そこから、当該コロンビア特別区中絶法の下では、中絶が「母体の生命または健康の維持のために必要」であることを答弁し、証明する責任は、訴追者の側にあること⁵⁵、「健康」の解釈に当たっては、「患者が精神障害の前歴を持っていたかどうかにかかわらず精神的健康を理由とした」中絶を認めるよう当該中絶法を解釈した連邦下級審の解釈に従うべきこと⁵⁶、「健康」という文言の一般的な用法と現代の理解は、肉体的健康のみならず心理的健康を含み、ウェブスターの辞書によれば、その通常の用法と一致して、「身体（または）精神の健全な……状態」と定義されるから、「健康」という用語は、いかなる漠然性の問題も生じさせず、さらに言えば、特定の手術が患者の肉体的または精神的健康にとって必要かどうかは、外科的処置が検討されるときにはいつでも普通に医師がなすことを求められることが明らかな判断であること⁵⁷と判示し、このように、「適切に解釈されれば、コロンビア特別区中絶法は、違憲なほど漠然不明確ではない⁵⁸」と結論づける。ブラックは、最後に、正式起訴状を斥けることが是認されるべきである別の理由を被上訴人が示唆していることに言及し、それらの議論が本質的に Griswold 判決に基づいていること、また、原審の意見中には、これらの議論への何らかの言及があることを指摘しつつ、原審によって判断を下された唯一の争点は漠然性の問題だけであるとの理解に立って、その問題が本件で扱う唯一

49 See 18 U.S.C. §3731.

50 See *Vuitich*, 402 U.S. at 64-66.

51 See D.C. Code Ann. §23-105 (Supp. 1979).

52 See *Vuitich*, 402 U.S. at 66-67.

53 *Vuitich*, 402 U.S. at 68-69.

54 *Vuitich*, 402 U.S. at 69 (quoting *United States v. Vuitich*, 305 F. Supp. 1032, 1034 (D. D.C. 1969)).

55 See *id.* at 69-71.

56 See *id.* at 71-72 (quoting *Doe v. General Hospital of the District of Columbia*, 313 F. Supp. 1170, 1174-75 (D. D.C. 1970)); see also *id.* at 72 (citing *Doe v. General Hospital of the District of Columbia*, 434 F. 2d 423 (D.C. Cir. 1970); *Doe v. General Hospital of the District of Columbia*, 434 F. 2d 427 (D.C. Cir. 1970)).

57 See *id.* at 72.

58 *Id.*

の争点であるとする⁵⁹。こうして、ブラックは、原判決を破棄し、差し戻す。

以上のブラックの法廷意見には、たとえ「健康」の基準が違憲なほど漠然不明確であるとしても、当該制定法は、「健康」の意味が無関係である、ある種の事件に及ぶから、文面上、無効ではないと述べるホワイトの同意意見⁶⁰があるほか、管轄権の争点について反対意見を述べるとともに、実質的にブラックマンの個別意見で述べられた理由から本案に達すべきであるとの結論に達し、よって、ブラックの意見の第2部と結論に同意するとするハーランの一部反対、一部同意意見⁶¹、「管轄権の争点の多数派が事案の処理について意見が一致できないために、本案について黙ったままではいけない義務があると感じ」、当法廷が当該上訴の管轄権を持つと「仮定して」、ブラックの意見の第2部と結論に同意するブラックマンの一部同意意見⁶²がある。他方、ダグラスの一部反対意見⁶³は、医師は、特定の時期に、指定された患者に行われる中絶が患者の「生命または健康」の「維持」にとって「必要」かそうでないかを言うことができるが、その判断は、特定の医師の修練と見識および何が母体の「生命または健康」の「維持」のために「必要」であるかについての当該医師の基準に左右された、極めて主観的なものであり、また、その決定を、裁判官および陪審による審査に服さない、確定的なものとしていると同法を解釈することはできないとする。ダグラスによれば、中絶は、Griswold 判決において、我々がいくつかの明示的な憲法上の権利と結びつけられた権利に関わると判示し、かつ、「プライバシーの権利」の中に要約される、家族、結婚、セックスの親密な事項に触れるものであり、また、中絶法は、宗教上の教えと倫理的概念で非常に重みを負わされている行為を扱うものであって、中絶という主題は、わいせつに関わる事案と同様に、当法廷に到達する最も感情をかき立てる事案の一つであり、「母体の生命または健康の維持のために必要」との文言は、陪審員のより好みまたは宗教的偏見からあまりにも容易に意味を背負い込んでいる、自由奔放な概念となっているとする。スチュアートの一部反対意見⁶⁴は、医師が中絶を実施するために自己の判断を用いているときには、医師は当該制定法に違反していないと同法を解釈し、中絶の実施が「母体の生命または健康の……ために必要」かどうかの問題は、当該制定法の下では、後知恵で批判する素人の陪審のせいで刑事責任を負うという差し迫った恐れなしに、医師を開業する免許を受けた者に排他的に委ねられており、それ故、ヴィッチ医師のような、「資格のある免許を受けた開業医」は、同法の下では、犯罪の実行の罪を負わせられることから完全に免れているとする。

59 See *id.* at 72-73. なお、ブラックは、ハーランの要求に従って、「いわゆる Griswold の争点という実体に関してある見解をほのめかす」かもしれないとハーランが考えた3つの文を1つの脚注から削除した。See Garrow, *supra* note 28, at 489, 848-49 n. 25.

60 See Vuitch, 402 U.S. at 73-74 (White, J., concurring).

61 See *id.* at 81-96 (Harlan, J., dissenting in part and concurring in part). 管轄権についての反対意見に、ブレナン、マーシャル、ブラックマンが同調する。

62 See *id.* at 97-98 (Blackmun, J., concurring in part).

63 See *id.* at 74-80 (Douglas, J., dissenting in part).

64 See *id.* at 96-97 (Stewart, J., dissenting in part).

本判決は、合衆国最高裁判所が中絶法の合憲性について判断を下した初めての判決となった⁶⁵が、合衆国最高裁は、本案の審理には及んだものの、中絶の権利をめぐる憲法上の争点についてはこれに立ち入らず⁶⁶、当該制定法の文言を違憲なほど漠然不明確でないことによって原審の違憲判断を覆し、しかも、本件審理を差し戻すことによって、ヴィッチ医師の刑事訴追が継続することを容認した。従って、判決は、ヴィッチ医師にとっては完膚なきまでの敗北となった⁶⁷が、中絶の権利を求める運動は、法廷意見が他のいかなる外科の選択とも根本的に異なるものとして中絶を扱い、しかも、医師の専門的判断に十分な自由度が与えられるべきであるとした点で、Vuitch 判決をむしろ重大な勝利であると受け止めた⁶⁸。のみならず、判決が「健康」の意義について広範な解釈を採用したことは、同法の下で、医師に対する新たな刑事訴追が行われることを事実上不可能にし、実際にも、判決の結果、コロンビア特別区では、中絶を利用できる可能性が減少するどころか、かなりの程度増大することが急速に明らかとなっていった⁶⁹。こうして、合衆国最高裁は、当該制定法の効力は支持したものの、免許を受けた医師に対して、同法をほとんど役に立たないものにした⁷⁰と言えよう。

ところで、1970年の初秋以降、合衆国最高裁判所には Vuitch 事件以外の中絶訴訟の権利上訴や裁量上訴が次々と到達していたが、裁判官たちは、Vuitch 事件を検討している間、それらの取扱いについての議論を先延ばしにしていた⁷¹。しかし、今や Vuitch 判決の帰趨が定まったことで、合衆国最高裁は、ようやく中絶問題に関するそれらの案件の処理に取りかかった。まず、ミネソタ州のジェーン・ホジソン医師の事案について、合衆国最高裁は、1970年のクリスマス前に、正式事実審理前に連邦裁判所および州裁判所に対してホジソン医師によりなされた刑事訴追に対する異議申立てについての検討を、州の刑事訴追に対する連邦裁判所の行為を求めることに関わ

65 本判決の評釈として、see Robert G. Tanner, Note, *Constitutional Law—Expanding the Grounds for Abortion*, 7 Wake Forest L. Rev. 651 (1971) (中絶の許される理由に精神障害の前歴にかかわらず精神的健康を加えたことで、合衆国最高裁は中絶の「自由化」に向けた大きな一歩を踏み出すとともに、健康を理由とした中絶を認める法域において中絶を極めて容易に利用できるようにしたと述べる)；John Wagner, Casenote, *Constitutional Law—Due Process and Abortion*, United States v. Vuitch, 402 U.S. 62 (1971), 51 Neb. L. Rev. 340 (1971) (訴追者の側に、適用できる中絶法の例外規定のどれにも被告人が該当しないことを合理的疑いの余地なく証明するよう求めることは、非常に重い立証責任を州側に負わせるものの、それは不可能な負担ではないし、いくつかの州では、その負担は Vuitch 判決以前と本質的に同じものだと論じるとともに、医師または医療専門職に何が中絶法の違反であるべきであり、あるべきでないかを委任することは、憲法上のデュー・プロセスをおそらく侵害するにもかかわらず、判決はその問題に言及することさえしなかったと主張する)等がある。

66 わずかにダグラスのみが Griswold を引証し、プライバシーの権利についての議論を展開した。See Vuitch, 402 U.S. at 78-80 (Douglas, J., dissenting in part).

67 もっとも、ヴィッチ医師は、判決の当日にも8件の中絶手術を行ったと報道記者に語った。See Garrow, *supra* note 28, at 490.

68 See Greenhouse, *supra* note 47, at 77-78.

69 See Garrow, *supra* note 28, at 490.

70 See Philip B. Kurland, *1970 Term : Notes on the Emergence of the Burger Court*, 1971 S. Ct. Rev. 265, 310.

71 See Garrow, *supra* note 28, at 480.

るいくつかの非中絶事件において判決が準備できるまで延期した⁷²。その後、3月24日の決定と5月13日のその再確認を経て⁷³、5月17日に、合衆国最高裁は、ホジソン医師の上訴をそれぞれ斥けた⁷⁴。また、テキサス州法とジョージア州法の合憲性にそれぞれ関わる Roe と Doe については、合衆国最高裁は、1971年1月8日に、両事件に関するいかなる検討も *Vuitch* の取扱いが終わるまで先送りした⁷⁵が、4月22日に、ダグラス、ハーラン、ブレナン、ホワイ、マーシャルの5人による賛成により両事件の審理を行うことを決定し⁷⁶、5月3日に、管轄権の問題については、本案についての事件の弁論まで延期すると正式に発表した⁷⁷。これにより、両事件の口頭弁論が1971年の秋にも開かれることが明らかとなった。また、Doe に関わっては、4月22日の検討を経て4月28日に、裁判官たちは、全員一致で、ジョージア州側の交差上訴およびフェルディナンド・バックリーの同様の申立てを斥けることに合意し⁷⁸、これらについて、5月3日に、管轄権の欠如を理由に権利上訴を斥けることを公表した⁷⁹。このほか、ルイジアナ州法とミズーリ州法の合憲性に関わる Rosen と Rodgers については、4月23日と5月13日の裁判官会議において、フロリダ州のわいせつをめぐる犯罪訴追に関わる事案の処理が決まるまで、その扱いが保留とされ、イリノイ州法の合憲性に関わる Scott については、5月21日に、Roe と Doe の事案を処理する間、保留とされた⁸⁰。さらに、5月24日にも、合衆国最高裁は、州中絶法の下で有罪判決を受けた医師でない者に当該制定法の規定を攻撃する当事者適格を否定したメリーランド州中間上訴裁判所の判決からの上訴を斥けた⁸¹。最後に、ウィスコンシン州法の合憲性に関わる *Babbitz* については、

72 *See id.*

73 *See id.* at 491, 849-50 n. 28.

74 *See Hodgson v. Randall*, 402 U.S. 967 (1971) (mem); *Hodgson v. Minnesota*, 402 U.S. 968 (1971) (mem). 前者につき、ダグラスが、権利上訴管轄の一応の認容 (probable jurisdiction) が記されるべきであり、当該事件は口頭弁論に付されるべきであるとの意見を述べている。ちなみに、1970年11月19日および20日にそれぞれ下された州の事実審裁判所によるホジソン医師への有罪判決と刑の宣告は、州最高裁判所への上訴の後しばらく放置され、「[ホジソン医師]が行った中絶は、彼女の患者と相談した後に、妊娠の第1トライメスター期間内に生じ」、「その時点で、当該中絶は、医師の専門的判断に基づく医学的決定であった」と述べて、州最高裁判所が原審の有罪判決を破棄したのは、合衆国最高裁判所による1973年1月22日の *Roe v. Wade* 判決および *Doe v. Bolton* 判決後の、1973年2月2日であった。*See State v. Hodgson*, 204 N.W. 2d 199, 202 (Minn. 1973) (per curiam).

75 *See Garrow*, *supra* note 28, at 480.

76 *See id.* at 491. ブラック、スチュアート、バーガー、ブラックマンは、それぞれの事件の原告が求めた差止命令による救済を拒否した下級審を支持し、その問題または中絶法を違憲と判示した宣言的判決の本案について審査しないことに賛成した。*See id.*

77 *See Roe v. Wade*, 402 U.S. 941 (1971) (mem); *Doe v. Bolton*, 402 U.S. 941 (1971) (mem).

78 *See Garrow*, *supra* note 28, at 850 n. 30.

79 *See Bolton v. Doe*, 402 U.S. 936 (1971) (mem) (citing *Gunn v. University Committee to End War in Viet Nam*, 399 U.S. 383 (1970)); *Unborn Child of Doe v. Doe*, 402 U.S. 936 (1971) (mem) (citing *Gunn v. University Committee to End War in Viet Nam*, 399 U.S. 383 (1970)). なお、同日には、州法に違反して中絶を生じさせる試みを教唆、幫助したとして有罪判決を受けた被告人によるアイオワ州最高裁判所の1970年9月2日の判決に対する上訴が斥けられた。*See Abodeely v. Iowa*, 402 U.S. 936 (1971) (mem), *dismissing appeal from and denying cert. to State v. Abodeely*, 179 N.W. 2d 347 (Iowa 1970).

80 *See Garrow*, *supra* note 28, at 850 n. 29.

81 *See Lashley v. Maryland*, 402 U.S. 991 (1971) (mem). ダグラスは、権利上訴管轄の一応の認容が記さ

Vuitch 判決に先立つ 4 月 19 日に、州法に対する連邦裁判所の介入を制限する 2 月 23 日の自らの 2 つの判決に照らして、原判決を取り消し、事件を合衆国地裁に差し戻した⁸²。このような、Vuitch の破棄、差し戻しを含む、1970 年度開廷期における合衆国最高裁判所の事案の処理の仕方をもって、一部には、「合衆国最高裁判所は、すべての中絶法を廃止しようとしている者たちにほとんど安心感を与えないであろうと結論づけないことは困難⁸³」であり、「合衆国最高裁判所が本案について語ることを決定することがあるとしても、最近の判決は、合衆国最高裁が『ブライバシー』の議論に賛意を示すことがありそうにないことを示している⁸⁴」との指摘も見られた⁸⁵が、そうした見方は、その後の合衆国最高裁の行動によって裏切られることになる。

2 1971 年秋まで

次に、1971 年の春以降の各州における妊娠中絶を取り巻く政治の動向について見てみよう。既に 1971 年の初めの段階で、各地の運動家は、中絶の合法化を実現するために、立法部ではなく司法部を頼みとし、とりわけ合衆国最高裁判所に期待をかけていた⁸⁶が、こうした、裁判所に変革の希望を託すことの正当性は、1971 年 3 月以降の州議会における情況に照らしても明らかだった。即ち、廃止法案が州議会に提出された事実上すべての州で、そうした法案が制定される見込みは暗いか、または全く存在せず、さらに言えば、廃止法が 1 年前に制定されたニュー・ヨーク州においても、同法の制定以降、カトリック教会や新たに世間の注目を引くようになった全国生命に対する権利委員会 (the National Right to Life Committee (NRLC)) から生じてきているように思われた中絶反対派の活動が著しく増大するとともに、ロックフェラー知事が、中絶が認められる時期の上限を 24 週から 20 週に引き下げる修正の受け入れを公式に表明するなど、1970 年法は、今や、州議会において厳しい危険にさらされているとまで語られるようになっていた⁸⁷。また、ミシガン州では、妊娠の最初の 3 か月までの中絶の選択を女性に認める廃止法案が州議会上院を通過したものの、下院を通過する見込みは五分五分以下であると見込まれ⁸⁸、さらに、1971 年春の段階で、最も活発な立法による廃止運動の一つが繰り広げられていたテキサス州においてさえも、廃止法案の成立の見込みは明るくなく、州議会議員の中には、Roe の上訴を引用して、

れるべきであり、当該事件は口頭弁論に付されるべきであるとの意見を述べる。

82 See *McCann v. Babbitz*, 402 U.S. 903 (1971) (mem) (citing *Younger v. Harris*, 401 U.S. 37 (1971) and *Samuels v. Mackell*, 401 U.S. 66 (1971)). ダグラスは、差し戻しに反対する。

83 Heather Sigworth, *Abortion Laws in the Federal Courts—The Supreme Court as Supreme Platonic Guardian*, 5 Ind. Legal F. 130, 133 (1971).

84 *Id.* at 137.

85 なお、ヘザー・シグワースは、連邦司法部の適切な役割の点から、合衆国最高裁が取ってきたこれまでの方向と今後の予測される方向を正しいものであると主張している。See *id.* at 140.

86 See Garrow, *supra* note 28, at 482.

87 See *id.* at 482-84.

88 See *id.* at 484.

いかなる行動も必要ではないことの理由づけとする者もいた⁸⁹。その上、1971年3月29日に、合衆国最高裁判所が、州刑事法の執行への連邦裁判所の介入を制限する自らの判決を引用することによって、Roeの第一審と同じ裁判官たちからなる三名合議法廷がテキサス州ソドミー法を違憲と判示した合衆国地方裁判所の判決⁹⁰を取り消し、原審に差し戻した⁹¹ことは、Roeについても同様な処理がなされるのではないかと推測をもたらし、同州の活動家たちは、立法と司法のいずれの面においても敗北に直面することになるのではないかと心配した⁹²。同州では、その後も、廃止法案の進展は見込まれず、それどころか、廃止法案の賛成者たちは、4月21日のVuitch判決の報に接し、一層落胆することとなった⁹³。

こうした中であって、1960年代の後半には新興の女性運動における重要な活動となっていた中絶紹介サービス⁹⁴が各地で活況を呈し、テキサス州オースティンでは、1971年の春の段階で、週平均35人以上の女性が支援を受け⁹⁵、イリノイ州シカゴでは、当初は助言と紹介サービスを行っていた女性グループが、第1トライメスターと第2トライメスターの中絶を行うために必要とされる技術を習得し、「女性によって女性のために運営される、違法な、移動する、フェミニストの、地下組織の中絶サービス⁹⁶」として活動するようになっていた。彼女たちが自分たちで中絶処置を行うようになったきっかけは、それまで1年以上にわたって中絶を行っていた紹介先の医師が免許を受けた医師でないことがわかったからであり、これをきっかけに、「彼が中絶を行うことができるのに医師でないなら、私たちも中絶を行うことができる⁹⁷」と考えられたためである。彼女たちは、中絶の現場に立ち会う中で、拡張と搔爬と呼ばれる中絶処置のやり方を徐々に覚えるとともに、一種の徒弟制度のように、その方法をグループの他の女性たちにも教えていった。こうして、1971年の夏の終わりまでには、紹介サービスが始められた当初は紹介先の医師によって600ドルで引き受けられていた中絶が、今や平均して40ドルの費用で受けられるようになり、その結果、ニュー・ヨーク州で1970年に中絶が合法化された後も、1日ですらシカ

89 See *id.* at 484-85; see also Sarah Weddington, A Question of Choice 76-80 (With a New Chapter, 1993).

90 See *Buchanan v. Batchelor*, 308 F. Supp. 729 (N.D. Tex. 1970).

91 See *Wade v. Buchanan*, 401 U.S. 989 (1971) (mem) (citing *Younger v. Harris*, 401 U.S. 37 (1971) and *Samuels v. Mackell*, 401 U.S. 66 (1971)); *Buchanan v. Wade*, 401 U.S. 989 (1971) (mem) (citing *Younger v. Harris*, 401 U.S. 37 (1971) and *Samuels v. Mackell*, 401 U.S. 66 (1971)). ダグラスは、前者につき、時機を失して手続きが取られたが故に斥けられるべきであり、後者につき、権利上訴管轄の一応の認容が記されるべきであるとの意見を述べる。

92 See Garrow, *supra* note 28, at 485.

93 See *id.* at 490-91.

94 See Suzanne Staggenborg, *The Pro-Choice Movement: Organization and Activism in the Abortion Conflict* 22 (1991).

95 See Garrow, *supra* note 28, at 486.

96 “Jane”, *Just Call “Jane”*, in Marlene Gerber Fried, ed., *From Abortion to Reproductive Freedom: Transforming a Movement* 93, 93 (1990).

97 *Id.* at 95; Laura Kaplan, *Beyond Safe and Legal: The Lessons of Jane*, in Rickie Solinger, ed., *Abortion Wars: A Half Century of Struggle, 1950-2000*, at 33, 35 (1998).

ゴ地区を出ることのできないような貧困な女性に対して、週3回、1日平均20から30の中絶が市内全域のアパートや家で行われるようになった⁹⁸。正式には、女性解放運動の中絶カウンセリング・サービス (the Abortion Counseling Service of Women's Liberation) と名づけられた⁹⁹このグループは、女性たちから電話を受け、折り返しかけ直すときに偽名を用い、「こちらは、女性解放運動のジェーンです」と名乗った¹⁰⁰ことから、ジェーンと呼ばれていたが、ジェーンには、1969年から1973年まで、大部分が白人からなる100人から120人の間の女性が同時にまたは別々の時期に関わっていた¹⁰¹。ジェーンは、1972年5月に、たった一度だけ警察の急襲を受け、7名の女性が逮捕されたことがあったものの、シカゴで最初の合法的なクリニックが開業した1973年の春まで中絶業務を続け¹⁰²、一度も死者を出すことなく¹⁰³、最終的に、合計1万1千件以上の中絶を行った¹⁰⁴。

1971年の夏までには、1970年法の改正をめぐって中絶反対派の攻勢が見られたニュー・ヨーク州でも、改正を求める動きが取束に向かい¹⁰⁵、また、1971年4月8日に州当局が行った、医学的に必要でない限り、中絶にはメディケイドを通じた費用の払戻しをしないとの決定に対して、ニュー・ヨーク市を初めとする原告が州裁判所に起こしていた訴訟では、5月18日の第一審、7月1日の第二審のいずれにおいても、理由づけは異なるものの、当該方針が無効と判示された¹⁰⁶。さらに、同じく7月1日には、広くはびこっていた、法外な暴利をむさぼっていると見られていた行為に対処するために、営利を目的とした中絶紹介サービスを禁止するニュー・ヨーク州法が施行され、中絶の権利のほとんどの支持者によって熱狂的に支持された¹⁰⁷ものの、ロイ・ルーカスは、経営者側に立ってその合憲性を争い、これに対して、合衆国地方裁判所は、1971年10月5日に、ルーカス側の行った暫定的差止命令の申立てを斥けた¹⁰⁸。しかしながら、こうしたニュー・ヨーク州における情勢とは異なり、廃止法案は、1971年の春から夏にかけて、いず

98 See "Jane", *supra* note 96, at 94-97.

99 See Laura Kaplan, *The Story of Jane: The Legendary Underground Feminist Abortion Service*, at ix, 27 (1995); Kaplan, *supra* note 97, at 33.

100 See "Jane", *supra* note 96, at 96; Garrow, *supra* note 28, at 486; Staggenborg, *supra* note 94, at 190 n. 8.

101 See "Jane", *supra* note 96, at 97.

102 See *id.* at 97-98.

103 See Garrow, *supra* note 28, at 487.

104 See "Jane", *supra* note 96, at 93; Kaplan, *supra* note 97, at 33.

105 See Garrow, *supra* note 28, at 495.

106 See *City of New York v. Wyman*, 321 N.Y.S. 2d 695 (Sup. Ct. 1971); *City of New York v. Wyman*, 322 N.Y.S. 2d 957 (App. Div. 1971) (*per curiam*). 但し、同州の最上級裁判所である最高上訴裁判所 (Court of Appeals) は、1972年2月10日に、4対3の多数で、原審の決定を覆し、当初の指示を復活させた。See *City of New York v. Wyman*, 330 N.Y.S. 2d 385, 281 N.E. 2d 180 (N.Y. 1972).

107 See Garrow, *supra* note 28, at 495.

108 See *S.P.S. Consultants, Inc. v. Lefkowitz*, 333 F. Supp. 1373 (S.D. N.Y. 1971). このほか、1971年7月2日には、第2巡回区控訴裁判所が、人身保護令状の申立てに関わる事件において、州刑務所に収容中の医師に当該ニュー・ヨーク州法の合憲性を争うことを認め、原審の判決 (see *United States ex rel. Williams v. Follette*, 313 F. Supp. 269 (S.D. N.Y. 1970)) を取消し、事件を合衆国地裁に差し戻した。See *United States ex rel. Williams v. Zelker*, 445 F. 2d 451 (2d Cir. 1971).

れの州でも成立することはなく、有望な立法部における進展は、国内のどこにもほとんど現れることはなかった。こうして、ほとんどの中絶法廃止の支持者たちは、ハーワード・ムーディが述べた、州議会における見込みを州ごとに調査してみると、裁判所が変革のための唯一の真の希望であることは全く疑いがないとの現状認識を受け入れ、これをもって1971年上半期の明らかな教訓としていた¹⁰⁹。

他方、司法の場においては、3月にコネティカット州で連邦裁判所に、4月にヴァーモント州で州裁判所に、州法の合憲性を争う訴訟がそれぞれ提起され¹¹⁰、また、同じく4月には、中絶クリニックに対する警察の搜索押収に端を発した、ウィスコンシン州マディソン市のアルフレッド・リー・ケナン (Alfred Lee Kennan) 医師に関わる一連の裁判が始まり¹¹¹、4月から5月にかけて、ケナン医師側の主張に沿った一方的緊急差止命令の発給が認められた¹¹²。さらに、その後も、各地の裁判所で、多種多様な訴訟をめぐって、様々な展開が見られた¹¹³ものの、この時期には、合

109 See Garrow, *supra* note 28, at 495-96.

110 See *id.* at 487. なお、コネティカットでは、すべて女性だけからなる858名の原告団が結成され、後にGriswold判決に結実することになる、避妊具の使用を禁止するコネティカット州法の合憲性を争う一連の訴訟において、その初期から弁護士として関わった経験を持つキャサリン・G・ローラバック (see Catherine G. Roraback, *Griswold v. Connecticut: A Brief Case History*, 16 Ohio N. U. L. Rev. 395, 397 n. 10 (1989)) ほか6名の女性法律家とその代理人を務め (see Amy Kesselman, *Women Versus Connecticut: Conducting a Statewide Hearing on Abortion*, in Rickie Solinger, ed., *supra* note 97, at 42, 44-53), ヴァーモントでは、1968年から69年の冬に始められ、1971年4月には全国で3万4千人の会員数にまで拡大した人口ゼロ成長 (Zero Population Growth) の州支部が提訴に関わった (see Garrow, *supra* note 28, at 848 n. 22)。

111 See *id.* at 487-88.

112 See *Kennan v. Nichol*, 326 F. Supp. 613 (W.D. Wis. 1971) (restraining criminal prosecution against abortion provider); *Kennan v. Warren*, 328 F. Supp. 525 (W.D. Wis. 1971) (restraining civil injunctive and disciplinary action against abortion provider). なお、合衆国最高裁判所は、1971年10月19日 (see *Nichol v. Kennan*, 404 U.S. 879 (1971) (mem)) および1972年1月17日 (see *Nichol v. Kennan*, 404 U.S. 1036 (1972) (mem)) の決定を経て、同年1月24日に、2つの事件に関わる原判決を維持した。See *Nichol v. Kennan*, 404 U.S. 1055 (1972) (mem). パーガー長官、スチュアート、ホワイト、レーンクィストは、最高裁判所規則13条(1)項に合致していないとの理由により権利上訴を拒げるとの意見を述べる。

113 See Garrow, *supra* note 28, at 496-97. このうち、コネティカットにおける訴訟では、5月12日に、合衆国地裁において、三名合議法廷の召集が拒絶されるとともに当該州法の合憲性を争う訴訟が拒けられたものの、その後、同年12月13日に、第2巡回区控訴裁判所は、一部の原告の当事者適格に関する判断を除き、原判決を破棄、差し戻し (see *Abele v. Markle*, 452 F. 2d 1121 (2d Cir. 1971)), ケンタッキー州法の合憲性を争う訴訟では、6月23日に、第6巡回区控訴裁判所が、当該訴訟を拒けた1970年10月7日の合衆国地裁の判決を、一部の原告の当事者適格に関する判断を除き、破棄、差し戻した (see *Crossen v. Breckenridge*, 446 F. 2d 833 (6th Cir. 1971))。他方、アリゾナ州法の合憲性を争う訴訟では、6月11日に、合衆国地裁の三名合議法廷によって当該訴訟が拒けられ (see *Planned Parenthood Association v. Nelson*, 327 F. Supp. 1290 (D. Ariz. 1971)), 先述(注37)のペンシルベニア州法の執行を差止める訴訟では、8月27日に、合衆国地裁の三名合議法廷が本件訴訟の判断を下すことにつき相当の期間、裁判権の行使を差し控えた (see *Ryan v. Specter*, 332 F. Supp. 26 (E.D. Pa. 1971))。このほか、カリフォルニア州の中間上訴裁判所である控訴裁判所 (Court of Appeal) では、7月12日と7月22日に、同州の治療的中絶法に違反して有罪判決を受け、または告発された医師の各刑事裁判において、それぞれ判決が下され、そこでは、当該州法に対する医師側の違憲無効の申立てを拒け、上訴を棄却する判決 (see *People v. Pettegrew*, 96 Cal. Rptr. 189 (App. 2d Dist. 1971)) と、当該州法を違憲と判示する判決 (see *People v. Barksdale*, 96 Cal. Rptr. 265 (App. 1st Dist. 1971)) とに裁判所の判断が分かれた。

衆国地方裁判所の三名合議法廷が中絶法の合憲性について判断を下したことは、一度もなかった。もともと、1971年の秋に入ると、9月29日には、合衆国地方裁判所の三名合議法廷において、2対1の多数で、ユタ州法の合憲性が是認され¹¹⁴、11月2日には、免許を受けた医師によって行われた中絶に関わるテキサス州の刑事事件で、刑事事件に関する州の最上級裁判所である刑事最高上訴裁判所（Court of Criminal Appeals）が原審の有罪判決を維持し、その中で、当該州が胎児の生命を保護するやむにやまれぬ利益を持つことが明言され、また、Vuitchの合衆国最高裁判決がRoe v. Wadeの第一審判決に従わなかったことが強調される¹¹⁵など、中絶法の廃止を求める運動家にとっては、司法の場においても、厳しい局面が続いた¹¹⁶。また、10月12日には、メリーランド州法に違反し、認定され、免許を受けた病院以外の場所で中絶を行ったヴィッチ医師の刑事事件において、合衆国最高裁判所がヴィッチ医師の裁量上訴を斥ける判決を下している¹¹⁷。

3 1972年春まで

1971年12月13日、合衆国最高裁判所は、Roe v. WadeおよびDoe v. Boltonの口頭弁論を開いたが、この時期にも、州裁判所を舞台として、各地で、様々な訴訟の展開が見られた。まず、ニュー・ヨーク州高位裁判所（Supreme Court）により、1971年12月3日に、妊娠24週未満の未出生の未成年者（unborn infants）のクラスを代表する訴訟のための後見人（guardian ad litem）に指名され、翌年1月7日に、女性の生命を維持するために必要な場合を除き、ニュー・ヨーク市当局の運営、管理下にある公立病院に対して中絶処置を禁ずる暫定的差止命令が認められた、フォーダム大学ロー・スクールの教授で、カトリックの活動家、ロバート・M・バーン（Robert M. Byrn）が起こした訴訟に関わって、1972年2月24日、同州高位裁判所の上訴部（Supreme Court, Appellate Division）は、1970年に改正された同州の中絶法の規定を合憲であり、当該後見人によって代表される未出生の子のいかなる権利も侵害していないと判示して¹¹⁸、原審の決定を破棄した。また、1972年1月14日には、妊婦およびその主治医がヴァーモント州刑事中絶法の法的効力を争い、宣言的判決を求めた訴訟において、同州最高裁判所が、州議会は、女性の中絶する権利（the right of a woman to abort）を認めておきながら、同時に、女性の生命を維持するために必要な場合を除くすべての場合に医療処置を否定することによって、当該権利の確実

114 See Garrow, *supra* note 28, at 509, 855 n. 50. 但し、このDoe v. Ramptonは、判例集には掲載されていない。

115 See Thompson v. State, 493 S.W. 2d 913, 918, 920 (Tex. Crim. App. 1971).

116 このほか、9月22日には、フロリダ州法の合憲性を争う訴訟が合衆国地裁の三名合議法廷によって斥けられた。See Landreth v. Hopkins, 331 F. Supp. 920 (N.D. Fla. 1971).

117 See Vuitch v. Maryland, 404 U.S. 868 (1971) (mem). ダグラスおよびブレナンは、裁量上訴が認められるべきであるとの意見を述べている。

118 See Byrn v. New York City Health & Hospitals Corp., 329 N.Y.S. 2d 722, 735 (App. Div. 1972). なお、本判決は、4対1の多数による。1名の裁判官の一部反対意見（see *id.* at 736-39 (Gulotta, J., dissenting)）がある。

な行使を禁止することはできないと判示¹¹⁹、女性原告につき訴訟を原審に差戻した。さらに、同年2月14日には、フロリダ州中絶法に違反して起訴された被告人の刑事事件において、同州最高裁判所が、同州中絶法は、中絶が許容される例外的な場合について、「母親の生命または健康の維持にとって必要」と規定するのではなく、その「生命を維持するために必要」と規定している点で、合衆国憲法修正14条および州憲法のデュー・プロセス条項を侵害するほど漠然不明確であると判示した¹²⁰上で、さらに進んで、本判決は中絶を合法化する効果を持つものではなく、中絶は目下の事情ではコモン・ロー犯罪として処罰されなければならないが、そのことは、今日の基準の下では社会を適切に保護するためにほとんど十分ではなく、また、本意見は将来の事件から適用される (prospective) に過ぎないと述べて、州議会に対して、「適切な救済立法」の制定を早急に求め¹²¹、フロリダ州議会は、現在開会中であり、この問題は、州議会によって最終的に決着がつけられるべきであると付け加えた¹²²。この判決を受けて、フロリダ州議会は、1972年4月に、治療的中絶法を制定し、これによって、同州は、アメリカ法律協会 (ALI) 型の改正を行った13番目の州となり、また、1970年11月のワシントン州での州民投票による廃止法の制定以降、初めて、政治部門における既存の中絶法の自由化が実現した¹²³。しかし、他方で、1972年1月24日には、ミシシッピ州最高裁判所において、免許を受けずに診療を行っていた医師を中絶罪で有罪とした原審の判決が、意見を付されることなく維持され¹²⁴、2月28日には、マサチューセッツ州最高裁判所 (Supreme Judicial Court) において、中絶相談サービスに携わっていた被告人を中絶の事前共犯 (an accessory before the fact) で起訴する正式起訴状を斥けた原審の決定が覆された¹²⁵。

さらに、この時期には、司法の場以外においても、中絶をめぐる様々な動きが見られた。1972年1月に行われたギャラップ世論調査では、カトリック教徒の54パーセントを含む、57パーセントの国民が中絶の決定は女性とその医師に委ねられるべきだと回答し¹²⁶、1972年2月には、ばらばらで統一されていない立法に適切な選択肢を提供すべく統一州法委員全国会議 (the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) が1971年夏に起草した、医師により、または医師の助言に基づいて女性により行われる場合に、妊娠の開始後20週までの中絶を理由の如何を問わず認め、居住要件を課さず、模範刑法典に類似した基準の選択を各採択州

119 See *Beecham v. Leahy*, 287 A. 2d 836, 840 (Vt. 1972). なお、本判決は、4対1の多数による。1名の裁判官の意見の付されていない反対意見 (see *id.* at 840 (Daley, J., dissenting)) がある。

120 See *State v. Barquet*, 262 So. 2d 431, 433-37 (Fla. 1972).

121 See *id.* at 438.

122 See *id.* なお、本判決は、6対1の多数による。1名の裁判官の同意意見 (see *id.* at 438 (Ervin, J., concurring)), 1名の裁判官の反対意見 (see *id.* at 439-40 (Boyd, J., dissenting)) がある。

123 See Garrow, *supra* note 28, at 538; see also Lawrence Lader, *Abortion II: Making the Revolution* 190 (1973).

124 See *Spears v. State*, 257 So. 2d 876 (Miss. 1972) (per curiam).

125 See *Commonwealth v. Hare*, 280 N.E. 2d 138 (Mass. 1972).

126 See Garrow, *supra* note 28, at 539.

に委ねる「統一中絶法 (the Uniform Abortion Act)」をアメリカ法律家協会 (the American Bar Association) の代議員会が是認した¹²⁷。また、1972年3月には、ニクソン大統領によって1969年7月に設立された、ジョン・D・ロックフェラー3世 (John D. Rockefeller, 3rd) を委員長とする「人口増加とアメリカの将来委員会 (the Commission on Population Growth and the American Future)」が最終報告書を提出し、その中で、中絶が出生率のコントロールの主要な手段として考えられるべきではないとしつつ、中絶を制限する現行の州法は、ニュー・ヨーク州法の線に沿って自由化されるべきであり、中絶は、要求に基づいて、適切に免許を受けた医師により医学的に安全な状況の下で行われるべきであるとの勧告がなされた¹²⁸。そのほか、ノース・ダコタ州やミシガン州では、州民投票によって既存の州中絶法を廃止しようとする取り組みが1972年の秋に向けて進行していたものの、オクラホマ州やジョージア州では、廃止法案が議場での投票に進む前に廃案となり¹²⁹、ほとんどの廃止運動の支持者たちは、年初からの、将来の希望を与えてくれる徴候よりも、中絶法の自由化に対する幅広い州議会の抵抗を示す証拠が継続して存在していることの重要性に目を向け、中には、ロバート・E・ホールやローレンス・レイダーのように、廃止運動が一年をはるかに超えてずっと停滞していることに警告を発した者もいた¹³⁰。

4 1972年春

1972年の春には、合衆国地方裁判所の三名合議法廷によって、ニュー・ジャージーおよびカンザス州法に関わる2つの重要な違憲判決が下された。このうち、1970年12月に口頭弁論が開かれて以降、全く何の動きも見られず、その後、1972年1月末になって、判決の日時を問い合わせる代理人の一人のナンシー・スターンズ (Nancy Stearns) に対して、担当の裁判官から判決の遅延を謝罪する返事が送られてきた¹³¹。ニュー・ジャージー州法をめぐる訴訟では、1972年2月29日に、「合法的な正当化事由なしに (without lawful justification)」中絶を行うことを禁止する当該制定法が、2対1の多数で、違憲と判示された¹³²。本件は、ルーカスが1970年3月に起

127 See James Arthur Knecht, Comment, *A Survey of the Present Statutory and Case Law on Abortion: The Contradictions and the Problems*, 1972 U. Ill. L. F. 177, 182 n. 49. 但し、期間を20週にするかどうかは、各州に選択の余地が残されており、各採択州は、独自の期間を設定しうるものとされている。See *id.* at 182 n. 50.

128 See *Population and the American Future: The Report of the Commission on Population Growth and the American Future (1972)*, reprinted in Linda Greenhouse and Reva B. Siegel, eds., *Before Roe v. Wade: Voices That Shaped the Abortion Debate Before the Supreme Court Ruling 201-07* (2010).

129 See Garrow, *supra* note 28, at 538. なお、1971年10月に開催された全国中絶法廃止協会 (NARAL) の年次大会では、ミシガン州における廃止が1972年の最優先の課題であるとされた。See *id.* at 508.

130 See *id.* at 539.

131 See *id.* at 540.

132 See *Young Women's Christian Association of Princeton, N. J. v. Kugler*, 342 F. Supp. 1048 (D. N.J. 1972).

こした医師および女性を原告とする訴訟と、同時期にスターンズが中心となって起こしたおよそ1200人の女性たちを原告とする訴訟の2件が併合されたものであるところ、多数意見は、まず、原告のうち、医師については、当事者適格を持つことは明らかであり、また、女性患者の憲法上の権利の剥奪と主張されているものを法廷で争うために、本件で医師に当事者適格を認めることは適切であるとする¹³³ものの、後者の訴訟の原告である女性たちについては、妊娠前に、経口避妊薬その他の避妊のための用具の起こりうる危険に自らの身体をさらすことを現行法の下で強いられるとの主張を除いては、妊娠の発生より前に生じる個人の権利の特定の侵害または害悪の恐れを証明しておらず、また、彼女たちの誰もが望まない子を妊娠している、または、中絶を求めているとは主張していないとして、その当事者適格を否定し¹³⁴、また、女性原告の主張は、当該制定法の施行により抑制されていると感じるとの主張に過ぎないものであるとして、いずれの訴訟の女性原告も、個人としても、自分たちが代表すると主張する組織の構成員としても、当事者適格を欠いているとする¹³⁵。次いで、多数意見は、裁判権行使回避の争点を取り上げ、宣言的救済および差止命令による救済を求める原告の要求を審理することを裁判所は差し控えるべきかどうかについて検討し、結論として、宣言的救済を検討することは適切であるとする一方で、差止命令という思い切った救済を正当化する特別の状況は証明されていないとして、差止命令による救済については、これを否定する¹³⁶。こうして、多数意見は、本案に進み、まず、漠然性の争点について、我々は、ニュー・ジャージー州裁判所の諸判決が「合法的な正当化事由 [がない]」として当該制定法によって禁止されている活動領域についての憲法上適切な警告を与えていると信じることはできず、当該制定法の文言または意図や目的についてのいかなる立法上の表現にも適切な告知を見出すことはできないし、州の訴追者によって発せられた単なる方針の言明も必要な特定性を提供することはできないと述べた上で、当該制定法が持つ医師への効果に説き及び¹³⁷、当該制定法は、「文面上も適用上も違憲なほど漠然不明確であり、保護された修正1条の活動の行使において、原告医師を抑制、抑止し、原告医師の自分の好きなように、自由にその専門職を営む修正14条の下での権利を侵害する¹³⁸」と結論づける。次いで、多数意見は、プライバシーの権利について取り上げ、「Griswold および同判決と関連づけられた諸事件は、本件で提起されている争点に適用できる以下の基本原則を確立している¹³⁹」として、「第一に、合衆国憲法によって保障されているすべての基本的権利がその本文または修正条項の中で明示的に言及されているわけではない」こと、「第二に、プライバシーの一般的権利または特定のプライバシー・ゾーン

133 See *id.* at 1055.

134 See *id.* at 1056.

135 See *id.* at 1058.

136 See *id.* at 1058-62.

137 See *id.* at 1065-66.

138 *Id.* at 1066.

139 *Id.* at 1070-71.

の集積 (a collection) が存在し、それは、様々な憲法規定または修正条項の半影および放射、修正9条、修正14条のデュー・プロセス条項またはそれらの組合せから派生するかどうかにかかわらず、「第三に、どの活動が憲法上の保護に値するかを決定する上で、『基本的』または『秩序ある自由の概念に内在する』と名づけることができるものだけがプライバシーの権利またはゾーンに包摂される」こと、「第四に、プライバシーの憲法上の権利またはゾーンは、結婚、セックス、避妊、生殖、子の養育および教育に関連する一定の活動を少なくとも含み、保護すると判示されてきた」こと、「そして、第五に、たとえある活動がプライバシーの権利に含まれるほど十分に基本的であるとしても、その活動は、政府によるあらゆる規制とコントロールから自由であるという資格を与えられているわけではない」ことを列挙する¹⁴⁰。その上で、多数意見は、これらの基本原則を本件の情況に適用し、「合衆国憲法の特定の文言の不存在は、妊娠の初期に中絶を求める権利を含むプライバシーの権利が存在するとの主張を弱めも傷つけもしない」こと、「合衆国最高裁によって憲法上保護されると認められた利益の範囲は、合衆国最高裁が、個人の身体の神聖さおよび家族内における個人の関係を我々の自由な社会にとって極めて重要であり、それらが基本的または秩序ある自由の概念に内在すると位置づけられるべきであると見ていることを証明する」こと、「これまで審理された合衆国最高裁の判決は、個人の身体および個人の結婚し、結婚内においてプライバシーを享受し、子孫を持ち、避妊を行うことによって子孫を持たないと決定し、そして、子の教育をコントロールし、命じる自由が政府の不合理な干渉から保護されることを確定している」ことを主張する¹⁴¹とともに、「Griswold に引き続いて、プライバシーの権利の主張の実体に向けられた多くの下級審判決が存在しており、それらは、その保護された活動の範囲を、女性の妊娠を終了させ、子をもうけるかどうかを選択する権利を含むまでに拡張している¹⁴²」と述べて、Belous, Babbitz, Roe, Scott の各判決を引用し¹⁴³、こうして、「女性は、修正9条および14条の下で認識できる、州による不合理な干渉から免れて、子をもうけるか、それとも、その初期の段階で妊娠を終了するかどうかを自分で決定する憲法上のプライバシーの権利を有する¹⁴⁴」と判示する。最後に、多数意見は、この領域における州の規制権限の程度の問題に検討を加え、当該州は、やむにやまれぬ何らかの特定の明確な利益を証明しなければならないが、当該制定法によって女性市民の健康、安全、生命を守るという州のやむにやまれぬ利益が存在すると信じることはできず、性行動のコントロールまたは人口の増大に関わる考慮は、こ

140 See *id.* at 1071.

141 See *id.*

142 *Id.*

143 See *id.* at 1071-72 (quoting *People v. Belous*, 458 P. 2d 194, 199-200 (1969); *Babbitz v. McCann*, 310 F. Supp. 293, 301 (E.D. Wis. 1970), *appeal dismissed*, 400 U.S. 1 (1970); *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217, 1222 (N.D. Tex. 1970), *prob. juris. noted*, 402 U.S. 941 (1971); *Doe v. Scott*, 321 F. Supp. 1385, 1389-90 (N.D. Ill. 1971), *appeal docketed sub nom. Hanrahan v. Doe*, No. 1522, and *Hefferman v. Doe*, No. 1523, 39 U.S.L.W. 3438 (April 6, 1971), *renumbered* No. 70-105 and No. 70-106 *respectively*, 40 U.S.L.W. 3007 (July 13, 1971)).

144 *Id.* at 1072.

の禁止的な中絶法を正当化するのに十分でないとする¹⁴⁵ものの、当該州は、胎芽または胎児の生命を維持するやむにやまれぬ利益を持つとの主張については、この主張は、胎芽または胎児が受胎の瞬間から人間であるかどうかについての、医学的、哲学的、宗教的側面を持った重大な問題の司法による解決を求めるものであり、この争点によって提起される大きな対立は、司法による解決の能力を超えるとだけ結論せざるを得ないとしつつ¹⁴⁶、ニュー・ジャージー州議会は、胎芽または胎児に生きている人が持つ諸権利を与えておらず、胎動初覚より前の自己堕胎は犯罪ではないとのコモン・ローの準則を廃止していないこと、死刑を同州で違憲とする最近の判決までは、妊婦は胎動初覚より前に死刑を執行され得たこと、死産した胎児の不法死亡訴訟は同州では提起されず、また、胎児はその給付金のために制定法により創設された権利を援用するためには、生きてままだ生まれなければならないことを挙げて¹⁴⁷、こうした状況の下では、「4ヶ月かそれ以下の胎芽の主張されている『権利』と比較すると、母体の権利はそのような胎芽の権利よりも勝るものと我々は判示する」と述べる Babbitz の文言に説得され、同意することに我々は気づくと結論づける¹⁴⁸。

以上の長大な多数意見に対して、多数意見の漠然性およびプライバシーの権利についての結論に異を唱える一部同意、一部反対意見は、漠然性の争点について、「合法的な正当化事由」を「母体の生命の維持」と同一視するのが今日存在するニュー・ジャージー州法の状況であり、ニュー・ジャージー州法が、州の最上級裁判所によって解釈されたように、中絶を実行することにはただ一つの例外規定しか存在しないとの趣旨であるのであれば、当法廷も、そのように定義されたように、「合法的な正当化事由」の概念に注意を向けるべきであり、そうである以上、そのように解釈されたニュー・ジャージー州の中絶法と、Vuitch の合衆国最高裁判所によって憲法上明確であると判示された制定法との間には、いかなる区別する特徴も見出すことはできないとして、多数意見の結論に反対する¹⁴⁹。また、プライバシーの権利の争点については、いったん受胎が生じたら、既婚女性の中に、子をもうけるか否かを決定する基本的権利が存在することについては、一般的に同意するとする¹⁵⁰が、その際に、多数意見の分析とは幾分異なった分析によってこの結論に達するのだとし、Griswold で定義されたような結婚のプライバシーという権利 (the right of marital privacy) は、いったん受胎が生じたら [存在する]、子をもうけるか否かを決定する既婚女性の権利を含むほどには広くないとする一方で、Griswold とは区別される、Loving, Skinner, Pierce, Meyer という一連の先例から導き出される、我々の社会的、伝統的、文化的

145 See *id.* at 1073-74.

146 See *id.* at 1074-75.

147 See *id.* at 1075 (citations omitted).

148 See *id.* (quoting *Babbitz v. McCann*, 310 F. Supp. 293, 301 (E.D. Wis. 1970), *appeal dismissed*, 400 U.S. 1 (1970)).

149 See *id.* at 1076-77 (Garth, J., concurring in part and dissenting in part).

150 See *id.* at 1077 (Garth, J., concurring in part and dissenting in part).

制度の基礎に存在する家族生活または家族のプライバシーの権利 (the right of family life or privacy) は、自分たちの家族単位の範囲、特徴、程度を決定する既婚カップルの付随する基本的権利という結果に必然的にならなければならないように思われると述べて、先に述べた基本的権利が存在するとの結論は、Griswold を許容できない限界にまで拡張するような分析によるのではなく、「家族の権利」の分析に基づくものだとする¹⁵¹。その上で、一部同意、一部反対意見は、当該州は、胎児の生命を含む、生命の維持に対するやむにやまれぬ利益を持ち、ここにいう胎児の生命には、受胎の瞬間から生じうるような、すべての潜在的生命が含まれるとし、上述の基本的権利でさえも、その州の利益に服さなければならないと述べて¹⁵²、胎児の生命を維持する州の利益は、母体および家族単位の利益よりも勝ると主張する¹⁵³。

本判決は、現在妊娠しているわけではない女性原告の当事者適格や差止命令による救済についての判示はともかく、プライバシーの権利について論じる際に、合衆国最高裁の先例から導き出される基本原則を措定し、そこから、憲法上のプライバシーの権利を媒介として、妊娠の初期における女性の妊娠を終了するかどうかを決定する権利を導出するとともに、この基本的権利を制約するためのやむにやまれぬ利益を何であれ当該州は有しておらず、しかも、胎芽または胎児が受胎の瞬間から人間であるかどうかという問題は、司法による解決の能力を超える争点であり、妊娠初期の段階では、胎芽または胎児の主張されている権利よりも母体の権利が勝るとしたものであり、「いかなる裁判所も違憲性の根拠を本判決以上に決定的に明確にしたことはなかった¹⁵⁴」と評されるほど、これまでに下されたどの違憲判決よりも明快な論理構成となっている¹⁵⁵。本判決の結果、新たにニュー・ジャージー州法が合衆国地方裁判所の三名合議法廷による違憲判決のリストに加わったが、本判決は、政治的にも、既存の中絶法の廃止を支持する活動家が再び主導権を握ることを可能にするような、「飛躍的な突破口」となりうるものとして、廃止運動の支持

151 See *id.* at 1077-82 (Garth, J., concurring in part and dissenting in part) (citations omitted).

152 See *id.* at 1082 & n. 26 (Garth, J., concurring in part and dissenting in part).

153 See *id.* at 1083 (Garth, J., concurring in part and dissenting in part).

154 Lader, *supra* note 123, at 191.

155 なお、本判決の評釈として、see Lawrence E. Allison, Jr., Recent Decisions, *Constitutional Law—Abortion—Statute Prohibiting Abortion Violates Women’s Constitutional Right of Privacy*, 43 Miss. L. J. 728 (1972) (中絶法の合憲性を争う事件で生じ続けているおそらく最も論争的な問題は、母体の権利を胎児の権利と衡量することであるとし、そうした論争は、司法手続よりも州議会によって最も良く解決することができるかと主張する)；A.G.J. McIntyre, Recent Decisions, *Constitutional Law—New Jersey Abortion Statute Unconstitutionally Vague on Its Face; Women prior to Pregnancy Have No Standing to Attack Statute, but Plaintiff-Physicians Have Standing to Assert Deprivation of Their Women Patients Rights of Privacy*, 50 J. Urb. L. 505 (1973) (合衆国最高裁の Griswold 判決が存在する以上、医師に女性患者の権利を提起する当事者適格を認めたことにはしっかりした基盤があったとし、また、多数意見は、中絶を殺人として疑うことを本質的に宗教的な問題であり、それ故、司法による解決にふさわしい領域にはないと感じたと評する)；see also Note, *New Jersey’s Abortion Law: An Establishment of Religion?*, 25 Rutgers L. Rev. 452 (1971) (ニュー・ジャージー州中絶法の立法および司法の経過を見れば、乳児と新しく妊娠した胎児は、州法によって事実上、同一の保護を受けてきたことがわかり、この方針は、生命についての本質的に宗教的な定義を採用するものであるから、同州は、国教樹立禁止条項と合致して、その方針に法の効力を与えることはできないと主張する)。

者に好意的に受け止められた¹⁵⁶。

次いで、1972年3月13日には、1969年に州法を改正し、女性が中絶を受けることができる場合を模範刑法典にならって拡大したカンザス州中絶法の規定のうち、中絶を正当化する状況が存在すると信じることを3名の医師が書面で確認し、また、中絶を実施しうるのは、病院認定合同委員会 (the Joint Commission on Accreditation of Hospitals) (JCAH) によって認定された、州の免許を受けた病院においてのみであるとする規定の合憲性が争われた訴訟において、合衆国地方裁判所の三名合議法廷がいずれの規定も違憲と判示する判決を下した¹⁵⁷。判決は、原告の主張を検討する前に、中絶を受ける権利を含む、プライバシーという基本的権利が存在するか否かという初めに取り組むべき問題があるとし¹⁵⁸、Corkey, Scott, Doe, Roe, Babbitz, Vuitch, Belousの各一審判決を引用して¹⁵⁹、そのような権利が存在することを承認している連邦裁判所の多数派と同様、「我々は、その範囲内に中絶を受ける権利を含むところの、個人および夫婦のプライバシーに対する基本的権利 (a fundamental right to individual and marital privacy) の存在を確信するが、しかし、当該権利が制限のないものではないことも承認する¹⁶⁰」とした上で、当法廷が直面している事実関係の文脈で、主として問題となる州の利益は、「中絶をするという決定がしっかりと根拠づけられ、すべての選択肢を考慮した後でのみ到達されることを確保するという州の利益」と、「母体の健康および福祉を保護し、維持するという州の利益」であり、これらの正当な州の利益に、原告が有する個人の利益が比較衡量されなければならないとする¹⁶¹。その上で、判決は、争われている2つの規定の合憲性を検討し、中絶処置の実施をJCAHによって認定された病院に限定する規定については、「この規定が支持されるべきであるとすれば、やむにやまれぬ州の利益に必要なかつ合理的な関係を持つことが証明されなければならないと、かつ、当該規定の範囲がその利益を促進することに限定されていなければならない¹⁶²」とする規準を定立し、「当該規定が仕える主要なやむにやまれぬ利益は、中絶が資格のある医師により適切な施設で実施されることを確保するという州の利益であることは明らかである¹⁶³」とするが、第一に、JCAHは、決して医療行為の内容に関心を持っておらず、さらに言えば、中絶または中絶処置に関するいかなる方針を公布することも差し控えており、それ故、JCAHの認定は、病院の中絶方針に何の関係もなく、その意思決定過程に貢献することもないこと、第二に、当該規定は、他の

156 See Garrow, *supra* note 28, at 540.

157 See *Poe v. Menghini*, 339 F. Supp. 986 (D. Kan. 1972).

158 See *id.* at 991.

159 See *id.* at 993 (citing *Corkey v. Edwards*, 322 F. Supp. 1248 (W.D. N.C. 1971); *Doe v. Scott*, 321 F. Supp. 1385 (N.D. Ill. 1971); *Doe v. Bolton*, 319 F. Supp. 1048 (N.D. Ga. 1970); *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217 (N.D. Tex. 1970); *Babbitz v. McCann*, 310 F. Supp. 293 (E.D. Wis. 1970); *United States v. Vuitch*, 305 F. Supp. 1032 (D. D.C. 1969); *People v. Belous*, 458 P. 2d 194 (1969)).

160 *Id.*

161 See *id.*

162 *Id.*

163 *Id.*

すべての医療処置を除いて、中絶処置を選び出し、区分するが、州の免許を受けてはいるが認定されていない病院が多く危険性の高い処置を実施することができるときに、最も安全な外科的処置の一つであるとの証拠が示されている中絶処置を認定病院に限定することには、いかなるもってもらしい理由も存在しないことから、このJCAHの認定規定は、仕えたと主張されている州の利益がより制限的でない要件である州の免許交付によって十分に保護されることができるときに、憲法上保護された権利の行使に制約を課すものであり、過度に広汎であって、基本的権利の行使に不当な制約を課し、違憲であるとする¹⁶⁴。のみならず、判決は、当該規定には第二の憲法上の欠陥があるとし、カンザス州議会は、州外に本部を置く、私的な、非営利の法人であるJCAHに、治療的中絶が少なくとも病院施設で実施されるべき場合の、州の病院を拘束する基準を公布する権限を委ねており、また、非認定病院が治療的中絶の実施にその施設を貸した場合には、その病院は犯罪訴追に服しうるのであって、州議会は、自らの授權権限に対する憲法上の制限を明らかに無視して行動しており、とりわけ、この授權の結果は、基本的権利の侵害となっているのであるから、この授權は、修正14条のデュー・プロセス条項に違反するものであるとする¹⁶⁵。次に、判決は、中絶を必要とする状況について3名の医師による書面による確認を求める規定の合憲性について検討を加え、第一に、当該規定は、中絶処置を恣意的に区分し、また、この分類は、やむにやまれぬ州の利益にいかなる合理的な関係も持たないとの原告の主張について、いかなる医学的な目的も当該規定によって仕えるようには思われないうし、現行の規定の下では、皮膚科医や足痛治療医 (a podiatrist) から当該制定法に違反することなく確認が得られうるのであり、妊娠を終了させるという決定が行き当たりばつたりになされないことを確実にするという州の認められている正当な利益でさえも、この規定によって促進されることはなく、さらには、未出生の胎芽を不必要な破壊から保護するという州の利益は、患者と医師との伝統的な関係を維持し、医療専門職の自律性と職業倫理や高潔さを信頼することによってより良く維持されるであろうと述べる¹⁶⁶とともに、第二に、当該規定は、患者に必要な健康管理を行うという医師の基本的権利を妨げるとの原告の主張について、医師は、自由にその職業を遂行し、正当な公益の保護にとって必要な規制にだけ服してその職業上の裁量を行使すべきであるところ、この争われている規定は、この権利を侵害し、また、当該規定は、正当な州の利益を効果的に促進するといかなる証明もなく、主治医の判断を他の2名の医師の判断に従属させようとするものであって、その唯一の効果は、他の医療処置を除いて、中絶を区分し、中絶を受けるという女性の基本的権利と自己の最良の判断に従って患者に手当てを施すという医師の権利を軽んじて、中絶の利用可能性を減らすことにあるから、修正14条の平等保護条項に違反するものであるとする¹⁶⁷。なお、判

164 See *id.* at 994.

165 See *id.* at 994-95.

166 See *id.* at 995.

167 See *id.* at 995-96.

決は、以上のように判示した後で、中絶を受けることができる状況を自由化することが当該中絶法を制定した立法者の意図であり、我々によって異議を唱えられたこれらの2つの規定は、立法意図を歪曲することなく、当該制定法から切断できると述べる¹⁶⁸。

本判決は、ジョージア州法に関わる *Doe*、ノース・カロライナ州法に関わる *Corkey* の各一審判決に次いで、合衆国地裁の三名合議法廷が改正中絶法の規定の合憲性について判断を下した3件目の判決である。このうち、*Doe* 判決では、ジョージア州法の規定のうち、中絶が認められ、または実施される条件の一つとして、「中絶手術が行われることとなっている病院の医療スタッフからなる委員会によって中絶の実施が事前に承認されている」ことを求め、「この委員会が JCAH によって公布された基準に従って設立され、維持されているものでなければならず、かつ、委員会の承認が少なくとも3名の当該病院のスタッフの委員の多数決によらなければならない」こと、および、「当該手術を行うことを提案している医師は、この目的のために、委員会の構成員とみなされてはならない」ことを定めた規定¹⁶⁹が合憲と判断されていた¹⁷⁰。本判決は、本件で争われた2つの手続要件を違憲と判示しただけでなく、このジョージア州法の規定についても、「この規定は、我々には、過度に制限的なように思える¹⁷¹」と述べている。本判決によって、とりわけ認定病院要件が無効とされたことは、判決も述べるように¹⁷²、この規定が中絶を提供する施設の数著しく制限する非常に排他的な効果を持つものであるだけに、大きな影響があるものと見込まれた¹⁷³。なお、この時期には、引き続き、各地で、中絶訴訟の進展が見られ、ミシガン州で州法の合憲性を争う連邦訴訟が開始された¹⁷⁴ ほか、妊娠しているが未だ出生していない子のクラスを代表する訴訟のための後見人として選任された原告が、ペンシルベニア州の病院に対して、中絶の実施のために病院施設の使用を認めることを禁止するよう求めた訴訟において、3月17日に、合衆国地裁が胎児の生命には憲法上の保護が与えられないとして被告側の訴答に基づく判決の申立て (motion for judgment on pleadings) を認め¹⁷⁵、他方で、テネシー州法の合憲性を争う訴訟において、3月21日に、合衆国地裁の三名合議法廷が差止め命令による救済を命ずることを拒否した¹⁷⁶。

1972年3月22日には、避妊具に関する情報の普及と避妊具の配布を一定の場合を除いて禁止するマサチューセッツ州法の合憲性が争われた事件において、合衆国最高裁判所の注目すべき判決が下された。当該州法の仕組みの下では、既婚者は妊娠を防止するために避妊具を入手

168 *See id.* at 996.

169 *See* Criminal Code of Georgia, §26-1202(b) (5).

170 *See Doe v. Bolton*, 319 F. Supp. 1048, 1056 (N.D. Ga. 1970) (per curiam).

171 *Poe*, 339 F. Supp. at 995 n. 26.

172 *See id.* at 993.

173 *See Lader, supra* note 123, at 181-82.

174 *See Garrow, supra* note 28, at 538.

175 *See McGarvey v. Magee-Womens Hospital*, 340 F. Supp. 751 (W.D. Pa. 1972).

176 *See Garrow, supra* note 28, at 861 n. 78. 但し、この *Tennessee Woman v. Pack* は、判例集に搭載されていない。

しうるが、医師または処方箋に基づいて薬剤師からしか入手できない、独身者は妊娠を防止するために誰からも避妊具を入手しえない、既婚者または独身者は妊娠ではなく病気の蔓延を防止するために誰からも避妊具を入手しうる、という配布を受ける者についての三つの全く異なる区別がなされていた¹⁷⁷。本件は、「第一に、ボストン大学の学生グループに対して避妊に関する講演をしている間に避妊具を見せ、第二に、講演の最後にエムコ社製陰用発泡剤 (Emko vaginal foam) 一箱を一人の若い女性に与えた¹⁷⁸」として、当該州法の下、同州上位裁判所 (Superior Court) の非陪審審理で有罪と決定され、1969年5月1日、同州最高裁判所 (Supreme Judicial Court) において、避妊具を見せたことについては全員一致で有罪決定が破棄されたものの、発泡剤を渡したことについては4対3の多数で有罪が維持された¹⁷⁹ ウィリアム・R・ベアード (William R. Baird) の事件に関わる¹⁸⁰。ベアードは、その後、連邦人身保護令状の申立てを行ったところ、1970年3月20日、合衆国地裁はこれを斥けた¹⁸¹ものの、同年7月6日、第1巡回区控訴裁判所において、原審の決定が取り消され、ベアードを釈放する令状を与えるとの命令とともに訴訟を差し戻すとの判断がなされた¹⁸²ため、州側が上訴し、1971年3月1日、合衆国最高裁判所により権利上訴管轄の一応の認容が記された¹⁸³後、11月17日および18日の口頭弁論を経て、判決が下されたものである¹⁸⁴。ダグラス、スチュアート、マーシャルが同調したブレナンの法廷意

177 See Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438, 441 (1972).

178 See *id.* at 440. 但し、発泡剤を受け取った女性の「婚姻関係の有無については、記録上、いかなる証拠もない」。*Id.* at 440 n. 1.

179 See Commonwealth v. Baird, 247 N.E. 2d 574 (Mass. 1969). なお、合衆国最高裁判所は、1970年1月12日に、ベアードによる裁量上訴の申立てを受理しなかった。裁量上訴が認められるべきだとするダグラスの反対意見がある。See Baird v. Massachusetts, 396 U.S. 1029 (1970).

180 「ベアードが陰用発泡剤を渡したまさしくその目的は、避妊具へのアクセスを制限していた州法の合憲性を争うことにあった」。Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 445. なお、1967年4月6日のベアードの現行犯逮捕から、州上位裁判所による有罪決定と刑の宣告の延期、州最高裁判所判決とその後の州上位裁判所による3ヶ月の刑の宣告、州上位裁判所による収容の一時的停止と1970年2月20日のベアードの拘留所への収容、第1巡回区控訴裁判所による権利上訴の相当な理由についての証明書の発給と保釈命令による35日間でのベアードの釈放までの詳細については、see Garrow, *supra* note 28, at 320-23, 343, 372-74, 410.

181 See Baird v. Eisenstadt, 310 F. Supp. 951 (D. Mass. 1970).

182 See Baird v. Eisenstadt, 429 F. 2d 1398 (1st Cir. 1970).

183 See Eisenstadt v. Baird, 401 U.S. 934 (1971). なお、ブレナンおよびダグラスの記録によれば、マーシャル、ホワイト、スチュアート、ハーラン、ブラック、バーガーの6名の裁判官が権利上訴を受理することに賛成する投票を行い、ブラックマン、ブレナン、ダグラスの3名の裁判官が第1巡回区の判決を単に維持する投票をしたとされる。See Garrow, *supra* note 28, at 847-48 n. 20. その後の意見の分布に鑑みると、ここでの各裁判官の投票行動は、いささか謎めいているというほかない。なお、注184も、参照。See also Philip B. Kurland, 1971 Term: The Year of the Stewart-White Court, 1972 Sup. Ct. Rev. 181, 247.

184 なお、この間の、上訴趣意書の提出やベアード側の弁護人の交代の経緯、見事なものでは決してなく、また、被上訴人側の弁護人による「未出生の子」への言及を除いて、来るべき中絶事件とのいかなる明白な結びつきも明らかにされなかったと評される口頭弁論の内容、11月19日の裁判官会議の様子とその後の最高裁内部の動向 (裁判官会議では、原審の判断を何とかして維持する、ダグラス、ブレナン、スチュアート、マーシャル、ブラックマンの少なくとも5票のはっきりとした多数派が存在していたことは明らかだったものの、本件についてどうするかを明確に決定することなく、裁判官たちは他の事件に移ったこと、この状況についてブレナンがダグラスとバーガーと話し合った後、11月23日になって

見¹⁸⁵は、「婚前交渉を抑止し、また、潜在的に有害な物品の配布を規制するという目的は、[当該]条項の立法目的であると合理的にみなすことはできない¹⁸⁶」とし、また、「当該制定法は、避妊具それ自体の禁止としてみるときには、修正14条の平等保護条項の下で、未婚者の権利を侵害する¹⁸⁷」と述べ、「同様の状況にある既婚者と未婚者に異なった取扱いを与えることによって、[当該条項]は、平等保護条項に違反する¹⁸⁸」と結論づけた。

ところで、ブレナンは、このように平等保護条項の下で本件事案を処理し、当該州法を違憲と判示したが、その過程で、来るべき妊娠中絶をめぐる判決のための布石となりうる、重要な傍論を極めて巧みに挿入した。即ち、ブレナンは、本件において我々が決定すべき問題は、「[当該規定の下で]既婚者と未婚者に与えられる異なった取扱いを合理的に説明する、区別の何らかの根拠が存在するかどうか¹⁸⁹」であるとし、「いかなるそのような根拠も存在しない¹⁹⁰」と結論づけるが、その際に、当該規定の立法目的を検討し、結婚前の性交の抑止および保健対策を同法の立法目的として合理的にみなすことはできないとして、これらの2つの根拠に基づいて同法を正当化することはできないとした後、第三に、「当該制定法は、ただ避妊具の禁止としてだけで支持されうるか¹⁹¹」と問う。そして、「我々は、その重要な問題を本件において解決する必要はないし、そうすることもしない。なぜならば、避妊具にアクセスする個人の権利が何であれ、その権利は、未婚者と既婚者にとって等しく、同じものでなければならないからである¹⁹²」と述べた上で、「もし Griswold の下で既婚者に対する避妊具の配布を禁止することができないのであれば、未婚者

初めて、形式的な判決維持の根拠となるいくつかの異なった理論的根拠を単に認めるだけの比較的短い、裁判所による意見を準備するために、ダグラスがブレナンに本件を割当てることに全員が同意したこと、バーガーの態度は、「どのように書かれるかによっては、原判決を維持することもできる」というものであったこと、Roe および Doe の口頭弁論と同日の12月13日に、ブレナンの第一草稿が回覧され、マーシャルと、次いで、スチュアートだけがこれに同調したこと、その何日か後に、バーガーが、結局は反対意見を提出するか、ホワイトの反対意見に同調すると述べるメモを配布したこと、ブレナンの意見は、ダグラスの支持を最終的に取り付け、その結果、多数意見となったこと、2月の初めに、ホワイトがブレナンの結論に同調する意見を回覧し、その3週間後、ブラックマンがこれに同調したこと、3月の第2週目に、バーガーが反対意見の草稿を回覧したものの、さらにその執筆の遅れが判決の公表を遅らせたこと等)については、*see* Garrow, *supra* note 28, at 517-20, 541.

185 本件は、新任のパウエルおよびレーンクイストが合議にも判決にも加わっていないため、7名の裁判官により判決が下された。なお、ダグラス同意意見 (*see* Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 455-60 (Douglas, J., concurring)) があるほか、ブラックマンが同調したホワイト結果同意意見 (*see id.* at 460-65 (White, J., concurring in result)), バーガー反対意見 (*see id.* at 465-72 (Burger, C.J., dissenting)) がある。

186 Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 443.

187 *Id.*

188 *Id.* at 454-55.

189 *Id.* at 447. なお、この本文の後には、以下の脚注7がつけられている。即ち、「もちろん、当該マサチューセッツ州法が Griswold の下での基本的自由を侵害すると我々が結論づけるのであれば、当該州法の分類は、ただ単に、有効な公共の目的と合理的に関連しているだけでなく、やむにやまれぬ州の利益の達成にとって必要でなければならないであろう。……しかし、Reed v. Reed, 404 U.S. 71 (1971) におけるのと同様、我々は、当該制定法の有効性をそのテストの下で述べる必要はない。なぜならば、当該法律は、平等保護の、より寛大な基準さえ満たさないからである」。 *Id.* at 447 n. 7 (citations omitted).

190 *Id.* at 447.

191 *Id.* at 452.

192 *Id.* at 453.

への配布の禁止も同様に許されないであろう。なるほど、Griswold では、問題のプライバシーの権利は、結婚関係に付随していた。しかしながら、夫婦は、夫婦に特有の精神と感情を持った独立した存在なのではなく、それぞれ別々の知性と感情の性質を持った二人の個人の結合なのである¹⁹³」と論じ、さらに、続けて、「プライバシーの権利が何かを意味するのであれば、それは、子を産みまたはもうけるかどうかの決定のような、個人に基本的な影響を及ぼす事項に対する不当な政府の侵入から免れる、既婚であろうと独身であろうと、個人の権利である¹⁹⁴」と宣言する。ここに、ブレンンは、平等保護条項の分析枠組の中で、問題となりうる基本的権利についての議論を自覚的に回避し、分類の合理性の問題として当該規定の合憲性を検討し、当該規定による既婚者と未婚者との異なった取扱いが不快な差別となりうるかどうかを論じながらも、Griswold で問題となったプライバシーの権利に言及することによって、いつの間にか、当該分類で問題となっている権利利益の性質についての議論をもぐり込ませ、しかも、Griswold で承認された合衆国憲法に根拠づけられたプライバシーの権利について、Griswold が明らかに依拠していた夫婦のプライバシーという文脈を超えて、個人を主体とした、少なくとも、生殖に関わる自律権を含むまでにその内容を拡張することに成功したのである¹⁹⁵。こうして、Eisenstadt v. Baird 判決は、反中絶法に対する憲法上の異議申立てに憲法上のプライバシーの権利という強力な理論的根拠を提供することによって妊娠中絶判決への道を切り開くことになっただけでなく、実際にも、1971年12月13日の口頭弁論で Roe および Doe の審理に関与した7名の裁判官のうちの4名がこの著しく期待のできる一文を含むブレンン意見の下に結集したことは、Roe および Doe の結末について訴訟当事者を含む関係者をより楽観的にさせ、判決が下されるであろう6月末を期待して待

193 *Id.*

194 *Id.* (emphasis in original). そして、続けて、「Stanley v. Georgia, 394 U.S. 557 (1969) を参照せよ。また、Skinner v. Oklahoma ex rel. Williamson, 316 U.S. 535 (1942) ; Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11 (1905) も、参照せよ」と記す。*Id.* (footnote omitted). なお、この一文は、Roe および Doe の口頭弁論の日に配布されたまさにその第一草稿とともに始まるブレンンの意見の中に既に見られていたが、他の裁判官たちからの一つのやり取りも引き起こさなかった。しかし、この文が単にマサチューセッツ州の反避妊法よりもさらに大きいものに語りかけていると解釈でき、そう解釈されるであろうことは、ロー・クラークたちの間では、完全に知られていた。See Garrow, *supra* note 28, at 542. See also *id.* at 858 n. 64 (「ブレンン意見の準備または組み立てを反映または記録する、12月13日の最初の活字に組み上がった回覧に先立って書かれた資料は、ブレンン裁判官のファイルのどれにも見られない」).

195 もちろん、この点に関しては、学説からの厳しい批判も存在するが、ここでは、それらの詳細については立ち入らない。See, e.g., Graham Hughes, *The Conscience of the Courts: Law and Morals in American Life* 55 (1975) ; Richard A. Posner, *The Uncertain Protection of Privacy by the Supreme Court*, 1979 Sup. Ct. Rev. 173, 198 ; John T. Noonan, Jr., *A Private Choice* 21 (1979) ; Michael J. Sandel, *Moral Argument and Liberal Toleration: Abortion and Homosexuality*, 77 Calif. L. Rev. 521, 527-28 (1989) ; William Van Alstyne, *Closing the Circle of Constitutional Review from Griswold v. Connecticut to Roe v. Wade: An Outline of a Decision Merely Overruling Roe*, 1989 Duke L. J. 1677, 1678 n. 5 ; Mary Ann Glendon, *Rights Talk: The Impoverishment of Political Discourse* 57 (1991) ; Peter S. Wenz, *Abortion Rights as Religious Freedom* 28-30 (1992). なお、Griswold 判決および憲法上のプライバシーの権利の確立過程については、小竹聡「アメリカ合衆国における憲法上のプライバシーの権利について(1)」早大大学院法研論集 58号 77頁 (1991)、小竹聡「アメリカ合衆国における憲法上のプライバシーの権利について(2)」早大大学院法研論集 62号 103頁 (1992)、参照。

たせることとなった¹⁹⁶。

次いで、1972年4月には、コネティカット州の反中絶法の合憲性を争う訴訟の差戻し審において、合衆国地方裁判所の三名合議法廷による違憲判決が下され、反中絶法の合憲性をめぐる司法判断にさらなる進展が見られた。4月18日に下された判決は、2対1の多数で、母体または胎児の生命を維持するために必要な場合を除き、すべての中絶、中絶未遂および中絶をもたらすことの幫助、助言ならびに奨励を禁止する法律を、同州における女の一般市民の個人のプライバシーと自由 (the personal privacy and liberty of its female citizenry) を不当に侵害し、それ故、修正9条および修正14条のデュー・プロセス条項に違反し、違憲であると判示した¹⁹⁷。判決は、その際、「子を身ごもり、もうける決定は、女性に対して、尋常ならざる波及効果 (extraordinary ramifications) を持つ」ことを認め、続けて、「妊娠は、重大な身体的変化を伴う。出産は、生命と健康に何らかの危険をもたらす。子をもうけ、育てることは、難しい心理的、社会的適応を必要とする。仕事を持つ母親または学生の母親は、就労または教育の機会をしばしば減らし、または終わらせなければならない。望まない子を持つ母親は、そのことが本人やその家族の財源や感情的な力に過大な負担をかけるということに気づくかもしれない。未婚の母親は、非嫡出子を持つという汚名を被るであろう。こうして、子をもうけるか否かを決定することは、女性にとって根本的な重要性がある¹⁹⁸」と述べる。そして、これらの州法が現在の形で制定された1860年当時とは異なり、「社会における女性の变化した役割および女性に対する变化した態度は、女性が自分自身の人生を十分に律することができ、自己の基本的な関心事に影響を及ぼす事柄について適切な決定権者であるという社会全体の判断を反映している¹⁹⁹」と主張するとともに、中絶問題は関係する個人の良心に委ねられるべきだとする人口増加とアメリカの将来に関するロックフェラー委員会の勧告に言及し、また、Eisenstadt v. Baird 判決の「プライバシーの権利」の一文を引用する²⁰⁰。さらに、判決は、人口増加は制限されなければならない、これらの産児増加提唱者の (pronatalist) 法律に対する州の利益は制限されると述べる²⁰¹ とともに、妊娠が強姦や近親相姦の結果生じた場合や胎児が精神的、身体的障害を持って生まれてくる可能性がある場合に治療的中絶を当該州が拒否することは、ポリス・パワーの行き過ぎ (an overreaching of the police power) であると述べて²⁰²、何であれ、「当該州の利益は、受胎の後に子をもうけるかどうかについての決定を女性から奪うには不十分であり、適切な決定権者として、女性は自由に選択できなければならない²⁰³」と結論づける。こうして、判決は、「女性には、受胎後適切な期間内に (within

196 See Garrow, *supra* note 28, at 543, 544.

197 See Abele v. Markle, 342 F. Supp. 800, 801 (D. Conn. 1972).

198 *Id.* at 801-02 (footnote omitted).

199 *Id.* at 802.

200 See *id.* (quoting Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438, 453 (1972)).

201 See *id.* at 803-04.

202 See *id.* at 804.

203 *Id.*

an appropriate period after conception), 子をもうけることを欲するか否かを決定する権限が与えられるべきだというのがデュー・プロセスの不可欠の要件だ²⁰⁴」と宣言するとともに、「もちろん、当該州に、中絶処置を取り巻く合理的な健康と安全の規制を公布することを禁止するものは何もない²⁰⁵」と付言し、最後に、当該州が我々の命令に従わないと信じる理由はないから、宣言的救済だけが認められると判示する²⁰⁶。

この意見には、これらの州法を違憲と宣言する結論には同意しながらも、「その結論に達する私の理由づけは、幾分、狭い範囲にしか及ばない²⁰⁷」と述べるとともに、違憲判断に加えて、差止命令による救済をも認める結果同意意見がある。結果同意意見は、1860年の州議会が促進しようとしていたと当該州が示唆する、母体の健康を保護すること、母体の道徳を保護すること、未出生の子の生命を保護することという3つの州の利益を検討し、第一に、今日では、母体の生命は、出産によるよりも中絶による方が危険にさらされることが少ない以上、母体の健康を保護することは、付随している州の利益をもたらさないであろうこと、第二に、*Griswold と Eisenstadt v. Baird* の合衆国最高裁判所は、母体の道徳を保護することによって家族とセックスの事項における女性のプライバシーの権利 (a woman's right to privacy in matters of family and sex) の侵害を正当化することはできないと判断していること、第三に、母体の憲法上保護された権利との比較衡量を許すほど未出生の子の生命を保護するという目的が州議会の目的であったということは、最低でも、十分な確実性を持つては証明されていないことを指摘して²⁰⁸、「1860年の州議会が推進しようとしていた利益だけでは、今日、原告の憲法上保護された権利の侵害を正当化するのに十分ではない²⁰⁹」と結論づける。他方、反対意見は、多数意見を州議会の領域への連邦司法部による不当な侵害であるとしてこれを非難し²¹⁰、同州の反中絶法の目的は、胎児の生命を保護することにあつたのであり、これらの州法は、胎児の生命をやむにやまれぬ利益として確かに保護し、それ故、それらは、それ自体として、州の権限の憲法上有効で、適切な行使であると主張する²¹¹。

本判決は、合衆国地方裁判所の三名合議法廷が19世紀型反中絶法および改正中絶法の規定を違憲と判断した7件目の判決となつたが、ラムバード裁判官による法廷意見が「中絶をするという決定の基本的性格および関係する女性にとってのその重要性には疑問の余地がない²¹²」と断じ

204 *Id.*

205 *Id.*

206 *See id.* at 804-05.

207 *Id.* at 805 (Newman, J., concurring in the result).

208 *See id.* at 805-10 (Newman, J., concurring in the result).

209 *Id.* at 810 (Newman, J., concurring in the result).

210 *See id.* at 812 (Clarie, J., dissenting).

211 *See id.* at 814 (Clarie, J., dissenting) (citing *Corkey v. Edwards*, 322 F. Supp. 1248, 1254 (W.D. N.C. 1971); *Steinberg v. Brown*, 321 F. Supp. 741 (N.D. Ohio 1970); *Rosen v. Louisiana State Board of Medical Examiners*, 318 F. Supp. 1217 (E.D. La. 1970)).

212 *Id.* at 804.

る上で、女性の視点に立って妊娠、出産がもたらす様々な副次的影響について触れ、子をもうけるか否かの決定が持つ女性にとっての重要性を正面から取り上げて論じたことに対しては、原告側の訴訟代理人の一人であったナンシー・スターンズも指摘するように、後に、合衆国最高裁の Roe 判決において、ブラックマン法廷意見が展開した、望まない妊娠が女性に対して及ぼす肉体的、精神的害悪、婚姻外の妊娠という汚名、そして、望まない子を産むことと関連した諸問題についての描写²¹³ がそこで用いられた文言と「際立ってよく似ている²¹⁴」点で、Roe 判決の刑事中絶法の害悪についての説明にひな型を提供したように思われる²¹⁵ だけでなく、同じく原告側の訴訟代理人の一人であったキャサリン・ローラバックも述べているように、本意見は、総じて、「法理論やら何やらに関与した他の人たちが本当にこれまで全くしなかったやり方で、女性と、何が本当にこの問題に関わっているのかについて語った、過去に書かれた、最も素晴らしい判決の一つ²¹⁶」であり、「女性たち对コネティカット州」として知られていた本件訴訟の期待にまさしく応えるものであったと評することができよう。また、法廷意見が中絶法の自由化をもたらした立法や司法の動きの背景には人口増加に対する懸念があったと示唆している²¹⁷ 点には正確性に欠けるところがあるように思われるものの、同じく法廷意見が、1860 年以降、我々の社会における女性の地位が劇的に変化し、また、女性の役割が変化するにつれて、社会全体の態度も変化していることを指摘し、修正 19 条や労働人口における女性の割合、近年制定された平等な権利に関する法律や係属中の性差別禁止修正案について言及している²¹⁸ ことについては、Roe 判決のブラックマン法廷意見には見られない、女性の地位と役割についての新しい理解と関連づけて、妊娠を中絶するかどうかについての女性の決定に憲法上の保障が与えられるべきことを論じたものとして、高い評価が与えられている²¹⁹。

本判決の結果、運動の支持者にとっては、来るべき合衆国最高裁判所の Roe および Doe 判決に向けて、さらなる弾みが与えられたが、他方、コネティカット州内のカトリック勢力は、判決

213 See *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113, 153 (1973) (「当該州が[女性の、自己の妊娠を終了させるか否かの]選択を完全に否定することによって妊婦に押しつける損害は、明白である。妊娠初期においてさえ医学的に診断可能な、特定の、直接的害悪が問題となることがある。母であること、または、子が増えることは、女性に苦悩に満ちた生活と将来を強いるかもしれない。心理的害悪は、切迫しているかもしれない。精神的、肉体的健康は、子の世話によって重荷を課せられることがある。望まない子と関連したすべての関係者にとっての苦悩も存在するし、また、子の面倒を、心理的に、または別の理由で、もはや見ることができない家族に子をもたらすという問題がある。その他にも、本件におけるのと同様、未婚の母であることという困難さの追加と汚名の継続が問題となるだろう。これらのすべては、女性と彼女の責任ある医師が必ずや協議して考慮に入れる要素である。」)。

214 Nancy Stearns, *Roe v. Wade: Our Struggle Continues*, 4 Berkeley Women's L. J. 1, 5 (1988-89).

215 See Reva B. Siegel, *Roe's Roots: The Women's Rights Claims That Engendered Roe*, 90 B. U. L. Rev. 1875, 1895 (2010).

216 Kesselman, *supra* note 110, at 55 (quoting Catherine Roraback, interview by author, January 20, 1992).

217 See *Abele v. Markle*, 342 F. Supp. at 803 (footnotes omitted).

218 See *id.* at 802.

219 See Siegel, *supra* note 215, at 1897-99.

に激しく反発し、上訴するよう州に求めるとともに、カトリック病院での中絶の実施を拒否することを表明した²²⁰。州側は、直ちに上訴し、あわせて、上訴の継続中に当該制定法が効力を持ち続けるよう宣言的判決の停止命令を求めたが、1972年5月14日に、合衆国最高裁のマーシャル裁判官がこの請求を拒けたため、当該制定法は、同州法律集から除かれた²²¹。このマーシャルの拒否は、とりわけ Eisenstadt v. Baird 判決の後でもあり、また、1971年2月10日に、同じくマーシャルが合衆国地裁によるイリノイ州法に対する差止命令を停止していたこととの対比から、シリル・ミーンスのように、一部では、コネティカット州の反中絶法と非常によく似たテキサス州法を無効にした Roe の地裁判決を合衆国最高裁がまさに維持しようとしている明らかな証拠だと解釈された²²²。マーシャルの拒否の翌日、ローマ・カトリックの知事、トーマス・J・メスキル (Thomas J. Meskill) は、新たな反中絶法を迅速に制定することができるよう州議会を特別に招集し、州議会も、できるだけ厳しい法律の制定を望んだ知事の意向を受けて、先の地裁判決で違憲とされた1860年法と極めて類似した、母体の身体的生命を救うのに必要な場合を除いて、すべての中絶を禁止する法案を可決した。1972年5月23日、この新しい州法は、メスキル知事の即時の署名により成立した²²³が、これを受けて、原告たちは、先の訴訟において、新法の執行の差止めを求める申立てを行ったところ、1972年5月31日、この新しい州法に対する憲法上の異議申立てを審理するために、先の事件を審理したのと同じ3名の裁判官からなる合衆国地裁の三名合議法廷が設置され、この新たな三名合議法廷によって、この憲法上の争いは、新たな、別の事件として審理されることとなった²²⁴。

続いて、1972年5月19日には、「女性の生命を維持するために必要である場合を除いて」すべての中絶を禁止するケンタッキー州法の合憲性を争う訴訟の差戻し審において、合衆国地方裁判所三名合議法廷による全員一致の合憲判決が下された²²⁵。判決自体の説明によれば、本件は、おそらく1972年の初めには判決が出されていたはずのものであるところ、合議法廷を構成する1名の控訴裁判所裁判官が死亡したため、この時期まで判決がずれ込んだものである²²⁶。判

220 See Kesselman, *supra* note 110, at 56.

221 See *id.*; Lader, *supra* note 123, at 192.

222 See Garrow, *supra* note 28, at 545.

223 See Kesselman, *supra* note 110, at 56-58; Garrow, *supra* note 28, at 544-45; Lader, *supra* note 123, at 193-94. なお、同法案の審議の過程で、メスキル知事は、強姦または近親相姦の場合にも中絶を認める上院の修正案は、女性が強姦されたとか、近親相姦だったと主張することを認めるに過ぎず、結局、要求に基づく中絶に等しいものとなると主張して、そのようなあまりにもリベラルな法案には拒否権を発動することを宣言した。その翌日、上院は、当初の法案を承認した。See Garrow, *supra*, at 544-45.

224 See Abele v. Markle, 351 F. Supp. 224, 226 (D. Conn. 1972). なお、原告たちは、新法の可決を強力に推進する役割を果たしたのに、なぜメスキル知事は裁判所を侮辱しているとすべきではないのかの正当な理由を示すよう知事に求める命令の発給も申し立てたが、三名合議法廷は、そのような命令の要求は不真面目 (frivolous) であるとして、全員一致で、これを拒けた。See *id.* at 226 n. 2. この間の原告団の動きについては、see Kesselman, *supra* note 110, at 59-60.

225 See Crossen v. Attorney General of the Commonwealth of Kentucky, 344 F. Supp. 587 (E.D. Ky. 1972).

226 See *id.* at 589.

決は、まず、「女性の生命を維持するために必要」という文言は、中絶の実施を合法化するために女性が死亡する確率がどの程度でなければならないのかについて述べていないから、違憲なほど漠然不明確であるとする原告の主張について、この文言は、女性の妊娠の継続が本人の死をもたらすことが相当に確実である (reasonably certain) 場合を除いて、中絶が利用できないということの意味し、また、意味するものと一般的に理解されるから、ことによると技術的には不正確であるとしても、違憲なほど漠然不明確ではないとする²²⁷。次いで、判決は、当該制定法は、プライバシーにおいて、胎動初覚のない胎児 (an unquickened fetus) を中絶するかどうかを決定する女性の憲法上の権利を女性に否定するものであり、修正9条は、プライバシーに対する基本的権利がその一つであるところの個人の権利を保障していると主張し、Griswold 判決を援用して、もし女性が避妊を防止する権利を持つのであれば、避妊が失敗した場合に妊娠の効果を失わせる、同時に存在する権利を女性を持つに違いないとする原告の主張について検討し、確かに、結婚、家族およびセックスの一定の事項におけるプライバシーの権利 (a right to privacy in certain matters of marriage, family and sex) が存在し、合衆国憲法は、その神聖さを保障しているとしながらも、当該州は、現在の中絶法の存在に対するやむにやまれぬ理由と利益を有しており、潜在的な人間生命の維持に対する当該州の利益は、女性または家族が主張しうるいかなるプライバシーの権利にも勝り、取って代わると判示して、この立法における当該州のやむにやまれぬ利益は、潜在的にせよ、そうでないにせよ、人間生命の神聖さに対する普遍的な信念によって適切に証明されていると述べる²²⁸。さらに、判決は、当該制定法は、国教の違憲な樹立となっているとする原告の主張を一蹴し²²⁹、中絶法は、現実問題として、合法的な中絶手術を受けることを貧困な女性だけに妨げるものであるから、修正14条の平等保護条項に違反しているとする原告の主張についても、中絶を受けるかどうかを私的に決定する憲法上の権利を女性が持ちうるという事実は、州に中絶を行うことを要求する憲法上の権利を女性を持つことを意味しないとして、これを斥ける²³⁰。また、当該制定法は、デュー・プロセスによることなく、自己の健康を保護する女性の権利を否定しているとの主張については、潜在的な人間生命に対する州の利益は、当該制定法を正当化すると述べて、この主張を斥ける²³¹。最後に、判決は、適切に制定された法律の合憲性を支持する推定が存在するというのが司法部の公理 (an axiom of the judiciary) であり、裁判所は、その権限の範囲内で行動したと推定されなければならない立法部を尊重して、法律の合衆国憲法違反が明白で、全面的、かつ疑問の余地がない限りは、法律を違憲とはしないとの自らの司法哲学を開陳し²³²、たとえ当該州法が合衆国憲法に違反することがあるとしても、

227 See *id.* at 590.

228 See *id.* at 590-91.

229 See *id.* at 592.

230 See *id.*

231 See *id.* at 592-93.

232 See *id.* at 593.

その違憲性が明白で、全面的、かつ疑問の余地がないことはなく、また、同法の合憲性と合憲性の推定は、同法が過去半世紀以上にわたって争われずに存在し、適用されてきたことによって支えられており、さらに、この終わったばかりの州議会の会期において、より厳格でないいくつかの中絶法案が提出、審議されたものの、いずれも採択されることはなかったこと、信用できる世論調査は、大多数の州民が厳格な中絶法に賛成し、現行法を支持していることを示していることを挙げて、当該制定法が古風で、どうしようもなく時代遅れであると主張し、立法改革の欠如が州民の意思を反映していないとほめかすことは、不適切であろうと付け加える²³³。

本判決は、1970年の *Rosen, Rogers, Steinberg*, 1971年の *Corkey, Doe v. Rampton* に次いで、合衆国地方裁判所の三名合議法廷により州の中絶禁止法が合憲とされた6件目の判決である。本判決は、例えば、「妊婦の利益をより適切に承認するために、当該制定法は修正することができるし、そうすべきであるように我々には思えるが、緩和および修正の問題は、政府の立法部門に任せられなければならない主題 (subjective matters) である²³⁴」との判示に見られるように、全体として、原告の主張に一定の理解を示しながらも、結局は、司法の自己抑制の必要性を説き、立法部の判断に対する司法部の敬讓を強調しているところにその特徴が見られる。もっとも、判決は、「州中絶法の合憲性を考察しなければならなかった連邦裁判所の間にはかなりの意見の相違が存在していることは、おそらくは言及することが重要である²³⁵」とも述べ、また、これらの州法を慎重に審理した3名の裁判官からなる合議体は、いかなる程度においても意見が画一的になることはなかったと記しており²³⁶、ここには、連邦地方裁判所における意見の不一致という事実を突きつけることによって、*Roe* および *Doe* 判決のまさに前夜にあつて、合衆国最高裁判所によるこの問題の最終的な解決に寄せる下級審裁判所裁判官の期待感の表明を見て取ることもできよう。

ところで、この時期には、ニュー・ヨーク州における1970年法の改正問題が再び高揚し、ニュー・ヨーク大司教区のテレンス・クック枢機卿 (Terence Cardinal Cooke) によって「生命に対する権利の日曜日 (Right to Life Sunday)」と宣言された1972年4月16日には、1万人を超える中絶反対派のデモ行進がニュー・ヨーク市の5番街で見られた²³⁷。当初、中絶支持派の諸団体は、州議会に提出された、1970年法を改正して旧法を復活させ、母体の生命が危険にさらされている場合にのみ中絶を認める法案に対して、ロックフェラー知事が拒否権を行使するものと楽観視

233 *See id.*

234 *Id.* at 591.

235 *Id.* at 593.

236 *See id.* (citing *Steinberg v. Brown*, 321 F. Supp. 741 (N.D. Ohio 1970); *Rosen v. Louisiana State Board of Medical Examiners*, 318 F. Supp. 1217 (E.D. La. 1970); *Corkey v. Edwards*, 322 F. Supp. 1248 (W.D. N.C. 1971); *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217 (N.D. Tex. 1970); *Babbitz v. McCann*, 310 F. Supp. 293 (E.D. Wis. 1970); *Doe v. Scott*, 321 F. Supp. 1385 (N.D. Ill. 1971); *Doe v. Bolton*, 319 F. Supp. 1048 (N.D. Ga. 1970); *Young Women's Christian Association of Princeton, N. J. v. Kugler*, 342 F. Supp. 1048 (D. N.J. 1972)).

237 *See Lader, supra* note 123, at 196-98.

していたが、4月25日に、突如、ロックフェラー知事は、中絶が認められる上限を24週から16週に引き下げることが提案する妥協案を提示した。しかしながら、この提案には、真空吸引法は12週を過ぎると危険になるため、多くの医師が12週から16週の間の中絶を、塩水吸入法を用いることができる時期まで延期し、それ故、妊娠16週という上限は、実際には、12週を意味することになるという問題点があるものと考えられた。その結果、この妥協案が実現すれば、10週または12週になるまで自分が妊娠していることをしばしば確かめられない、貧困で、教育を受けていない女性たちを中心に、少なくとも年間4万人の州内の女性たちを闇堕胎へと向かわせることになり、また、19週または20週になるまでは胎児障害の検査が完了しないため、胎児障害を理由とする中絶が締め出されることになるものと見込まれた²³⁸。こうした中、5月5日に、ニクソン大統領が、自らが設立した「人口増加とアメリカの将来委員会」の、2か月前に出されたばかりの最終報告書を公然と非難する声明を発表し、とりわけ、委員会の2つの主要な勧告である、はるかに自由化された中絶法をすべての州において要求する勧告、および避妊具その他の家族計画サービスがティーンエイジャーに広く利用できるようにすべきであると示唆する勧告の受け入れを拒否することを明らかにした²³⁹。また、同じ日、ニクソン大統領は、ニュー・ヨーク州の1970年法の廃止をめぐる、ロックフェラー知事と対立していたクック枢機卿に、「私としては、個人的に、あなたが深く信じ、雄弁に表明する信念に賛同したいと思う」と述べる私信を送ったが、翌日、この手紙が大司教区によって公表されてしまい、その結果、大統領が地方の問題に不適切に介入したとの多くの批判を招いたため、大統領府は、スタッフの不注意の故に私信が公開されてしまったとする釈明会見を行うことを強いられた²⁴⁰。もともと、この出来事は、実際には、中絶問題をめぐる政権内での意見の不一致から生じたものだった²⁴¹。医学上の議論によって明らかにぐらついたロックフェラー知事は、5月6日に、16週の上限を設ける法案の支持を撤回し、その代わりに、18週の上限を設ける法案を支持することを宣言した²⁴²が、その後、州議会では、下院、続いて、上院で、1970年法を廃止する法案が可決された。しかし、5月13日、ロックフェラー知事は、この法案に対して拒否権を行使し、1970年法は、最終段階で、その廃止を免れ

238 See *id.* at 200.

239 See Kevin J. McMahon, *Nixon's Court: His Challenge to Judicial Liberalism and Its Political Consequences* 173-74 (2011).

240 See *id.* at 174-75; Lader, *supra* note 123, at 202-03.

241 See McMahon, *supra* note 239, at 175. なお、同書によれば、ニクソン大統領は、その在職中、中絶をめぐる争点にはほとんど関心を示さず、また、その争点について、決して公然と語ることはなかったが、陸軍病院における中絶の利用を全国的に自由化する1年に満たない政策を変更し、中絶の実施の可否を、当該基地が存在する州法と一致するよう求めた1971年4月3日の命令の際に出した声明、および、上記1972年5月5日の声明と手紙という3つの機会に、中絶問題に関してニクソンが公的に立場を示したのは、それぞれの政治的文脈の中で、カトリックの有権者に訴えようと試みてそうしたのであり、それらは、ニクソンが中絶の争点を取り扱った際の、目標を定め、選挙に役立てるやり方を示すものであると言う。See *id.* at 172-79.

242 See Lader, *supra* note 123, at 203.

た²⁴³。世論調査によれば、州民の60パーセント以上が1970年法を支持していたにもかかわらず、1970年法の廃止の寸前まで追い込まれてしまった原因を、中絶の支持者たちは、油断に起因する運動の無関心に求めた²⁴⁴が、ロックフェラー知事は、ニクソン大統領が再選された暁には、政権入りないしは連邦の要職に就くことが噂されており、そうなれば、1970年法の廃止問題が州議会において再び浮上することがほとんど確実な1973年の春には、ロックフェラーは、もはや州知事の座にはなく、また、自動的に知事に昇格することになる現副知事は、中絶反対派として知られていたため、中絶の支持派にとって、この勝利は、一時しのぎのものでしかなかった²⁴⁵。なお、この時期には、ペンシルベニア州議会下院においても、母体の生命の例外規定しか含まない法案が大差で可決され、マサチューセッツ州議会下院では、受胎の瞬間に始まる全ての胎児に、子の完全な法的権利を付与する法案が同様に圧倒的大差で可決された²⁴⁶。もっとも、活動家の中には、11月のミシガンでの州民投票に期待する者もいたほか、ほとんどの関心のある者は、6月の末までには、合衆国最高裁判所がおそらくその問題を完全に解決するだろうと、引き続き、予想していた²⁴⁷。しかしながら、1972年6月26日、合衆国最高裁判所は、RoeおよびDoeを翌開廷期に持ち越し、同年秋にも、再び口頭弁論を開くことを正式に発表した²⁴⁸。

5 1972年冬まで

1972年の夏には、いくつかの判決が連邦および州裁判所において下され、6月22日には、合衆国地方裁判所において、メリーランド州法違反により収監中のヴィッチ医師の1969年の有罪判決が破棄されるとともに、同州改正中絶法による病院要件が違憲と判示され²⁴⁹、7月7日には、バーン訴訟に関わって、ニュー・ヨーク州最高上訴裁判所 (Court of Appeals) において、5対2の多数で、原審判決が維持され、合衆国憲法は、未出生者に法的人格を付与することも求めないとも判示された²⁵⁰。また、8月23日には、ミシガン州の中間上訴裁判所である控訴裁判所 (Court of Appeals) が、母体の生命を維持するために必要な場合を除いて中絶を禁止するミシガン州法に違反したとして有罪の評決を下された免許を受けた医師が同法の合憲性を争った事

243 See *id.* at 204-06.

244 See Garrow, *supra* note 28, at 546-47; Lader, *supra* note 123, at 207.

245 See Lader, *supra* note 123, at 207.

246 See Garrow, *supra* note 28, at 547.

247 See *id.*

248 See *id.* at 556.

249 See *id.* at 561. この *Vuitch v. Hardy* は、判例集には掲載されていない。

250 See *Byrn v. New York City Health & Hospitals Corp.*, 335 N.Y. S. 2d 390, 395, 286 N.E. 2d 887, 890 (N.Y. 1972). なお、この判決には、4名の裁判官の同調する1名の裁判官の同意意見 (see *Byrn*, 286 N.E. 2d, at 890-91 (Jasen, J., concurring)) があるほか、各々に同調する2名の裁判官による反対意見 (see *id.* at 891-96 (Burke, J., dissenting); *id.* at 896-97 (Scileppi, J., dissenting)) があり、そのうちの一つの反対意見では、中絶を批判し、ヒトラー、ジェノサイド、ナチスという語が何度も使われている。See *id.* at 891-96 (Burke, J., dissenting).

件において、免許を受けた医師は、病院または適切な診療環境において、妊娠の第一 trimester 期にある女性に対して行われる人口流産の故に訴追されることはないと言っていると述べるとともに、すべての中絶に関する訴追において、中絶の必要性についての立証責任は、訴追側にあると判示した²⁵¹。さらに、8月24日には、合衆国地方裁判所の三名合議法廷が、1971年4月8日にニュー・ヨーク州当局から出され、1972年2月10日に州の最上級裁判所で支持された、「医学的に必要でない選択的中絶」をメディケイドの適用範囲から除外する決定について、当該決定は、貧困な女性に法の平等な保護を否定するものであると判示して、その効力を否定した²⁵²。他方、7月24日には、中絶を行ったとして有罪と認定された被告人からの上訴において、インディアナ州最高裁判所が、4対1の多数で、女性の生命を維持するために必要な場合を除いて中絶を禁止する州法について、少なくとも受胎の瞬間からの生きている存在 (a living being) と潜在的な人間生命であるものに対する州の利益は、有効かつやむにやまれぬものであると判示し、同法の合憲性を是認した²⁵³。

また、この時期には、「生命に対する権利」を支持する勢力が急速に政治的影響力を拡大しているとする多くの報道が見られ、新しく民主党の大統領候補に選出されたジョージ・マクガヴァン上院議員が、中絶の争点に対していかなる立場を取ることも拒否したことは、そうした認識の正しさを最も明白に示すものであると受け止められた²⁵⁴。しかしながら、1972年6月に行われたギャラップ世論調査によれば、カトリック教徒の56パーセントを含む、64パーセントの者が中絶の決定は女性とその医師にのみ委ねられるべきだと回答し、同年1月の調査よりもその割合が7パーセントも上昇する結果となり、中絶反対派が急速に支持を得ているとの印象とは著しく矛盾しているように思われた²⁵⁵。

夏から秋に変わるにつれて、活動家の関心は、ミシガンでの住民投票によいよ向かい、全国中絶法廃止協会 (NARAL) の指導者たちは、同年春のニュー・ヨーク州での経験を持ち出し、無関心を戒め、活動に加わらず、合衆国最高裁判決が出るのを待とうとすることによって敗北に

251 See *People v. Nixon*, 201 N.W. 2d 635, 641, 642 (Mich. App. 1972). 但し、当該医師は、医療専門職の構成員に期待される注意の標準 (standard of care) に従っていなかったとして、原審の有罪が維持された。なお、1名の裁判官の一部同意、一部反対意見 (see *id.* at 643-46 (Burns, J., concurring in part and dissenting in part)) がある。

252 See *Klein v. Nassau County Medical Center*, 347 F. Supp. 496 (E.D. N.Y. 1972) (per curiam).

253 See *Cheaney v. State*, 259 Ind. 138, 147, 285 N.E. 2d 265, 270 (Ind. 1972). なお、本件につき、合衆国最高裁判所は、Roe および Doe 判決後の1973年3月19日に、当事者適格の欠如を理由として上訴人の裁量上訴を斥けた。ダグラスは、同じく裁量上訴を斥けるものの、上訴人は、中絶を実施したが故に有罪宣告を受けた者であるが、医師ではなく、Roe および Doe の両判決は、とりわけ、行われるのであれば、中絶は、適切に保護された医学的判断に基づくべきだと条件に限定されていたとの理由に基づいて、裁量上訴を斥けるとの意見を述べる。See *Cheaney v. Indiana*, 410 U.S. 991 (1973) (mem).

254 See Garrow, *supra* note 28, at 561.

255 See *id.* at 562; Richard Pomeroy and Lynn C. Landman, *American Public Opinion and Abortion in the Early Seventies*, in Howard J. Osofsky and Joy D. Osofsky, eds., *The Abortion Experience: Psychological and Medical Impact* 482, 483-84 (1973); but see Judith Blake, *Elective Abortion and Our Reluctant Citizenry: Research on Public Opinion in the United States*, in Osofsky and Osofsky, *supra*, at 447, 456-59.

終わることを警告し、また、州内の活動家も、最高裁の判決が下される少なくとも1か月かそれ以上前にミシガンでの結果が出ることはほとんど確実であるから、ミシガンでの勝利は、全国の運動にとって不可欠であると激しく檄を飛ばした。9月半ばの世論調査では、妊婦とその主治医に対して、妊娠の最初の20週の期間中にいつでも中絶の選択を認めるこの法案に対する賛否の割合が57パーセント対37パーセントであったが、10月初めには、その差が59パーセント対36パーセントに拡大した²⁵⁶。

1972年9月20日には、同年4月の合衆国地裁による違憲判決を受けて新たに制定されたコネティカット州法に対する2度目の違憲判決が、合衆国地方裁判所の同じ裁判官からなる三名合議法廷によって、2対1の多数で、下された²⁵⁷。この新たに制定されたコネティカット州法は、母体の身体的生命 (the physical life of the mother) を維持するために必要な場合を除いて中絶を禁止するとともに、「人間の生命を受胎の瞬間から保護し、維持することが州の公の政策であり、立法部の意図である」と新たに付け加えている。先の一度目の違憲判決で結果同意意見を述べたニューマン裁判官が今回は多数意見を執筆し、新法を違憲と判示するとともに、同法の執行を禁止する差止命令の発給を認めた²⁵⁸。多数意見は、まず、胎児の生命が保護されるべきだとする立法目的が掲げられたことによって、本件では、「セックスと家族生活の事項におけるプライバシーと個人の選択 (privacy and personal choice in matters of sex and family life) に対する女性の憲法上保護された権利をほとんど完全に縮小することにより、当該州は、そのような目的を促進する権限を有するかどうか」という憲法問題が提起されているとする²⁵⁹。そして、そのようなプライバシーに対する女性の憲法上の権利の存在は、合衆国最高裁によって表明されているとして、Eisenstadt v. Baird および Griswold 判決を引用し²⁶⁰、さらに言えば、Baird 判決は、本件のような事件の結果を予期していたのかもしれないと述べて、その一文を引合いに出す²⁶¹。次いで、多数意見は、胎児は、憲法上保護された生命に対する権利を持っている、修正14条の意味の範囲内にある人であるかどうかを問い、合衆国憲法の文言と歴史、および合衆国憲法を解釈している諸判決に基づいて、胎児は修正14条の意味の範囲内の人ではないと述べる²⁶² とともに、中絶をするかどうかを決定する女性の権利は、胎児の性格についての思考の画一性を女性に対して押し

256 See Garrow, *supra* note 28, at 563.

257 See Abele v. Markle, 351 F. Supp. 224 (D. Conn. 1972).

258 See *id.* at 232.

259 See *id.* at 226-27.

260 See *id.* at 227 (citing Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438 (1972) ; Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479 (1965)).

261 See *id.* (quoting Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 453) (「プライバシーの権利が何かを意味するのであれば、それは、子を産みまたはもうけるかどうかの決定のような、個人に基本的な影響を及ぼす事項に対する不当な政府の侵入から免れる、既婚であろうと独身であろうと、個人の権利である」 ([first] emphasis added)).

262 See *id.* at 228.

つける州法によって完全に縮小されることはないと結論づける²⁶³。これに対して、反対意見は、多数意見が、「子宮外で生存する能力を持つ胎児の生命を保護する州の利益は、より一般的に受け入れられていることが証明されうるし、それ故、母体外で生存可能でない胎児の中絶を防止する利益よりも憲法上の意味において重みを持ちうる²⁶⁴」と述べていることを捉えて、「国民の受容」の程度と質という法的変形 (legal metamorphosis) の曖昧な過程を通じて、胎児の発達のある一つの時点で、当該州は胎児の生命を憲法上保護しうることを認めておきながら、その時点よりも前に、当該州が、かなりの程度の世間一般と医学上の正当化事由をもって、人間の生命と同じくみなしているものを保護しえないと決定するのは、まさに司法部による立法部の特権の篡奪にほかならないとして、多数意見を厳しく批判する²⁶⁵。

本判決は、胎児を修正 14 条の意味の範囲内の人ではないとし、また、母体外生存可能時の概念を持ち出して、利益衡量を行うという枠組を採用している点で、とりわけ注目されるものとなっている。本判決の結果、コネティカット州法に対する 2 度にわたる違憲判決を含む、合衆国地裁の三名合議法廷による 8 件目の違憲判決が州中絶法の規定に対して下されることとなった。本判決に対して、州側は上訴したが、差止命令の停止の申立ては、合衆国最高裁のマーシャル裁判官によって拒否された²⁶⁶。なお、この時期には、州法の合憲性をめぐって、2 つの州最高裁判所による判決が見られたが、いずれもその合憲性が是認されている。まず、1972 年 9 月 26 日に、サウス・ダコタ州最高裁判所は、中絶罪により訴追された免許を受けた医師が、母体の生命を維持するために必要な場合を除いて中絶を禁止する当該州法の合憲性を争った事件において、中絶問題は、医学的、社会的、宗教的な争点と概念の、意見の衝突を起こしやすい混合物 (an explosive mixture) であって、その最終的な解決は、憲法上の制約にのみ服する我々の政府の立法部門に完全にかかっており、当該州は、いつ、どこで、誰によって妊娠が終了されるべきかを決定するやむにやまれぬ、正当な利益を持つと判示した²⁶⁷。また、1972 年 10 月 3 日には、ミズーリ州最高裁判所の全員法廷が、母体の生命または未出生の子の生命を維持するために必要な場合を除いて中絶を禁止する州法の合憲性が争われた事件において、第一に、United States v. Vuitch 判決の先例の下で、漠然性の主張は価値がないと判示する²⁶⁸とともに、第二に、当裁判所は、合衆国最高裁判所の判決に従うことを義務づけられているが、1972 年 6 月 26 日に、合衆国最高裁は、最高裁に係属中の 2 つの中絶事件を再口頭弁論のために訴訟事件表に復活させたのであるから、我々は、何が「国の最高法規」であるかについて、本件において思いをめぐらさなければならない

263 See *id.* at 231.

264 *Id.* at 232.

265 See *id.* at 236 (Clarie, J., dissenting).

266 See Garrow, *supra* note 28, at 566.

267 See *State v. Munson*, 201 N.W. 2d 123, 127 (S.D. 1972). なお、本判決は、4 対 0 の多数による。1 名の裁判官は、判決に関与していない。

268 See *Rodgers v. Danforth*, 486 S.W. 2d 258, 259 (Mo. 1972) (citing *United States v. Vuitch*, 402 U.S. 62 (1971)).

い²⁶⁹ところ、1972年6月29日に下されたFurman v. Georgia判決²⁷⁰によれば、合衆国最高裁は、生命に対する権利を喪失したと主張される者に死をもたらす行為に対して、不承認を一般的に表明したのであるから、我々は、無辜の者の生命に対する少なくとも同等の配慮を予想しなければならないとして、同法は合憲であると判示した²⁷¹。

1972年10月11日に、合衆国最高裁判所は、Roe v. WadeおよびDoe v. Boltonの2度目の口頭弁論を開いたが、その後、合衆国最高裁は、10月13日の裁判官会議で、RoeおよびDoeの判決が下されるまで、コネティカットの事件の上訴を未決にしておくことに合意し²⁷²、10月16日に、これを公表した²⁷³。また、11月3日の裁判官会議では、ノース・キャロライナのCorkey v. Edwardsおよびバーン教授の訴訟を引き続き未決にしておくことに合意し²⁷⁴、11月6日に、これを公表した²⁷⁵。

こうした中絶訴訟の展開とは別に、中絶法の廃止を求める活動家の関心は、11月7日のミシガン州での州民投票と、1972年春に続いてまたしても攻勢を強めることが予想される、1973年春のニュー・ヨーク州議会での中絶反対派の活動に向けられていた。10月初旬、NARALは、その年の年次大会をわざわざミシガン州デトロイト市で開催したが、ミシガンでの州民投票について言えば、61パーセントの支持で勝つと予想する者も見られるなど、廃止を求める活動家の間では、楽観的な意見が多数を占め、これまでのところ、反対派の勢力は、ほとんど目に見えないように思われた²⁷⁶。実際、州民投票による中絶法の廃止に反対する活動家たちがテレビ広告の放送を始めたのは、10月13日になってからのことであった。しかし、その後の2週間ほどの間に、世論調査の結果は驚くほど変化し、10月19日には、既存の中絶法を廃止し、20週までの中絶を認める提案を56パーセント対40パーセントで支持していた世論が、10月31日に行われ、11月3日に公表された調査では、わずかに回答者の42パーセントだけがこの提案を支持し、反対が54パーセントに跳ね上がる結果となった。こうして、11月7日の州民投票では、39パーセント

269 See *id.* (citing *Roe v. Wade*, 314 F. Supp. 1217 (N.D. Tex. 1970); *Doe v. Bolton*, 319 F. Supp. 1048 (N.D. Ga. 1970)).

270 See *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972).

271 See *Rodgers v. Danforth*, 486 S.W. 2d, at 259. この多数意見には、3名の裁判官が同調する。なお、現時点では、最高裁の判決を予測することも、最高裁が当該制定法のような法律を違憲であると基本的に判示するだろうと結論づけることもしたくないとする1名の裁判官による結果同意意見(1名が同調)(see *id.* at 260 (Finch, C.J., concurring in result))があるほか、当該制定法は、違憲ほど漠然不明確であり、かつ、基本的権利を侵害するとした上で、本件は、死刑に関する諸事件を根拠として処理することはできないとする1名の裁判官の反対意見(see *id.* at 260-62 (Seiler, J., dissenting))がある。

272 See Garrow, *supra* note 28, at 869 n. 114.

273 See *Markle v. Abele*, 409 U.S. 908 (1972) (mem). ダグラスは、停止命令の申請を斥ける。その後、1972年11月20日に、合衆国最高裁は、このときまで認められていた停止命令を取り消すための州側からの申立てを斥け(see *Markle v. Abele*, 409 U.S. 1021 (1972) (mem)), 同年12月18日に、考慮を促進するよう求める州側からの申立てを斥けた(see *Markle v. Abele*, 409 U.S. 1073 (1972) (mem)).

274 See Garrow, *supra* note 28, at 869 n. 114.

275 See *Corkey v. Edwards*, 409 U.S. 975 (1972) (mem).

276 See Garrow, *supra* note 28, at 566-67.

対 61 パーセントの大差で、この提案が否決され、活動家たちは、このミシガンでの敗北を悲劇的な結果であり、致命的な打撃であると受け止めた。現場の活動家は、最後の 3、4 週間での中絶反対派のとりつもなく洗練された政治運動の存在を指摘し、中絶反対派の勢力が強大な草の根の組織を集めたことを素直に認めた一方で、世論調査の際には時期の制限について考えることなく賛成と答えた非常に多くの人々が、20 週の上限はあまりにも遅すぎると気づいたことが、初期の世論調査が非常に誤解を招くものとなった原因ではないかと分析した者もいた²⁷⁷。同じく 11 月 7 日には、元々見通しが暗かった、ノース・ダコタ州でも、77 パーセント対 23 パーセントで、州民投票が否決された²⁷⁸。他方、同日には、テキサス州議会下院議員選挙に立候補していたサラ・ウェディントンが 5 万票近くの票差で当選し²⁷⁹、合衆国最高裁がテキサス州法を無効としなかった場合には、1973 年の州議会で、廃止法案のために戦う計画を立て始めたものの、実際には、州議会が廃止法案を可決する見込みは、既にかなり疑わしいものと考えられていた²⁸⁰。さらに、翌春の州議会において、1970 年法の改正問題が再び焦点となるものと考えられていたニュー・ヨーク州では、アメリカ家族計画連盟 (PPFA) やニュー・ヨーク市の家族計画連盟の指導者たちが 1970 年法を擁護するための大規模な組織的政治活動を計画していたものの、オールバニー市やスケネクタディ市のような家族計画連盟の地方支部の役員からは、中絶の争点について非常に目立った立場を取るための組織にとっての危険性を訴える声が聞かれた。また、大統領選挙でニクソンが再選されたことは、ニクソンの提供する要職を受け入れることによって、ロックフェラー知事の辞職の可能性が現実化するのではないかとこの憶測を高め、その結果、反中絶の副知事、マルコム・ウィルソンが知事に昇格することによって、1970 年法を廃止する法案が拒否権で葬られるのではなく署名されることになるのではないかとこの懸念を一層増大させることとなった²⁸¹。11 月下旬には、ペンシルベニア州において、強姦および近親相姦の場合の例外規定を含まない、3 名の医師によって女性の生命を救うために必要だと判断された場合にのみ中絶を認める新たな州法が、ミルトン・シャップ (Milton Shapp) 知事の拒否権の行使によって、その成立を免れたが、州議会がこの知事の拒否権を乗り越えることができなかったのは、拒否権を乗り越えるためには、州議会両院の 75 パーセントの支持がなければならないとする州憲法上の要件によるものであった²⁸²。このほか、この時期には、生命に対する権利運動の指導者たちが、メディアを通じて、中絶された胎児の像をますます目につくように利用し、そのことは、中絶反対派にとって、非常

277 See *id.* at 576-77.

278 See *id.* at 577 ; Faye D. Ginsburg, *Contested Lives : The Abortion Debate in an American Community* 67-72 (1989). 州民投票の否決において効果的だったのは、戸別訪問で配布された、全国生命に対する権利委員会 (NRLC) の作成した胎児の写真を載せたパンフレットの明らかに衝撃的な価値であった。See *id.* at 71.

279 See Weddington, *supra* note 89, at 142-43.

280 See Garrow, *supra* note 28, at 577.

281 See *id.* at 578. ロックフェラー自身も、前年の拒否権を行使した際に、自分の立場に対する草の根の支持の形跡がなかったことで、非常に孤独を感じたと告白した。See *id.*

282 See *id.* ; see also Rosemary Nossiff, *Before Roe : Abortion Policy in the States* 121-22 (2001).

に有効な戦略となっていた²⁸³。こうして、1972年末には、ローレンス・レイダーが述べたように、中絶運動は、最近の数か月でますます守勢に追いやられており、中絶反対派は、今や見事な戦略と組織を用いて、中絶法の廃止を主張する活動家を強引に押し切っていると評されるような状況が見られ、活動家の中には、反対派は非常に強力であり、仮に合衆国最高裁から好ましい判決を得たとしても、この戦いが終わるようにはもはや思われないうし、それは、困難な新しい時代の幕開けとなるだけに過ぎないであろうと述べる者も見られた²⁸⁴。

最後に、1972年の最後の2か月間の中絶をめぐる訴訟の動向を見ておこう。1972年11月22日には、カリフォルニア州最高裁判所が、同州の1967年治療的中絶法に違反したとして告発され、または有罪判決を受けた免許を受けた医師の各刑事裁判に関わって、4対3で、同法の一部を違憲と判示し、原審で判断の分かれていた2つの事件において、医師を刑事罰から解放した²⁸⁵。同法は、妊娠20週までの中絶について、病院認定合同委員会(JCAH)の公布した基準に従って設立、維持されなければならない、少なくとも3名の病院の医療スタッフからなる委員会によって事前に承認された場合にのみ、免許を受けた医師および外科医が認定を受けた病院において中絶を行うことを認めるとともに、当該委員会は、中絶の申請を承認する前に、「妊娠の継続が母体の身体的または精神的健康(the physical or mental health of the mother)を重大に侵害する(gravely impair)実質的危険が存在する」こと、または、「妊娠が強姦、近親相姦から生じた」ことを認定しなければならないと規定している。また、「精神的健康」という語は、「当該女性が自分自身に、または他者の身体もしくは財産にとって危険であり、または保護観察もしくは拘束(supervision or restraint)が必要であるという程度の精神病(mental illness)」と定義され、さらに、妊娠が強姦または近親相姦から生じた場合に関わって、当該妊娠が強姦または近親相姦から生じたと信じる相当な理由の存在を評価し、決定するために、中絶の申請は、地区検事に提出されなければならない、地区検事による反対の決定が生じた場合には、裁判所による審査手続が設けられている。多数意見は、これらの諸規定のうち、「重大に侵害する」という文言および「精神的健康」という語は、許容できないほど漠然不明確であり、デュー・プロセスの最低限の基準を充足するほど明確ではないと判示する²⁸⁶とともに、医療委員会とその手続を制定する規定、および強姦と近親相姦の争点を提起する場合に地区検事と裁判所を関わらせることを命じる規定を承認のための有効な規準を欠いており、無効であると判示する²⁸⁷。しかし、多数意見は、その他の、妊娠20週より後の中絶の実施を禁止する規定と、中絶が免許を受けた医師および外科医によつ

283 See Garrow, *supra* note 28, at 578-89. 中絶反対派による胎児の像の利用については、see Celeste Michelle Condit, *Decoding Abortion Rhetoric: Communicating Social Change* 79-95 (1990).

284 See Garrow, *supra* note 28, at 579.

285 See *People v. Barksdale*, 503 P. 2d 257 (Cal. 1972); *People v. Pettegrew*, 503 P. 2d 276 (Cal. 1972). なお、注113、参照。

286 See *People v. Barksdale*, 503 P. 2d, at 262-66.

287 See *id.* at 267.

で、かつ、病院認定合同委員会によって認定を受けた病院で行われるべきことを義務づける規定は、無効とされた承認の基準と仕組みとは異なっており、違憲な部分と切斷できるとし、また、JCAHによる認定要件についても、政府権限の違憲な委任ではないとして、同法は、全体としては有効であると結論づける²⁸⁸。本判決は、カンザス州法に関わる *Poe v. Menghini* 判決とは異なり、認定病院要件を合憲としたものの、カリフォルニア州の活動家たちは、女性の依頼する治療的中絶が同州において公式に現実のものとなったとして両判決を歓迎し、同日に下されたこれらの判決を重要な画期的事件であると受け止めた²⁸⁹。他方で、ワシントン州では、11月下旬に、州内で最もよく知られていた中絶の提供者であるフランス・クーミ (Frans Koome) 医師が、1972年8月に、裁判所による停止命令に違反して16歳の少女に中絶を行った件で、突然の有罪決定に直面し²⁹⁰、1973年1月3日には、母体の生命を救うために必要な場合を除いて中絶を禁止するアリゾナ州法に関して、アリゾナ州の中間上訴裁判所である控訴裁判所 (Court of Appeals) が、2対1で、同法を合憲であると判示した²⁹¹。しかし、他の多くの司法の案件は、下級裁判所が合衆国最高裁からの明確な合図を待っていたことから、総じて、延期されたままになっており、1972年12月28日には、ミネソタ州最高裁判所が報道関係者に対して声明を発表し、ジェーン・ホジソン医師の有罪決定に対する上訴を未だに処理しないことについての記者からの質問に答えて、合衆国最高裁判所が *Roe* および *Doe* で判決を言い渡すまで、当裁判所は判決を留保していると述べている²⁹²。そのほか、1972年12月下旬には、メイン州の中絶法を争う新たな訴訟が連邦裁判所に提起された²⁹³。

おわりに

本稿は、1971年および1972年における妊娠中絶に関わる様々な訴訟や立法、活動家の動向を検討し、1972年末時点での、合衆国における妊娠中絶の合法化の進展状況を明らかにしようとしてきた。こうした法と政治の状況を背景として、1973年1月22日、合衆国最高裁判所は、ついに、妊娠中絶を合法化する2つの判決を下すことになる。次稿では、本稿を踏まえて、合衆国

288 See *id.* at 267-70. 反対意見 (2名の裁判官が同調) は、同法を全体として合憲と認める。See *id.* at 271-76 (Burke, J., dissenting in part and concurring in part).

289 See Garrow, *supra* note 28, at 579.

290 See *id.* なお、1973年9月27日に、ワシントン州最高裁判所の全員法廷は、侮辱審理手続き (a contempt proceeding) において、同医師を裁判所侮辱であると判決した (see *In re Koome*, 514 P. 2d 816 (Wash. 1973) (per curiam)) が、1975年1月7日に、ワシントン州最高裁判所の全員法廷は、5対4で、当該州法の一部を違憲と判示して、同じ行為で、後に事実審裁判所から有罪決定を下されていた同医師の有罪判決を覆した。See *State v. Koome*, 530 P. 2d 260 (Wash. 1975). なお、1名の裁判官の同意意見 (see *id.* at 268-70 (Finley, J., concurring)) と、3名が同調する1名の裁判官の反対意見 (see *id.* at 270-72 (Stafford, J., dissenting)) がある。

291 See *Nelson v. Planned Parenthood Center of Tucson, Inc.*, 505 P. 2d 580 (Ariz. App. 1973).

292 See Garrow, *supra* note 28, at 579-80. なお、注 74 も、参照。

293 See *id.* at 870 n. 120.

最高裁判所における Roe および Doe の展開を検討し，両判決の意義を考察することとしたい。

(原稿受付 2013 年 5 月 31 日)

水利行為による権利侵害

～「潤れ川公害」に対する事業者の法的責任～

奥田進一

1. 問題の所在

1886（明治29）年に河川法が制定され、1964（昭和39）年と1997（平成9）年の大改正を経て、河川は多様な機能を付加的に担いながらその法的性質を複雑なものにしてきた。河川法によれば、河川は「公共用物」とであると定義され（同法2条1項）、河川の流水は「私権の目的となることができない」という（同法2条2項）。また、国家賠償法によれば、河川は「公の营造物」とされ（同法2条1項）、とくに湖沼や海岸等とともに「自然公物」とされている。もともと、「自然」と「公物」を結合させた「自然公物」という語は相当程度以上に違和感の多い概念であり、河川に関しては堤防やダム等の治水施設がまったく存在しない場合についても国家賠償の対象となり得るのかという議論が存在する。たとえば、積極説は、堤防等の治水施設を全く備えない河川については、社会通念上当然に治水施設を設けるべきであるにもかかわらずこれを備えないような場合であれば、そこから生ずる危険は社会通念上合理的に受忍されるべき範囲を超え、行政主体の負担とするのが妥当であるから、その氾濫による損害は河川という营造物の設置・管理に瑕疵があるものと考えらるべきであるとする。他方で、消極説は、国賠法2条が適用されるのは、原則として堤防その他の工作物がある場合に限られ、河川を放置したことによって責任は発生しないとす。いずれにせよ治水対策において何らかの瑕疵があれば、それは国家賠償法の対象として訴訟によって解決する可能性があろう¹。

しかし、利水対策あるいは利水行為において何らかの瑕疵があった場合については様相が異なる。利水は、水利権という形で調整される²。水利権とは、河川の流水を一定の目的のために継続的、排他的に使用する権利であり、以前は慣行によって成立していたが、1964（昭和39）年の法改正後は、河川管理者の許可によってのみ成立することになった（河川法23条）。このことは、これまで慣習法上の物権として、建前上は存在が否定されてきた水利権が、法的根拠を得て一種の財産権として扱われるようになったことを意味する³。水利権の内容は、水力発電、農業灌漑、水道、工業用水、鉱業用水、養魚、し尿処理等の目的での河川流水の占有である。あくまでも占有目的を権利内容としているので、たとえば農業灌漑に利用した流水をそのまま利用して養魚を行ったとして、占有する流量は同じであるが、占有目的が異なるので、別個の水利権の許可を受ける必要がある。農業用水は、転用などによる水田面積の減少により、水田灌漑用水の

減少が見込まれるが、畑地灌漑用水や水路機能を維持するための用水確保が必要であり、今後も横ばいで推移すると思われる。農業用水は、灌漑用水だけでなく、古くから防火用水、環境用水（景観形成、生態系保全、生活排水の希釈）収穫物・機械洗浄などにも利用され、地域の生活に不可欠な存在となっている。農業用水の水利権の多くは、土地改良区や水利組合などの利水団体をもっており、営農形態の変化や受益面積の減少等により変更が必要となっているものもある。なお、新規に水利使用の許可申請に際しては、既存の権利者を保護するために、関係河川使用者の同意を得て、その者の損失を補償した後でないといふ許可されない（河川法 40～43 条）。また、河川管理者の許可を得ることで、水利権を譲渡することも可能とされている（河川法 34 条）。

ところで、水利権の法的性質に関しては公権説、私権説、折衷説が存在する。このうち、「水利権も現に私的利益の対象になり、慣行水利権でさえも優先権や排他的支配の性質を持っており私権たることを否定できないが、公法上の各種制限によって公法的規律を受けるにすぎない」とする折衷説が妥当であるとされる。ただし、これらの学説の対立もあまり実益はなく、公権説に立ったところで慣行水利権が私的利益の対象となっていることを否定できないし、私権説に立っても水利権が公法上制限を受けることを否定することもできないからである⁴。

さて、河川水を利用する際には、河川法の規定に従って河川管理者の許可を得る必要があるが、一部の水利用においては私的な利用に近い水利用、すなわち慣行水利権が存在する。慣行水利権は、河川法 87 条に規定される「みなし許可制度」により成立し、河川法 102 条違反に問われることはない。慣行水利権は、河川法上は「みなし許可水利」と称されるが、あくまでも河川管理行政は許可制による一元管理を建前としており、慣行水利権もこれを法定化し、許可水利権に取り込もうという姿勢で実務を継続してきた。慣行水利権は慣習法において秩序化されているが、河川法制定以前から水利秩序に関する慣習は既に存在したのであり、河川法が慣行水利権の存在を認めたことは、慣習法による水利秩序の存在を認めたことを意味する。つまり、結果として河川法は、水利秩序全体を規律することができなかつたわけで、慣行水利権については慣習法が規律するという複雑な法構造をとらざるを得なかつたのである⁵。また、慣行水利権が河川法上の許可水利と「みなされた」からといって、その性格が変質するものではない⁶。

以上の手続を踏まえると、河川法 23 条により取得した水利許可と河川法 87 条により許可を得たものとみなされた慣行水利権とが競合し、その結果として水利許可が慣行水利権を侵害する場合があります⁷。また、慣行水利権は成立しないものの、漁業等の河川利用者や河川環境そのものに対して水利許可に基づく利水行為が何らかの障害となる場合もあり得よう。とくに、後述する「涸れ川公害」のように、発電等の目的による利水行為が河川環境を大きく変じるという現象が発生している。既存水利権に対する侵害行為に関しては、侵害行為と損害の事実が明確になることが通常であり、判例も多く、学術上の議論も従前からそれなりになされてきている⁸。翻つて、「涸れ川公害」のように、損害の事実が不明瞭であり、被害者は不特定少数者であり、ともすれば被害の主体は河川やその周辺環境そのものである場合には、訴訟にすらなり得ない。しか

し、涸れ川は水量侵害であり、まさしく公害であり、たとえ人的被害が発生していなくとも、環境には取り返しのつかない程の極めて大きな負荷を与え、自然公物たる河川の機能そのものを不全に陥らせ、最終的には水利秩序を崩壊させている場合もある。洪水の流下の妨害（ダムや取水施設の設置により生じかねない）、河川水の減少による公益の阻害（水質汚濁、景観の損傷、河口閉塞、漁業被害など）等が発生させるような、公共的な機能を妨げる水利使用は許されないばかりか、河川空間のオープンスペース機能、河川湿地の自然生態系機能などの河川環境を損傷しないことも重視されるべきだとする見解も存在する⁹。

本稿では、過去に発生した2つの大規模な「涸れ川公害」の事例を紹介し、公共財から自然資源へとその概念を移行しつつある河川の利用のありかたを踏まえて、水利事業者の法的責任について検証することを目的とする。

2. 水をめぐる問題の概要

水をめぐる問題は、水害、水利、水質の3つの類型に分けることができ、それぞれについて利害関係の対立が生じている¹⁰。この3類型は、ちょうど河川法の制定とその後の改正による同法の目的変化の軌跡と合致する。

まず、水害問題についてであるが、わが国では1896（明治29）年に洪水防御に重点を置く河川法が制定され、水害対策ともに農業生産が飛躍的に向上した。水害にかかる利害関係の対立は、洪水被害として顕在化することになる。ただし、戦前においては1907（明治40）年の山梨大水害、1910（明治43）年の関東大水害、1938（昭和13）年の阪神大水害などがあるが、大規模水害は戦後に多発する。これは、治水対策により河川改修において河川の直線化が推進されたことに加え、都市部における宅地開発が進み人口が急増したことに起因するところが大きい。そのため、水害は国の防災対策の瑕疵に基づく人災であると認識され、1947（昭和22）年に国家賠償法が制定されたことと相まって、昭和40年代に入ると水害訴訟が増加しはじめて原告勝訴も相次いだ。しかし、1984（昭和59）年1月26日の大東水害訴訟事件において最高裁が、「未改修河川の安全性について、同種・同規模の河川の管理の一般水準および社会通念に照らして是認しうる安全性を備えているかどうかを基準として判断すべきであり、未改修の部分で水害が発生しても、河川管理者たる国には損害を賠償する責任はない」と判断するに至り、それ以降の水害訴訟では原告敗訴が続き、水害訴訟は「冬の時代」を迎えたといわれる¹¹。

つぎに、水利については1964（昭和39）年の河川法改正によってこれが明確に打ち出される。同改正法の基本精神は、これまでの治水対策に加えて、とりわけ工業用水や上水道用水などの新規の大量利水開発にあった。その結果、水系一貫管理の方策のもとで、水資源開発促進法とともに、全国の水系に大規模な電源開発やダム建設が盛んに行われるようになり、水資源開発者と農業や漁業などの既存利水者と、産業や都市などの新規利水者との対立構造に、水資源開発の犠牲

となる地域住民が組み入れられて一層複雑な利害関係が生じることになり、全国各地で反対運動が湧き上がることになった¹²。

とくに地域社会への影響は深刻であり、大規模なダム建設などが行われると地域住民を賛成派と反対派に分断して対立させ、地域活力の低下、過疎化、地域消失への過程をたどり、結果として地域コミュニティが崩壊することにつながる¹³。

そして、水質については1997（平成9）年の河川法改正でこの問題が正面に出されることになる。産業構造の転換、水に対する価値観の多様性という流れにより経済成長や産業発展あるいは生活水準の向上と水需要とが比例しなくなり、水需要の減退、水供給の過剰という事態を招いている。また、これまでの過度な水資源開発、洪水対策などにより環境問題が顕在化し、自然生態系への影響だけでなく、国民の価値観が大きく変化し、河川環境や多自然型河川への再生が国民的課題となったことが改正のきっかけであった。この改正では、治水、利水および環境の3本柱が謳われ、100年以上を経過して初めて河川の本来の姿へ回帰する法的整備が行われたといえよう。また、河川整備計画の策定に当たっては、必要に応じて住民等の意見を反映されることになり、住民等が河川の将来計画に関わるができるようになった¹⁴。

ところで、水利問題は利用形態の違いによって生じる影響関係の調整問題と、水資源の有効利用問題とに二分することができるという見解がある¹⁵。水質問題は水利問題と密接な関係にあり、水を利用すれば当然に排水が必要であり、逆に水質が悪化すれば水利用を妨げる恐れも生じる。なるほど水質は一般的に汚染の濃度が問題となり、その濃淡は水量によって影響されるといえよう。つまり、水利権に基づく水利用において水量侵害行為があった場合には、水質汚濁による不法行為の可能性も生じ得るのである。

今日のダムや河口堰の建設計画や建設中の事例の動向をみると、地域住民や関係者にとっては、社会・生活基盤の整備工場、水需要の減退と水供給の過剰など社会的要因や産業における節水等の技術的要因などにより、ダムや河口堰の建設・立地による経済的效果や波及効果、公共利益は小さいか、あるいはほとんどないようである。このため、地域住民や関係者の多数はダムや河口堰の建設計画に対して反対という意思表示を行うようになって来たのが現状である。また、予測された効果と現実的な効果との格差が大きくなり、さらに、開発利益の帰属に偏りがあり、こうしたことが水資源開発における利害関係の調整を困難にしているのみならず、コンフリクト構造を一層複雑にしているという指摘がある¹⁶。

3. 涸れ川公害

前述の通り、適法違法を問わず、水利行為が河川環境や地域住民の生活等に何らかの影響を及ぼし、利害関係の衝突が発生する場合がある。とくに、河川環境に対する影響として深刻なのは、河川の流水が極端に減少ないしは消滅してしまう「涸れ川」という問題である。さらに、もはや

単なる環境への影響ではなく、「涸れ川公害」と称するのが適切な事例が存在する。本章では、大井川と信濃川で発生した涸れ川公害に関する事例を紹介する。

(1) 大井川水返せ運動

静岡県を流れる全長 168km に及ぶ大井川は、往時は「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」と謳われるほどに東海道の難所とされてきた。しかし、1960 年代以降に主に発電目的で 14 のダムと 20 を越える小堰堤が建設され、これらから発電用の水が取水されたことで、かつて豊富な流量を誇った大井川の水は激減した。とくに、1961（昭和 35）年に完成した塩郷堰堤からの取水により、同堰堤より下流 20km の流水が完全に途絶し、多くの被害が発生するに至った。たとえば、ダムが水と土砂を遮断したことによって河床と植生が一変してアユの遡上が途絶え、それを狙う鳥も飛来しなくなった。また、水がなくなって干上がった河原からの砂埃が住宅に侵入するなどの被害（涸れ川公害）のほかに、かつてはいなかった害虫が増えて地元の主産業である茶の生育や林業に被害を与えた（河川生態系破壊）。さらに、ダム上流では土砂供給過多となり河床上昇が生じて水害が発生し、ダム下流域では土砂供給が激減して河床低下や海岸浸食が発生した（ダム堆砂公害）。つまり、河川が有していた生態系が、取水行為によって完全に破壊されてしまったのである¹⁷。このような状況に対して、流域住民を中心とした「水返せ運動」が始まった。

その後、1975（昭和 50）年に大井川の発電用水利権が期限更新となった。そこで、河川管理者である静岡県は塩郷ダムを管理する中部電力、田代ダムを管理する東京電力に対し、大井川の無水区間を解消するために毎秒 2 トンの水利権を返還するように要求したが、両電力会社はこれを拒否した。住民らの「水返せ運動」はさらに高まりの機運を見せ、流域の川根町・本川根町・中川根町では、1986（昭和 61）年に「川根地域振興協議会」を結成して水利権の一部返還についての具体的対策について討議を行い、河川管理者である旧建設省や静岡県に対して「大井川流域保全に関する陳情書」を提出し、塩郷堰堤から毎秒 5 トンの放流をするように要求した¹⁸。

次の水利権が更新を迎える 1989（平成元）年に入り、住民らは「放流量毎秒 5 トン、水利権更新期間 10 年に短縮」を求めてさらに活発な「水返せ運動」を展開した。当時の静岡県知事も旧建設省と中部電力と頻繁に交渉を繰り返し行い、住民の要求を反映させるように努力した。この結果、中部電力は大井川の水利権一部返還の意思を表明し、水利権更新期間を 30 年とすることと引き換えに、毎秒 3 トン、農繁期（4 月～9 月）で毎秒 5 トンを放流することになり、塩郷堰堤設置から 28 年目にして大井川に水流が復活したのである。

大井川の「水返せ運動」が河川行政に与えた影響は大きく、1988（昭和 62）年に旧建設省は、「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」（河川局水政課長・開発課長通知）という通達を発している。これは、発電用水利の更新許可に際して、河川維持流量を確保するための取水制限等を条件として明示するという内容である。この通達は、旧通商産業省との合意に

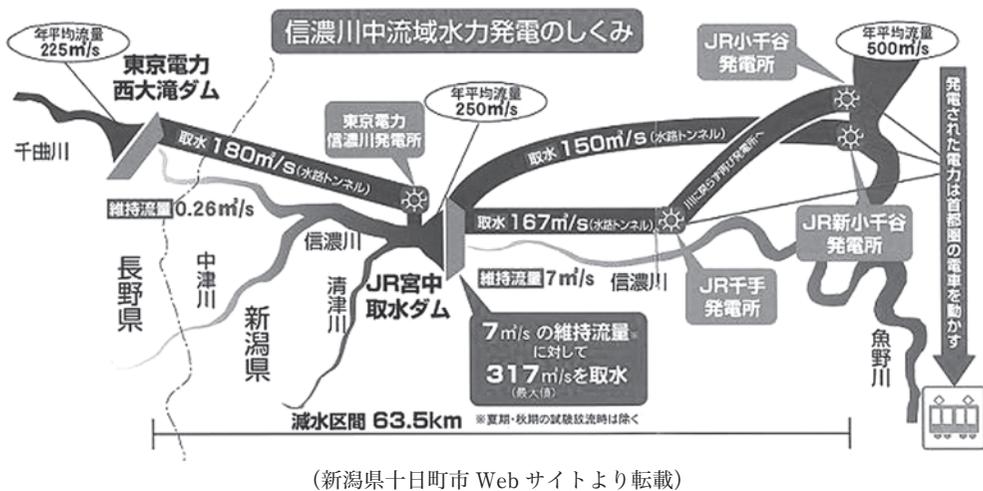
基づくものであり、通称「発電ガイドライン」と呼ばれる。これによると、①分水や長い減水区間などを伴う一定の発電水利使用等を対象とする、②確保する河川維持流量を具体的に定める（維持流量の目安は集水面積100㎡当たり毎秒0.1～0.3㎡）、③水利使用規則に取水制限、貯留制限等の条項を定めて維持流量を確保する、④この措置によって生じる減電に対しては補償しないという。また、1997（平成9）年の河川法改正に際しては、「河川環境の維持」が重要な目的に挙げられ、目的の如何にかかわらず不特定利水としての河川維持放流が事実上義務化されたことも「水返せ運動」の影響であったといえよう。もっとも、現在の法制度では、発電水利権の取得・更新の過程に、加害者としての発電事業者と県知事しか関与できず、被害者である一般の住民・市民や市民団体はこれに関与できない。河川法16条の2第4項は、河川整備計画の策定に際して必要がある場合には、河川管理者は公聴会の開催等によって関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定している。水利権の許可についても、河川整備計画の場合と同様に、利害関係人としての住民が関与できるような手続きを規定しておく必要があるのではないだろうか。

大井川の「水返せ運動」によって明らかにされたことは、取水行為による河川水流の涸渇が、生態系のみならず地域住民の財産や健康に対して確実に「被害」をもたらし、まさに「涸れ川公害」が発生するというのであった。実は、住民たちは行政訴訟も検討していたようであるが、行政処分の違法性が皆無であることなどから、地元自治体を巻き込んでの住民運動による地道な交渉によって問題を解決するに至った。結果として、水利行為の主体たる事業者は住民らの要求に応えたが、それは地域社会との摩擦を避け、来るべき水利権更新手続きの障害を除去するためであって、様々な被害の元凶となった「涸れ川公害」を惹起した責任は全く追及されていない点に留意しなければならない。

(2) 信濃川 JR 東日本不法取水事件

東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）は、1984（昭和60）年に317立方メートル/秒の発電目的の水利許可を受けて同社が所有する宮中ダム（新潟県十日町市）において取水してきたが、2008（平成20）年9月に「発電取水量・維持放流量等の改竄等の不適切行為が発覚し、2009（平成21）年3月10日に国土交通省北陸地方整備局から河川法違反の行政処分を受け、水利権が取り消された。なお、宮中ダム自体は、1920（大正9）年に首都圏の鉄道への電力の安定供給を目的として鉄道省によって着工され、18年の歳月をかけて1938（昭和13）年完成しており、このときから信濃川の流量は激減し、大井川と同様の住民運動が発生している。宮中ダムで取水された水によって年間14億キロワット/時の電力が生み出され、主に山手線などの運行に使用されてきた。これは同社の年間使用電力の約23%を占め、水力発電への依存がピークとなる朝夕のラッシュ時に限って言えば、「山手線の2本に1本は信濃川の水で動いている」といわれている¹⁹。実は、信濃川ではJR東日本のほかに、東京電力株式会社も発電のために、JR東日本の宮中ダム

よりもさらに上流の長野県下高井郡野沢温泉村と同県飯山市との境に所在する西大滝ダムで取水行為を行っている。西大滝ダムで取水された水は、導水管で約29km下流の東京電力の信濃川発電所に運ばれて利用された後に再び信濃川に戻される。ところが、その水はすぐにまた宮中ダムでJR東日本によって取水され、導水管で約26km下流にあるJR東日本の3つの発電所（千手発電所、小千谷発電所、新小千谷発電所）へ運ばれて利用された後に、ようやく新小千谷発電所のある新潟県小千谷市の魚野川が合流する付近で信濃川に戻される。その結果、西大滝ダムから魚野川合流地点までの63.5kmの区間で信濃川の水はほとんど消滅した状態になり、その距離はJR横須賀線の東京から横須賀間の営業キロにほぼ匹敵するという²⁰。



その後、JR東日本は取水を再開すべく、2010（平成22）年4月2日に国土交通省に水利許可の再申請をし、同年6月9日に水利許可処分が下された。再申請した水利許可期間は5年間で、維持流量は変動型の試験放流で毎秒40～120トン、最大取水量317トンとされた。再申請には、川を利用する漁協や十日町市など地元の関係19団体の同意が不可欠だった。同意に際して、JR東日本は、「おわびの気持ち」として十日町市に30億円、小千谷市に20億円、旧川口町（現長岡市）に7億円を寄付・拠出するとともに、地元自治体が提案する鉄道施設の利便性向上や観光振興などの地域共生策に取り組むことが約された。

宮中ダムが所在する新潟県十日町市のホームページには、「取水により信濃川は枯れ川となり、真夏では水温が30℃を超えることもあり、魚も棲めない最悪の環境となっています。都会の便利な生活のために、信濃川中流域の豊かな自然が犠牲になっています。」との記述がある²¹。これこそが、水利行為による環境への損害である。とくに、漁業に関する問題は地域社会や文化の改変までもを包摂する深刻な問題ではないだろうか。かつて、信濃川には多くのサケやアユが遡上し、千曲川と呼称が変わる上流部の長野県の人々にとっては貴重なタンパク源となっていた。

しかし、東京電力およびJR 東日本による取水行為により、サケやアユの遡上は激減していた。

このJR 東日本による違法水利行為事件によって明らかにされたことは、河川環境の受忍限度を超えた破壊であると公的に認められれば、事業者は地元のために水利行為の一部を制限されるということである²²。しかし、今回はJR 東日本による違法行為が偶然に発覚し、水利許可の取消という行政処分が下されたことによって河川流量が回復するという結果になったが、合法的に取得した水利権に基づく取水行為によるならば、たとえ河川水が激減して魚が生息できなくなり、地下水が枯渇したとしても、事業者には何の責任も発生しないという河川法および水利秩序の現状が変わったわけではない。また、JR 東日本による違法取水行為の前後において、河川流量に大きな変化があったわけではなく、合法的取水であっても「涸れ川公害」は発生していたことに留意する必要がある。

4. 水利秩序と権利濫用

新たな水資源開発は、河川流域はもとより地下水脈にまで拡大し、水資源の涸渇や貯存量の絶対的不足を来し始めている。とくに、一種の既得権益として重層的に存在する水利権との調整に加えて、自然資源としての開発と保全の問題も包含して、水利秩序と利害関係の調整を困難にしている²³。たとえば、ダム建設などのように、影響を負担する者と受益者（電力会社や下流域の住民）とが異なるときに利害の対立は深刻なものとなりやすく、とくに水力発電の推進が国益と捉えられる時代背景があれば、その取扱いは権益をめぐる政治問題に発展しやすかったと指摘されている²⁴。

わが国の河川はすでに下流に既得権益を持っている慣行水利権が多いので、新規に水利権が認められる場合は少ない。このような場合は、ダムや河口堰等を設けて基準流量を増加させて新規水利権が設定されることになる。河川法は38条以下に水利調整の規定をおき、水利権があるところへ新たな水利権が割り込もうとする場合の水利調整の手順を定めている。これによれば、新たに水利使用をしたいと考える者は、河川法23条に基づき河川管理者に水利使用の許可申請をすることになる。河川管理者は申請を受けると既得水利権者や漁業権者、入漁権者にその旨通知する（河川法38条）。通知を受けたときは、河川使用者は河川管理者に当該水利使用により、その者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を述べる（同39条）。河川管理者は、水利使用を許可しようとする場合、関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、①新規水利使用が従前の水利使用に比して公益性が著しく大きい場合、②損失防止施設を設ければ、従前の水利使用に支障がないと認められる場合、でなければ許可されない（同40条）。このようにして、新規水利権の設定を受けても、新規水利権者は既得の水利権者に損失の補償をしなければならない（同41条）。なお、水利権は河川の表流水だけでなく、伏流水も対象になると考えられており、河川近辺に伏流水があるといつて、勝手に使用することはできないし、発電利水は水

が河川に戻ることが前提とされているので、発電のために水利権を設定したからといって、川に戻る前の水を勝手に消費的に利用してもよいことにはならない²⁵。

なお、今日まで水利調整の規定を使って新規水利権を設定した前例はないといわれる。その理由は、いずれ損失補償しなければならないのと、既得水利権者と利害関係人は農業用水権者と漁業権者であり、新規水利権者は発電なり都市用水であるから、事前に金銭補償をして、水利権を買い取っている実情もあるからであるとされる²⁶。これはいわば水利秩序の再構成といえ、その結果として巨大資本による大規模な取水が合法的に行われる。しかし、取水の根拠となる水利権が合法であっても、取水行為自体が前述のような「涸れ川公害」という被害を発生させ得るのである。これは一種の権利濫用ではないだろうか。近代法の理念により土地所有権に制限を加えて関係当事者の利害を調整すべきものとするためには、公益の保護を目的とするような特別の法令上の制限がない限りでは、主として「権利濫用の法理」（一方の権利の濫用による他方の権利の侵害を民法上の不法行為とする）によらざるを得ない²⁷。

権利濫用法理は、「信玄公旗掛松事件（大審院大正8年3月3日判決・民録25輯356頁）」²⁸においてわが国の判例上はじめて用いられ、たとえ正当な権利行使であっても、社会生活上認容しなければならない限度を超える損害を他人に与えた場合には、不法行為に該当して損害賠償の義務を負うとされた。この判決は、社会的に許容される範囲を超える「権利行使」は不法であるとし、権利の絶対性も社会の立場から制限されるべきことを認めたものとして、当時においては画期的な意義を持つものであったとされる²⁹。その後、「宇奈月温泉事件（大審院昭和10年10月5日判決・民集14巻1965頁）」においては、権利行使の態様と私権と公共的利益との利益衡量が行われ、害意性を持った権利行使そのものが否定されるに至り、ここに権利濫用の法理は理論的にも定着したのである。

ところで、権利濫用法理は大きく分けて、不法行為的機能、規範創造的機能、強制調停的機能の3つの機能が認められるとされている³⁰。前述の「信玄公旗掛松事件」などは不法行為的機能が働いた事例であり、「宇奈月温泉事件」などは強制調停的機能が働いた事例として説明される。そして、戦後における権利濫用の法理は、借地の明渡請求に関する事件（最高裁昭和38年5月24日判決・民集17巻5号639頁）、所有権留保に関する事件（最高裁昭和50年2月28日判決・民集29巻2号193頁）、解雇権の行使に関する事件（最高裁昭和50年4月25日判決・民集29巻4号456頁）、時効の援用に関する事件（最高裁昭和51年5月25日判決・民集30巻4号554頁）など、規範創造的機能が働く事例において多用されている。とくに、解雇権の行使をめぐる労働事件において多用され、ユニオンショップ協定に基づく解雇の法理の解釈をめぐる最高裁判決では、「解雇権の濫用」という法理が確立されている。当該判決は、「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になると解するのが相当である」と判断した。「涸れ川公害」を惹起させる水利行為も、権利濫用の法理のうち規範創造的機能が働く事例に該当するものと考えられる。したがっ

て、取水行為が客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として水利許可が取り消される可能性があるのではないだろうか。

5. まとめ～「涸れ川公害」に対する責任

前述の通り、水利行為が権利濫用となる可能性を指摘したが、「涸れ川公害」に対して私法上の救済を求めるためにはさらに被害利益について検討する必要がある。大井川にせよ信濃川にせよ、事業者による水利行為が河川環境と流域の住民に様々な形で被害をもたらしたことは事実であるが、それらの多くが私権の侵害を構成し得ないこともまた事実である。とくに、河川環境に対する被害は、これを「環境損害」として認識することができよう。環境損害には、「環境影響に起因する損害一般（広義の環境損害）」と「環境影響起因の損害のうち、人格的利益や財産的利益に関する損害以外のもの（狭義の環境損害）」の2種類があるとされる³¹。しかし、狭義の環境損害は、現行民法の枠組みにおいて把握することに困難を伴う。それは、個人に帰属しない利益の侵害が問題となっているからであり、私法上の損害賠償による補償は難しいと考えられてきている³²。しかし、国立マンション訴訟事件（最高裁平成18年3月30日判決・民集60巻3号948頁）に代表されるような景観訴訟において、裁判所は良好な景観の恵沢を享受する利益（景観の利益）は法律上保護に値すると判示している。これは、景観権こそ否定したものの、実質的には景観利益の権利性を認めたものとして画期的意義を有すると評価されている³³。そうだとするならば、河川環境や水利権者以外の河川利用者に対する利益侵害についても、民法709条の損害賠償の対象になり得る。とくに、水利権者以外の河川利用者の利益侵害については、それが生活上著しい支障を被り、侵害の程度態様が一定に達した場合には不法行為を構成するものとして、その妨害排除または損害賠償の請求権が発生すると解する余地もあるのではないだろうか³⁴。水利権者は、水流を占有使用する権利を有するとともに、河川環境と流域住民に対する配慮義務を負っている。そして、水利権者であるからといって河川そのものまでも独占的に使用できるわけではない。今日の水資源管理に求められる目標理念は、水配分の「公平性」「効率性」および「持続性」の確保であると指摘される³⁵。とくに、持続性という観点からは、本来河川は流域によって総合的に捉えられ、流域全体のガバナンスが考えられてきた³⁶。健全な水循環が保全され、自然資源としての河川環境が良好な状態で維持されるように水量、水質ともに適切に保全管理されることが期待されるのである。その意味においては、環境影響評価制度の役割にも期待したい。

(注)

- 1 大東水害訴訟事件最高裁判決（最高裁昭和 59 年 1 月 26 日判決・民集 38 卷 2 号 53 頁）は、「河川は、本来自然発生的な公共用物であり、当初から人工的に安全性を備えた物として設置される道路とは異なり、もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包しているものである。また、河川の通常備えるべき安全性の確保は、管理開始後において、予想される洪水等による災害に対処すべく、堤防の安全性を高め、河道を拡幅・掘削し、流路を整え、又は放水路、ダム、遊水池を設置するなどの治水事業を行うことによって、達成されていくことが当初から予定されているものである。そして、治水事業の実施については、財政的、技術的、社会的制約がある」と判示して、河川管理の特殊性を強調している。
- 2 渡辺洋三著、北条浩・村田彰編『慣習の権利と所有権』（御茶の水書房、2009）161 頁は、水利権は通常、水の供給主体の側の権利のことを指すのであって、水の利用主体すなわち水需要者の権利のことをいうのではないとする。
- 3 三好規正『流域管理の法政策』（慈学社出版、2007）95～96 頁は、河川法 23 条が許可権限の所在を示しているに過ぎず、水利権の詳細な意味内容や許可基準については同条も含めて法令上明記されずに通達や前例に依拠していることから、法律による行政が行われているとは言い難いとする。
- 4 須田政勝『概説水法・国土保全法』（山海堂、2006）285～286 頁。
- 5 黒木三郎・塩谷弘康・林研三・前川佳夫共編『社会と法』（法律文化社、1995）101 頁。
- 6 財団法人日本農業土木総合研究所『現代水利紛争論』（財団法人日本農業土木総合研究所、昭和 61）42 頁。
- 7 河川法改正前の判例であるが、最高裁昭和 37 年 4 月 10 日判決（民集 16 卷 4 号 699 頁）は、「農水使用権は、それが慣習によるものであると行政庁の許可によるものであると問わず、公共用物たる公水の上に存する権利であることにかんがみ、河川の全水量を独占的排他的に利用しうる絶対不可侵の権利でなく、使用目的を充たす必要な限度の流水を使用しうるにすぎないと解するを相当とする」と判示しており、必ずしも水利許可と慣行水利権とが競合関係に立つものではないことを示唆している。
- 8 たとえば、宮崎淳「慣行水利権の種類とその効力」『水資源・環境研究』22 卷（2009）1～12 頁など。
- 9 長谷部俊治「水問題と水利権」『社会志林』55 卷 2 号（2008）26 頁。
- 10 同上 16 頁。
- 11 橋本博之「行政判例における『判断基準』～水害訴訟をめぐる』『立教法学』65 号（2004）197～217 頁。
- 12 若井郁次郎「水資源開発におけるコンフリクト」土屋正春・伊藤達也編『水資源・環境研究の現在』（成文堂、2006）110 頁。
- 13 同上 108 頁。また、萩原優騎「失われた将来像」上野英雄編『ダムを造らない社会へ』（新泉社、2013）142～144 頁は、政治もマスコミも「八ッ場ダム建設に賛成か反対か」という対立ばかりを強調する状況を放置してきた結果、とりわけ具体的な生活再建案が提示されないままにあったことが対立構造をより一層複雑で強固なものにしているが、重要なことは「八ッ場の再生を認めるかどうか」であるとする。この萩原氏の洞察は、水資源開発に伴う地域再生を考慮する上で参考になろう。
- 14 前掲若井論文 111 頁。
- 15 前掲長谷部論文 16 頁。
- 16 前掲若井論文 113 頁。
- 17 田渕直樹「河川環境回復を求めた住民運動の政治過程」『現代社会文化研究』23 卷（2002）2 頁。
- 18 同上 7 頁によれば、地元 3 町による協議会も一枚岩ではなかったようである。これは、塩郷堰堤の位置が原因となり、本川根町が「河川景観の回復」、中川根町が「浸水害の恒久対策」、川根町が「水道水源の確保」というように各町の被害と対策が異なっていたことに原因があるという。
- 19 三浦英之『水が消えた大河で』（現代書館、2010）16 頁。
- 20 同上 13 頁。

- 21 新潟県十日町市 Web サイト (<http://www.city.tokamachi.lg.jp/kurashi/00641.html>) 2013 年 5 月 1 日最終閲覧。
- 22 前掲田淵論文 55 頁。
- 23 前掲若井論文 107 ～ 108 頁。
- 24 前掲長谷部論文 18 頁。
- 25 前掲須田書 289 頁。
- 26 同上 287 ～ 288 頁。
- 27 三本木健治『判例水法の形成とその理念』(山海堂, 1999) 123 頁。
- 28 同事件を契機とする権利濫用法理の展開については, 大村敦志『不法行為判例に学ぶ』(有斐閣, 2011) 52 頁以下において詳細に論じられており参考になる。
- 29 甲斐道太郎・稲本洋之助・戒能道厚・田山輝明『所有権思想の歴史』(有斐閣, 1979) 195 頁。
- 30 大村敦志「権利の濫用」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権 (第 6 版)』(有斐閣, 2009) 5 頁。
- 31 大塚直「環境損害に対する責任」『ジュリスト』1372 号 (有斐閣, 2009) 42 頁。
- 32 吉村良一「環境損害の賠償」『立命館法学』333・334 号 (2010) 1770 頁。
- 33 富井利安「国立高層マンション景観侵害事件」淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選 (第 2 版)』(有斐閣, 2011) 173 頁。
- 34 原龍之助「公物使用権の性質」『民商法雑誌』78 卷臨時増刊 (4) (1978) 284 頁は, 道路・河川等の使用権が公権であると私権であるとかかわらず, また, 村道の通行権が公法上の性質をもつか否かにかかわりなく, 私人相互の関係では, 相互に公物上における財産権につき, 他人の違法な妨害を排除する私法上の権能を有するものと解している。
- 35 千賀裕太郎『水資源管理と環境保全』(鹿島出版会, 2007) 177 頁。
- 36 松本充朗「川と流域のガバナンスと法制度」蔵治光一郎編『水をめぐるガバナンス』(東信堂, 2008) 96 ～ 97 頁は, どのような形で河川流域ガバナンスの総合性を回復するかは, 河川・流域にどのような価値を見出し, 利用・管理するかによって異なるとする。

(原稿受付 2013 年 6 月 1 日)

マーシャル集積論の制度主義的転回

—明治・大正期の羽二重産業を例に—

Institutional Turns in Marshallian Agglomeration Economies: Case Study of the *Habutae* Silk Industry in the Meiji and Taisho Era

小木田 敏彦

キーワード：水平的イノベーション、産業地域、クラフト的生産体制、差別的出来高賃金、羽二重産業

はじめに

1. 基本的な問題意識

1980年代以降、シリコン・バレーや第三のイタリアといった成長著しい地域経済に関して、様々な分野や立場から検討が重ねられてきた。特にピオリ&セープル(1993)が「産業分水嶺(industrial divide)」, つまり「技術的発展の経路 (the path of technological development)」における転換であると積極的に評価したことが多くの研究者の関心を惹きつけ、「クラフト的生産体制 (craft production)」への注目が一気に高まった。そして、「クラフト的生産体制」のモチーフのひとつがアルフレッド・マーシャルの「産業地域 (industrial district)」であったことから、ポール・クルーグマンはマーシャル集積論を経済分析の枠組として提示してもいる。

しかし、様々な分野や立場から《異業種間交流》が長期的、かつ活発に行われたにもかかわらず、期待される《集積の利益》らしきものが見当たらないという皮肉な結果を招いているように思われる。本稿で特に問題視したいのは、マーシャル集積論に関する議論の《集積》が「クラフト的生産体制」に関する理解を深めるに至っていないということである。この原因はクルーグマンのマーシャル解釈そのものだけでなく、クルーグマンによるマーシャル集積論に対する批判のあり方にも大きな問題があるからである。そこで、まずは後者の問題を明らかにするために、クルーグマン(1994)によるマーシャル集積論について素描することから始めよう。

クルーグマンはまずマーシャル的外部性の要点を①「技術の波及 (technological spillover)」, ②「中間投入財 (intermediate inputs)」, ③「集中化された労働市場 (labor market pooling)」の三点に集約している(クルーグマン 1994)。クルーグマンの理解によれば、「技術の波及」とは技術や知識、情報が企業外に伝播することであり、「中間投入財」とは関連産業から財・サービスの提供が得られること、そして「集中化された労働市場」とは幅広い熟練労働者層が形成さ

れることである。このうち、「技術の波及」は「技術的外部経済性 (technological externalities)」、
「中間投入財」と「集中化された労働市場」は「金銭的外部経済性 (pecuniary externalities)」
に峻別されてもいる (クルーグマン 1999: 52)。現在の産業集積論では、以上がマーシャル集積
論に関する通説的理解となっている。

以上はモデル化を前提とした要点整理であり、クルーグマンによるマーシャル集積論のモデル
に関しては、ある前提条件があること、および2つの特徴があることが重要となる。ある前提条
件とは18世紀末に見られた歴史的事例を検討した結果から導き出されたものであって、地域集
中化が起こる「きっかけとなった出来事 (initial event)」よりも「集積過程の性質 (the nature
of the cumulative process)」を重視するという前提に立っている (クルーグマン 1994: 77)。地
域集中化の直接的契機が「ささいな出来事 (small accidents)」や「小さな偶然的出来事 (small
accidental events)」であると繰り返し述べていることに明らかなように、クルーグマン自身は
産業集積の発生論にはあまり関心がなく、産業集積の生態論に高い関心を寄せている。

また、クルーグマンによるマーシャル集積論の特徴のひとつは、19世紀末の産業集積と現代
の産業集積を同列に把握しようとしている点である (クルーグマン 1994: 77)。訳書では「こ
うした集積過程は持続する」となっているため、真意が伝わりにくかったと思われるのだが、原文
では 'pervasive' であって、歴史的、地理的に広範に見られるといった意味合いである。そして、
もうひとつの特徴は「技術的外部経済性」よりも「金銭的外部経済性」、つまり「技術の波及」
よりも「中間投入財」と「集中化された労働市場」が重視されている点である。経済学者なのだ
から市場構造に注目するのは当然だとも思えるのだが、クルーグマンによるマーシャル集積論に
対する批判は、まさにこの点に集中している。その批判が抱える問題の一例を明らかにするため
に、この分野において影響力が大きい2人の日本人研究者を取り上げる。

まずは経済地理学における批判を取り上げる。たとえば、山本 (2005: 127-129) は「マーシャ
ルが論じたことは、ひとたび産業の局地化が発生したならば、その局地化現象が持続する理由で
あったのに対して、クルーグマンが示したのは局地化が発生するメカニズムに過ぎない」のであ
って、クルーグマン・モデルが「マーシャルの考え方に沿ったものではない」と指摘している。そ
して、「クルーグマン理論の最大の問題の1つは、技術のスピルオーバーを相対的に軽視し」た
点にあると続ける。上で紹介したように、これは明らかな誤読である。たしかに、それでもある
イデオロギー的立場に立てば主張には一貫性が見られるのだが、後述するようにその立場が原因
でマーシャル集積論の解釈に大きな誤解、あるいは歪曲が生じている点は否めない。

次に地域経済学における批判を取り上げる。たとえば、中村 (2004: 33) は「技術・技能の伝
播 (知識のスピルオーバー) が、軽く扱われているところに分析の限定性が現れている」と述べ
た上で、さらに「収穫増の静態的分析にとどまり、収穫増効果という経済のダイナミズムに
かかわる問題を、その発生、発展、消滅にかかわる動的な分析として行うことはなされない」
と捲し立てる。発生論ではなく生態論であるという分析は支持できる。しかし、消滅の要因に関

して、クルーグマン（1994: 78）は技術の標準化をあげており、かつこの問題は山本（2005）が発生論であって生態論ではないとする論拠ともなっている。したがって、こうした議論をいくら《集積》しても、没交渉的である限り知識のスピルオーバーが生じるはずはないのである。

2. 問題の所在、および本稿の構成

問題点について指摘する前に、本稿がクルーグマンによるマーシャル集積論に注目する理由を述べておこう。理由のひとつは敵の敵は味方という単純な理屈である。クルーグマンは「マルクスの理解あるいはデリーダ的な『ポスト・フォードイズム』への傾斜」を見せる経済地理学に対して手厳しい批判を行っている（クルーグマン 1999: 90）。これは訳者が穏便な表現に改めたもので、原文には「『ポスト・フォードイズム』という言い回しで素性がわかるというものだ（The giveaway turns out to be the phrase “post-Fordism.”）」といった赤狩りを彷彿させる表現や、「デリダかぶれのレギュラシオン学派（the Derrida-influenced regulation school）」や「脱構築派地理学（deconstruction geography）」といった揶揄も見られる。

言うまでもなく、この背景には激しいイデオロギー対立があり、山本（2005）によるクルーグマン批判には「デリダかぶれのレギュラシオン学派」による報復攻撃としての意味合いがある。しかし、「脱構築派地理学」に関してより重要なのは、ピオリ&セープル（1993）による「クラフト的生産体制」という問題提起に対して、「リストラと危機の議論の持つ暗さを論駁するという目的から、過度に楽観的である」、あるいは「階級闘争についてのマルクス主義の主張に対して、直接的な挑戦をすることになる」といった敵対的な態度を鮮明にしているということである（ディッケン&ロイド 1997: 452）。このため、「クラフト的生産体制」に関する理解を深めようとする意図や発想をそもそも持ち合わせておらず、筆者と問題意識を共有し得ないのである。

第二の理由は立地論批判的確さである。クルーグマン（1994: 15）は立地論が「市場構造をモデル化することについてはまったくといってよいほど注意を払っていなかった」と批判しているが、実は同様の批判は地理学内部にも古くから存在する。たとえば、千葉（1966: 92）は「貨物の移動が実現するためには商取引が成立するという前提がなくてはならず」、「これには信用・宣伝・金融などというファクターが介在する」のだが、「偶然性があるとか、外部のものにうかがい難い慣習に左右されるなどの理由から、地理的条件としてはほとんど考慮されず、たまたま地理的習慣性などといった不得要領な言葉で片づけられ」てしまい、結局、立地論では「単に貨物の運搬輸送のみが考えられ」と指摘している。以上は歴史地理学からの批判である。

マーシャルの根源的な問題意識は「大規模生産の経済はどの程度まで内部経済によらなくてはならないのか、またどの程度まで外部経済によって得られるか」（マーシャル 1965: 262）である。仮に双方の本質が分業のメリットにあり、企業の規模は「取引費用（transaction costs）」に規定されると考えれば、ウェーバー集積論との接点を見出せもする。しかし、市場構造を除外すれば、「金銭的外部経済性」より「技術的外部経済性」を重視せざるを得なくなり、必然的にイノベーション

ン・プロセス偏重の議論に陥る。先の誤読も「標準化される技術に代わって、新しい技術の発生が繰り返しなされるような状況こそ必要だ」とする問題意識に起因する（山本 2005: 130-131）。技術革新の永久機関である千年王国主義的産業集積論を標榜するのは自由だが、歴史的事実をも否定する態度は非科学的であって、単なる錬金術に終わる公算が大きい。

しかし、最大の理由は優れた歴史認識にある。マーシャルの時代に「産業地域」が世界各地で同時多発的に誕生しており、グローバリゼーションの中でのローカリゼーションという点で現代に見られる産業集積と共通性を有していることを、クルーグマンは正しく理解している。たとえば、「産業地域」の同時多発性に関して、クルーグマン（1994: 49）は「産業が集中化していく過程は非常に特徴的であったので、19世紀後半には大いに注目を集め、1900年には米国国勢調査報告書にもこのテーマですばらしい論文が掲載された」と明確に指摘している。また、1890年にはイギリスでマーシャルが『経済学原理』において、また1909年にはドイツでもアルフレッド・ウェーバーが『工業立地論』において産業集積について論じている。

また、クルーグマン（1994: 33）は19世紀後半にアメリカ国内に「産業地域」が同時多発的に誕生した過程を「地域の多様化（regional divergence）」と呼び、その原因に「輸送ネットワーク（transport networks）」をあげている。つまり、この過程は「鉄道型離陸（railway take-off）」（ロストウ 1961）の一局面であった。ロストウ（1961: 75）によれば、鉄道には「スミスの機能（the Smithian function）」、つまり「国内輸送費を引き下げ、新しい地域と生産物を商業市場に登場させ、そして一般的に、市場を拡大する」働きがあった。そしてさらに、クルーグマン（1994: 82）は、当時の「画期的な発明（the epochal innovations）」が「鉄道と蒸気船（railroads and steamboats）」であったのに対して、現代において生産のための「サービスの地域集中化（localization of service）」を促進した技術として、「情報」を伝達する技術をあげている。

以上のように、クルーグマンには、産業集積が交通革命や通信・情報化によって急速にグローバリゼーションが進展し、新たなビジネスの機会が生まれた状況への地域的対応だとする認識がある。重要なのは、以上がマーシャルとの共通認識であるということである。たとえば、「運輸通信手段の改良が産業の地理的分布におよぼした影響（the influence of improved means of communication on the geographical distribution of industries）」に関して、マーシャル（1965: 258）は「運輸通信手段の低廉化にともなって、遠隔な地域のあいだの意見の自由な交流が容易となると、産業の立地をきめる力のはたらきも変わり、「特定の産業を特定の地区へ集積させる（concentrate particular industries in special localities）傾向を強めた」と指摘している¹⁾。

以上のような優れた歴史認識を有しつつも、クルーグマン・モデルには致命的な欠点がある。その欠点とは空間経済学から「産業地域」を「追放（exile）」²⁾したことである。分析対象が「米国における製造業地帯（the U.S. Manufacturing Belt）」³⁾に摩り替えられているのである。「産業地域」と「製造業地帯」は同時に誕生した。ロストウ（1961: 75-76）によれば、鉄道には「近代的な石炭・鉄・機械工業の発展をもたらして、国民経済の軸となる「近代的基幹産業部門の

成長」を刺激する役割や、さらには「急速に拡大しつつある新しい主要輸出産業部門発展のための前提条件として」の役割もあった。この結果、「産業地域」の同時多発的な誕生に並行して、「製造業地帯」という「中心 (center)」と農業地帯という「周辺 (periphery)」が形成されることになった。そして、モデル化に際して、分析対象が「産業地域」から「製造業地帯」に摩り替えられたことで、マーシャル集積論と「クラフト的生産体制」の接点が絶たれてしまったのである。

摩り替えの原因はモデル化に際して、空間経済学から「より歴史に基づいた制度理解 (more historically based understanding of institutions)」(クルーグマン 1999: 80) を「追放」したことにある。このため、コース (1992: 11) の言葉を借用すれば、クルーグマンによるマーシャル集積論における市場は「制度としての市場とはまったく異なるもの」となり、「交換を促進する社会的諸制度の影響は、そこでは完全に無視されている」。しかし、千葉 (1966: 92) が指摘するように、「そもそも商取引には特定の職業的慣行があつて、このルールにそむいた取引は存在しない。したがって、特別な、時には土地によって異なる売買慣行や取引組織が、商品ごとに存在しており、生産者と需要者とがこれに適応することによって、はじめて商品の大量移動がおこる」。したがって、本稿ではマーシャル集積論の制度主義的転回を試みることにする。

この課題に対して、筆者が「クラフト的生産体制」の一例として研究を続けてきた羽二重産業は好材料と言える。輸出羽二重の生産はまず桐生で始まり、アメリカ横断鉄道による外部経済性が顕著になり始めた 1887 (明治 20) 年頃に北陸地方や東北地方南部にも拡大を見せた。したがって、羽二重産地は実は世界各地に同時多発的に誕生した「産業地域」の典型例であつた。過去の一連の研究においては主に同業組合や産業組合の役割を中心に検討を続けてきたが、本稿では集積の利益について焦点を絞るために、まずクルーグマンによるマーシャル集積論の要約を準拠枠としつつ、羽二重産業の中から外部経済性の具体例を拾い上げてみたい。準拠枠は章立ての都合上の問題であつて、内容面に関するものではないことを最初に断っておく。

クルーグマン (1994) は「地域特化産業の利点 (the advantages of localized industries)」(マーシャル 1965: 255-256) の個所を前述のように三点に要約し、「集中化された労働市場」、「中間投入財」、「技術の波及」の順番で紹介しているが、マーシャル (1965) では紹介の順番が逆になっている。また、マーシャル (1965) には小見出しが 4 つあり、「技術の波及」は「伝統的技能 (hereditary skill)」、「中間投入財」は「補助産業の発達 (the growth of subsidiary trades)」と「高度に特化した機械の使用 (the use of highly specialized machinery)」, そして「技術の波及」は「特化した技能にたいする地方市場 (a local market for special skill)」にそれぞれ対応している。そこで、本稿では I 章で「技術の波及」、II 章で「中間投入財」、III 章で「集中化された労働市場」について詳細に検討し、その後たとえば I 章ならば「技術の波及」が「中間投入財」や「集中化された労働市場」に与えた影響といった具合に、3 つの要点の間に見られた相互作用についても検討を加えることで「追放」された「産業地域」を復元してみたい。

本格的な議論に先立って、あらかじめ資料について断っておきたい。羽二重産業で生産量が最

大だったのは福井羽二重産業であったが、戦時中の空襲と戦後の震災により、一次資料のほとんどが失われてしまっている。このため、力織機化期に関しては、同じ羽二重生産者による分析である福島県（1910）が貴重な資料となっている。福島県（1910）には2つの報告書が収められている。ひとつは川俣絹織物同業組合副組長であった伊達郡小手川村の千葉栄三郎による「新潟県外三縣絹織物視察報告」であり、もうひとつは相馬郡小高町（現南相馬市小高区）において、力織機工場を経営していた半谷一意による「横浜附大阪府下茨木他一縣輸出羽二重視察報告」である。このうち、前者は川俣絹織物同業組合（1910）を転載したもので、研究論文と区別するために以下では川俣絹織物同業組合（1910）とし、後者を福島県（1910）とする。

1. 「技術の普及」をめぐる諸問題

1. マーシャル集積論における「伝統的技能」の問題

「地域特化産業の利点」という章は、「産業がその立地を選択してしまうと、ながくその地にとどまるようである」という一文から始まる。「伝統的技能」はこの理由のひとつである。以下に訳書の全文を番号を付して記す。ちなみに、クルーグマン（1994: 51）では、このうち①と③が割愛されている。

「①同じ技能を要する業種に従事する人々がたがいにその近隣のものからうる利便にはたいへん大きなものがあるからである。②その業種の秘訣はもはや秘訣ではなくなる。③それはいわば一般にひろくひろまってしまって、子供でもしらすらすのあいだにこれを学んでしまう。④よい仕事は正しく評価される。⑤機械、生産の工程、事業経営の一般的組織などで発明や改良がおこなわれると、その功績がたちまち口のはにのぼる。⑥ある人が新しいアイデアをうちだすと、他のものもこれを取りあげ、これにかれらの考案を加えて、さらに新しいアイデアを生み出す素地をつくっていく」。

「伝統的技能」の意義が「技術の普及」にあるとする理解は、②の「その業種の秘訣はもはや秘訣ではなくなる（the mysteries of the trade become no mysteries）」の部分の根拠としたものである。しかし、①にあるように、そもそも「同じ技能を要する業種に従事する人々（people following the same skilled trade）」という前提であり、③には家族が技術の伝達媒体となることが示唆されてもいる。したがって、クルーグマンが①を割愛した意図は明白であって、明らかにマーシャル自身は「純粋なるスピルオーバー（pure spillovers）」（クルーグマン 1999: 52）ではなく、「伝統的技能」の伝承を重視していた。ただし、③から④の間には段階的に見てかなりの飛躍があり、④の「よい仕事は正しく評価される（good work is rightly appreciated）」状況は、市場メカニズムが健全に機能していなければ生じ得ないという点に留意が必要である。

表1 福井県における差別的出来高賃金 (1899)

証票	等級	賃金
松印	一等	1円
竹印	二等	90銭
梅印	三等	70銭

(出所) 福島県内務部 (1899: 29-30) より作成。

(注) 巾1尺5寸を標準とし、巾1寸増減する毎に2〜3銭を増減する。

飛躍の問題については後で再び取り上げることとし、ここでは④が「クラフト的生産体制」の成立に不可欠の条件となっていることに注目する。よい仕事が正しく評価されていなければ、経営者は労働者からの協力を得ることができないからである。そして、ここで重要なのは、労働者からの協力という条件を満たすには「科学的管理法 (scientific management)」の導入が不可欠であるということである。テイラー (2009: 11) が「ほとんどの人は、『雇用主と働き手の利害が対立するのは避けられない』と思いついでいる。これとは対照的に、科学的管理法は、『雇用主と働き手の利害は、最終的には一致する』という揺るぎない信念をよりどころとしている」と述べているように、テイラー主義的「科学的管理法」の本質は「エージェンシー問題 (agency problem)」を解決すること、つまり経営者と労働者の利害の不一致を克服することにあつた⁴⁾。

利害の不一致を惹き起こす最大の要因は賃金決定方式にあつた。「科学的管理法」においては、テイラーがベアリング用ボールの品質検査作業に導入した「差別的出来高賃金 (differential rate piece work)」つまり「各自の賃金は出来高に応じて増え、仕事ぶりが正確であればさらに上乗せ幅が大きくなる」(テイラー 2009: 110) 制度が有名である。ピオリ&セーブル (1993: 160-161) によれば、婦人用服飾品産業の賃金決定方式の特徴は「クラフト原理と産業原理の混合 (a hybrid of craft and industrial principles)」にあり、建設業より産業原理が強いため、「個々の技能の差異により敏感な」出来高払いシステム (piecework system) になる。たとえば、表1は福井羽二重産業における賃金体系であつて、製品の等級、つまり「よい仕事」に応じて賃金を「正しく」上乗せする「差別的出来高賃金」の典型である。

この等級別出来高賃金制度が女工に与えた影響に関して、福島県内務部 (1899: 30) は「一等品を織るにあらざれば織賃に関係あるを以て工女は競て上等品を織らんとし且賃織なるを以て数量に於ても自然競争しつゝあるものゝ如し」と述べている。つまり、一等品を織った方が高賃金であるため、女工は競い合つて品質向上に努め、同時に「賃織」、つまり出来高給であるため、女工は競い合つて生産量の増大にも励んでいた⁵⁾ ということである。このように、福井県絹織物同業組合による等級検査は「取引上利便を得る勘からざるのみならず職工奨励上大に効力を及ぼし」(福島県内務部 1899: 20) ていた。つまり、羽二重取引の円滑化のみならず、女工の技能向上に対するインセンティブを十分に刺激してもいたのである。

等級を記した証票が市場で高い信頼を勝ち得た理由は、福井羽二重産業が羽二重取引における

「レモン市場 (the market for lemons)」の問題を克服し、「取引費用」を軽減し得たからであり、同時に品質が価格メカニズムに反映され、等級間に価格差が生じたため、品質競争という点で機業家と女工の利害が一致したからでもある。このうち、「レモン市場」の問題は後述することとして、ここでは引用にある⑤と⑥の問題を検討してみたい。この問題に関して、山本 (2005: 68) は「異質な者どうしが相互作用することによってどちらも持っていなかった新しい物や知識を作り出す」シナジー効果だと解釈している。クルーグマン (1994) や本稿と同様に、山本 (2005) はマーシャル (1965) を引用して訓話注釈を行っているのだが、やはり①の引用は見られない。しかし、「同じ技能を要する業種に従事する人々」だという前提を考え合わせれば、シナジー効果だとする解釈が作為的で、完全に的外れなものであることは明らかであろう。

この問題に関しては競争回避性と解釈し、「国内国外を問わず、それぞれ非常に異なったマーケットに向けて、多岐にわたる製品を生産する」(ピオリ&セープル 1993: 38) 状況を記述していると理解すべきではないだろうか。拙稿 (2009, 2010) で指摘したように、福井羽二重産業はこの好例であった。多品種化と高品質化を実現するために競争回避性は不可欠の条件であり、福井県の機業家の間には競争回避性の不文律が浸透していた。競争回避性の不文律が存在しなければ、揺籃期にある地方の織物市場は「共有地の悲劇 (the tragedy of the commons)」と同じ構造になった。価格をシグナルとして製品種をその都度変更することは個々の機業家レベルでは合理的な行動である。しかし、すべての機業家が同じ製品を生産すれば、すぐに供給過剰となり、熾烈な価格競争に発展する結果を招いたのである。そして、この必然的結末が粗製濫造であった。

たしかに揺籃期の「共有地の悲劇」に関しては、石川羽二重産業のような幸運な克服例も存在する。石川羽二重産業の特徴はほぼ中目羽二重の単品生産であったこと、経営規模が比較的大きかったことにある。1897 (明治 30) 年にアメリカ関税法改正の影響で、重目から軽目への代替が進展する中、石川県は中目というヒット商品の開発に成功した (小木田 2013)。川俣絹織物同業組合 (1910: 69) によれば、1904-1908 (明治 37-41) 年において福井県では年平均約 40 万疋の平羽二重が生産されたのに対して、石川羽二重は年平均約 68 万 4000 疋も生産され、しかも福井県の場合は 6 匁から 12 匁、あるいは 20 匁といった幅広い製品を生産していたのに対して、石川県では 4 匁から 5.5 匁だけであって、「其需用の数量の大なるを知る可」き状況であった。

需要拡大によって過剰供給が起こらなかったことは、経営規模の拡大をも容易にした。高等商業学校 (1901: 138) も、石川羽二重産業における「職工争奪」に関して「市場上景気ニシテ製品ノ売口盛ニ開カル、トキハ相場從テ上騰シ機業家ハ一般ニ事業拡張熱ニ襲ハレ織進スルモノナリ」と述べている。つまり、好景気で製品の売れ行きが好調になれば、製品価格も上昇するため、機業家は経営規模の拡大に駆り立てられるということである。したがって、「利が薄ければ、薄利多売つまり大量生産に活路を求めるほかない」(中村 2004: 233) とする理解よりも、福井県と同じ品質検査体制を構築し、表 2 にあるように福井県と同じ等級別出来高賃金制度によって、粗製濫造による需要の減少を防ぎつつ、生産量を増大し得たことの方が遥かに重要である。

表2 石川県石川郡における量目別の差別的出来高賃金

証票	等級	5 匁・5.5 匁	6 匁	6.5 匁	7 匁以上
鶴印	一等	1 円 35 銭	1 円 15 銭	1 円 5 銭	70 銭
亀印	二等	1 円 25 銭	1 円 5 銭	95 銭	80 銭
松印	三等	1 円 5 銭	85 銭	75 銭	60 銭
竹印	四等	75 銭	55 銭	45 銭	30 銭
—	等外	40 銭	25 銭	15 銭	—

(出所) 福島県内務部 (1899: 54) より作成。

(注) 巾 2 尺 4 寸, 1 尺 8 寸, 1 尺 5 寸に共通。巾 1 尺 3 寸は各 5 銭を差し引く。

2. 「中間投入財」への影響—産業集積の希望学—

ここでは発生論の観点から「中間投入財」の意義について検討してみたい。サクセニアン (2008: 42) によれば、シリコン・バレーにおける旺盛な企業家精神を支えたのは、弁護士や銀行家、ベンチャー・キャピタリスト、さまざまなコンサルタントといったベンチャー企業やハイテク会社のニーズを熟知した専門的サービスの提供者が充実していたことであった。ベンチャー・キャピタルの始まりは、成功した第一世代の起業家層が、友人や同僚たちが興した会社に非公式に投資したことにあった。言い換えれば、第一世代の起業家層は地域の未来像に関してローカル・アイデンティティを共有し、地域経済が抱えている不備を潜在的な需要というビジネス・チャンスであると前向きに捉える逆転の発想を持っていたのである。

19 世紀後半の「産業地域」においても同様の動向が見られた。たとえば、福井羽二重産業が「レモン市場」の問題を克服し、優れた品質検査体制を構築する上で精練業者は不可欠の存在であった。この問題については、まず「生絹^{なまぎぬ}」と「練絹^{ねりぎぬ}」の区別が重要となる。絹織物を製織する場合、下拵の際に生糸の保湿性や強度を高めるために、生糸の表面に糊を付着させる。織り上げた後でこの糊を洗い流すのだが、この工程は精練と呼ばれ、精練工程を経た絹織物は「練絹^{ねりぎぬ}」と呼ばれる。これに対して、精練工程を経っていない絹織物は「生絹^{なまぎぬ}」と呼ばれる。練絹とは異なって、生絹は品質鑑定が困難であった。このため、羽二重取引における「レモン市場」の問題を克服するには練絹取引を実施する必要があり、実施には精練業者が不可欠であった。

福井県における羽二重生産は、1887 (明治 20) 年 3 月に桐生から技術指導者の高力直寛を招聘して技術講習を行ったことに始まる。しかし、この当時、福井県には羽二重を精練する技術はなかった。桐生や足利、あるいは川俣と同様に、生絹取引を行うのが最も現実的で状況であったが、福井県はあくまで練絹取引を実現しようとした。井上 (1913: 105) の解説を整理すれば、まず練絹取引を行う最も現実的な方法は京都の精練業者に外注することであり、京都の上田伊八が仲介役となった。これに対して、地元の染色業者に外注する方法もあった。しかし、前者の方法は多くの費用と日数を要し、後者の方法も精練技術が未熟であるという問題を抱えていた。こうした中で精練業を併設する機業家も登場した。しかし、染色業者以上に技術的に稚拙であったため、「一同殆ト困難ヲ極メ如何ハセント唯評議ニ時日ヲ費」(高等商業学校 1901: 15) していた。

にもかかわらず、1892（明治25）年に福井県絹織物同業組合は練絹に対する等級検査を開始できたのである。打開策のひとつが、先進地に人材を派遣して育成することである。たとえば、機業家のリーダーであった葛巻包喬らが、東京で傘地やハンカチ地の研究を行ったり、桐生を視察した経験を高く評価して、染色業者の渡辺清七を桐生に派遣した。翌1888（明治21）年秋に、渡辺清七は帰郷して、精練業を開始している。もうひとつの打開策は専門技術者を呼び寄せることである。たとえば、1889（明治22）年に、上田伊八は練工の木村栄次郎を京都から呼び寄せ、京越組として開業した。その後、木村栄次郎は黒川家の養子となり、1891（明治24）年に独立して黒川練工場を開業している。そして、この間に多くの精練業者が開業し過当競争が生じつつあったため、1890（明治23）年には6名の精練業者が「練進会」を組織するまでに至っている。

多くの研究が指摘する通り、福井羽二重産業の発展に関しては、「社」と呼ばれる機業家の自主流通組織が大きな役割を果たした。1896（明治29）年に仲買商による買い叩きに苦慮した「社」は競争入札制度の導入に踏み切ったが（高等商業学校 1901: 38）、不買運動で対抗する仲買商が最終的に屈服したのは機業家の立場が強くなったことを意味している。この結果、1900（明治33）年には県内に29社にまで増大していた。しかし、多くの「社」は基本的に小規模であり、また仲買商も組織化されていたため、数の論理では対抗し得なかったのであって、品質検査体制による後押しを看過することはできない。福島県内務部（1899: 33）によれば、「検査をなし其格付を附しあるを以て老若男女と雖も仲買人の為めに時価を欺かるゝの憂少な」かった。したがって、精練場は仲買人に対抗し、自主流通を実現する上で不可欠な施設であった。

福島県内務部（1899: 34）によれば、精練場は福井市に11工場、郡部に14工場存在し、その組織形態には「営利的個人所有練場」と「機業家の共同練場」とがあった。「個人的練場」には「練賃の競争上薬剤の粗品を用る其他練工程中の手を省く弊」があり、また「営業し得る丈の羽二重の数量を産出するにあらざれば設立を見る能は」なかった。したがって、「金銭的外部経済性」の典型であった。これに対して、「共同練場」は「機業家の共同経済なるを以て練場の必要なる場合には産額の少しく不足なるも設立し得る」だけでなく、「個人的練場」にありがちな「弊害を生じることなく正当の練法を施すが故に練白は寧ろ優れ」ていた。しかし、組織形態の別によらず、地域経済の中で同じ役割を果たしており、各工場は「羽二重の集配人を置き朝夕各機業家を巡回せしめ羽二重を集め精練したる後検査を受けて配達」していた。

「個人的練場」と「共同練場」の一覧表はないが、水野（1988）によれば今立同盟会という「社」が「共同練場」を所有していたようである。ミクロ経済学的に見た場合、「個人的練場」の群生は非常に理解しやすい。これに対して、「産額の少しく不足なる」状況というのは、市場メカニズムに任せておけば誰も「個人的練場」に投資しない状況である。したがって、実は「市場の失敗」における「公共財（public goods）」のケースに該当する。精練場がなければ取引条件が改善されず、機業に投資するメリットも小さくなるため、新規参入という形の「クラウディング・イン（crowding-in）」も望めなくなる。これに対して、初期投資を「共同経済」の形で賄い、取引

条件を改善すれば、多くの新規参入が期待できるだけでなく、「個人的練場」への展望も拓ける。このように、「共同練場」は地域の未来像に関してローカル・アイデンティティを共有することによって生じた集積の利益の一例であったと言えるのである。

3. 「集中化された労働市場」への影響—労働力の大量供給システム—

1887（明治20）年に技術講習を行ってから、品質検査体制が構築された1892（明治25）年末までに、福井羽二重産業の女工数は既に1万人の万台を突破していた。たしかにこの背景には生産量の拡大に伴う労働者需要の急増がある。しかし、「差別的出来高賃金」に明らかなように、品質向上は女工の技能向上に負うところが大きかったのであって、技術の伝承がないにもかかわらず、粗製濫造を惹き起こすことなく生産量を急速に拡大させることができた背景に、労働力の大量供給システムがあったことを看過するわけにはいかない。しかも女工の長期勤続は稀であった。つまり、この急増は女工が著しい新陳代謝を繰り返す中で実現したのである。

この問題の詳細は拙稿（2009）に譲り、ここでは概略のみを記そう。日本の繊維産業は労働力の供給を「奉公」という伝統的な社会システムに依存していた。奉公とは一種の伝統的教育システムであって、花嫁修業として他家にて礼儀や行儀作法などを躰けてもらう制度である。このため、北陸地方でも女工は「クラフト的生産体制」のイメージからはほど遠く、「欧米の職工気質なるもの殆んど無く所謂『機織奉公』をなすの観念を以て工場に来」（井上 1913: 93）ていた。この結果、「結婚又は育児等の為めに其業を捨」てることが多く、「大部分は常に新に之れを補充する」必要があった（川俣絹織物同業組合 1910: 87）。特に結婚シーズンである春と秋は多くの女工が一斉退職する季節でもあった（井上 1913: 87）。

福井羽二重産業における労務管理の特徴として、福島県（1910: 399）は「一ヶ年二ヶ年三ヶ年と年期を定め雇入るゝもの寔に僅少」である点をあげている。高等商業学校（1901: 70）によれば、「福井県絹織物同業組合ニテハ職工ノ養成ヲ計ランガ為メ職工徒弟伝習部ナルモノヲ設」けていた。この「伝習部」は特別な施設ではなく、「各機業家ノ工場ハ即チ教場」であって、「換言スレバ組合ニテハ其組合員ノ工場ヲ以テ伝習所トナシ其工場ニ於テ機織法ヲ伝習セシムル」制度であった。つまり、すべての工場が女工の育成を行ったのである。組合は伝習生をしっかりと管理・監督しており、「職工ハ各工場ニテ一定ノ期間其業ニ従事スルトキハ組合ヨリ生徒証ナルモノヲ与へ更ニ其上研究ヲ積ミ成績良好ナル時ハ成業証ナルモノヲ与」えた。この「成業証」は「福井絹織物同業組合ノ管轄区域内ニ於テ絹織業ヲ習得セルモノナルヲ証明スルモノ」であった。

福島県内務部（1899: 28-29）にも同様の記述があり、「福井縣織工育成法」はまず「各機業家の工場を伝習部と見做し」ていた。そして、「生徒たらんと欲するものは組合へ出願して生徒証の下附を請ひ其各工場に入り大凡六ヶ月にして伝習を終り成業証の下附を請ひ以て職工となるなり」とある。後述するように、伝習期間が「六ヶ月」というのは異例の短さである。これとは別に「伝習を要せざる職工」の場合、「組合員に於て試験し直に成業証の下附を請ふことを得るの

規定」もあった。こうした規定は「同縣下にては成業証を有せざるものは職工たるを得ざるの規約」があるからで、「組合に於ては職工台帳を整備して之れか取締をなす」方針であった。つまり、同業組合には労働者を大量に供給するだけでなく、見習女工と製織女工のすべてを把握しようとする意図があった。恐らくは女工争奪競争を抑制しようとする目論見からであると見られる。

労働力の大量供給システムに関して重要なのは、伝習生に対しても賃金が支払われたということであり、福島絹織物同業組合（1904: 6）によれば、「見習生ハ普通品製織ニ至ル迄ノ期間其作業ノ程度ニ依リ一日五六銭ノ日給ヲ給与」された。この点は金沢市でも同様で、福島県内務部（1899: 51）は「最初糸繰等其他一般下拵を習得せしめ（其間相当労銀を給す即ち糸繰に於ては一日三銭乃至拾銭）夫より機台に上らしむるものとす」という点を高く評価して、「我福島縣の如く長時日の年期徒弟たるを要せずして短時日に於て職工となり相当の賃金を得らるゝを以て貧家の子女と雖も進んで職工たらんと欲し」ているとの分析がなされている。つまり、短期間で技術を習得し、賃金を得ることができるため、女工の供給が豊富だということである。

伝習期間の短縮はアダム・スミスが指摘した分業のメリットのひとつであって、技術習得に対する労働者のインセンティブを刺激することで労働生産性を向上させる効果がある。織物業にはその他の分業のメリットが小さいという特性があるのだが、羽二重は生産工程が単純なので、逆に作業を細分化することなく伝習期間を短縮することが可能であった。しかし、年季制度では契約が3年から7年の長期になってしまう。このため、福島県内務部（1899: 63）は「職工養成の期限を短縮し短時日に於て成業し賃金を得らるゝの業なし」と批判し、「奨励法を設け以て厚遇し職工をして自励自勤せしむる」必要を説いている。言い換えれば、「産業地域」に飛躍を遂げるには、労働力の大量供給システムを構築する必要があるということである。

II. 「中間投入財」をめぐる諸問題

1. マーシャル集積論における「補助産業の発達」と「高度に特化した機械の使用」の問題

製品の多様化による競争回避に関する記述の後に、「補助産業の発達」と「高度に特化した機械の使用」の記述が続く。以下に訳書の全文を番号を付して記すが、①が「補助産業の発達」、②と③が「高度に特化した機械の使用」に関する記述である。ちなみに、クルーグマン（1994: 51）の訳本では、下線の部分が割愛されている。

「①やがて近隣には補助産業が起こって、道具や原材料を供給し、流通を組織し、いろいろな点で原材料の経済をたすける。②また、その地区の同種の生産物の総計量が大きくなると、たとえ個別企業の資本規模はそれほど大きくななくても、高価な機械の経済的利用がひじょうによくおこなわれるようにもなる。③それぞれに生産工程の一部分を分担し、多数の近隣

企業を相手に操業している補助産業は、ひじょうに高度に特化した機械をたえず操業させていけるだけの注文があるので、たとえその機械の原価が高く更新の時期がたいへんはやくくるものであっても、その経費を回収していけるからである。

「補助産業」とは「ある産業 (an industry)」を補助する部門であるが、①はその産業の「原材料の経済 (the economy of its material)」を補助する部門であり、②と③は「生産工程の一部分 (one small branch of the process of production)」を補助する部門である。しかし、「補助産業の発達」と「高度に特化した機械の使用」が「地域産業に特化した投入財とサービスが入手可能である、という理論」(クルーグマン 1994: 63)であるとする解釈を鵜呑みにしてはならない。「産業地域」の「追放」、あるいは「より歴史に基づいた制度理解」の「追放」のために、パラグラフの組み替えが行われているからである。原文でも訳書でも①は「伝統的技能」のパラグラフに含められており、②と③がひとつの独立したパラグラフになっている。したがって、②の直後の省略にはパラグラフを組み替えようとする明確な作為的意図⁶⁾が感じられる。

「伝統的技能」と「補助産業の発達」を組み合わせると、クルーグマンが「追放」しようとした「産業地域」の幻影が浮かび上がってくる。明らかに「原材料の経済」は地域外からの原料供給を補助する役割だからである。前述のように、「産業地域」は「鉄道型離陸」の過程で同時多発的に誕生した。言い換えれば、「産業地域」は「水平的イノベーション (lateral innovation)」(ロストウ 1961)の産物であったということになる。「水平的イノベーション」とは「スミスの意味で市場を拡大 (in the Smithian sense widen the market)」していく際に生じる社会工学的諸変化の総体であって(小木田 2013)、この結果「製造業における国際的相互依存関係 (international interdependence in manufacturing)」を含む「新しい形の専門化と相互依存関係 (new types of specialization and inter dependence)」が形成された(ロストウ 1961: 45)。「伝統的技能」の項にあったかなりの飛躍は、この「水平的イノベーション」の結果であると見ていいだろう。

これに対して、いわゆる技術進歩・技術改良のことを、ロストウ (1961) は「垂直的イノベーション (vertical innovation)」と呼んで明確に峻別している。しかし、「高度に特化した機械の使用」は技術的条件が一定という前提で説明されており、明らかに「垂直的イノベーション」ではない。鉄道や蒸気船による交通網の拡大、および電信・電話といった技術変化に加えて、動力にも変化が生じていた。こうした大きな時代のうねりの中で、恐らくマーシャルは新しい息吹を感じとろうとしていたのであろう。こうした気分は「ガス・石油・電気の普及によって動力の配給の方法が新しく変わってきたので、他の多くの産業 (筆者注:被服業以外の意) においても『家内工業』が優勢になってくことも、ありえないことではなかろう」(マーシャル 1965: 287)という言葉に集約されているように思われる。この言葉から、マーシャルの時代に「被服業 (clothing trades)」において「家内工業 (house industry)」が既に復活を遂げていたことがわかる。

羽二重産業を例に考えれば、「水平的イノベーション」による飛躍は、日本が「離陸 (take-off)」

(ロストウ 1961) を遂げる過程だとする解釈も成り立つ。拙稿 (2013) で明らかにしたように、ロストウ (1961) は日本を輸出主導型の離陸モデルで説明しており、製糸業や絹織物産業において品質管理技術が著しい進歩を遂げたことを重要視していた。したがって、福井羽二重産業の場合、「補助産業の発達」の例としては、機業家が生糸商から信用供与を受け得たことや力織機化後に「社」が産業組合へと組織替えしていったことをあげることができる。これに対して、「高度に特化した機械の使用」の例として、精練業者の群生に加えて、電気事業者が電力を供給したことで、力織機化が急速に進展したことなどをあげることができる。

しかし、より興味深いのは、むしろマーシャルが感じとろうとしていた新しい時代の息吹であろう。「産業地域」が有する技術的活力の特徴のひとつに、ピオリ&セープル (1993: 41) が「必要に応じて非常にすばやくかつ精妙にエネルギー源を活用したこと」をあげているからである。たとえば、当初、福井羽二重産業では蒸気機関を動力に使用していた。しかし、電力が供給されるまで、力織機化はほとんど進展しなかった。この問題は、津村節子が吉田郡春江村を舞台にして描いた小説『絹扇』でも扱われている。

「力織機やって？ 動力はどうするんや」

「春江には電気がきてないさけ、蒸気機関なんたら言うてるんや」

「ほんなあほな。蒸気機関なんちゅうもんは、たいへんな設備やぞ。福井の県立工業試験場に見に行ったんやが、工場のほかに汽罐室をもうけなならん。汽罐、給水の装置、燃料を供給する装置がいるし、汽罐土もやとうことになる・・・」

.....

「心配するな。蒸気機関がどんだけ大変なもんか、順二さんかてようわかってる。もし蒸気機関を使うんなら、一台の力織機では採算はとれんのや。何台もの織機に動力を伝える仕掛けをして、一斉に動かさんとな・・・」 (津村 2003: 159)

この会話にあるように、蒸気機関には専用工場を建設する必要があるため、初期投資に莫大な費用が必要になり、また「規模の経済性 (the scale of economy)」が働いたため中小工場では採算が採れないという欠点があった。福島県 (1910: 397-398) も「本縣の動力は第一電力第二蒸汽力第三水力等なり」と分析し、「電力動力は完全にして余り高価ならず使用者大に有利なる」と結論づけている。そして、この報告をうけて、1911 (明治 44) 年に相馬郡小高町に磐城水電株式会社が設立された (小木田 2008)。単なる一報告が大きな説得力をもった理由としては、福島県内にもこのことを裏づける事実があったことを指摘できる。表 3 にあるように、小高羽二重産業⁷⁾と川俣羽二重産業とでは工場数や経営規模に大きな違いがあったからである。

マーシャル (1965: 268) は蒸気機関を使用する紡織工場が「大きな工場といっても実はいくつかの小さな工場をひとつ屋根のもとに (under one roof) 集めただけのものにすぎない」ことに

表3 動力別に見た生産状況の違い

a) 小高羽二重産業における工場 (1908)				b) 川俣町の生産状況 (1912)	
会社名	資本金	力織機	職工数	力織機台数	工場数
相馬機業会社	6万円	100台	75人	6台以下	69
相馬羽二重会社	1万5千円	50台	35人	7～12台	27
東北機業会社	2万5千円	100台	94人	13～18台	5
永石機業会社	3千円	23台	12人	19～24台	9
交信組絹工場	5千円	30台	17人	25～30台	2
小高羽二重会社	2万5千円	50台	50人	31～36台	4
半谷機業場	6千円	50台	35人	120台以上	1
(合計)		403台	318人	(合計)	117

(出所)『福島民報』1908(明治41)年12月12日。

(出所)「大正元年十月川俣町電力需要者人数調」(川俣町1979:338-340)より作成。

気づいていた。電動機が普及する以前のシェフィールドやバーミンガムでも「蒸気エンジンを備え、ベルトによる動力配給システム(system of belts)を有する大きな建物の中にはいつてグループ化する傾向」⁸⁾が見られ、「蒸気エンジンの力は、このベルトを通じて日決めで賃貸される作業場へ伝達され、小規模生産者に効果的な動力を提供した」(ピオリ&セープル1993:42)。そして、小高羽二重産業においても余剰動力による「貸動力」が見られ、この結果「少数機台の業者が一ヶ所に集り(営業は各別なるが)五十台以上二百台位迄の工場を設けた」(佐野1936:312)。

複数の機業家が《ひとつ屋根のもとに》集まっていたのは「規模の経済性」が働いたためであった。たとえば、佐野(1936:312)は「蒸気汽罐を使ふには五台若しくは十台位の工場では経費が嵩んで採算が採れない。少なくとも五十台以上でなければならぬ」と指摘している。つまり、共同で動力代を節約したのである。これに対して、川俣羽二重産業の状況に関して、日本銀行調査局(1915:30-31)は「工場組織トイフモ住宅以外ニ工場ヲ有シ(中略)経営シ居ルモノハ其数甚ダ少ク其他ハ工場トイヘドモ住宅内ニ設ケラレタル作業場体ノモノニテ或ハ之ヲ家内工業トイフノ妥当ナルヤモ知レ」ないと指摘している。つまり、専用工場は稀であって、大多数は住宅の内部を作業場に改築した「家内工業」であった。そして、「家内工業」が優勢になることもあり得るというマーシャルの予感も、羽二重産業に関する限り見事に的中している。

「規模の経済性」は両刃の剣であった。生産量の縮小が生産費の高騰を招くため、不況に弱い経営体質となった。磐城水電株式会社は、1913(大正2)年6月に昼曾根発電所を完成させた。「こうして大正初期に入ると、電動機を利用する工場が14に及び、うち大正期設立のもの11工場とな」った(小高町1975:508)。さらに「大正八年頃には約一千台を算し他の機業地と同様此所にも黄金時代を現出した」が、1920(大正9)年の大戦ブーム終結によって「比較的大工場が影響が多く遂に三十台以上の業者は全部共倒れとなつて、それ以下の家内の業者のみが漸く残つた」(佐野1936:313)。1924(大正13)年における相馬郡の機業戸数は33戸、力織機台数は352台にまで減少していた(小高町1975:309)。結局、「家内工業」だけが生き残ったのである。

マーシャルは「将来に対する希望 (hopes for the future)」として、幾多の試行錯誤を経て「協同組合運動という高次の仕事 (the higher work of the co-operative movement) を受け入れる基盤がいまようやくできあがり始めた」(マーシャル 1965: 302)と述べている。アルフレッド・ウェーバーは「多数の経営の場所的な近接」を「社会的集積」と呼び、より高い段階にある集積と捉えていたが(ウェーバー 1986: 117)、マーシャルもまた協同組合運動を「高次の仕事」と考えていたのであった。このマーシャルの希望もまた叶えられた。小高羽二重産業では、生き残った「家内工業」が1926(大正15)年に相馬輸出絹織物工業組合を設立し、優良組合として全国的に知られることとなった。そして、組合の理事長は福島県(1910)の執筆者半谷一意であった。

2. 「技術の普及」への影響—技術的経路依存性—

以上で見たように、クルーグマンのマーシャル解釈にはかなりの恣意性が見られる。したがって、クルーグマンを準拠枠としてここで何を論じるべきかという問題が生じる。前章において、クルーグマンが「技術の普及」と解釈した部分をマーシャルに忠実に再解釈すれば技術の伝承であって、羽二重産業を例に品質検査体制の中で「差別的出来高賃金」が採用され、競争回避性によって製品種の多様化が見られた状況を指摘した。そこで、この問題と「家内工業」が優勢になることもあり得るというマーシャルの予感、および協同組合運動というマーシャルの希望が実現するに至った理由を「経路依存性 (path-dependency)」の問題として検討してみたい。

品質管理において重要なのは「顧客満足度 (customer satisfaction)」であり、求められていたのは製品の均質性であった。たとえば、イギリスに本店を置くストローム商会在、不正取引の根絶に加えて、第一に改善を求めていたのは、「品位の一定せざること即ち見本品と同一の品物なきこと」(福島県絹織物同業組合協議会 1903: 7)であった。この観点から見た場合、「社」が開いた羽二重市は制度的欠陥を抱えていた。たとえば、福井市の産地問屋の開田商店は「従来一定の市日ありたるも製品目付等一定せず。為めに市日に行ふを不利とし廃止せり」(川俣絹織物同業組合 1910: 100)と述べている。目付とは「1インチ×25ヤード」の重量であり、生地の高さを基にした規格である。したがって、羽二重市は製品種や製品規格が不統一であったことになる。

羽二重市の制度的欠陥は「囚人のジレンマ (prisoners' dilemma)」と同じ構造になっていた。協調戦略を採用し、均質性の高い原料生糸を共同で仕入れた方が明らかに利得は大きかったが、大口取引で均質性の高い原料生糸を仕入れるより、小口取引で不均質な原料生糸を仕入れた方が原料費を低く抑えることができたからである。出来るだけ安価な原料を使用して、出来るだけ高品質な製品を生産しようと競い合うのは、個人のレベルでは合理的な行動であった。しかし、この結果、使用される原料が不均質になり、「社」全体としての製品の品質は必然的に低下せざるを得なかったのである。そして、ここで重要なのは力織機が「囚人のジレンマ」の解決策にはなり得なかったということである。新たに登場した電動機という技術的条件のために、不況に強い経営体質である「家内工業」が「経路依存的」に卓越することになったからである。

「囚人のジレンマ」の解決策は原料を共同購入し、製品を共同販売することであった。そして、このための組織が産業組合や工業組合であった。産業組合は1900(明治33)年の産業組合法によって制度化された組織であり、当初は農業政策の一翼を担っていた。これは多くの工業が農家の副業を起源としていたという事実を反映したものである。1900(明治33)年は日本が「離陸」を終えた時期とされ、その後「成熟への前進 (the drive to maturity)」を遂げる中で、大正後期に「都市基盤型の近代社会 (urban-based modern society)」へと移行していった(ロストウ 1961)。この過程で多くの副業が工業として自立を果たした。こうした状況に対応するために、1925(大正14)年に重要輸出品工業組合法が制定されたのであった。ちなみに、前述の相馬輸出絹織物工業組合は全国で4番目という早さで誕生した工業組合であった。

福井羽二重産業において、力織機化は「科学的管理法」の目的にも叶っていた。労働生産性が飛躍的に向上するため、「工賃の低減」と「二倍の賃金」という「一挙兩得」(井上 1913: 82)を実現したのである。力織機は1台で手機2台分の生産力があり、かつ多台持ちが可能で、女工1人で2台持ちが標準であった。したがって、労働生産性は4倍に向上したことになる。このため、出来高賃金を半減しても、女工の給料は2倍になったのである。そして、井上(1913: 89-90)は「習熟者は(中略)一日平均三十銭乃至四十銭を得べし。然るに北陸の労働者は一日二三十銭の収入あれば生計を営むに足るべきを以て工女となるは頗る幸福の事たるなり」と続けている。つまり、力織機化によって、製織女工は経済的自立を実現することができたのである。

前述のように、婦人用服飾品産業の賃金決定方式の特徴は「クラフト原理と産業原理の混合」にあった。ピオリ&セブル(1993: 161)はクラフト原理の主要な特徴のひとつに「ワーク・シェアリング (work sharing) による雇用保証」をあげている。羽二重産業の不況対策も、解雇ではなく時間短縮によるワーク・シェアリングが一般的であった。たとえば、力織機化による飛躍後の川俣羽二重産業に関して、日本銀行調査局(1915: 12)は「機業家ハ運転ヲ休止スルモ尚職工ノ解雇ハ勉メテ之ヲ避ケ」ようとし、「出来得ル限り労働時間ノ短縮ニ依テ難関ヲ凌ガンコトヲ勉メ」る場合が多いと述べている。その理由は「職工ハ一ノ技術者ニシテ其技術ヲ修得スルニハ一定ノ練習期間ヲ要シ之ヲ失フ時ハ他日好況ノ時機ニ際シ直ニ之ガ補充ヲナシ能ハザル」からであった。あくまで機業家の立場からではあるものの、クラフト原理を基礎としていたのである。

3. 「集中化された労働市場」への影響—競争的労働市場の成立—

前述のように、力織機化による飛躍以前の福島県では年季制度が問題視されていた。賃金そのものがないため、年季制度には「クラフト原理と産業原理の混合」が見られない。コース(1992: 63)は「価格メカニズムが機能することが許されてないという点が奴隷制の本質である」と指摘しているが、当時の見方も同様であった。たとえば、福井・石川両県と比較しつつ、福島県内務部(1899: 63)は年季制度の弊害を次のように指摘している。「其期限間は恰も牛馬を使役するが如く粗衣粗食加之早起晩眠せしめ鞭撻叱咤の他に使役法を知らざるものゝ如し。故に工女の平常

操業中の感念は精良なる絹を織成して賞を得んとするの志なく又数量を多く織成して織賃を得るの望なく恰も監獄の囚人の如く唯唯其年期の満了するを待ちつゝあるものゝ如し」。

年季制度については拙稿（2007, 2012）で詳説したので、力織機化後の状況と対比するために、ここでは「粗衣粗食」に加えて「早起晩眠」になる傾向があった理由を概説する。年季制度において下拵女工は「着せ損、食わせ損」、つまり構造的赤字部門であって、家計と経営の双方を逼迫させていた。川俣地方でマニファクチュアが発達し得たのは農業を兼営することで、食費の負担を軽減できたからであった。年季制度において女工の生活費は固定費用に他ならなかった。このため、製品価格が損益分岐点を下回っても、労働力の価格がゼロであったため、固定費用を回収するために「早起晩眠」で操業が続けられた。しかし、家計と経営が未分化であるため、赤字経営の皺寄せは家計にも及び、「粗衣粗食」にならざるを得なかったのである。

また、年季制度は「集中化された労働市場」の形成をも妨げていた。たとえば、この問題に関して、福島絹織物同業組合（1904: 20）は「本縣ノ如キハ工女ヲ他府縣ヨリ雇入レ若シクハ見習トシテ養成スル者多ク（中略）其年期終了ニ至レハ或ハ他業ニ転シ又ハ郷ニ歸リテ婚嫁スルカ如キアリテ為メニ常ニ工女豊富ナラス」と述べている。川俣地方は伝統的な絹織物産地であって、家族を媒介として技能の伝承が行われていたが、賃金がない、つまり価格がゼロであるため、県内近隣地域から労働力が供給されず、この結果、技術の伝承がない他県からの労働力供給に依存せざるを得なかった。加えて、「集中化された労働市場」がないため、必然的に県外へのスピルアウトが絶えず、また近隣居住者であっても「他業ニ転」じることが多かった。

しかし、力織機化によって状況は一変した。川俣羽二重産業は「産業地域」に飛躍を遂げたのである。川俣町では土地なし農民に対する雇用創出策として力織機化が推進された。明治30年代に冷害が相次いだが、非情にも明治農政は農民の救済よりも食糧政策を優先し、近代的農法により土地生産性を向上させるための前提として耕地整理を行った際に土地なし農民が続出した。この結果、工場経営者には「他に恰當の業務が無いが為めに初めた種の者が多」かった（『福島民報』1911（明治44）年2月6日）。創業資金不足を補ったのが「金銭的外部経済性」であって、川俣町には力織機のリース会社が存在した。川俣町史資料の「功労者・納税者表彰関係書類」によれば、1910（明治43）年2月11日に地主の渡辺弥七は成産合名会社を設立し、「貸附数四百四拾七台」に及んだ。447台という貸付台数は、実に川俣町全体の力織機台数の約30%に相当した。この結果、1910（明治43）年だけで、川俣町の力織機台数は1,000台以上も急増している。

必然的に女工に対する需要も急増した。この際に、川俣町では労働力に価格をつけ、近隣からの労働力供給を増大させることによって、つまり労働市場を形成することでこの需要拡大に対応した。高品質の製品を生産し、かつ経糸切断による作業中断を防止する上で重要だったのは経糸下拵工程であったが、日本銀行調査局（1915: 17）が「箆通シハ通常工場ニ於テ之ヲナスコトナク賃仕事ニ出スヲ例トス」と述べているように、川俣町の力織機工場は専門業者に外注していた。力織機化以前に経糸下拵の専門業者は存在しておらず、また1911（明治44）年5月に川俣力織

機同業会が行なった試算である「川俣羽二重生産費調」（県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収）には既に「経糸通し賃」という項目がある。したがって、経糸下拵工程の外注は明らかに女工需要の急増に対する対応の中で生まれた生産構造である。

また、力織機化による労働生産性の飛躍的向上によって、「工女の多くは工賃を以て生活して居ることに成つた」（『福島民報』1911（明治44）年2月6日）。たしかに経済的自立が可能だったのは製織女工だけであって、年季制度が完全に消滅したわけではなかった。しかし、競争的労働市場が成立し、工場経営者は頻繁な女工のフローに悩まされることとなった。1913（大正2）年に設立された川俣信用購買販売組合は、この状況に対応するために賃金協定を締結し、同時に練絹取引に基づいた「差別的出来高賃金」を導入した（小木田 2012）。そして、この賃金協定には外注の経糸下拵工程だけではなく、糸繰 100 匁あたり経糸で 5 銭、緯糸で 6 銭といったように工場内における下拵工程も含まれていたものであった（日本銀行調査局 1915: 28-29）。

III. 「集中化された労働市場」をめぐる諸問題

1. マーシャル集積論における「特化した技能にたいする地方市場」の問題

「高度に特化した機械の使用」の記述の後に、「特化した技能にたいする地方市場」の記述が続く。以下に訳書の全文を番号を付して記す。クルーグマン（1994: 51）では、下線の部分、および⑤～⑦が割愛されている。

「①あるいは、また経済発展のごく初期の段階を除くと、地域特化産業は技能にたいする持続的な市場を提供することからたいへんな利便を得てきている。②使用者は必要とする特殊技能をもった労働者を自由に選択できるような場所をたよりにするであろうし、職を求める労働者はかれらのもっているような技能を必要とする使用者が多数おり、たぶんよい市場が見いだせるような場所に自然と集まってくるからである。③孤立した工場を所有しているものが、ふつうの労働力の豊富な供給が近くにあっても、ある特殊な技能が手にはいらないうえに、遠くへ移動しなくてはならない場合も少なくない。④また工場が孤立していると、技能をもった労働者のほうも、失業するとなると、勤め口を見いだすのに骨を折らなくてはなるまい。⑤こういう問題になると、社会的な力が経済的なそれと同調する。⑥労使間に強い友好関係が成立していることも多いが、万一不快な事件が起こると、かれらはたがいに摩擦を繰り返していかないわけにはいなくなり、古くからの関係も荷やつかいになれば、これをたやすく破棄できればよいと思うことだろう。⑦こういった困難がいまでも、ある特殊な技能を必要とする企業が近隣に同じ種類の企業をもたないで孤立している場合には、その成功の大きな障害になっているのだ」。

①の下線部にある「経済発展のごく初期の段階」がどのような段階なのかは不明であるが、「伝統的技能」の項の中にある飛躍以前と考えていいだろう。技能の伝承が行われている地域は、「水平的イノベーション」に際して「技能にたいする持続的な市場 (constant market for skill)」を提供することができる。初期段階では農家が農閑期に労働力を提供するという形態をとるのが一般的であり、織物業では賃機あるいは出機という生産形態をとる。しかし、新興機業地は「技能にたいする持続的な市場」を提供することができない。このため、労働市場を内部化する必要から、マニファクチュアという生産形態をとらざるを得なくなる。たとえば、1887 (明治 20) 年に士族授産金によって設立された小高織物会社はその典型であると言える。

こうしたマニファクチュアは労働力供給を「奉公」という社会システムに依存していたため、前述のように多くの女工が結婚や育児を理由に工場を辞めていった。しかし、女工の新規大量供給と熟練女工のスピルアウトの状態が長期的に継続したことで、たとえば、福井県嶺北地方北部のように、農村部を中心に「同じ技能を要する業種に従事する人々」の集積が見られた地域もある。これに対して、「伝統的技能」が他の製品種に転用される場合もあった。たとえば、福井県嶺北地方南部の今立・南条郡は伝統的に農家による蚊帳地の副業生産が盛んであった。蚊帳地の製織技術は羽二重にも転用が可能であったため (水野 1988)、やはり広範な労働市場が形成されていた。こうした地域では明治 30 年代から出機組織の顕著な発達が見られた。

中村 (2004: 231) は桐生が賃機を、そして金沢がマニファクチュアを志向した理由を農村的基盤に起因する労働力供給システムの違いにより説明している⁹⁾。北陸地方は水稲単作地帯であることから、羽二重産業の発達の一因として豊富な労働力供給があげられてきた。しかし、「技能にたいする持続的な市場」の形成に関しては制度的要因を無視することができない。たとえば、マニファクチュアは、川俣地方のように技能の伝承が行われている地域においても発達し得る¹⁰⁾。しかし、一般には年季制度のために「技能にたいする持続的な市場」の形成が妨げられた。そして、労働市場がなければ「クラフト原理と産業原理の混合」は起こり得ないのである。

これに対して、福井羽二重産業は労働力の大量供給システムを構築して、「技能にたいする持続的な市場」を創出した。織物業において年季制度が根強かった背景に、分業のメリットによって労働生産性が飛躍的に向上するわけではないので、女工に対して生活費を賄えるだけの十分な賃金を支払うことが難しいという問題があった。このため、機業家が女工の生活費を負担する必要があるのである。この問題に関して、福井県では通勤女工による家計補充的労働を活用するために、技能伝習の初歩段階である下拵工程に日給や月給という形で価格を設定し、まずは近隣からの労働力供給の実現に成功した。そして、伝習期間が短かったために、やがて比較的遠方の労働者にとっても「よい市場が見いだせるような場所」に成長していったのである。

福井羽二重産業においてマニファクチュアが発達し得たのは、《家計と経営の分離》が徹底され、女工の生活費は自己負担が原則であったからである。福島県内務部 (1899: 29) によれば、通勤女工には「弁当持参にて朝夕通勤する」場合と、「寝眠丈自家にてなし三飯は雇主方にてなす」

場合があり、後者の場合「一日の食費は大凡七錢乃至八錢」であった。これに対して、寄宿女工は「通常自炊」かつ寝具も自弁であり、「薪炭器具及味噌醤油等は雇主に於て給与し米及菜のみ自弁せしむるの習慣」であった。「最初伝習期中の食料」も「概して生徒自身の負担」であって、負担できない場合は「前貸し置き他日相当収入あるに至り差引清算するの習慣」であった¹¹⁾。このように、労働力の大量供給システムは女性の経済的自立を支援するプログラムでもあった。

このようにして、「技能にたいする持続的な市場」が創出されると、1907（明治40）年に横浜の茂木商店が福井市に野澤屋模範工場を設立するといった形で、資本流入も促進された。問題は⑤にある「社会的な力（social forces）」であろう。山本（2005: 70）は労使協調を生み出す力と解釈しているが、要するにクラフト原理のことである。前述のように、婦人用服飾品産業の賃金決定方式の特徴は「クラフト原理と産業原理の混合」にあり、クラフト原理のもうひとつの特徴にワーク・シェアリングによる短期的な雇用保証もあった。ピオリ&セープル（1993: 161）によれば、クラフト原理にはさらに「実質的な苦情処理システム（substantial grievance system）」というもうひとつの特徴があった。つまり、⑥にあるように、経営者との間に人間関係のもつれが生じたならば、すぐにその勤め先を辞めて、別の勤め先を探すという形の紛争処理方式である。

ピオリ&セープル（1993: 161）によれば、一般に婦人用服飾品産業の賃金決定方式では「賃金外的な苦情処理機構（nonwage grievance machinery）」を必要としない。出来高賃金であるため、基本的にいかに働くかについての決定権が労働者の側にあり、経営側が決定権を恣意的に行使し得ない¹²⁾からである。福井県でも「工女ト雇主親交ナラザルモノ、如シ然ルモ相反目シテ感情ノ衝突等見サル処ナリトス故ニ種々事情ノ為メ其去就ノ頻繁ハ免レズ」（福島絹織物同業組合1904: 6）という状況であった。北陸の女工気質に関しては、井上（1913: 93）も「報酬さへ十分なる時は如何なる労働をも辞せざるの風」があり、「不服の工女は単に高給なる他工場へ転ずるのみ」であると指摘している。つまり、不満の主要因は賃金であって、女工はその不満を「実質的な苦情処理システム」で解決していたのである。

2. 「技術の普及」への影響—出機組織の巨大化—

前述のように、クルーグマンが「技術の普及」と解釈した部分をマーシャルに立ち返って再解釈すれば技能の伝承となる。新興機業地であろうと労働者のスピルアウトが長期継続し、「同じ技能を要する業種に従事する人々」が集積すれば、家族を媒介として技能の伝承が起り得る。さらに「差別的出来高賃金」によって「クラフト原理と産業原理の混合」が成立すると、つまり「よい仕事は正しく評価される」状況に飛躍すると、「産業地域」は経済的な成長軌道に乗る。このような観点は福井羽二重産業における出機組織の発達を検討する上でも有効である。表4にあるように、福井羽二重産業では力織機化に並行して、出機組織が経営規模を拡大していった。

福井県における出機組織の最大の特徴は規模が巨大だったことである。たとえば、今立郡のある機業家は「今立郡中川村山田仙之助氏の如きは出し機五百台本県下最大の機屋なり」（川俣絹

表4 経営形態別に見た手織機台数と力織機台数の推移(1905-1910)

	力織機		手 織 機			
	工 場	家内工業	工 場	家内工業	織 元	賃機業
1905 (明治 38)	5	0	7742	10116	288	1307
1906 (明治 39)	5	0	8584	8758	772	2166
1907 (明治 40)	295	0	7271	8981	404	2058
1908 (明治 41)	562	15	8221	9089	173	2002
1909 (明治 42)	1539	195	9667	7679	78	3052
1910 (明治 43)	3707	523	6587	5780	64	3200

(出所)『福井県統計書』より、筆者が作成。

(注) 1905 (明治 38) 年、および 1906 (明治 39) 年の 5 台の力織機は、福井県工業試験場が農商務省から貸与された外国製力織機である。

織物同業組合 1910: 86) と述べている。つまり、最大で 500 台の規模であったということになる。機業家のリーダー格であった福井市の山口喜平も、1909 (明治 42) 年 8 月時点で 13 台の内機の他に 250 台の出機を有していた¹³⁾ (川俣絹織物同業組合 1910: 98-99)。この時、山口喜平は「従業の主眼」として「工賃の高底に拘泥せず安き原料を以て比較的精良品を出すに重きを置く」(川俣絹織物同業組合 1910: 98) と述べている。これは「賃金カットや破滅的な価格競争を排除する賃金安定システム (the wage-stabilization system)」(ピオリ&セープル 1993: 43) が機能していたからであり、出機組織が巨大化し得た理由のひとつであった。

市場から証票が高い信頼を得たため、品質が価格メカニズムに反映され、等級間に価格差が生じていた。たとえば、1909 (明治 42) 年 12 月時点で福井県工業試験場は「今日は松と竹とは殆んど一円の差あり」(福島県 1910: 409) と述べている。この価格は「相場」であって、100 匁あたりの価格である。『福井県統計書』によれば、1910 (明治 43) 年当時、平羽二重は 1 疋あたり平均 313 匁であったから、1 疋あたりの販売価格では 3 円以上の差があったことになる。この当時の 3 円は手織女工 2 疋分の賃金にほぼ等しい。したがって、機業家にとって賃金引き下げによる価格競争よりも、品質向上を図る方が得策になる結果がもたらされていたのであって、等級間価格差は「賃金安定システム」の根幹をなしていた。

出機に関してよく問題にされるのが盗糸、つまり原料生糸の着服である。たとえば、川俣絹織物同業組合 (1910: 87) も「原料の取支製織の予定時日等に至りては到底工場組織の如く容易の業に非らず」と述べている。「原料の取支」とは盗糸を監視することであり、「製織の予定時日」とは納期を遵守させることである。一般には経営規模拡大によって、盗糸の監視や納期の遵守に要する費用が肥大化し、工場制度設立へのインセンティブになるとされている。しかし、南條郡武生町のある織元は「当地一般手織にして動力を用みず。之れ出し機制の為めなり」(川俣絹織物同業組合 1910: 104) と出機の合理性を主張している。また、山口喜平も「出し機」の「取締方法」に関して「織家所在の地区を定め監督者を置く」、「其月給一人七円位なり」と述べるに留まっている (川俣絹織物同業組合 1910: 98)。

経済学的に見た場合、出機は「エージェンシー問題」を抱えている。しかし、川俣絹織物同業組合（1910: 85）は「相当の賃銀を得て満足するもの甚だ多し」とも述べており、織元と女工の利害関係は一致していたと見るべきである。この問題については以下の3点が重要である。まず第一に、一般に婦人用服飾品産業の賃金決定方式では「賃金外的な苦情処理機構」を必要としないからである。次に「製織の予定時日」に関しても、賃金に係わる等級検査に関しても、機業家が恣意的な決定権をほとんど行使し得ないからである。等級検査は練絹に対して行われるため盗糸が発覚しやすかったはずであり、また盗糸によって品質が低下すれば、女工自らが市場メカニズムによる制裁を受けることになった。

そして、最後に賃金決定方式に「クラフト原理と産業原理の混合」が見られたことである。前述の「差別的出来高賃金」だけでも十分な効果があったが、ここでは個々の織元レベルで見られた工夫を取り上げる。たとえば、出機の賃金体系に関して、前述の南条郡の織元は「最低一本金八拾銭最高壱円五拾銭位迄」（川俣絹織物同業組合 1910: 103）と述べている。最低で1疋80銭、最高は1疋1円50銭位と大きな差があった理由は、「平羽二重織賃高低の差は一疋製織七日間を中心とし日数短は高く日数長きは安きが故」（川俣絹織物同業組合 1910: 104）であった。つまり、7日間で1疋を標準的な賃金に設定し、より短い日数で製織し得る場合は賃金を高く、製織により長い日数を要する場合は低く設定してあった。このようにして、納期の遵守に対して産業原理を適用していたのである。

3. 「中間投入財」への影響—柔軟な専門化によるワーク・シェアリング—

前述のように、力織機化によって川俣羽二重産業では「特化した技能にたいする地方市場」が形成された。また、川俣信用購買販売組合が設立され、「クラフト原理と産業原理の混合」が実現した。たしかに一時的な混乱も見られた（小木田 2012）。力織機化によって生産量が羽二重市を介する旧来の流通システムの許容量を上回ったため、過当競争に陥り、川俣羽二重は粗製濫造を惹き起こすに至った。また、過当競争により、川俣町周辺農村に広範に分布する副業農家は羽二重市をほとんど利用できなくなっていた。しかし、川俣信用購買販売組合は外部市場取引を内部化するための組織であり、副業農家に対して羽二重市を開放する役割をも担っていた。

この開放によって、副業農家の生産意欲が高まり、足踏式織機が急速に普及した。福井県でも同じ時期に農村部に足踏式が急速に普及しており、技術普及の観点からは特殊な現象とは言えない。しかし、川俣地方の場合には次の2つの点で重要な意義を有していた（小木田 2012）。まず第一に、副業農家の生産形態に大きな変化が生じ、「従来自家製出ノ折返生糸ヲ用フルモノ尠ナカラザリシモ近来ハ自家産出ノ繭ハ之ヲ繰糸スルコトナク生繭ノ儘之ヲ売放チ原料糸ハ別ニ之ヲ買入スル傾向トナレリ」（日本銀行調査局 1915: 14）。従来は自家製の繭で「折返生糸」、つまり経糸を製造して原料にしていたが、市場を利用して原料を入手するようになったのである。

川俣信用購買販売組合が設立によって、川俣町の原料集積機能が飛躍的に向上した。新聞報道

にも「市場は原料生糸の集散豊富にして組合員は各自希望に依り生産と適当なる現物の撰択購入に便なるか為組合より現物供給を行ふも組合員に満足を与ふる能はさりしは遺憾にして購買高僅かに八百九十一貫余価格五萬九百六十円に過ぎざりき」(『福島民報』1914(大正3)年1月26日)とある。しかし、裏を返せば、もともと川俣町には十分な原料生糸を引き寄せるだけの市場購買力が欠如していたため、副業農家は自家製原料を用いていた¹⁴⁾ことになる。原料部門の内部化はまさに「権原問題(entitlement problem)」の結果であった。

第二に、力織機工場経営者が優等品、副業農家が中等品に特化し、分業関係が成立したことである。県内の力織機工場経営者は複数あった同業組合組織を再編成し、福島県輸出織物同業組合を設立した。これは福島県内務部(1899:62)が行った「縣下統一の同業組合組織の必要」と「生絹売買を廃し練絹売買となす」という提言に沿ったものであった。これに対して、副業農家は新設組合に加盟することではなく、依然として羽二重市では生絹取引が行われていた(日本銀行調査局1915:87)。これは副業農家にとっては生絹取引の方が好都合であり、もともと中等品は「顧客満足度」が高かったので、品質改善の必要性がなかったからであった。つまり、副業農家は統制の枠外に置かれることで、経済的自由の恩恵に浴していたのである。

分業が市場の広さによって制約される以上、「中間投入財」の供給に関しては「水平的イノベーション」が重要な役割を果たす。マーシャル(1965)における「補助産業の発達」とは地域外からの供給によって「原材料の経済」を補助する役割である。川俣地方の場合、小規模生産者が単に同じ場所に集積しただけでは「権原問題」を解決できなかった。当初、近隣の器械製糸工場からは見向きもされなかったのである。解決には協調して魅力的な市場を創造する必要がある、最終的には副業農家も参入することで地域全体の市場購買力がさらに高まった。この結果、足踏式の潜在的需要が拡大していたのであって、足踏式の開発・供給は分業が拡大する中で、その地域でしか知り得ない情報資源をビジネス・チャンスに活用した「金銭的外部経済性」の典型例であると言い得る。この意味において、集積の利益の真髄が隠されているように思われる。

しかし、より重要なのは、足踏式の普及が「柔軟な専門化(flexible specialization)」によるワーク・シェアリングの象徴だということである。都市部とは異なり農村部の失業は潜在的であって、ワーク・シェアリングの原理はクラフト原理とは異質である。ただし、前述のクラフト原理の底流をなし、年季制度における「家族主義的な労働管理(paternalistic labor control)」(ピオリ&セーブル1993:213)と同じ源泉の原理である。川俣地方で副業が発達した理由は「米穀ノ大半ハ之ヲ多方面ニ仰ガザルベカラザル」(日本銀行調査局1915:7)からであり、市場の利用権は一種の生存権¹⁵⁾となっていた。まさに市場は「コモンズ(common)」だったのである。このため、激しい対立を幾度となく繰り返しつつも、地域社会による共同管理の必要性から、互酬性の規範と市民的積極参加という「社会資本(social capital)」が蓄積されていったのであった。

おわりに

多くの研究がマーシャル集積論について検討しているが、「クラフト的生産体制」への理解が深まりを見せているわけではない。この理由のひとつはクルーグマン（1994）がモデル化に際して、制度分析を「追放」したために、マーシャル集積論から「産業地域」をも「追放」してしまったからである。そこで、本稿ではマーシャル集積論を制度主義的に転回することで、「産業地域」の面影を復元しようと試みた。しかし、マーシャル集積論に対するクルーグマン（1994）の影響力が絶大であるのに対して、「クラフト的生産体制」は依然として問題提起的な概念のままである。そこで、クルーグマン（1994）の解釈を準拠枠とし、段階的に再検討を加えつつ、新たな解釈に対する具体例を日本における「産業地域」である羽二重産地の中から紹介することにした。

クルーグマン（1994: 50-51）のマーシャル集積論は、「第一原因」が与えられれば後は自律展開する目的論的な特徴を有している。第一に些細なことがきっかけとなり、「同一産業の多数の企業（a number of firms in an industry）」と「特殊技能労働者（workers with specialized skills）」が同じ場所に集積し、「産業の中心地（an industrial center）」が形成される。「第二に、産業の中心が形成されると、その産業に特化したさまざまな非貿易投入財が安価で提供されるようになる」。そして、「最後に、産業が集中していれば情報の伝達も効率よくなるため、いわゆる技術の波及が促進される」という一種の予定調和論である。このため、「集中化された労働市場」、「中間投入財」、「技術の波及」の順番で紹介されている。これに対して、本稿ではマーシャルと同様に「技術の波及」、「中間投入財」、「集中化された労働市場」の順番で検討を進めた。

たしかにローカリゼーションによる地域特化が、交通革命によるグローバリゼーションの中で生じたという認識に関しては、ピオリ&セーブル（1993）よりもクルーグマン（1994）の方が遙かに優れていた。このため、信用や流通における制度面の整備によって「市場の失敗」を克服し、取引を円滑化し得るかどうか、地域経済の発展にとって不可欠な条件となっていたという認識は、ピオリ&セーブル（1993）にも稀薄であって、クルーグマン（1994）に付け込む隙を与えた。福井羽二重産地を例にとれば、製品の品質に関する情報を完全化し、同業組合による等級検査に対する市場の信用を高めたことで、粗製濫造を予防しつつ取引量を拡大し得たことへの評価である。背後では労働力の大量供給システムの必要性から、女工の協力が不可欠となってもいた。

しかし、本稿における検討結果から、婦人用服飾品産業における「職場コントロール（shop-floor control）」に関して、ピオリ&セーブル（1993: 162）が行った「生産体制を社会階級間の闘いとして描き出す思想に基づく分析力をもってしては、とうてい理解できない」という指摘はほぼ全面的に支持できる。羽二重産地でも「クラフト原理と産業原理の混合」である「差別的出来高賃金」が見られたからである。産業原理とは技能に対する金銭的評価であって、服飾品産業では金銭的評価が「公平性」の根幹をなしていた。また、クラフト原理には雇用者に対して何らかの不

満があったら別の勤め先を探すことで対応し、不況期に解雇ではなくワーク・シェアリングによって雇用を確保するという特徴が見られた。そして、前者の特徴をピオリ&セーブル(1993)は「実質的な苦情処理システム」と呼んで重視している。

「苦情」は主に金銭的評価をめぐる不満に関係した問題であって、服飾品産業では「賃金外的な苦情処理機構」を必要としない場合が多かった。羽二重産業でも頻繁な女工のフローが十分に苦情処理の役割を果たしていた。また、羽二重産業でも不況期には時間短縮によるワーク・シェアリングが見られた。ただし、女工には「職人」や「労働者」という意識が希薄であり、またワーク・シェアリングは副業農家との間にも見られた。したがって、「クラフト・コミュニティの規範(the norms of the craft community)」（ピオリ&セーブル 1993: 159）ではなく、むしろ地域的な「コミュニティの根っこにある道德律(deeply held community mores)」（ピオリ&セーブル 1993: 341）の実例と見るべきだろう。そして、この場合、羽二重産業におけるワーク・シェアリングには機業家側の思惑も大きく関係していた点も重要となってくるように思われる。

この点は「奉公」という社会システムに労働力供給を依存していた日本の織物業の特徴と言える。ピオリ&セーブル(1993: 162)があげている「職場コントロール」に見られる特徴のうち、結婚や育児を理由に退職する女工が多かったため、「技能の独占による長期的雇用保証(long-term job security through monopolization of work)」はそれほど重要ではなかった。逆に新陳代謝が活発だったため、幸運にして機業家も「ワーク・シェアリングによる短期雇用保証(short-term job-security through work sharing)」に積極的にならざるを得なかったのであった。ハイテクとローテクの違いをやたらと強調する技術決定論からすれば、たしかに女工の技能はローテクである。しかし、服飾品産業における「職場コントロール」において圧倒的に重要なのは産業原理であり、その特徴は「賃金と技能の結びつき(the link between wages and skill)」であった。

年季制度には「賃金と技能の結びつき」が全く見られない。したがって、「職場コントロール」の観点から見れば、福井羽二重産業と川俣羽二重産業には決定的な違いがあった。また、年季制度は「集中化された労働市場」の形成をも妨げる。このため、地域経済に対して「職場コントロール」は大きな波及効果をも有しており、川俣羽二重産業では副業農家の間で技術の伝承が見られたにもかかわらず、力織機化するまで競争の労働市場は形成されなかった。これに対して、福井羽二重産業では技術の伝承が見られなかったにもかかわらず、市場形成によって労働力の大量供給システムを構築した。このように、制度的条件を抜きにして労働市場の形成を語ることはできないのであって、「産業地域」を「追放」したマーシャル集積論をいくら展開したところで、「クラフトの生産体制」の理解を深めるに至らないことは明らかであろうと思われる。

(注)

- 1) アルフレッド・ウェーバーも、「19世紀の大産業革命」が「生産工程の分業による一層の断片化とこれら『断片』の独立の局地的立地指向の強化という考え方を成立させ」、自由主義的な国際分業理論を生み出したと指摘している（ウェーバー 1985: 170-171）。
- 2) 「経済地理学の追放 (The Exile of Economic Geography)」(クルーグマン 1999: 89)から借用した。「経済地理学の追放」とは、アメリカの経済学者が経済地理学的研究を完全に考察の対象外に置いている状況を指している。
- 3) クルーグマン (1994) は産業集積について論じつつ、ウェーバー集積論への言及がない。ちなみに、経済地理学では「製造業地帯」の形成が『『偶然的集積』であって『技術的必然的集積』ではなかった』(ウェーバー 1986: 152) というのが通説の見解となっている。
- 4) レギュラシオン学派は「エージェンシー問題」が解決不可能だという暗黙の前提に立ち、テイラー主義の本質を頭脳労働と肉体労働の分離に見ている。しかし、頭脳労働と肉体労働の分離は基本的に分業の所産である。分業は個々の労働者が作業全体を把握できないというデメリットをも生み出した。このため、何らかのプロジェクトを実施・遂行する上で、経営者によるリスク負担の重要性が著しく高まったが、経営者も作業全体を把握できていなかったために、「エージェンシー問題」が深刻化し、「科学的管理法」、すなわち頭脳労働が必要になったのである。
- 5) 競争とは言っても、階層構造を有する官僚組織に見られるような、勝敗の決着をつけるための選別主義的な競争ではない点には注意が必要である。自然淘汰という非人間的なメカニズムが働かない平等な環境の中で、女工同士が出世ではなく腕を競い合ったのである。
- 6) 山本 (2005: 68-69) もクルーグマン (1994) が組み替えたパラグラフに依拠している。しかし、パラグラフの変わり目にはスラッシュが入れられており、組み替えには気づいているようだ。したがって、クルーグマンに対する批判は《他人の禪で相撲を取る》の典型である。
- 7) 小高羽二重産業の各工場は建設中であり、原町の相馬機業会社に関しては「目下使用せる力織機は凡て齋外式にして目下五十台なるも更に百台に増加せんとて機械を据えつけつゝあれば本月中には全部その併用を見るに至るべし」(『福島民報』1908 (明治41) 年8月15日) という新聞報道がある。半谷清寿が経営する東北機業株式会社、および半谷一意が経営する半谷機業場に関しても、「主なる工場は半谷清寿氏の百五十七台 (中略) 半谷一意氏の七十三台」(『福島民報』1910 (明治43) 年7月21日) という新聞報道がある。
- 8) マールとは対照的に、アルフレッド・ウェーバーはこうした工場を「立地革命」の象徴と早とちりし、「紡績業を組入れ、これを経営的に織物業と合体する織物工場や、古い家内制工業の下で成立した部分的生産段階のすべてをその『屋根』の下に結合する金物類工場」を「資本集中」によって誕生した「新しい生産容器」だと述べている (ウェーバー 1986: 172)。
- 9) 双方は異なった労働力供給システムに依拠しており、賃機が「余業」という労働力供給システムに依拠しているのに対して、マニユファクチュアは「奉公」という労働供給システムに依拠していた。したがって、どちらの生産形態を選択するかは基本的にどちらの労働力供給システムを利用した方が合理的かで決まった。
- 10) 高度に専門的な技能は農家では伝承され得ない。前述のように、福島県内務部 (1899: 63) は年季制度を問題視していたが、「桐生、足利等の機業家の如く十数年来の経験を有し機織の素養ある者」であれば、年季制度でも「相当の製品を得」ることができると指摘している。
- 11) 吉田郡森田村の森田機業合資会社に関する視察報告によれば、同社においても「寄宿舎食は一切自分持入浴も銭湯にて自費」であり、「食費は一日八銭」であったが、「寄宿舎に居るものにて食費丈の労働出来ざるものは始めは社にて借越と為し置き上達するに準して差引」していた (『福島民報』1904 (明治37) 年12月1日)。
- 12) このことは資料的にも裏づけられる。福井県 (1994: 559) によれば、今立郡粟田部村の「福田幸太郎家文書の三十年『職工出勤簿』によれば、女工によって出勤日数には大きな差があり、九月などは一

日も休まない女工もいた」。また、井上 (1913: 90) は賞罰に関して、「通勤制の工場に多く単に出勤を奨励するのみ」であると述べている。たとえば、野澤屋模範工場は皆勤賞を設けており、遅刻に関しても賞罰のルールが定められていた。遅刻に関しては、「通勤工女多数の為め朝は正確の時間を守る能はさる」(『福島民報』1904 (明治 37) 年 12 月 1 日) という吉田郡森田村の森田機業合資会社についての視察報告もあり、必ずしも女工は時間厳守ではなかったようだ。

- 13) 一般に賃機あるいは出機では、機業家が内機と出機の両方を保有していた。手機時代に機業家がどちらを増大させるかは、「奉公」という労働力供給システムを利用する費用と「余業」という労働力供給システムを利用する費用の大小によって決まった。そして、力織機化には前者の費用を大幅に軽減する効果があった。
- 14) 必然的に他の機業地よりも遥かに盗糸の危険性が高く、川俣地方では賃機があまり発達しなかった。しかし、足踏式の普及に並行して、賃機も急速に拡大していった。
- 15) 生存権の尊重は「モラル・エコノミー (the moral economy)」に見られる特徴のひとつである。年季制度は、福島絹織物同業組合 (1904: 6) が「家長ヨリ家婦工女ニ至ルマデ其寝食及寒暑ヲ共ニスルガ如キ家族的組織」であると述べているように、良き家族主義的伝統を受け継ぐ一方で、経営効率の悪さから女工虐待の温床ともなり得るという二面性を備えていた。

参考文献

- 井上徳之助 1913. 『輸出羽二重』同文館.
- 小高町 1975. 『小高町史』小高町.
- 川俣絹織物同業組合 1910. 『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 川俣町 1979. 『川俣町史 資料編 近代・現代』(第 3 巻) 川俣町.
- 高等商業学校 1901. 『明治三十三年 福井石川両県下視察報告』高等商業学校.
- 小木田敏彦 2007. 年季制度に関する経済地理学的考察——川俣羽二重産業を例に——. 拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究 18: 83-99.
- 小木田敏彦 2008. 家内工業の近代化——福井・福島羽二重産業を例に——. 『国際開発学研究』7-2: 123-138.
- 小木田敏彦 2009. ジャパン・ブランドの誕生——福井羽二重の品質管理——. 国際開発学研究 9-1: 1-18.
- 小木田敏彦 2010. グローバル・ブランド管理の地域戦略——福井羽二重の品質改善——. 国際開発学研究 10-1: 27-42.
- 小木田敏彦 2012. クラフトの生産体制における人的資源管理と品質管理——川俣羽二重を例に——. 国際開発学研究 12-2: 59-77.
- 小木田敏彦 2013. ロストウの逆襲——内発的発展論再考——. 国際開発学研究 13-2: 1-18.
- 佐野卓男 1936. 『工業組合運動の第一線より』明倫館.
- 千葉徳爾 (1966): いわゆる「裏日本」の形成について (第二報) ——商品取引組織からみて——, 『歴史地理学紀要』8: 91-106.
- 津村節子 2003. 『絹扇』岩波書店.
- 中村剛治郎 2004. 『地域政治経済学』有斐閣.
- 日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.
- 福井県 1994. 『福井県史 通史編 5 近現代一』福井県.
- 福島絹織物同業組合 1904. 『北陸道機業視察報告』福島絹織物同業組合.
- 福島県 1910. 『産業視察報告』福島県.
- 福島県絹織物同業組合協議会 1903. 『川俣羽二重取引視察報告』福島県絹織物同業組合協議会.
- 福島県内務部 1899. 『輸出羽二重業視察復命書』福島県内務部.

- 水野雅夫 1988. 農村織物業の発生と蚊帳地生産の衰退——福井県今立郡における事例——. 『人文地理』40: 64-78.
- 山本健兒 2005. 『産業集積の経済地理学』法政大学出版局.
- Coase, R. H. 1988. *The Firm, The Market, and The Law*, Chicago and London: The University of Chicago Press. コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- Dicken, P. & Lloyd, P. P. 1990[1972]. *Location in Space*. Third ed., London: Harper & Row. デイツケン, P. & ロイド, P. E. 著, 伊藤喜栄監訳 1997. 『立地と空間 下』古今書院.
- Krugman, P. 1991. *Geography and Trade*, Cambridge, MA: The MIT Press. クルールマン, P. 著, 北村行伸・高橋亘・妹尾美起訳 1994. 『脱「国境」の経済学』東洋経済新報社.
- Krugman, P. 1995. *Development, Geography, and Economic Theory*, Cambridge, MA: The MIT Press. クルールマン, P. 著, 高中公男訳 1999. 『経済発展と産業立地の理論』文眞堂.
- Marshall, A. 1920[1890]. *Principles of Economics*, London: Macmillan. マーシャル, A. 著, 馬場啓之助訳 1966. 『経済学原理 II』東洋経済新報社.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. 1984. *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Book. ピオリ, M. J. & セーブル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水嶺』筑摩書房.
- Rostow, W.W. 1960. *The Stages of Economic Growth*, New York: Cambridge University Press. ロストウ, W. W. 著, 木村健康・久保まち子・村上泰亮訳 1961. 『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社.
- Saxenian, A. 2005. *The New Argonauts*, Cambridge, MA: Harvard University Press. サクセニアン, A. 著, 星野岳穂・本山東康之監訳 2008. 『最新・経済地理学』日経BP社.
- Taylor, F. W. 2006[1911]. *The Principles of Scientific Management*, New York: Cosimo, Inc. テイラー, F. W. 著, 有賀裕子訳 2009. 『新訳 科学的管理法』ダイヤモンド社.
- Weber, A. 1922[1909]. *Über den Standort der Industrien*, Tübingen: Verlag von J. C. B. Mohr. ウェーバー, A. 著, 篠原泰三訳 1986. 『工業立地論』大明堂.

(原稿受付 2013年5月21日)

- 料研究会編『日本陸軍とアジア政策―陸軍大将宇都宮太郎日記―』（全三巻）『日本歴史』七二七号、二〇〇八年十二月、半藤一利、横山恵一、秦郁彦、原剛『歴代陸軍大将全覧 大正篇』（中央公論新社（中公新書ラクレ）、二〇〇九年二月）、野村乙二朗『例会報告（軍事史学会）第百四十五回定例研究会 宇都宮太郎と石原莞爾―宇都宮太郎（二八六一―一九二二）と石原莞爾（一八八九―一九四九）の性格的な違いと戦略の類似について―』『軍事史学』四四巻四号（通巻一七六号）、二〇〇九年三月、櫻井良樹「参謀本部の対中工作―宇都宮太郎の活動―」同『辛亥革命と日本政治の変動』（岩波書店、二〇〇九年十二月）所収、宮本正明「宇都宮太郎と朝鮮支配」安田常雄、趙景達編『近代日本のなかの「韓国併合」』（東京堂出版、二〇一〇年三月）所収、金明洙「旧陸軍士官予備校成城学校と一九世紀末の韓国人留学生―朝鮮の洪沢栄―」韓相龍を中心に『三田学会雑誌』一〇四巻三号、二〇一一年一〇月、櫻井良樹「史料が語る日本外交4 宇都宮太郎「居中調停」に付」（一九一一年一二月三日）辛亥革命を利用した陸軍参謀本部の大陸戦略』『外交』一〇号、二〇一一年一月、吉良芳恵「宇都宮太郎日記」千葉功編『日記に読む近代日本2―明治後期―』（吉川弘文館、二〇一二年五月）所収。
- (6) 宇都宮太郎関係資料に六通の蘇峰書簡が含まれること、またその日付については、宇都宮太郎関係資料研究会の櫻井良樹教授（麗澤大学）からご教示を得ることができた。また櫻井教授は研究会代表の吉良教授に照会の労をとって下さり、筆者の資料閲覧が可能となった。この場をお借りして両教授に心より感謝の意を表したい。
- (7) 今回の翻刻については、宇都宮太郎関係資料研究会代表の吉良教授と徳富蘇峰記念館の承諾を得て行ったものである。
- (8) 徳富猪一郎『蘇峰自伝』（中央公論社、昭和十年十一月第五〇版）、三〇〇、三〇三―三〇四頁。
- (9) 前掲、佐藤『情報戦争と参謀本部』二二頁。
- (10) 拙稿「リアリストとしての徳富蘇峰と日本の対外政策」『海外事情』六〇巻六号、平成二十四年六月、二二―二三頁。
- (11) 杉井六郎『徳富蘇峰の研究』（法政大学出版局、一九七七年）の第六章「蘇峰の欧米旅行」。
- (12) イギリス滞在中の蘇峰は、オクスフォード大学図書館に自分が経営する民友社の書籍をはじめとする日本の出版物を寄贈したが、これも彼のように、日本が決して安価なマツチを輸出するだけの浅薄な国ではなく、確固とした文化をもつ「畏敬すべき存在」であることを示すためであったらう。拙稿「オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵の徳富蘇峰寄贈書」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』一五巻一号、二〇一二年九月を参照のこと。
- (13) 前掲、佐藤『情報戦争と参謀本部』五頁。
- (14) 前掲、『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』1、一九〇八（明治四十二）年九月二十四日の条、一八三頁。
- (15) 同右、一九〇九（明治四十二）年六月三日の条、二四二頁。
- (16) 同右、一九〇九（明治四十二）年六月七日の条、二四四頁。
- (17) 宇都宮太郎「昔時之夢」第一篇、第二篇、明治二十五年九月。

（原稿受付 二〇一三年五月三日）

19 大正9年7月18日 蘇峰↓宇都宮

謹啓 只今至急電報にて貴官卒倒云々の報に接し驚入申候。前途邦家多事、御同様、国思ふ情宿昔の志を成すは今後にあり、希くは速に御全快を祈る。病余の老生、同情殊に深矣。匆々不一

大正九 七月十六

宇都宮大人閣下

〔注〕封筒無し。

猪一

倒れた宇都宮は翌八月、名誉職の軍事参議官に任ぜられ、さらに一年半後の大正十一年二月、胃癌で死去している。

おわりに

以上、蘇峰と宇都宮の往復書簡を翻刻した。両者は明治二十年代末から大正後期までの長期間、書状をやり取りしていた。今後、この翻刻を基礎として、両者の関係をさらに調査、考察してみたい。

《註》

(1) 宇都宮の経歴については、宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策―陸軍大將宇都宮太郎日記―』3 (岩波書店、二〇〇七年

十二月) 卷末所収の年譜などを参照した。

(2) 吉良芳恵「刊行にあたって」、宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策―陸軍大將宇都宮太郎日記―』1 (岩波書店、二〇〇七年四月) 所収、iv-vi。

(3) 註(1)(2)に示した日記第一、三巻、ならびに第二巻の宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策―陸軍大將宇都宮太郎日記―』2 (岩波書店、二〇〇七年七月)。

(4) 佐藤守男『情報戦争と参謀本部―日露戦争と辛亥革命―』(芙蓉書房、二〇一一年)。

(5) 宇都宮をめぐる主な研究、論考、書評としては、その他に以下があげられる。西園寺一晃「日中の架け橋(その二)―徳馬と父、宇都宮太郎―」『軍縮問題資料』二二五号、一九九九年七月、櫻井良樹「辛亥革命と宇都宮太郎」『近きに在りて』四七号、二〇〇五年八月、加藤聖文「日中間関係資料の将来像と日本近代史研究の課題―シンポジウム「宇都宮太郎関係資料から見た近代日本と東アジア」に参加して―」『近きに在りて』四七号、二〇〇五年八月、吉良芳恵「宇都宮太郎関係資料から見た三・一独立運動―陸軍中央との関係を中心に―」『史艸』四六号、二〇〇五年一月、大江志乃夫「インタビュ―宇都宮太郎日記」『発見の意味―大江志乃夫氏に聞く宇都宮太郎像―』『軍縮地球市民』八号、二〇〇七年四月、孔祥吉、馮青訳「義和団時期の張之洞の帝王志向―宇都宮太郎日記を手がかりとして―」『中国研究月報』六一巻六号(通巻七一二号)、二〇〇七年六月、宮本正明「インタビュ―宇都宮太郎日記―」『親日派』記述の衝撃―(特集 歴史学と現実政治・2)、『論座』一五二号、二〇〇八年一月、中野弘喜「新刊紹介 宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策―陸軍大將宇都宮太郎日記―』第一巻、第二巻」『史學雑誌』一一七編二号、二〇〇八年二月、落合莞爾「日本近代史の真相 陸軍の裏側を見た吉蘭周蔵の手記(19)―宇都宮太郎日記―」から起高作戦Ⅱ高島勲の助再起策を追う―』『ニューリーダー』二二巻七号(通巻二四九号)、二〇〇八年七月、小林道彦「書評と紹介 宇都宮太郎関係資料

不取敢右申上候。大台 匆々不一

五月十三

猪

宇都宮大人玉几下

〔注〕封筒無し。

大正八年十一月二十五日、宇都宮は陸軍大将に昇任した。以下は蘇峰の祝状である。

17 大正8年11月26日 蘇峰↓宇都宮

宇都宮君

僕は君か陸軍中尉時代よりの知友として本日君か陸軍大将に累進したるを中心欣快の情に禁へず。一言君に祝辞を呈するの已む可らざるを感ず。君の努力と辛抱―特に辛抱―とは君をして今日あらしめたり。但た君か国家に尽す可きは寧今后にあらんとす。乞ふ自愛せよ。

大正八 十一月念六

蘇峯病夫

〔注〕封筒無し。

これを見ると、蘇峰は宇都宮を中尉のときからの友人としている。宇

都宮の中尉時代は明治二十一年十一月十六日（二十七歳）から二十六年十一月二十八日（三十二歳）であるから、蘇峰は日清戦争前から宇都宮と知り合っていたことになる。蘇峰の祝状に対して朝鮮軍司令官であった宇都宮は京城から次のように感謝の返事を出した。

18 大正8年12月1日 宇都宮↓蘇峰

真情込めたる御祝辞に接し、感慨無量也。多少の抱負を懐て此陸軍に投せしも、事多くは志と違ひ、終に今日の現状也。然るに歳月は人を待たず、当年の少年も今や将に耳順の齢に達せんとす。真に途遠くして日將に暮れんとするの感無くんはあらず。併し前途益々奮戦苦闘の覚悟なり。老兄の御健勝を祈る。妄言御礼に代ふ。敬具

大正八年十二月一日 龍山にて

宇都宮太郎

東京 蘇峯老兄

〔封筒表〕東京京橋区日吉町国民新聞社 徳富蘇峯老兄 親展。

〔封筒裏〕朝鮮龍山官邸 宇都宮太郎。

大正九年七月十五日、五十九歳の宇都宮は朝鮮軍司令部司令官室で吐血、卒倒する。電報によつて翌日これを知つた蘇峰は、すぐに見舞状を送つた。蘇峰自身、前年に悪性盲腸炎にかかり、二度の手術を受けていたため、宇都宮の不幸は他人事ではなかつた。

徳富兄

宇都宮拝

〔封筒表〕 徳富盟兄坐下。

〔封筒裏〕 宇都宮。

蘇峰は宇都宮に軍事上の情報の提供を求め、宇都宮は蘇峰に英文翻訳や書籍貸与の便宜をはかるよう求めていたことがわかる。

二、大正期

大正四年（一九一五）、蘇峰が社長をつとめる国民新聞社は創立二十五周年を迎えた。蘇峰から祝賀会の案内を受けた宇都宮は第七師団長として旭川に赴任しており、上京できない旨を返答したのが以下の書簡である。

15 大正4年5月10日 宇都宮↓蘇峰

一書拝呈仕候。本日は国民新聞満二十五年の祝典御挙行の赴、祝着ノ至ニ御坐候。折角の御案内遠路盛意に副ふ能はざるは遺憾なり。創刊以来世故茂変遷、其間正論説議一世の木鐸を以て自ら任し、君国の為め大に貢獻せらるゝ所ありしは、識者の齊しく感謝する所なり。歳月流るゝか如く、征清の役、老兄と陣中に相語りしより数ふるも春風秋雨、既に

二十年、当時年少氣銳の好大夫兄、今や將に半白の禿頭翁たり了らんとす。而して事志と違ひ、未た一事を以て君国に報ゆるある無し。老兄這回挙成の御通知に接し、二十年前の當時を追懐し、転た今昔の感に禁へざるものこれあり。唯た馬骨頑健義一の御用を他日に期するあるのみ。此地はより一年中の最好季節に向如きと申、在勤中切に御一遊を御勸申上候。先は御祝を兼ね御悦申上度、如此御坐候。敬具

大正四年五月十日 北海道旭川に於

宇都宮太郎

蘇峯徳富老兄侍史

日支交渉無事落着の報あり先は御同慶、併し馬骨の御用は縷々延期に哄笑々々候

〔封筒表〕 東京京橋区日吉町国民新聞社 徳富猪一郎様 親展。

〔封筒裏〕 北海道旭川陸軍官舎 宇都宮太郎。

当時五十四歳の宇都宮は、日清戦争時、蘇峰と陣中で語つてからすでに二十年が経過したと感無量の思いを吐露している。それに対する蘇峰の返事が以下である。

16 大正4年5月13日 蘇峰↓宇都宮

拝復 貴書敬誦感激、易勝二十余年苦節真励、何れ不日を台湾海峡以西ニ御栄侍のことと有之候。把手叙階の報も遠からざること喜楽御座候。

〔封筒裏〕 宇都宮太郎。

11 明治（ ）年6月23日 宇都宮↓蘇峰

拜啓 明廿四日夜は御約束申上候処、他に止み難き要事沸き出し候間、廿五日午後六時よりは相定め候事は相叶ふことく也。御都合相度候也。自然廿五日御支有之候は、御支なき時日御知し被下度。 敬具

六月廿三日

宇都宮拝

徳富兄

〔封筒表〕 徳富盟兄。

〔封筒裏〕 仲ノ町二十一 宇都宮。

12 明治（ ）年7月4日 宇都宮↓蘇峰

拜啓 英訳云々は御談申上候。拙者問合せし処、目下着手中、之分には九人掛にて既に約定済之赴に御坐候。此頃之時には前以て御知申上候間、右様御了承被下度、又た日本之記事は何れの人物之議論なるや小生共は一向無関係之一説に御坐候。併し確かに軍人の説とは存候。 拜具

七月四日

宇都宮拝

徳富盟兄

〔封筒表〕 徳富猪一郎殿。

〔封筒裏〕 宇都宮太郎。

13 明治（ ）年8月17日 宇都宮↓蘇峰

拜啓 訳者のことなり。二三人学力により順序付きにて御指名を請ふ。又た英学を善くし兼ねて文学も出来人物も一見識ある人、四五十円にて本部に役人の口あり。御心当あらは御報知を請ふ。尤も之は多数希望者あること故、必成は期し難し。詳細のことは拝姿に譲り、世の中の事に付き御談承度、御閑暇の時御来遊を請ふ。

八月十七日

宇都宮拝

徳富君

〔封筒表〕 徳富猪一郎殿。

〔封筒裏〕 宇都宮。

14 明治（ ）年8月19日 宇都宮↓蘇峰

拜啓 別紙書目中、朱圈を附しある書籍中、御持合の分此者へ御貸渡し被下度、御持合なき分は其符御附け被下度願上候 平田氏の件は其内に御面談可申上候也。

八月十九日

8 明治45年6月17日 宇都宮↓蘇峰

拝復 来十八日午後七時より神田美土代町青年会館に於て橘瑞超師之講演会御開催の由に就ては、御案内の由は難有事存候。然る処、今日は差支有之候。当座參館難仕候間、右御礼旁御断はり申上度、如此御座候。

拝具

明治四十五年六月十七日

宇都宮太郎

徳富猪一郎殿

〔封筒表〕京橋区日吉町二十番地 国民新聞社長徳富猪一郎殿。

〔封筒裏〕参謀本部 宇都宮太郎。

以下、明治期であるが、年や日付が欠けているものを掲げる。やむを得ず便宜上、月日の順に配列した。

9 明治（ ）年（ ）月（ ）日 蘇峰↓宇都宮

久闊御宥免を乞ふ

扱本日弟門楼にて陸軍諸氏の弁護論をする積りなり』就ては左の条に一寸御垂示を乞ふ

露国の即今出兵の総数、鉄道荷車両の数

仏、独閔係 英国閔係 又た英仏同盟軍の北京に入の数

仏の東京にて清国と戦ひし数

因に上下列国出兵の数を講話するには及ひ不申候。列国出兵の数の少

れは少き程我邦の大陸に於ける位地は侷特となるなり。右は新聞には出

し申さず候間、概略丈にてよろしく折返し御示教を乞ふ。匆々不一

十六時頃

大狂兄

〔封筒表〕仲ノ町 宇都宮太郎殿。

〔封筒裏〕徳富猪一郎。

今日、陸軍を弁護する講演を行うが、ロシアの兵力、清仏戦争におけるフランスの兵数などを教えてほしいという蘇峰の要請である。しかしこの急な用件に宇都宮は応えることができず、次の返事を送った。

10 明治（ ）年4月16日 宇都宮↓蘇峰

拝復 御下問の件は御即答申上兼候は誠に遺憾なり。暫くの時日あれば取調べ、差支無き部分丈は御知せ可申も、間に合はざるを如何せん。右

御承知被下度。 拝具

四月十六日

大狂拝

蘇峯兄

〔封筒表〕徳富老兄 貴答。

以下のように記されている。「夜、国民新聞社長徳富猪一郎を晚餐に招き、打解け談笑。十時に及んで辞去る。」宇都宮にとつても楽しいひと時であつたことがわかる。¹⁴⁾

それから九ヶ月後の明治四十二年六月三日にも、宇都宮は蘇峰を晚餐に招いている。宇都宮日記にこのときの記述があるが、それによると二人は諸事の話を交換し、宇都宮が明治二十五年ころ起草して川上操六参謀次長に提出した意見書（後に「昔時の夢」と名づける）を蘇峰に貸し出した。また宇都宮が在英中、イギリスに徴兵令を採用させる気運を起こして同盟国イギリスの兵力を堅いものにしよと意図し、『モーニング・ポスト』に匿名で投書したという原文の一部を蘇峰に与えたところ。¹⁵⁾ その三日後、宇都宮は蘇峰に以下のように書き送つた。

7 明治(42)年6月6日 宇都宮↓徳富

拝啓 先夜は久振に御高説拝聴、誠に愉快に相覚申候。借其際差上の「昔時ノ夢」御用済に御坐候は、此者へ御渡被下度、私は明朝出発之予定に御坐候。尤も明夜は山公（山県有朋公）へ参上、小田原一泊の筈に御坐候。敬具

六月六日

辱知太郎

蘇峰先覚侍史

〔封筒表〕 青山南町六丁目 徳富猪一郎殿。

〔封筒裏〕 原宿一一五 宇都宮拝。

宇都宮は貸し出した「昔時の夢」が用済みになれば返却してほしいと頼んでいる。宇都宮日記によれば、翌七日早朝、蘇峰は宇都宮の下を訪れ、これを返している。¹⁶⁾

なお筆者は、右に登場する宇都宮の意見書「昔時之夢」第一篇、第二篇を吉良教授のご厚意により閲覧させて頂いたが、その内容はロシアの極東進出に対して日本のあるべき国家戦略を構想した実に興味深いものである。第一篇は、日本は専守的防衛でなく攻勢的防衛でなければ国家を保持できないとした上で、最終的に日本は清国、イギリスと同盟してロシアを西方に駆逐してその領土を三分にすべきであると結論づけるもので、第二篇は東三国同盟（日清英）と西三国同盟（独墺伊）対ロシアの戦争をシミュレーションしたものである。¹⁷⁾ 宇都宮が川上操六にこれを提出したのは明治二十五年九月で、陸軍大学校は卒業していたものの、まだ三十一歳の中尉時代のことであつた。

大正期を迎える直前の明治四十五年（一九一二）六月、蘇峰は宇都宮に仏僧、探検家である橘瑞超の講演会の開催を知らせている。橘（当時二十二歳）は第三次大谷探検隊のメンバー二名のうちの一人として新疆や敦煌を調査し、同月に帰国したばかりであつた。蘇峰は探検隊を派遣した大谷光瑞と親しいというだけでなく、中央アジアを踏破し、現地事情に詳しい橘の講演をインテリジェンスの観点から、情報紙を歩んできた宇都宮に聴かせたのであろう。しかしながら宇都宮の都合がつかず、次の返事が蘇峰の下に寄せられた。

を探り、日英同盟の軍事的内実を生み出す準備を推進した。すなわち日本陸軍で「日英軍事協商」の交渉の口火を切った人物が他ならぬ宇都宮であった。^⑤ 蘇峰は民間ジャーナリストとして、宇都宮は情報将校として、それぞれのパートで日英同盟の達成や充実に邁進したわけである。宇都宮のイギリス行きを知った蘇峰は、同国における知人への紹介状をしたためたいと申し出たようで、それに対する宇都宮の返事が以下である。

5 明治(34)年1月23日 宇都宮↓蘇峰

拝啓 其後は久拝賀を心得る処、益々御元気の赴、祝着此事に御坐候。此度の転職に就ては早速御紙面を辱無候。殊に御友人へ添書おもと^マの御芳情乍、毎時御好意深御礼申上候。出発前には種々御高見も承はり度、一夕日を定めて御出會仕度念に御坐候。当時インフルエンザにて就辱中に御坐候は、何れ其内時日御報可申上、出発は他の同僚と相會し致度、来月十日前後の積に御坐候。先は御礼を兼ね御返辞儀一状如此御坐候。勿々拝具

一月廿三

大狂生拝

蘇峯仁兄大人侍童

〔封筒表〕京橋区日吉町国民新聞社 徳富猪一郎殿 親展。

〔封筒裏〕芝白金今里町九六 宇都宮太郎。

現在インフルエンザで病臥中だが、出発は二月十日前後のつもりであると宇都宮は知らせている。

次に紹介するのは、宇都宮が明治三十九年に帰国してからさらに二年以上を経た時点で蘇峰から送られた書簡である。

6 明治41年9月25日 蘇峰↓宇都宮

昨夜長談十年振りに愉快此事に候。御互未老又未可老、八十や九十迄も働かねはとも思ふ様の仕事も出来不申と存候。令夫人に書函送申候。

頓首

四十一 九月念五

猪

宇都宮仁兄大人玉几下

〔封筒表〕市内青山原宿 宇都宮太郎殿。

〔封筒裏〕東京市赤坂区青山南町六丁目三十番地 徳富猪一郎〔住所印〕。

当時、蘇峰は四十五歳、宇都宮（大佐、歩兵第一連隊長）は四十七歳の働き盛りであった。蘇峰は十年ぶりに長話ができて愉快だった、お互い八十、九十歳まで働かなくては思うような仕事はできないとこぼしているが、実際蘇峰は九十四歳まで生き、『近世日本国民史』全百巻の執筆をはじめ多くの仕事を成し遂げることができた。他方、宇都宮は六十一歳で世を去ることになる。なお宇都宮の日記にもこの日のことが

4 明治29年5月12日 蘇峰↓宇都宮

啓上 兄と面晤する能はさりしは小生の遺憾に候。然れとも兄の懇書に接し、大に別情を慰するを得たり。

貴旨詳承す、小生旅行の大眼目亦た概して此に存矣。

此行第一は世界の相場を踏み試みんか為め也。他日世界の何処に事変生するも掌紋を指すか如く、まさかの時には赤手にて飛び出すも決して愧懼せざるの覚悟也。概すれば世界の大勢と大体とを呑み込み度き也。第二は世界よりして日本を眺め、世界に於ける日本の位地を觀察し度き也。第三は英國人に向て日英同盟の下地を誘導せんとする也。

特に此の第三は実地同様に関する事なれば、小生は余力を剩さぬ覚悟に候。

小生の英人誘導の主旨は、大日本の真相を歴史的に事実に渠輩に知らしむること也。別言すれば日本の敬畏す可く信倚す可く、敵として強敵、味方として親友たることを知らしむるにあり。国辱マツチの製造場国たり日本は、又た所謂家康の故郷たることを知らしむるにあり。

国交は個人交から着手すること小生之を知る。然乍従来洋行の士、一芸一能の士にあらざれば功利に汲々たる凡夫多し。況んや国家経綸の大体に通曉するの士に於ては參々晨星の如し。小生不肖なれとも大日本紳士の品格と面目とを發揮し、多少肝胆相照らすの人事を信す。

小生は英を知ること怠る故に労は半にして或一切供スルモ亦た未だ知不可候。彼の三国の如き復た露仏二国の如きも研究は勿論、場合に於ては実地の施設にも多少努力する所あらんとす。志漫に雄にして才足らざる

を憾むるのみ。兄の表言に對して愚見を開き候。此訥言断行は吾人の期する所、他日於兄に重ねて肝胆相照らすの時を俟つ已 勿々不一

廿九年五月十二日 相州逗子ニ於て

蘇峰生

宇都宮兄坐下

〔封筒表〕東京赤坂仲ノ町 宇都宮太郎殿。

〔封筒裏〕相州逗子 徳富猪一郎。

蘇峰によると旅行の目的は、①世界の大勢と大局を肌でつかみ、②世界から日本を眺めて日本の位置を觀察することである。さらに、③イギリス人に日英同盟の下地を誘導することで、とくにこの点は余力を残さない覚悟であり、彼らをそこに導くには日本の真相を歴史的、事実に知らしめ、日本が畏敬すべき存在であつて、敵に回すと手強く、味方にすると親友になり得る国であることを示す必要があるという。そのためにも、自分は日本の紳士としての品格と面目を發揮したいと蘇峰は述べている。¹²⁾

それから約五年後、今度は宇都宮がイギリスに旅立つことになった。明治三十四年（一九〇一）一月、イギリス公使館付武官を命じられた宇都宮少佐は以後、日英同盟協約調印や日露戦争を経て明治三十九年三月までの約五年間、同国に滞在する。着任後の彼はイギリス陸軍省高級幕僚と積極的に接触し、日英同盟にもとづく「日英軍事協商」の手がかり

あつたアドバイスを以下のように蘇峰に書き送っている。

3 明治29年5月10日 宇都宮↓蘇峰

拜啓 是非御面会申上度存居候処、昨突然出張を命せられ、今月廿日過にあらされは帰京仕らす、到底御面談は六ヶ敷かと存候。別に御談申すことも無けれども、帝国将来の大計上、是非共英国を我味方に引込み、猶ほ旧三国同盟アタも此圏中に引込み候事は帝国の爲め尤も力むべきことと存候。露とは早晩一大決戦を交へざる可らず。露とは一時の協同は勿論出来へし、否な或る時機にては彼寧ろ喜んで之を受けん。なれども彼れか国利と我国利、彼れか目的と我目的とは全然正反對にして、到底兩者並立する能はず。日英の何れを敵とし、何を友とすへきかに付ては兵家として余は長き宿論あり。之アタも見て貰ひ、兄の議論をも聞かんと欲せしかに、遂に果す能はず残念なり。併し兄の議論の大体は、余は之を推することを得るなり。善し行け、行て帝国の**実益**を画し來れ。文章や演説の種草を拾ひ來らんことは、余は之を**実益**とは謂ざるなり。国と国との交は固より為政当局者の手腕に籍ること甚た多し。然れとも国と国との交際は人と人との交際より誘導し來ることを得、否な之を力めざる可らず。兄倫敦、伯林若くは維納、羅馬に遊ぶの日、東洋の志士として広く其政治家、軍人、新聞記者、若くは商工業者の間に見よ。豈に同感同情の傑士無らざらんや。而して其露都、仏京に入る、他日の我對手として亦た深く審察を加ふるを要す。約言すれば兄は兄は国の爲めに朋友を求め來れ。而して敵国として露仏国ト露仏人を研究し來れ。此二項は兄の

今日の位置に於て余か兄に望む所の謂レ所帝国の**実益**なり。最後に望み特に衛生上の注意を怠る勿れ。

廿九年五月十日

徳富蘇峯兄坐下

〔封筒表〕 国民新聞社 徳富猪一郎殿 急信。

〔封筒裏〕 宇都宮太郎。

宇都宮の主張は明確である。ロシアの南下から日本の安全と利益を守るためには、①イギリスを味方に引き込み、旧三国同盟（ドイツ、オーストリア・ハンガリー、イタリア）もその圏内に引き込む、②日本、ロシアの国利と目的は並立できず、ロシアとは早晩一大決戦を交えざるを得ない、③西洋に行つて日本の実益を画し來たれ、④日本のために朋友を求めよ、敵国としてロシア、フランス、ならびに両国人を研究せよと云うのである。宇都宮は日露の対決が必至であると考えており、それに備えて仮想敵国（露仏）を知り、ロシアを包圍するため味方（英、できれば独塊伊も）を獲得しなければならぬ、日本の国益のためそれに尽力してほしいというわけである。この宇都宮のメッセージに対して、蘇峰は自分の旅行目的を次のように打ち明けている。

の人士を頼む事難し。否な実に新世紀を組み立つべき吾人後進者の雙肩に在り。願くは兄等と之を努めん。但し多分明日頃より上陸、此二句の間には一戦の心算なり。之に死せは後は諸君に一切御頼みす。先は御返事まで。

十月九日 澎湖島馬公港

宇都宮拝

徳富兄

〔封筒表〕 徳富猪一郎殿。

〔封筒裏〕 宇都宮。

明治二十八年に策定された軍備拡張案は国家百年の大計をはかる事業であり、大志もない凡庸の小政治家どもに打ち壊されては切齒の至りである、しかし日本の運命を彼らが抑止できるものではなく、いま「敵国」への準備をしてこそわが志がとげられるのだというのである。結局、陸軍の拡張は認められ、六個師団、騎兵二個旅団、砲兵二個旅団が増設されることになった。

翌明治二十九年（一八九六）五月二十一日、蘇峰はイギリス、ヨーロッパに向けて横浜を出港した。アメリカ経由で約一年後に帰国するまで、彼はこの旅行の主目的の一つである日英同盟工作（とくにイギリスのジャーナリストに接近して、同国に日英同盟の世論が形成されるよう下地を作る）を進めるが、それは同じく日英同盟の実現を望んでいた宇都

宮の意にもかなうものであった。出発直前の蘇峰に宇都宮は次のような手紙を送った。

2 明治29年5月8日 宇都宮↓蘇峰

拝啓 益御多祥奉恭賀候。偕御出発も近つき候に付き、一夕御高論拝誦仕度、来る十三日御差支無之候は、午後六時頃より御泊掛に御来遊被下間敷哉。若し當日御支有之候は、他の日を御撰定御一報被下度、尤も来十五日は當方に間有之候間、其御含にて御撰定相成度候。敬具

五月八日

宇都宮拝

蘇峯老台貴下

追て御諾否御一報相煩度候

〔封筒表〕 国民新聞社 徳富猪一郎殿 急信。

〔封筒裏〕 赤坂仲ノ町二十一 宇都宮太郎。

出港約一週間前にあたる五月十三日の夕方、宇都宮は蘇峰に泊りがけで遊びに来てほしいと所望している。当時宇都宮（三十五歳）は大尉、参謀本部付で、国民新聞社社長・主筆の蘇峰（三十三歳）と一夜、意見を交換したいというわけである。両者が相当親密な関係になっていることがうかがえる。しかしその後、宇都宮は急な出張を命じられたため、二人の面会はかなわなかった。そのため宇都宮は本来、直接話す予定で

て、両者の対応関係の一端を明らかにすることができる。⁷⁾

従来、蘇峰と宇都宮の関係については、ほとんど知られていなかった。『蘇峰自伝』には、日清戦争当時、蘇峰が川上操六参謀次長に接近し、新聞の種を取るため、ほとんど毎朝のように川上邸を訪ねていたこと、さらに広島に大本営が移動すると、川上の部下である参謀本部付の将校としばしば往来したことが記されている。⁸⁾ その頃の川上にとつて宇都宮はもつとも信任する情報参謀将校の一人であり、また宇都宮も川上にもつとも私淑しており、⁹⁾ 川上を介して蘇峰と宇都宮が出会う場面があったことは容易に想像され得る。

かつて筆者は、蘇峰と宇都宮の關係に言及している。日清戦争後の明治二十九年（一八九六）五月、蘇峰は日英同盟工作という目的を秘めつつイギリス、ヨーロッパに渡航するが、その直前、宇都宮が蘇峰にアドバイスの書簡（二宮・蘇峰記念館所蔵）を送っている。それを部分的に引用し、当時二人は同年輩（宇都宮三十五歳、蘇峰三十三歳）であるだけでなく、ロシアの南進を日英同盟によつて抑えるという点で志をとむにする同志であつたとしたが、¹⁰⁾ 管見の及ぶ限りではこの筆者の指摘以外に、蘇峰と宇都宮の關係に言及した研究は見られないようである。

本稿は、これまで取り上げられることのなかつた蘇峰と宇都宮の往復書簡を全文翻刻し、今後の研究の基礎資料としてみたい。なお書簡は年月日順に配列し、推定年には（ ）を付し、年代が不明のものはやむをえず後に配置した。また仮名遣いは原則として平仮名に統一し、合成字は普通体平仮名に改め、漢字は常用漢字を使用し、読み易さを考慮し

て適宜句読点を補った。原文に圏点、レ点、傍線、二重線がある場合はそのまま掲載してある。

一、明治期

明治二十八年（一八九五）四月の日清戦争終了後、日本は台湾平定のため南進軍を派遣することになるが、宇都宮も九月より同軍参謀として台湾に出征することになった。このとき蘇峰に送つたのが次の書簡である。

1 明治(28)年10月9日 宇都宮↓蘇峰

拜啓 過日は御紙面奉謝候。嘆すへき点より言へは寔に御同感の至りなり。殊に例の拡張案の如きは国百年の大計を立てんとしての事業なり。之を一に凡庸共の目的も無き大志も無き輩に打壊はされては実に切齒の至りなり。併し小生は一転頓悟到候。即ち私かに謂ふ、大日本帝国の運命は区々凡庸小政治共の到底抑止し得る所にあらず。且つ彼等の余年も最早幾何も無し。一新機運の回転し来る、亦た其間遠きにあらざるへしと。唯た此瞬間中にも進動止まざるものは世界の活勢なり、敵国の準備なり。

暫く鶏林の一事に付て言ふも我志を成す事、明治七年は其十五年より易く、十五年は十七年より易かりとなり、之と同様に来年は今年より難く、十年後は十年の前より難からん。此難を排して能く我志業を遂くるは一に世界の暗流に後さるの我か準備に在り。而して此準備は最早毫せん彼

徳富蘇峰と宇都宮太郎の往復書簡

澤田次郎

はじめに

宇都宮太郎（文久元年―大正十一年、一八六一―一九二二）は明治、大正期に活躍した陸軍軍人である。イギリス公使館付武官、参謀本部第二部長（情報）、第七師団長（旭川）、第四師団長（大阪）、朝鮮軍司令官などを歴任している。^①

平成十四年（二〇〇二）、宇都宮家に残された膨大な資料が研究者グループの閲覧に供せられたことを契機として、宇都宮に関する研究は急速かつ飛躍的に発展した。日本女子大学の吉良芳恵教授を代表者とする宇都宮太郎関係資料研究会がこれまで整理、解読、考察を進めてきた資料は以下のように分類される。①「宇都宮太郎日記」全十五冊（明治三十三年、明治四十一―大正五年、大正七年―十年）、②書簡約五、〇〇〇通、③関係書類約二、〇〇〇点、④写真約二〇〇点、⑤恩賜の双眼鏡等

モノ資料である。^② 吉良教授らはそのうち①の「宇都宮太郎日記」を平成十九年（二〇〇七）に三巻本として公刊するなど、数多くの成果を発表してきた。同研究会のメンバーによって宇都宮の本格的な研究がスタートすることになった。

その他にも近年、別の研究者によってインテリジェンスの視点から情報将校としての宇都宮の活動が考察されており、^④ 今後も宇都宮に関する考証が一層盛んになっていくことが期待される。^⑤

さて今回、吉良教授のご厚意により、宇都宮太郎関係資料研究会が保管している先述の資料のうち②に含まれるジャーナリスト・徳富蘇峰（文久三年―昭和三十二年、一八六三―一九五七）の書簡を閲覧させて頂いた。すなわち蘇峰から宇都宮に宛てた計六通である。^⑥ 一方、神奈川県中郡二宮町の財団法人徳富蘇峰記念塩崎財団・徳富蘇峰記念館（以下、二宮・蘇峰記念館と略称）には、逆に宇都宮から蘇峰に宛てた計十三通が保存されている。以上合わせて十九通の往復書簡を照合することによつ

外国人が学ぶ日本経済論の教材開発

吉野文雄

要旨

筆者は2007年度より、拓殖大学大学院国際協力学研究科博士前期課程の国際開発専攻において、「Japan Studies (Industrial Development)」という科目を担当している。当専攻の講義は日本語と英語で開講されており、学生の言語能力に応じて、入試から修士論文まで日本語だけ、英語だけ、または両者を組み合わせて修了できるようになっている。その指導経験をもとに、経済学ないし日本研究の専攻ではない外国人学生に日本経済論を教授する場合の教材について考察した。

この講義はテキストは用いず、プリントを中心に行っている。もし、経済学専攻の大学院生を対象にしたものであれば、M. E. Sharpeが1972年秋に創刊したジャーナル、*The Japanese Economy* や、Elsevierが1987年に創刊したジャーナル、*The Japanese and International Economies* などから論文を抜き出して講義することができよう。しかし、国際開発専攻の大学院生の多くの関心は、個別の開発プロジェクトであるとか、NGOの活動にあり、大学院で定めた教育の指針でも「現場力」が強調されており、経済学の予備知識には欠けている。講義では経済学における因果性の解明などには立ち入れないのが現実である。

日本経済論と銘打った英文書籍は少ない。日英対訳やジャーナリストティックな解説本を含めても十指に満たないのではないだろうか。経済学専攻の大学院生を対象とする書籍としては、Ito (1992)があつたが、今日ではすでに古すぎる。大学院生または学部上級生対象ということであれば、Flath (2005)がある。これには経済学の予備知識は必要としない章もある。説明もメインストリームなものであり、著者独自の分析というものはなく、学部学生には適当な教科書と言えるであろう。

これらのテキストを用いることも考えたが、いずれにしても新しいデータや補足事項などを用意する必要があるので、結局自ら簡単なプリントを用意することに決めた。

教材作成の最大の課題は、英語情報を入手できないことである。紙媒体だけでなく、インターネット上にさまざまな情報が蓄積されていても、かゆい所に手が届かないのが現実である。具体的には、財政に関して英語の情報が乏しい。次いで英語情報が乏しいのは、農業である。農作物の名称からして難しい。農林水産省が毎年出している『食料・農業・農村白書』が *Annual*

Report on Food, Agriculture and Rural Areas in Japan として、要約版が発表されているが、日本語版が出されてから英語要約版が出るまで1年ほどかかるようである。情報としても古くなるし、要約版ではタームペーパー程度はどうか書けるが、修士論文の情報としては不十分であろう。さらに都道府県や市町村に関する英語情報が乏しい。「外国企業を積極的に誘致しています」とウェブサイトを書いているような地方自治体でも、経済構造や財政に関する英語情報がウェブサイトがない。

歴史軽視というと、歴史を専攻している方は不愉快に思われるかもしれないが、限られた時間内に日本経済の実態を学んでもらうには、時系列情報にこだわる必要はないように思われる。学生によりけりだが、外国人学生の中にはあまり歴史に関心のない者もいる。もちろん逆に歴史に詳しい者もいる。時間的因果関係の理解も重要だが、経済学の予備知識がない学生に与えられた時間内に理解させるには困難なことも多い。

そこで、過去を語るのは、受講している学生が生まれて以降に限定するように注意を払った。結果、講義で取り上げるのは失われた20年と呼ばれる1990年代以降が中心となった。

これは筆者の指向性によるのかもしれないが、講義全体に、地図を渡して空間的な理解を促すように心がけた。たとえば、日本人学生に日本経済論を教える場合、貿易の章で、貿易港・空港別の貿易額などを示すことはまずないであろう。しかし、外国人の場合、新東京国際空港での通関額の多さを示し、日本が貿易している商品を類推させることで、日本経済をより身近に感じるようである。

今後日本で、また外国で英語で日本経済論を講義する機会は増えるものと思われる。筆者には共通語としての英語の使用を推進するようなつもりは全くない。すでに日本に来る多くの留学生が、日本語を学ぶことなく卒業、修了している現実を考えると、そのニーズがあろうということである。

参考文献

- Flath, David (2005) , *The Japanese Economy Second Edition*, Oxford University Press, Oxford.
Ito, Takatoshi (1992) , *The Japanese Economy*, MIT Press, Cambridge.

本稿は、『経済教育』第32号（経済教育学会、2013年9月刊行予定）に掲載が決まった「外国人学生のための日本経済論」の抄録である。平成24年度拓殖大学政治経済研究所個人研究助成金研究課題「外国人が学ぶ日本経済論の教材開発」の研究成果の一部である。

(原稿受付 2013年5月29日)

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿規則

1. 目的

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』（以下「紀要」という）は、研究成果の発表を含む多様な学術情報の場を提供し、研究活動の促進に供することを発行の目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

(1) 5月末日締切—9月発行

(2) 10月末日締切—3月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合には少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員とする。

ただし、次の者は、政治経済研究所会議（以下「会議」という）が認めた場合、投稿することができる。

(1) 拓殖大学（以下「本学」という）・拓殖大学北海道短期大学の専任教員

(2) 研究所の元研究員

(3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員

(4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師

なお、会議は上記以外の者に、投稿を依頼することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は、研究所に帰属する。

また、研究所が必要と認めたときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

5. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、各号の決められた日までに研究所に提出する。

6. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成を使用して学会等で既発表のものは、抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める「拓殖大学政治経済研究所 『拓殖大学論集

政治・経済・法律研究』執筆要領」(以下「執筆要領」という)に従って投稿者が指定するが、編集委員会は、投稿者と協議の上、これを変更することができる。

- (2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は、論文に限る。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 論文 40,000字(1行43字×34行で27頁)以内 A4縦版・横書
- ② 上記以外のもの 20,000字(1行43字×34行で14頁)以内

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 執筆に際しては、別に定める執筆要領に倣うものとする。
- (5) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (7) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長(以下「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

7. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

8. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

9. 投稿(原稿)料、別刷・抜刷

投稿者には、一切の投稿(原稿)料を支払わない。

投稿者へ別刷を、50部まで無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は、有料とする。

10. 発行後の正誤訂正

(1) 印刷の誤りについては、著者の申し出があった場合にこれを掲載する。

(2) 印刷の誤り以外の訂正・追加などは、原則として取り扱わない。

ただし、投稿者（著者）の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、その都度、編集委員会で決定する。

12. 改 廃

この規定の改廃は、会議の議を経て、所長が決定する。

附 則

この規則の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則の規程は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆要領

1. 用語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

2. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

(1) 数字は、アラビア数字を用いる。

(2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。

(3) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

3. 表紙

投稿原稿と一緒に、「『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 投稿原稿表紙」に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については、以下に付記する。

4. 要旨

投稿論文には、研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を、A4用紙1枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際、投希論文キーワードも5項目以内で記載する。

また、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

5. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

(2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版，横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、使用 OS 名とソフトウェアのバージョン等を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿データを保管しておくこと。

8. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

附 則

この要領の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付記：

投稿分野・区分の定義について

- ①論 文：(1) 研究の課題，方法，結果，含意（考察）について明確になっている。
(2) 方法，技術，表現などが一定の水準に達している。
(3) 項目(1)の事項について独自性がみられる。
- ②研究ノート：(1) 研究の中間生産物として考えられるもの。
(2) 論文に準じる形式のもの。
- ③判 例 研 究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ④解 説 論 文：他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。
- ⑤講 演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ⑥シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑦書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑧随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑨通 信：個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑩報 告：学界展望など。
研究所からの通知を含む。
- ⑪資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- ⑫抄 録：政治経済研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。

